令和元年矢巾町議会定例会６月会議目次

議案目次 …… １

第　１　号　（６月４日）

○議事日程 …… ３
○本日の会議に付した事件 …… ４
○出席議員 …… ４
○欠席議員 …… ５
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 …… ５
○職務のために出席した職員 …… ５
○開　　議 …… ７
○議事日程の報告 …… ７
○諸般の報告 …… ７
○会議録署名議員の指名 …… ７
○会議期間の決定 …… ７
○請願・陳情 …… ８
１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
○報告第　６号　平成３０年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について …… ８
○報告第　７号　平成３０年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について …… ９
○報告第　８号　平成３０年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について ……１０
○議案第４２号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散の協議に関し議決を求めることについて ……１１
○議案第４３号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて ……１２
○議案第４４号　住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について ……１３
○議案第４５号　矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の制定について ……１４

○議案第４６号　矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第４７号　矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第４８号　矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第４９号　矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第５０号　矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第５１号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第５２号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第５３号　矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第５４号　矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第５５号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第５６号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第５７号　矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第５８号　矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第５９号　矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について　……１６
○議案第６０号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について　……２２
○議案第６１号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について　……２３
○議案第６２号　矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について　……２４
○議案第６３号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について　……２５
○議案第６４号　矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について　……２６
○議案第６５号　矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について　……２８
○議案第６６号　財産の取得に関し議決を求めることについて　……２９
○議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第１号）について　……３２
○議案第６８号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につ

いて …… ３３
○散　　会 …… ３５

第　２　号　（６月６日）
○議事日程 …… ３７
○本日の会議に付した事件 …… ３７
○出席議員 …… ３７
○欠席議員 …… ３７
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 …… ３７
○職務のために出席した職員 …… ３８
○開　　議 …… ３９
○議事日程の報告 …… ３９
○一般質問 …… ３９
１　村　松　信　一　議員 …… ３９
２　昆　　秀　一　議員 …… ６６
３　谷　上　知　子　議員 …… １０４
４　赤　丸　秀　雄　議員 …… １１５
○散　　会 …… １３７

第　３　号　（６月７日）
○議事日程 …… １３９
○本日の会議に付した事件 …… １３９
○出席議員 …… １３９
○欠席議員 …… １３９
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 …… １３９
○職務のために出席した職員 …… １４０
○開　　議 …… １４１
○議事日程の報告 …… １４１
○一般質問 …… １４１
１　髙　橋　七　郎　議員 …… １４１

２　小笠原　佳　子　議員　……１６４
３　小　川　文　子　議員　……１７２
４　廣　田　清　実　議員　……１８８
○散　　会　……２０２

第　４　号　（６月１０日）
○議事日程　……２０３
○本日の会議に付した事件　……２０３
○出席議員　……２０３
○欠席議員　……２０３
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……２０３
○職務のために出席した職員　……２０４
○開　　議　……２０５
○議事日程の報告　……２０５
○一般質問　……２０５
１　高　橋　安　子　議員　……２０５
２　山　﨑　道　夫　議員　……２２４
３　川　村　よし子　議員　……２５３
４　藤　原　梅　昭　議員　……２７４
○散　　会　……２９５

第　５　号　（６月１３日）
○議事日程　……２９７
○本日の会議に付した事件　……２９７
○出席議員　……２９７
○欠席議員　……２９７
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……２９８
○職務のために出席した職員　……２９８
○開　　議　……２９９
○議事日程の報告　……２９９

○請願・陳情の審査報告　……２９９
　１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
○議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第１号）について　……３００
○議案第６９号　監査委員の選任に関し同意を求めることについて　……３０２
○議案第７０号　矢巾ＳＩＣ関連町道宮田線道路改良その１工事請負契約の変更について　……３０３
○発議案第４号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について　……３０４
○散　　会　……３０５
○署　　名　……３０７

議　案　目　次

令和元年矢巾町議会定例会６月会議

１．請願・陳情

１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願

２．報告第　６号　平成３０年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

３．報告第　７号　平成３０年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

４．報告第　８号　平成３０年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

５．議案第４２号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散の協議に関し議決を求めることについて

６．議案第４３号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて

７．議案第４４号　住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

８．議案第４５号　矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の制定について

９．議案第４６号　矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例について

１０．議案第４７号　矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

１１．議案第４８号　矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について

１２．議案第４９号　矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について

１３．議案第５０号　矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について

１４．議案第５１号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

１５．議案第５２号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について

１６．議案第５３号　矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について

１７．議案第５４号　矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

１８．議案第５５号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

１９．議案第５６号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

２０．議案第５７号　矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について

２１．議案第５８号　矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について

２２．議案第５９号　矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

２３．議案第６０号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

２４．議案第６１号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

２５．議案第６２号　矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について

２６．議案第６３号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

２７．議案第６４号　矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

２８．議案第６５号　矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

２９．議案第６６号　財産の取得に関し議決を求めることについて

３０．議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第１号）について

３１．議案第６８号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

３２．議案第６９号　監査委員の選任に関し同意を求めることについて

３３．議案第７０号　矢巾ＳＩＣ関連町道宮田線道路改良その１工事請負契約の変更について

３４．発議案第４号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

令和元年矢巾町議会定例会６月会議議事日程（第１号）

令和元年６月４日（火）午前１０時開議

議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会議期間の決定

第　３　請願・陳情

１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願

第　４　報告第　６号　平成３０年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第　５　報告第　７号　平成３０年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第　６　報告第　８号　平成３０年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第　７　議案第４２号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散の協議に関し議決を求めることについて

第　８　議案第４３号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて

第　９　議案第４４号　住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第１０　議案第４５号　矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の制定について

第１１　議案第４６号　矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例について

第１２　議案第４７号　矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

第１３　議案第４８号　矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について

第１４　議案第４９号　矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について

第１５　議案第５０号　矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について

第１６　議案第５１号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

第１７　議案第５２号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について

第１８　議案第５３号　矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について

第１９　議案第５４号　矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

第２０　議案第５５号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例について
第２１　議案第５６号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
第２２　議案第５７号　矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
第２３　議案第５８号　矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について
第２４　議案第５９号　矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第２５　議案第６０号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第２６　議案第６１号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
第２７　議案第６２号　矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について
第２８　議案第６３号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
第２９　議案第６４号　矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第３０　議案第６５号　矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第３１　議案第６６号　財産の取得に関し議決を求めることについて
第３２　議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第１号）について
第３３　議案第６８号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１４番	小川文子　議員	１５番	山﨑道夫　議員

１６番	廣　田　光　男　議員	１７番	髙　橋　七　郎　議員
１８番	藤　原　由　巳　議員		

欠席議員（１名）

１３番	川　村　よし子　議員

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高　橋　昌　造　君	副町長	水　本　良　則　君
総務課長 兼防災安全室長	佐　藤　健　一　君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉　岡　律　司　君
会計管理者 兼税務課長 兼出納室長	花　立　孝　美　君	住民課長	吉　田　　徹　君
福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅　沼　圭　美　君	健康長寿課長	田　村　英　典　君
産業振興課長	菅　原　弘　範　君	道路都市課長	佐々木　芳　満　君
農業委員会事務局長	高　橋　　保　君	上下水道課長	田　村　昭　弘　君
特命担当課長（土地）	藤　原　道　明　君	特命担当課長（福祉）	村　松　　徹　君
教育長	和　田　　修　君	学務課長	田中舘　和　昭　君
社会教育課長 兼公民館長	浅　沼　　仁　君	学校給食共同調理場所長	村　松　康　志　君
代表監査委員	吉　田　　功　君	農業委員会会長	米　倉　孝　一　君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野　中　伸　悦　君	係長	藤　原　和　久　君
主査	佐々木　睦　子　君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、13番、川村よし子議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから令和元年矢巾町議会定例会を再開します。

これより６月会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――

諸般の報告

○議長（藤原由巳議員）　日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、当職からの議会関係報告を行います。

（議長　議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員）　次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長　行政報告）

○議長（藤原由巳議員）　以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

１番　藤　原　信　悦　議員

２番　吉　田　喜　博　議員

３番　小笠原　佳　子　議員

の３名を指名します。

―――

日程第２　会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員）　日程第２、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の６月会議の会議期間は５月24日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から６月13日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、６月会議の会議期間は本日から６月13日までの10日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

―――

日程第３　請願・陳情

１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願

○議長（藤原由巳議員）　日程第３、請願・陳情を議題とします。

５月24日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願については、会議規則第92条第１項の規定により総務常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、１請願第１号については総務常任委員会に付託して審査することに決定しました。

―――

日程第４　報告第６号　平成３０年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藤原由巳議員）　日程第４、報告第６号　平成30年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　報告第６号　平成30年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

について説明を申し上げます。

平成30年度において繰り越しをいたしました事業は、２款総務費の住居表示事業及び公共交通事業、３款民生費のプレミアム付商品券事業、６款農林水産業費の特用林産施設等体制整備事業、担い手確保・経営強化支援事業及び農地耕作条件改善事業、８款土木費の道路維持補修事業、町道改良舗装事業、交通安全施設整備事業、矢巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業、岩手医科大学関連道路整備事業及び橋梁長寿命化事業、10款教育費の小学校空調設備整備事業、中学校空調設備整備事業及び共同調理場維持管理事業となっており、適正な施工期間を確保するために繰り越しとしたものであります。繰越額については、14億3,856万2,000円であり、その財源内訳といたしましては、平成30年度に収入いたました農地耕作条件改善事業分担金59万4,000円、令和元年度に収入する見込みの国庫支出金４億1,752万1,000円、県支出金2,360万7,000円、地方債７億9,030万円、農地耕作条件改善事業分担金25万5,000円及び一般財源２億628万5,000円となっており、これらの事業の繰り越しについては、平成31年町議会定例会３月会議及び令和元年町議会定例会５月会議においてご承認いただいているところであり、早期の完了を目指しているところであります。

以上、地方自治法施行令第146条第２項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第６号を終わります。

―――

日程第５　報告第７号　平成３０年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藤原由巳議員）　日程第５、報告第７号　平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　報告第７号　平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成30年度において繰り越しをいたしました事業は、２款土地区画整理事業費の矢幅駅前地区事業で委託業務の履行期間を確保するために繰り越しとしたものであります。繰越額については2,782万6,000円であり、その財源は全て一般財源となっております。事業内容は、矢幅駅前地区土地区画整理事業換地処分及び区画整理事業登記等業務で平成31年３月26日に換地計画が県より認可され、同年４月25日に地権者への換地処分通知を発送しております。今後県の換地処分公告を経て区画整理登記を行い、清算金事務の業務委託を本年10月までに完了する見込みとなっております。この事業の繰り越しについては、平成31年町議会定例会３月会議においてご承認をいただいているところであります。

以上、地方自治法施行令第146条第２項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

以上で報告第７号を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第６　報告第８号　平成３０年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（藤原由巳議員）　日程第６、報告第８号　平成30年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　報告第８号　平成30年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成30年度において繰り越しをいたしました事業は、１款水道事業資本的支出の中央１号線管路更新事業となっており、関連工事施工との調整及び適正な施工期間を確保するために繰り越しとしたものであります。繰越額については１億377万4,000円であり、その財源内訳は企業債3,000万円、損益勘定留保資金等7,377万4,000円となっております。事業内容は、水道事業資本的支出で東部系中央１号線配水管布設その２工事及び東部系中央１号線配水管布設その３工事であり、この事業については、早期の完了を目指しているところであります。

以上、地方公営企業法第26条第３項の規定により、ご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

以上で報告第８号を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第７　議案第４２号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散の協議に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第７、議案第42号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第42号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第288条の規定により、一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体により協議しなければならないこととされております。

このたび盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合から解散について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

解散の理由につきましては、当組合が前身となる矢巾町・都南村都市計画事業等組合時代を含め昭和49年７月から約50年にわたり流通センター地域における上下水道事業、都市公園及び体育施設の管理、道路や緑地の維持管理等を行ってまいりましたが、組合設置当初の目的が達成されたこと、施設の老朽化が進み運営に支障を来すおそれがあることから、令和２年３月31をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合を解散するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第42号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第８　議案第４３号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第８、議案第43号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第43号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第289条の規定により、一部事務組合の解散により財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議により、これを定めることとされております。

このたび盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合から解散に伴う財産処分について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

財産処分の内容につきましては、土地については、盛岡市湯沢１地割34番の水道用地を盛岡市、矢巾町流通センター南二丁目１番１ほか５筆の宅地及び雑種地を矢巾町に譲渡し、水道管、下水道管、消火栓等の施設については、それぞれ所在する市町に譲渡するものであります。矢巾町流通センター南二丁目３番の宅地並びに事務所等の建物は、処分し、浄水場建物及び附属設備については、取り壊しとするものであります。その他動産については、廃棄し、財政調整基金及びその運用益は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合規約第15条の規定

による負担金の割合に応じて構成市町に配分するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第43号　盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第９　議案第４４号　住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（藤原由巳議員）　日程第９、議案第44号　住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第44号　住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの整理条例は、平成30年11月会議においてご可決賜った矢幅駅前地区及び岩手医科大学周辺地区の住居表示が本年６月29日から実施されることに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、住居表示対象区域の住所等の表記がある箇所について新住所

等の表記に改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第44号　住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１０　議案第４５号　矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の制定について

○議長（藤原由巳議員）　日程第10、議案第45号　矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第45号　矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、平成26年に制定されました空家等対策の推進に関する特別措置法を補完し、町内の適切な管理等が行われていない空家等に対する措置等に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全を図り、もって町民等の生命、身体及び財産の保護を推進することを目的とするものであります。

主な内容は、法第２条第２項に定める特定空家の所有者等に対して勧告の前に弁明の機会を付与することにより、手続の公正性を確保すること、また台風の接近など緊急を要する状況下において、周辺への被害を避けるため、明らかに必要があると認められる場合には、空家等に対し、必要最小限度の措置を行うことを可能とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　空家の部分について質問します。

先日の全員協議会の中では、現在150件とか149件あるというお話でありました。今現在この空家等について固定資産の滞りとか、そういう状況はあるのでしょうか。また、滞っている場合の所有者等への連絡はついている状況なのでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

空家等のこちら所有者あるいは納税義務者への連絡ということですが、こちらにつきましては、全て連絡はついているという状況にございますので、私どもが今現在把握している状況では、連絡がついておるというところでございます。

なお、固定資産の未納があるかどうかということにつきましては、現在ちょっとこちらでは把握しておりませんので、確認の方をさせていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第45号　矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１１　議案第４６号　矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例について

日程第１２　議案第４７号　矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１３　議案第４８号　矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について

日程第１４　議案第４９号　矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について

日程第１５　議案第５０号　矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１６　議案第５１号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１７　議案第５２号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について

日程第１８　議案第５３号　矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について

日程第１９　議案第５４号　矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第２０　議案第５５号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

日程第２１　議案第５６号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第２２　議案第５７号　矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について

日程第２３　議案第５８号　矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について

日程第２４　議案第５９号　矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　お諮りします。

日程第11、議案第46号　矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第47号　矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第48号　矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第49号　矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第50号　矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16､議案第51号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について､日程第17、議案第52号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第53号　矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について、日程第19、議案第54号　矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第20、議案第55号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例について、日程第21、議案第56号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について、日程第22、議案第57号　矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について、日程第23、議案第58号　矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について、日程第24、議案第59号　矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、この14議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第46号から日程第24、議案第59号までの14議案については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第46号　矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例について、議案第47号　矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第48号　矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第49号　矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について、議案第50号　矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について、議案第51号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について、議案第52号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正

する条例について、議案第53号　矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について、議案第54号　矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第55号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例について、議案第56号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案第57号　矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について、議案第58号　矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について、議案第59号　矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての改正内容が同じことから、一括して提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、令和元年10月１日から施行される消費税率の改正により、施設等の維持管理において負担が増加することから、使用料の見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。

その改正の内容でありますが、令和元年10月１日から消費税率が８％から10％になることに伴い、施設等の運営に関する諸経費に対し、消費税が加算されることから、良好な運営を行っていくため、施設から応分のサービスを受ける利用者が納める使用料を見直しするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。ただいまの14議案については、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　もし、仮に消費税の値上げが、増税がなかった場合には、この条例改正のその後の取り扱いがどういうふうになるのかについてお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　なかった場合ということでございますので、こちら施行日のほうに記載してございますけれども、公布の日からということで公布された場合に、こちらの条例を適用するというふうな形になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

それでは、お諮りします。ただいまの14議案については、一括して討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第46号　矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号　矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号　矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号　矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号　矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号　矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号　矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号　矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを起立により採決し

ます。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号　矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号　矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号　矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第２５　議案第６０号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第25、議案第60号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第60号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、平成31年３月29日付で農林水産事務次官依命通知に基づく農地利用最適化交付金事務事業実施要綱の一部改正によるものであり、本町の農業委員会の委員の報酬の額について所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、農業委員の積極的な農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ報酬として国から農地利用最適化交付金が実績として交付されておりますが、その交付額を国で定める要綱の範囲内で支給するものであります。

また、矢巾町商工対策委員会及び矢巾町企業立地奨励委員会の廃止により、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第60号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２６　議案第６１号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第26、議案第61号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第61号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の貸し付けについて法令の範囲内で貸付利率等を各市町村が定めることになったことから、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、これまで災害援護資金の貸し付けに際しては、保証人を立てることが必須であり、据え置き期間後の貸付利率が年３％とされていたものを保証人を立てる場合には無利子、保証人を立てない場合には年1.5％に改めるとともに、その償還方法について新たに月賦償還を認めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第61号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時10分といたします。

午前１１時００分　休憩

――――――――――――

午前１１時１０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

――

日程第２７　議案第６２号　矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第27、議案第62号　矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第62号　矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、国民保養センター及び高齢者活動センターの使用料につきまして、令和元年10月１日からの消費税率の改正に伴い、使用料の見直しや宿泊料及び関連する料金改正を行い、条例の一部を改正するものであります。

その改正の主な内容でありますが、令和元年10月１日から消費税率が８％から10％に改正されることから、利用者に応分の負担をお願いすることや宿泊料や町内に住所を有する60歳以上の者の日帰り入浴料については、現在の料金は近隣の各施設と比較しても低廉であり、

利用しやすいところではありますが、さまざまな費用の高騰や今後一層の充実したサービスを提供するために使用料の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第62号　矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２８　議案第６３号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第28、議案第63号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第63号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年10月に予定されております消費税率の引き上げによる増収分を財源として、国において所得の少ない第１号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一

部を改正する政令が３月29日に公布され、４月１日から施行されたことにより、令和元年度及び令和２年度における介護保険料に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、従来から軽減措置が行われてきた第１段階の第１号被保険者の保険料軽減に係る減額幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第２段階、第３段階の第１号被保険者にまで対象範囲を広げるほか、それぞれの段階における減額した保険料率について定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第63号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２９　議案第６４号　矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第29、議案第64号　矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第64号　矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、これまで町が認可する家庭的保育事業者等においては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設を確保することとなっておりますが、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるときは、連携施設の確保を不要とすることができるものであります。満３歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町が認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができるものであります。

また、家庭的保育事業における食事の提供については、原則家庭的保育事業所等内で調理する方法により提供を行う自園調理とすること。提供が困難な場合は、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、その方法により行わなくてもよいこととされており、経過措置が５年とされております。施設や体制の整備を要するため、自園調理への移行が進んでいない状況にあることから、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年に延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　このような施設というのは、町内にどのくらいあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　現在矢巾町には、小規模保育事業所が２カ所ございます。この２カ所は、既に連携施設、食事の確保に関しても規定のとおり行っておりますので、現在のところは２カ所でありますが、今後新たに申し出があった際の対応ということで緩和措置がされている内容となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第64号　矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

――

日程第３０　議案第６５号　矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第30、議案第65号　矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第65号　矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員に必要な資格について所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、放課後児童支援員の資格には、都道府県知事が行う研修を終了する必要があるところ、政令指定都市においても研修を行えるように基準省令が改正されたことから、本町においても同様の規定とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせ

ていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第65号　矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第３１　議案第６６号　財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第31、議案第66号　財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第66号　財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび購入しようとする消防ポンプ自動車は、矢巾町消防団第３分団第11部に配備する車両であり、現在使用している消防ポンプ自動車は、平成７年11月に購入した車両で既に23年を経過し、能力低下が著しいことから、更新を行うものであります。

今回の更新をする消防ポンプ自動車の概要でありますが、矢巾町消防団を初め地元後援会と協議を行った結果、本町消防団にも多くの導入実績がある２トン車ベースのＣＤ―Ｉ型で冬季間の安全面に配慮した四輪駆動車を選定し、総務省令の規定に基づく附属品を備え、最新鋭の艤装仕様を取りつけた消防ポンプ自動車とするものであります。

納入業者につきましては､地方自治法施行令第167条の２の第１項第６号に基づき随意契約とし、互光商事株式会社、株式会社ダイトク、松栄商事株式会社、有限会社佐々木ボデーの４社を選定いたし、５月15日に見積もり合わせを執行した結果、最低価格であります株式会社ダイトクに決定いたし、一金1,990万円に10％の消費税を加算した金額、一金2,189万円で契約の締結を行い、納車は、令和２年３月23日を予定しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　私も平成７年の車にまだ乗っておりますけれども、廃車にするのもこういう災害のあるときには、ちょっともったいないなと思うのですが、かといって維持すればまず維持費はかかるけれども、本町は水害の多い町でございますので、何か計画があるのかについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　平成７年に取得しました11部のポンプ車でございますけれども、まだ明確には処分の方法等決まっておりませんが、方向といたしましては、売却もしくは廃車といった方向としてございます。

売却の場合は、一般の公募で売却する場合と、もしくは必要とする場所があれば、特定の、例えば過去には、環境施設組合のほうにポンプ車を納入したこともございますけれども、そこら辺を加味しながらいろいろよりよい方向で売却もしくは処分の方向としたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ほかに質疑ございませんか。

11番、藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　同じようなことをちょっと確認したかったのですけれども、今環境組合の件も含めて検討すると、そういうような話でありましたので、古い消防車、あそこは北上川が増水すると、必ず排水ということで結構毎年騒いでおりますので、その辺のところ

はよく考慮して使えるポンプであれば、あそこに常時設置するとか、そういうことも必要なのではないかなというふうに考えます。

それから、もう一点は、私もよくわからないで聞くのですけれども、矢巾町の規模であれば、例えばポンプ車は何台最低限必要かとか、そういうような見方というのはあるのでしょうか。もし、あるのであれば、そういう見方をして、消防の今後のあり方について何かご検討なさったことはあるのかどうか、その２点お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　北上川の増水に備えるということで環境施設組合にこちらからポンプ車を納入したケースはありますけれども、今後さらに必要かとなると、そこは環境施設組合と協議しながら、必要であれば、こちらのほうから譲り渡すことはあるかと思いますけれども、今のところは多分必要とは聞いておりませんので、その辺は恐らく一般の売買もしくは売買に至らない場合は処分というふうな形になろうかと思います。

あとポンプ車は町内に何台必要かということで、これはやはり組織ごと、各部13部町内にはございますけれども、各部には、やはり必要なポンプ車はこちらのほうで配備しなければならないというふうに考えてございます。今後部の再編等あるかどうかは、ちょっとこれはまだ未定な話ですけれども、やはりその組織に応じた形での１台配備は必要ではないかなというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　11番、藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　各分団に１台必要だというのはよく理解できますけれども、何か国の防災基準だとか、あるいは県の防災基準なのかよくわかりませんけれども、２万7,000人規模の町であれば10台ぐらい必要だとか、５台ぐらいでいいとか、何かそういう、あるいは分署がある、本署があるとか、そういうようないろんな見方があると思うのですけれども、やっぱりそういうような基準もひとつきちっと捉えておく必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　防災計画に沿って、その辺は今後計画的に配備していきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第66号　財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第３２　議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第１号）について

○議長（藤原由巳議員）　日程第32、議案第67号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第67号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第１号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金及び15款県支出金の低所得者保険料軽減負担金、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正とするものであります。

次に、主な歳出につきましては、２款総務費の庁舎管理事業及び都市計画事業等組合運営事業、３款民生費の介護保険運営事業、８款土木費の道路新設改良事業及び住宅改修事業、10款教育費の小学校教育振興事業及び体育施設運営事業を増額補正とし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億5,257万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億577万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第67号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した議案第67号の補正予算議案については、６月13日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号については、６月13日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するようお願いします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第３３　議案第６８号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、日程第33、議案第68号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第68号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、さきにご可決を賜った介護保険条例の一部を改正する条例に基づき低所得者の介護保険料の軽減強化を行う仕組みを踏まえ、歳入について、１款保険料を減額補正し、それを補うために７款繰入金を同額で増額補正するものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　それでは、町長からの命によりまして私から議案第68号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第１号)の詳細を説明させていただきます。

概略を申し上げます。今回の補正につきましては、10月からの国の消費税増税に合わせ低所得者介護保険料、第１、第２、第３段階の軽減強化実施に伴い、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布、施行されたことにより、消費税増税に合わせて、その増税部分を財源とした低所得者対策として国は給付費の50％の通常公費負担とは別枠で公費として国２分の１、県４分の１負担、町４分の１負担の繰出金により保険料の軽減強化を行うこととしていますので、今後ご審議いただく一般会計補正予算において計上された軽減分の予算を介護保険事業特別会計補正予算として繰り入れ、その差額を第１号被保険者保険料から減額とする歳入補正予算として予算総額には変更はございません。

それでは、９ページ、事項別明細書の歳入をお開きください。説明は、款、項の名称、項の補正額を読み上げまして､そのほか特記事項についてご説明申し上げます｡９ページです。２、歳入、１款保険料、１項介護保険料です。第１段階、第２段階、第３段階の第１号被保険者保険料の減額分ということで892万円の現年度分の保険料の減額になります。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金として、これで減額された分について892万円を国、県の負担金、町の負担として一般会計から繰り入れ892万円ということで歳入の総額には変更ございません。

以上をもちまして議案第68号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第１号)の詳細説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第68号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の会議日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日５日は休会、明後日６日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午前１１時３９分　散会

令和元年矢巾町議会定例会６月会議議事日程（第２号）

令和元年６月６日（木）午前１０時開議

議事日程（第２号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１７番	髙橋七郎　議員
１８番	藤原由巳　議員		

欠席議員（１名）

１６番　廣田光男　議員

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全室長 兼選挙管理 委員会書記長	佐藤健一君	企画財政課長 兼未来戦略 室長	吉岡律司君
会計管理者 兼税務課長 兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田　徹君

福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長（土地）	藤原道明君	特命担当課長（福祉）	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中舘和昭君
社会教育課長兼公民館長	浅沼仁君	学校給食共同調理場所長	村松康志君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	米倉孝一君
選挙管理委員長	廣田政夫君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、16番、廣田光男議員は都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

５番、村松信一議員。

１問目の質問を許します。

（５番　村松信一議員　登壇）

○５番（村松信一議員）　議席番号５番、矢巾明進会、村松信一でございます。

それでは、１問目の質問をさせていただきます。高橋町長の政策についてであります。高橋町長は、平成31年４月の町長選挙におきまして12の政策を掲げ、町民の皆さんとともに生きる草の根型のまちづくりを目指し、当選されました。町長の政策について以下お伺いをいたします。

１点目、子育て支援と教育環境の充実について、保育所や放課後児童クラブなどの充実を図るとしておりますが、認定こども園へ移行する予定の保育園はどこでしょうか。

小規模保育所の設置について、認可外保育所からの移行や新たな小規模保育所の設置の考えについて伺います。

これらの子育て支援の強化は、需要と供給のバランスをどのように捉えての計画であるのか。また、放課後児童クラブの現在の状況に対し、どのような充実を図るかについて。

それから、２点目、社会環境の変化に対応するため、地域コミュニティの充実を掲げておりますが、コミュニティ機能向上のための組織の拡充と自治公民館の利用、利便性の充

実に対する具体的な施策をお伺いいたします。

３点目、若者や女性の働く場の充実に向けた企業誘致などを積極的に進め、企業を丁寧にサポートする仕組みをつくるとしておりますが、どのように進めるかについて。

４点目、農商工の振興と地域活性化について持続可能な農業構造の再編とはどのような構想であるかについて。また、生産、加工、流通、販売連携の第６次産業をさらに推進し、矢巾ブランドを全国に発信するとありますけれども、今まで各種商品化に取り組んでまいりましたが、その結果を検証して改善していく必要があるのではないかと思います。これについてお伺いをいたします。

５点目、ごみの減量化、省エネ対策など、環境健全化の推進として各行政区では、資源の分別や資源化に積極的に取り組んでおりますが、事業系のごみの減量化対策の施策についてお伺いをいたします。

６点目、地域の防災力向上について、防災士養成講座は、消防関係者以外の地域や企業などにも受講を働きかけてはどうか。また、防災介助士の資格もあわせて検討してはどうかお伺いいたします。

７点目、全天候型ドーム設置に対する熱意は理解できますが、現在保有しております老朽化の進む体育施設の補修や更新について、公共施設等総合管理計画の中で十分に検討されているのかについて。

それから、８点目、活力ある地域づくりとして、おもてなしや防災の拠点としての機能などを備えた道の駅を整備するとありますが、その方向性を示すため、建設検討委員会といった組織を立ち上げる考えについてお伺いいたします。

９点目、行政改革の推進のため、テーマごとの町政懇談会を開催するとありますが、今後予定される懇談会のテーマは、事前に示されるのか。また、テーマはどのように決めるのか。さらには、町政懇談会の内容をどのような形で町政運営に反映させていくのか。

10点目、景観や歴史的遺産の保全と活用を推進するとありますが、徳丹城以外の歴史的遺産とは何かについて。

以上、10点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　５番、村松信一議員の町長の政策についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、平成31年４月１日に北高田保育園とこずかた保育園の２園が認定こども園に移行し、現在町内の認定こども園は５施設となっております。

次に、小規模保育所の設置については、平成31年４月１日にぐらんまえんが小規模保育事業Ｂ型に移行しており、現在町内の小規模事業所は、２施設となっております。認可外保育所からの移行の予定は現在ありませんが、新たな設置に向けてのご相談を数件受けているところであります。

子育て支援の強化についてですが、本町では、平成27年度から５年間の矢巾町子ども・子育て支援事業計画において、ニーズ調査と人口推計等の結果をもとに利用希望を算出し、町全体の子育てニーズを推計し、この結果に応じた子育て支援の方策について定めております。その進捗状況は、町子ども・子育て会議において評価し、子育てニーズの現状に合わせた事業の展開に努めております。

特にも１歳から２歳児の保育園等の入所のニーズが年々高まっている現状であり、その受け皿として小規模保育事業を含む地域型保育事業の充実と子育て支援にかかわる人材育成や確保が喫緊の課題であります。

次に、放課後児童クラブの現在の状況につきましては、４月１日現在の児童館の登録児童数は533人で、昨年の同時期と比較して33人ふえております。登録児童数は、年々増加傾向にあり、特にも煙山児童館においては、登録児童数が増加していることから、今年度から煙山キッズクラブとして分割し、煙山小学校の教室で実施しております。

また、昨年度から矢巾東キッズクラブにおいて、放課後子ども教室事業を実施しており、岩手医科大学から講師を招いての「災害医療を学ぼう」や矢巾町食生活改善推進員協議会の講師による「ひっつみづくり」など、全20回のさまざまな教室を開催し、放課後児童クラブの活動充実を図っております。

今年度は、煙山キッズクラブにおいてもこの事業を実施し、来年度以降は、徳田児童館、不動児童館においても実施してまいります。

２点目についてですが、大きく社会環境が変化し、それに適応したまちづくりを進めるためには、コミュニティの果たす役割が不可欠であります。コミュニティ機能向上の具体策といたしましては、本年度よりコミュニティ・ワークショップを開催し、さまざまな地域課題等を職員が直接聞き取り、また、組織の拡充等も含めた検討を行い、それらを意見集約した上でおのおのの地域が抱える実情に合わせた取り組みの支援を行ってまいります。

次に、自治公民館の利用、利便性の充実についてですが、現在コミュニティ整備事業補

助金制度を設けており、エアコンの設置やバリアフリー化、施設の修繕といった事業に活用いただき、自治公民館の利用、利便性の向上が図られるように努めております。また、今年度は、補助金交付要綱を見直し、一部事業の補助上限額を引き上げるなど検討しており、次年度以降も地域に寄り添ったコミュニティ活動の活性化に取り組んでまいります。

３点目についてですが、矢巾町企業立地奨励制度に基づき企業支援を行うとともに、企業進出に対応するため、新たな立地可能用地の確保に向けて取り組んでまいります。あわせて首都圏で開催される企業ネットワークいわて等を活用して、本町に縁のある企業を中心に具体的な立地要望等の情報収集を行うとともに、立地可能性のある企業に対して町の利便性や魅力をアピールし、積極的に企業誘致を進めてまいります。

また、矢巾町企業連絡会等を通じて経営環境の把握に努め、企業活動に関する情報提供、研修会の開催、企業相互の情報交換の場の提供などを行うほか、町内企業を訪問し、企業の代表と懇談する、いわゆる企業版地域懇談会に取り組んでまいります。

４点目についてですが、持続可能な農業構造の再編については、担い手育成の促進、農地の集積・集約化、集落営農組織の法人化などにより、効率的で安定的な農業経営を推進し、持続可能な農業構造への再編を目指すものです。既に集落営農組織による大豆の産地化や認定農業者のたらの芽を栽培など、それぞれが安定した農業経営を目指し、取り組みを進めております。担い手の育成確保については、兼業農家は農業作業の時間的制約がありますが、地域認定農業者及び集落営農組織と協力のもと営農し、退職後は、専業農家あるいは集落営農組織の一員として本町農業の担い手となっており、地域の将来的な担い手として重要です。また、生産、加工、流通、販売連携の６次産業を推進し、矢巾ブランドを全国に発信することについては、農事組合法人室岡営農組合における豆腐やみその取り組みのほか、３ちゃん矢次工房のみそなど、町内の生産者の商品がふるさと納税の返礼品として好評を得ており、当町のズッキーニ、シイタケなどについても大都市圏においてＰＲを行い、知名度の向上を図っております。今まで商品化された商品については、現状を踏まえ改善を進めてまいります。

５点目についてですが、事業系ごみの減量化対策につきましては、本町の環境行政にとって大きな課題と認識しておるところであります。本町としても町内に事業所を持つ関係機関や団体の協力を得ながら総会等の場において、資源化による事業系ごみ減量に関し協力を依頼してきたところです。事業所によっては、事業系ごみの減量化について、資源回収など個々または組合として取り組み、ごみ処理経費の削減のほか、資源として売却収入

を得ることで経費面からも効果を上げている事例があります。今後、その取り組み事例を紹介することでさらなる周知啓発を行い、ごみの減量化を図ってまいります。

６点目についてですが、現在町内自主防災組織41組織において防災士有資格者を育成することを目標に、現在受講者を募集しているところであります。また、防災介助士の資格については、資格取得のための支援のほか、有資格者による講習会の開催などについてもあわせて検討してまいります。

７点目についてですが、本町では、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定しているところであり、今年度は個別施設計画を策定することとしており、体育施設につきましては、適切な維持管理について十分に検討をしてまいります。

８点目についてですが、道の駅につきましては、第７次総合計画の土地利用構想、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画といった既存の土地利用計画の見直しの議論の中で、まずはその位置や規模といった概要についての検討を進めてまいります。

なお、道の駅の内容等具体的な検討に当たっては、村松議員のご質問にあります設置検討委員会を立ち上げ、農業者、商工業者、町民、道の駅運営の担い手となる事業者など、さまざまな立場の委員においてご検討をいただくことを考えております。

９点目についてですが、町民懇談会は、町行政に関する話題をテーマに町民と直接意見交換をしながら町民が主役である町民参加型のまちづくりの推進等を図ることを目的とするものであり、５月14日から開催しております。今後開催する懇談会のテーマは、事前にホームページや広報等を通じてお知らせをしてまいります。テーマについては、町行政に関する話題としておりますが、当面は第７次総合計画の基本構想に関連する内容で懇談をしてまいりたいと考えております。

また、町民懇談会でいただいたご意見やご提言については、総合計画の見直しや策定の際に参考としていくとともに、実施可能な案件については、早期に町政に反映させてまいります。

10点目についてですが、徳丹城以外の歴史的遺産としては、佐々木家曲家、稲荷街道松並木、赤林一里塚、和味一里塚、伝法寺館跡があり、町が景観保全に努めております。また、活用については、昔の生活の様子を知っていただくため、佐々木家曲家には、昔の民具などを展示しており、小学校の授業での活用や曲家特有の夏場の涼しさを利用して講座や会議でも使われております。今後も多くの方に町内の歴史的遺産を知っていただくために各種イベントを通じて活用やＰＲを行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、１点お伺いいたします。

認定こども園、保育園についてであります。こども園には、移行の２カ所について、移行したばかりでありますけれども、その保護者の評価をどう捉えているのかというのが１点であります。

それから、２点目、今公立の煙山と、それから私立の徳田、北川、ニチイキッズについて認定こども園に移行する考えはあるのかについてお伺いしたいと思います。

それから、３点目、認定こども園に移行する場合、運営費用など、町にはどのような費用負担が発生するのか。これは３点目です。

それから、４点目、小規模保育事業の需要の高まりから新たな設置の相談があるというご答弁をいただきましたけれども、これはどのような形態からであるのか。

それから、５点目、子育て支援にかかわる人材の育成確保の課題については、今年度から盛岡広域圏の高校生インターンシップ事業が実施されるわけでありますけれども、これを保育事業にかかわる企業にこの取り組みを積極的に働きかけはどうか。

以上、５点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

１点目のこども園に移行の保護者の評価についてですが、まずこども園に関しましては、３歳から５歳のお子さんは、保護者が働いている状況にかかわりなく、教育、保育を一緒に受け入れる施設でございます。ですので、保護者の就労の状況が変わっても通いなれた園に通園できるということで、まず１点目、保護者の皆様の就労状況の移行にかかわらず通いなれたところでということで、ニーズに則した状況だと捉えております。

また、定員に関しましても認定こども園が２園移行したことに伴いまして、教育を希望する１号認定に関しましては15人、２号、３号認定に関しては、30人定員をふやしておりますので、希望に則した、特に保育ニーズが高まっている状況でございますので、保護者の皆様のニーズに則した状況と私どもは捉えております。

２点目ですが、認定こども園の移行について４園について移行の考えがあるかというこ

とですが、現時点、今の時点では移行の法人からの考えは伺っておりません。

３点目ですが、認定こども園に移行する場合の町の費用負担に関してですが、認定こども園施設整備交付金を状況に応じて活用することができますので、それに沿って町の補助金または交付金等の負担が、もし移行する際に、負担がある場合もございます。

それから、４点目ですが、小規模保育事業の経営主体というか、ご希望のところですが、今私どもで伺っているところは、個人の方１件、それから民間の会社の方から１件相談を伺っているところでございます。

５点目、子育て支援にかかわるインターンシップと、それから保育事業にかかわる企業の取り組みについてですが、私どもの福祉・子ども課の関連のほうでかかわる企業様の考え方の状況を伺いながら、できることであれば積極的に働きかけは進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。村松議員、今５問ほど一括して再質問したわけですが、２問ぐらいずつの再質問でお願い申し上げたいと思います。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、２点目のコミュニティ機能の充実について質問させていただきます。

今年度補助金の上限額を引き上げの見直しをするとありましたが、この具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

それから、今年度からコミュニティ・ワークショップを開催するということでありますが、いつ、どこで、どのような開催をするのか。そして、これにはやっぱり回数の限度があるだろうと思いますけれども、これは行政区の受け付け順番、何行政区とか、そういう数のやっぱり限定もあるだろうと思いますけれども、そういった数の限定についてお伺いしたいと思います。それで、それが年に何回ぐらい可能なのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず平成30年度にコミュニティ会長さんのほうにアンケートをお願いいたしまして、地域でどのようなことが課題になっているのかというような調査を行っております。

例えばその中でエアコンの設置なんかにつきましては、43.5％のところで導入したい、あと導入の予定であるというような回答をいただいております。そのうち23％が導入したいのだけれども、なかなか予算的な措置がないのだよなというような回答をいただいているところでございまして、今後私ども町といたしましては、エン（縁）ジョイやはばネットワークといったように、各自治公民館のほうを活用していくというような中で快適に活動していただきたいということもございますし、あとコミュニティ活動の中でも快適にさまざまな取り組みをしていただきたいということの思いがございますので、今年度中に見直しを行いまして、コミュニティ整備事業の補助金交付要綱がございます。その上限を引き上げいたしまして、そういった基金の導入などもしやすくするような対応をとらせていただきたいと思っております。

コミュニティ・ワークショップの件でございますが、ご承知のとおりコミュニティ条例、昭和55年に制定されまして一定の時間が経過しております。その中で地域のありようというのもさまざま変わってきているところでございまして、コミュニティ条例では、コミュニティ計画というものを策定することになっておりまして、現計画は令和２年度までの計画になっております。次のコミュニティ計画をどのように進めていくのかといったところについて各コミュニティさんと検討を進めていきたいなということで開催するものでありまして、先ほど議員がおっしゃるとおり、順番と数の限定もあろうというお話だと思うのですが、これにつきましては、できる限り多くのものに対応していきたいなと思っております。

コミュニティ計画が円滑につくられていき、さまざまな計画、連動したようなものになっていけばすばらしいものになるのではないのかなと思っておりますので、そのように進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、次の質問ですが、３点目に企業を丁寧にサポートするという仕組み、これは企業進出の立地可能用地の確保に向けた、その取り組み計画についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　お答えいたします。

企業立地の確保ということでこれまで適地がないと、市街化調整区域、市街化区域にはまとまった土地がない状況の中で今後この企業立地につきましては、やっぱり場所が必要だということで、昨年度の時点から一般質問の答弁等でもお答えしてきた経過がございますが、市街化調整区域において地区計画制度を活用して、可能な業種については一致できるようにするということを具体的に検討してまいりまして、町としての意思決定はなされております。今後具体的な検討に入りますが、まずは地権者の意向が最優先でございますので、地権者の意向が整っていて、それから手挙げになりますけれども、立地したいという企業があらわれましたら、そこをマッチングさせていくというふうな形で具体的に進める予定でございます。今年度中から地権者の意向確認等は進めるという前提でおりましたので、企業立地の用地確保ということについてアクションを始めるというふうな予定でございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それから、農業構造の再編のところで３ちゃんみそ等がすごくふるさと納税の返礼品として好評であるということでありました。具体的には年間にどれぐらいの返礼品としての金額があったでしょうか。

それから、もう一点、ごみの減量についてお伺いしたいと思いますが、町長は１期目の政策でごみの減量負担金を５％削減するということを政策に掲げておりました。それでこのたびの２期目の政策でも資源の有効活用によりごみの減量化を積極的に進めるとありますけれども、具体的な数値目標は、どのようになっているのか、この２点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　１点目についてお答えをいたします。

３ちゃんみそのふるさと納税の返礼品につきましては、昨年度は11件、５万5,000円ほどでございますが、そのほかにも町内の産直あるいはこれが一番多いのですけれども、県内にマイヤさんというスーパーマーケットがございますが、こちらのほうに出しておりまして、特に減塩みそが好評でございます。そのほかにもサンフレッシュ都南あるいは銀河プラザのほうに期間限定ではございますけれども、そういったところにも出しておりまして、地元のみそということで好評を博しているというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉田住民課長。

○住民課長（吉田　徹君）　それでは、ごみの減量についてですけれども、負担金５％削減が１期目ということですけれども、２期目に関しては、負担金というベースというよりは、今現在燃えるごみの中に資源化できるごみがピックアップ調査の結果、29年度の数値でありますけれども、６％含まれている、資源にできる紙とかが含まれているということで、この部分、６％の部分を限りなくゼロに近づけていただくようなことで負担金の削減に近づけていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、次の再質問ですが、地域の防災力についてです。防災士養成講座の開催や岩手大学と連携した自主防災組織育成事業の実施等を掲げております。快適性と、それから安全性を高めるまちづくりの中にこう書かれております。この講座の開設計画は、いつごろ行うのかお伺いをいたします。

それから、もう一つ、防災介助士の資格でありますけれども、これは皆さんもご存じだと思いますが、ふだんからどのように災害に備えるか、災害時、どのように行動するかなど正しい知識、介助技術、応急手当などを身につけて、災害時に要支援者の支援を行うのが防災介助士だそうでありますけれども、今後導入を計画しております情報提供を円滑に行うシステムの地域防災力向上のためにシステムを導入するとございますが、そのために防災介助士資格の取得をこのときにやるということを考えてはどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　ただいま２点ご質問があったわけでございますけれども、１点目の防災士養成講座の開設計画、いつかということでございましたけれども、今現在募集を行っているところでございまして、開催時期につきましては、８月24日土曜日、25日日曜日の２日間としてございます。定員は50名でございまして、今のところまだ半分ぐらいの募集人員にとどまっておりますので、ご質問最初のほうにありました地元住民なり、企業、その辺の参加のほうも定員を50名を満たすために考えていきたいなというふうに思ってございます。

ちなみに費用負担は４万5,000円かかるわけでございますけれども、これは全額公費負担ということで矢巾町のほうから出すことで予算計上されてございますので、その辺も加味しながら、あとは自主防災組織というのが、やはりそちらのほうをメーンに今回は防災士の養成を図ってまいりたいと思っておりましたので、その辺も考慮しながら募集に努めたいというふうに考えてございます。

２点目、防災介助士のことでございますけれども、ご提案いただきまして大変ありがとうございます。この件につきましては、やはり町内の介護士の有資格者、この方をやはり中心に防災、災害が起きた際に活躍していただければなというふうに考えてございますので、その辺は、やはり有資格者の把握に努めていきながら、その方々と連携してこの資格を取っていければいいのかなというふうに考えております。その辺も含めまして議員にご提案いただいたことを踏まえながら考えていきたいというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、全天候型ドームの体育施設の個別施設計画についてお伺いをしたいと思います。

昨年12月の広報で第７次矢巾町総合計画後期計画を策定する際の参考とするため、ワークショップ参加者を先着20名募集したわけであります。その後、今年の２月と６月に２回のワークショップを開催されております。このワークショップは、上位計画だと思いますので、個別施設計画策定のためのものでもあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

昨年12月の広報で募集をいたしましたワークショップなのですけれども、こちらにつきましては、公共施設等の総合管理計画策定と個別計画との策定に直接かかわるものではないもので、総合計画策定のために募集を行ったものであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、お伺いしたいと思うのですけれども、以前の私の質問で個別施設計画は来年の３月31日までにつくるということで、そのときにワークショップ

を開催する。それでフューチャーデザインやプラーヌンクスツェレで町民と討議を行うために不可欠な前提条件であると思いますが、それをフューチャーデザインを取り入れ、そしてプラーヌンクスツェレでやるということを答弁でおっしゃっておりますけれども、そしてあと今やっているワークショップ以外にもこれをやるということになりますと、あと来年の３月までですよね。それでこれは本当にできるのですか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

この公共施設等の総合管理計画を策定するに当たりまして、一度フューチャーデザイン手法を使いまして、こちらもプラーヌンクスツェレの手法を使いましてワークショップのほうを実際に行っております。それに基づきまして総合管理計画をまとめ、そして個別施設計画、これにつきましても町当局のほうで施設カルテというものを策定しておりまして、こちらを鋭意進めているところでございます。また、この中で機器等の整備というものも情報収集しておりますので、今年度の３月31日までには策定をしてご説明をするような機会も設けたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　そのときの質問、前回３月でありますけれども、アセットマネジメントを実施するまでの間、その施設は、各管理は担当課が実施しますという答弁をいただいております。その中で一部点検項目から抜けているような箇所があったということで今回策定する個別施設管理計画の際に、点検項目まで細部を検討するという答弁をいただいております。それで、現在もこの点検は、各担当課が実施していることとなっているわけです。それで、その細部の検討はされないままでやっているのか。それとも細部を点検した上で今は点検をしているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

たびたびご指摘を受けていることでございまして、大変当局としても情報が落ちていたりして、その点については、大変申しわけなく思っているのですが、この内容につきましては、現在公共施設等の総合管理計画の個別計画の策定に当たって詳細を今検討している

最中でございます。ですので、ときどき出てくるものについては、もう改善はすぐ対応しておりますけれども、そういった今後３月31日までに策定する部分に向けまして、今詳細の検討を進めているところでございますので、ご理解いただければなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　引き続き、ではまた質問します。個別施設計画は、こう書いています。建物、電気、空調、照明についても必要な機能を検証し、個別にアセットマネジメントを実施する。全国に先駆けた内容で策定すると、こういうことをおっしゃっております。ですが、この検証は３月31日までこういう小さい細部の検証は、いつどのような方法でされるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

各機器につきましては、メーカー推奨の点検項目もございます。また、一般的にこういうファシリティー部門を一括して点検しているような企業が提供している情報もございまして、そういったものを参考にしながら実際の日常の点検活動の情報が落とし込めるようなものにしていきたいなと思っております。ですので、この検証につきましては、今後策定に向けまして専門業者と契約を結ぶ予定でございますので、そういう知識も活用しながら進めていきたいなと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　維持管理自体は、各担当課が実施するということを何度もお聞きしております。その中で資産情報、点検結果などは一元に管理していないということでした。それで一元に管理する担当課を設けているという考えをおっしゃっておりましたけれども、現在はこれはどうなっているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　まず資産部門につきましては、一元で管理をしている担当といたしましては、総務課の管財係になります。この公共施設等の総合管理計画と個別計画を策定というところにつきましては、企画財政課の未来戦略室のほうで

担当しているところでございます。

今後つくります計画につきましては、今総務省でつくれといっている計画につきましては、情報を集約しなさい、あと今後幾らお金がかかるのかというのを検討しなさいといったところでとどまっているものです。議員がご指摘のとおり全国に先駆けたアセットマネジメントという部分につきましては、それを計画から個別の機器単位に向けて、それを施設点検し、そしてそれを適正に管理していくという、この一連の流れの中の後段の部分を私どもやろうとしているところでございまして、それにつきまして積極的に考えていきたいなと思っておりますし、点検項目、その他含めて対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（藤原由巳議員）　村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　アセットマネジメントの人材育成ということで県立大学でアセットマネジメント研究会に職員を派遣し、人材の育成を図る考えがありました。その状況は、今どうなっていますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　県立大学が行っておりますアセットマネジメント研究会につきましては、平成29年度から参加しておりまして、今年度も開催予定でございます。そこに人材を送りまして、高い知識を得た職員を育成していきたいなと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、次の再質問に移らさせていただきます。

道の駅の整備についてであります。道の駅構想の検討は、第７次総合計画後期計画策定の中に盛り込むことの判断はどうなのでしょうか。これを盛り込むのか盛り込まないのかと、それをお聞きしたいと思います。

それにつけまして先ほどの設置検討委員会の立ち上げも同様と考えていいのかどうか、これにつきましてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

道の駅構想につきましては、町長の公約でもございますので、実現できるように頑張っ

ていきたいなと思っているところでございますが、第７次総合計画の後期基本計画に位置づけるかどうかということにつきましては、こちら策定につきましては、総合開発委員会のほうに条例に基づきまして今諮問を行っているところでございます。この中でさまざまな議論が行われていくものと思いますので、その結果を見まして、どのような形で位置づけるのかという形になると思いますので、現段階で諮問している内容について、今ここで位置づけますという話は私のところでは直接できないので、とはいうものの、きちんと検討はしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　町政懇談会についてお伺いをしたいと思います。

町政懇談会、それからご用聞き隊、プラーヌンクスツェレ、フューチャーデザインなどなど、町民が町政に対し意見を述べる機会は複数あると思います。そして、どんな機会や手段があるのか、参加方法も含め一覧にするなどして、誰でもわかるようにしたほうがいいのではないかと、調べていてそう思いました。今いろんなことに取り組んで新しいものがどんどん出てまいりますけれども、違いのわからない事業やサービスがたくさんあって、末端では理解が難しくなるという現実が起きているのではないかと思います。もう少し整理をしてわかりやすくする必要があるのではないかということでこの質問をさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

議員がご指摘のとおりだなと、私も整理しながら考えているところでございます。非常にわかりにくいというところにつきましては、町政懇談会につきましては、現在各コミュニティからの要望に基づきまして開催しているものであります。そうしますと、各テーマがありまして、それに基づいて私どもが必要に応じてお伺いするという形になりますし、ご用聞き隊というのは、各班長さんの集まりだとか、各コミュニティ内の集まりの中で、特にテーマを設けなくても、こちらで行ってお話をするというような機会です。今度町民懇談会というのは、直接町長と数名の方で懇談を深めていくというような取り組みでございます。ここの一連の流れで大変わかりづらくなっている部分については、議員がご指摘のとおり整理してわかりやすく皆さんにご理解していただけるような努力をしたいなと思

っております。

町長の公約でもございます草の根型のまちづくりというところにつきまして、私どもとしては、双方向のコミュニケーションというものを非常に大切にしていかなければいけないなと思っております。どのような機会があるのか、さまざまなご都合がございますので、それに応じたものを提供していく使命はございます。ご指摘のとおりそこをわかりやすく努めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは次の再質問ですが、歴史的遺産についてであります。町長の政策の景観や歴史的遺産の保全と活用の推進について、平成25年６月会議の議会の一般質問におきまして、町内には162カ所の遺跡があるということで、そのうち29遺跡は発掘調査を既に終わっていると。それで未調査は133遺跡であると。そして、重要と思われるのは、やはり先ほどもございましたように、赤林一里塚ほか、それを含めて５遺跡を町の史跡に指定しているということでご答弁をいただいておりました。

そこで、歴史的遺産について環境整備や情報発信、関連イベントの開催を積極的に町長は取り組むということをおっしゃっております。それでこの町の遺跡５カ所の調査、保全はすると言っておりますけれども、調査、新たな発掘により遺産の保全と活用、これはこのままにするのか、あるいはいずれかの時点でどこかを発掘するとか、その考えについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼社会教育課長。

○社会教育課長（浅沼　仁君）　お答えいたします。

町内遺跡５カ所の調査、どうするのか。それから、遺産の保全、活用をどうするのかということでございますけれども、まず一番大きな徳丹城、国指定遺跡でございますけれども、こちらにつきましては、平成30年度末に総括報告書が発刊されまして、調査ということについては、一応一区切りというふうに考えております。今後残りの部分も将来的には発掘調査をする可能性はございますが、これからはとりあえずその総括報告書をもとに活用という局面に移っていくということで歴史公園なり、そういったものをつくりまして、町民の皆様、それから医大に来る町外の皆様にも活用なりしていただきたいというふうに考えております。

それから、佐々木家の曲家でございますけれども、こちらにつきましては、昨年も行ったわけですけれども、やはりかやぶき屋根がかなり傷んでいるということがございます。そういった意味から、今後も残りの部分もかやぶき屋根の修繕を進めてまいりたいというふうに思っておりますし、活用につきましても、今会議等でも利用はしているのですけれども、地域おこし協力隊の皆様も例えばコンサートとかライブとか、そういったものにも活用したいというふうなお話もありますので、そういったものも時期を捉えて活用できればなというふうに考えております。

それから、これから調査ということになりますと、伝法寺館跡の遺跡があるわけですけれども、こちらにつきましては、十五、六世紀の遺物が過去の調査で出ております。そのときは、その程度の調査で終わっているわけですが、いろいろこれから文献等を調査いたしまして、必要に応じて本格的な調査に移っていくと。ちょっと時期等については、まだいつとは言えませんけれども、そちらのほうの調査を進めていきたいというふうに考えております。

なお、保全につきましては、行政区のほうにもお願いして保全はしていただいているわけですけれども、やはり急斜面ということもございまして、土の流出というか、崩れるというか、そういったこともございますので、そういった部分、崩れないような植栽等も進めていきたいというふうに考えております。

それから、稲荷街道、それから赤林一里塚、和味の一里塚といったようなものがございますけれども、こちらにつきましても草刈り等の管理はしているわけですが、これにつきましては、やはり案内といいますか、そのストーリーがあるわけです。南部藩主が稲荷街道を通って志波稲荷に参拝したという信仰深い殿様というか、そういったストーリーがございますので、それぞれのものを見ると、ちょっと私も不勉強であれなのですけれども、余りただの一里塚かなというふうなこともございますので、そういったストーリーを企画展示などをしまして、皆さんにお知らせしていくと、こういったことが大事なのかなというふうに思っておりますので、私、矢幅駅のインフォメーションコーナーに展示するのが大好きなのですけれども、そういったところ、もしくは医大ができれば医大の何かそういった待合室とか、そういった部分に企画展示をしていくということが皆さんに親しんでいただける、そして理解をしていただけるという面ではよろしいかと思いますので、そういったことを進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それでは、お答えさせていただきますが、私の政策について、10項目にわたっていろいろご質問をいただいたわけでございますが、先ほどの私の答弁の中、また再質問にお答えしたことについて、ちょっと確認の意味で、まず１点目の子育て支援と教育環境の充実、これはもう私にとりましては、最優先課題でございまして、例えば町立の煙山保育園についても、今後認定こども園の移行の考えがあるのかとか、またはいろんな費用の面でどうなのかというようなご質問もいただいたのですが、いずれいわゆる私どもが子育ての環境の中でどれが一番正しい選択なのかと、やはり子ども目線または保護者のお父さん、お母さん方の目線で考えていかなければならない。だから、そこに視点を置いて対応させていただきたいということで、まず１点目の子育て支援、教育環境の充実については、ひとつご理解いただきたいと。

それから、放課後児童クラブ、これはもういずれ町立小学校４校全てにやらさせていただくということで、もうこのことについてもやはり児童の目線に立った対応をしていかなければならないということでまずご理解をいただきたいと。

それから、２点目については、今もうご存じ、どうも横文字が多くて、もうわかりにくいと、先ほども。これから丁寧な説明をしていかなければならないのですが、今言われているのは、コミュニティで言われているのは、なぜ矢巾町もいろんなエン（縁）ジョイ構想とか、次ご質問あるのですが、いわゆる加齢による、年をとることによっての心身機能の低下、虚弱化、これをいかにしておくらさせて、健康な期間を長く保つかということが今私らに課せられた課題。だから、よく言われるフレイルと言われるのは虚弱、虚弱予防のためにコミュニティの充実したまちづくりということで、そういったことを考えたときに、こういうことにしっかり取り組んでいきたいなということで２問目については。

それから、３問目については、もう若者、そして女性の、やはり私どもとすればオーダーメードの企業、そういったものの誘致に力を入れていきたいということで、やはりこれからそういったことを企業誘致の中で考えていきたいと。

それから、４点目の農商工の関係で矢巾ブランドですが、今私どもは食のことだけ考えているのですが、もう少しウイングを広げて、例えば化粧品でもいいし、何か矢巾町の産物から、またはいろんな水とか、こういうようなものを使ってウイングを広げることができないかと、矢巾ブランド、今食のことだけにこだわってあれなのですが、今いろいろ医食同源とか、健康食品とか、いろんなことが言われておるので、これはもう少しウイング

を広げて考えていきたいと。

それから、５点目のごみの減量化、資源化、このことについては、やはり私ども職員が現場に出なければだめだということで、そして事業所、家庭集積所での、いわゆるごみの組成分析をやって、何が減量化できるか、何が資源化できるか、これをみんな一緒になって取り組みをしていきたいなと、こう考えておりますので、あとは６点目のこの防災士なり、防災介助士、これはもう一体的に取り組まなければならない資格なのです。このことについては、いろいろ再質でも今ご質問があったのですが、このことについては、一体的に取り組んでいきたいと考えておりますし、それから７点目、８点目の関係の全天候型ドームと道の駅については、今後盛岡広域なり、または県内33市町村を巻き込んだ中での議論をしていきたいということで、できるのであれば、まず私どもとすれば、私としては後期計画に位置づけをしてやっていきたいなと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと。

それから、９点目のいろんなこれはいわゆる町民懇談会から何からいろいろあるのですが、いずれ町民の皆さんのご意見、それからご提言を町政のど真ん中に位置づけて対応していきたいということで考えておりますので。

あと10点目の徳丹城の関係については、今、いわゆる活性化、利活用については、県のほうとも埋文の担当とも今詰めさせていただいて、いずれは年内にそういう方向ができるように取り組んでいきたいと。

最後に、アセットマネジメントのことが出たのですが、このことについては、私どもとしてはまだ暗中模索のところもありますので、もう今村松議員からもご指摘のあったことも踏まえて前向きに検討してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、今村松信一議員の質問の途中ではございますけれども、１時間経過をいたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

午前１０時５９分　休憩

――――――――――――

午前１１時１０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開をします。

次に、２問目の質問を許します。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、２問目の質問をさせていただきます。エン（縁）ジョイやはばネットワークの取り組みについてであります。

１点目、今まで行ってまいりました介護予防のためのシルバーリハビリ体操を行う通いの場体操クラブや社会福祉協議会の事業でありますこびりっこサロンとのすみ分けはどのようになるのか。

それから、２点目、エン（縁）ジョイやはばネットワークに取り組むことになった経過は何か。

それから、３点目、活動を進めていく上で現時点での課題についてお伺いしたいと思います。

それから、４点目、地区組織への補助金について、今後さらにこれを充実させる考えはあるかについて。

それから、５点目、地区公民館を拠点とした活動が基本となっているようでありますが、公民館以外の活動など、例外適用の考えはあるでしょうか。

それから、６点目、エン（縁）ジョイやはばネットワークの現在の取り組み状況について、以上６点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

なお、冒頭申し上げるべきでしたが、ただいま車椅子での傍聴者がこの席に入っていただきましたので、これは先般議運等で協議して許可することにしましたので、入っていただきました。

○町長（高橋昌造君）　エン（縁）ジョイやはばネットワークについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、これまでの取り組みであります通いの場体操クラブやこびりっこサロンは、高齢者を対象とした介護予防活動となっており、一方エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業は、町内各地区の自治公民館等を拠点として高齢者はもとより子どもや障がいをお持ちの方も含めた多世代にわたる交流活動を通じて健康寿命の延伸や地域での支え合い体制の構築を図ろうとするものであります。

なお、前述べたとおりでございますが、介護予防事業についても最終的には地域全体での取り組みでありますエン（縁）ジョイやはばネットワークに包含される形で一体的な互助の取り組みとなるものとイメージしております。

２点目についてですが、事業導入の経緯は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題を６年後に控え、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯及び認知症や寝たきり等の要介護高齢者のさらなる増加、介護保険料や介護費用の増大、介護人材等の担い手の不足、多世代にわたる福祉ニーズの多様化などの課題が見込まれるため、地域ぐるみの多世代にわたる交流や心が安らげる居場所としての拠点整備を通じて見守りや支え合いの仕組みの再構築を図ることにより、地域での互助、お互い助け合っての機能が高まるよう支援してまいります。

３点目についてですが、本事業が地域ぐるみの取り組みであることから、自治会長や公民館長等の地域のリーダーに負担が集中する懸念が課題であると認識しており、活動内容についても地域の自主性、独自性を尊重し、気軽に楽しく継続的に活動が展開されるよう参加者が当番で役割を担うなど、円滑な実施に向けた支援を行ってまいります。メンバーや活動内容が固定化することにより、新規の方が参加しにくい状況とならないよう、今後も地域での説明会開催や各種懇談を通じて地域と町との双方向のコミュニケーションによって課題解決を図ってまいります。

なお、事業を運営していく上での公民館施設、設備上の課題に対しましては、段差解消や手すりの設置等、軽微なものについては、開設準備金としての助成を行うほか、空調設備の設置等コミュニティ補助として支援するものなど、庁内の組織横断的な連携により、各諸課題の解決を図ってまいります。

４点目についてですが、今年度が事業の開始年度でありますことから、実施地区における参加人数や活動内容等実施状況を踏まえた検証を行い、補助内容の充実を含めた今後のあり方を検討してまいります。

５点目についてですが、地区公民館での活動を基本としつつも、地域の意向を尊重し、安全管理上支障がない施設、例えば事業所の空きスペースや空き家等での事業実施も可能と考えております。

６点目についてですが、実施地区は、南矢幅３区、北郡山、上赤林、城内、高田２区、西徳田２区、桜屋、間野々、流通センターの計９地区となっており、それぞれの活動内容は、輪投げや軽スポーツ、ゲーム、手芸、食事会、お茶飲み会、映画鑑賞、カラオケなど

となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　お茶飲みや、それから体操は、多くのサービスの内容に含まれておりますが、介護予防教室、それから通いの場体操クラブ、それからシルバーリハビリ体操、それからおでんせ広場、それからこびりっこサロン、お茶っこの会、シニアお元気教室などなど、それぞれの対象者や要件、開催日、参加者は参加を希望する場合にどこに申し込めばいいのか一括で案内されているのはまさしくありません。ということで、参加を希望する場合、どこに申し込めばいいのかなど、わかりやすく説明をする方法をとってはいかがでしょうか。

行政側は、企画側は、全て把握しているわけです、これを仕事としているわけですから。だけれども、サービスの受け手、一般の町民、サービスの受け手は、各種サービスの違いがわからない人が多いのです。現在のごみ収集カレンダーのようなサービスの一覧表をつくって、それはホームページあるいは広報に載せたり、これはできませんでしょうか。

それから、今申し上げましたように、いろんなサービス事業に取り組んでおります。ということで私思うのですけれども、こんなにたくさんあって、各事業の参加人数で極端に少ない事業もあるのではないかと。ある公民館に行ってみると、確かに軽でいらして、説明の方がいらしております。町民の方１人ですという場もやっぱりあるのです。ということは実際あります。ですから、いろんな事業に取り組んでおります。ここで一旦選択と集中が必要ではないでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松　徹君）　お答えいたします。

ご指摘のとおり、例えば介護保険事業も高齢者福祉事業もそうではございますけれども、介護予防事業、さまざまな取り組みがふえてきたことによりまして、サービスメニューも多岐にわたっております。それぞれの参加希望者がどこに相談すればいいのか、どのような手続をすればよいのかわかりづらいというご提言がありました。まさしくそのとおりと受けとめております。参加者、利用者の皆様にとってわかりやすく参加しやすい仕組みとし、それの説明を通じながらサービス利用が促進され、そしてひいては介護給付の縮減に

つながるようサービス利用一覧表の作成についても前向きに取り組んでまいりたいと思います。

なお、一覧表の作成に当たりましては、よく町民の方からすると、活字だけだと非常に見づらかったり、読まれないということもありますので、なるべくそういう実際の活動状況とか、風景とか、楽しそうな風景もさまざまございますので、そういった写真とかイラストも入れながら、できるだけ見える化を図ってお伝えできるように検討してまいりたいと思います。

また、最後にご指摘もありましたサービスの形態についても非常にふえてきているということで選択と集中が必要ではないかというご指摘がございました。公助あるいは共助のサービス、そして地域での取り組みの互助もあるわけでございますけれども、町といたしましては、今後の2025年問題の解決のまず一つの事業としまして、このエン（縁）ジョイ事業については、どんどん地区のほうにも今後ますます普及するように力を注いでまいりたいというふうに考えておりますが、その過程の中で既存の法的なサービスも含め、利用が進んでいない事業もあるということでございますが、そういった周知が足りないから利用がはかどらないのか、あるいはニーズがもう終わっているものなのか、そういったところも含めまして総合的に検証して、選択と集中に向けて対応してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　次に、３問目の質問を許します。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、３問目の質問をさせていただきます。

人口増加に対応したまちづくりの取り組みについてであります。本年９月岩手医科大学附属病院の総合移転に伴う交流人口の増加や第７次矢巾町総合計画で目指す将来人口３万人に対応したまちづくりの取り組みが急務であります。遊休資産の活用や地区計画制度などの検討はいつどのような方法で行われるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　人口増加に対応したまちづくりへの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

最初に、遊休資産の活用については、旧矢巾中学校敷地や室岡地区のゆうゆう広場のほ

か町内に各種の遊休資産がありますが、規模の大きなものは個別に、それ以外のものは一般的な基本方針として、その利活用及び処分の方策を検討しながら進める必要があるものと考えております。そのために町の考え方のみの決定ではなく、検討委員会の議論によりご意見をいただきながら決定してまいります。なお、委員会の構成は、産、学、官、金、労、言といった各分野の立場の方と一般公募の町民の方の委員を想定しております。委員会は、ことしの10月までに設置したいと考えております。

次に、地区計画制度の検討については、本年４月から市街化調整区域内の農業振興地域整備計画における農用地区域外、いわゆる農振白地の中で一定の要件が満たされる場合に、地区計画制度によって開発が認められることになりました。これによって、例えばゆうゆう広場のように市街化調整区域に存在する町の遊休資産の活用のために地区計画制度を利用することが可能となりました。したがいまして、この地区計画制度の利用を前提として開発し、利活用及び処分を進めようとする考えであります。

また、市街化調整区域における民有地についても農振白地の中で一定の要件が満たされる場合には、企業間取引を主とする業種の企業のような市街化を促進するおそれのないものの開発が可能となりますので、本町への企業の立地需要が旺盛な現在の状況を生かし、地権者の土地利用に関する意向を把握した上で町が地権者や企業に対し、それぞれ紹介する、いわゆるマッチングによる企業誘致事業を本年度から開始いたします。

なお、実際の立地は、地権者と企業の合意形成が図られた後の各種手続に１年ほど要する見込みであることから、早期に実現するとしても来年度中となる見込みです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　ただいまの答弁で重要な内容が今含まれておりました。いわゆる白地に遊休資産の活用についてでありますけれども、ただいまの答弁で大きく前進したわけでありますが、10月までに設置予定の検討委員会の構成員の役割は大変に重要となってくると思いますので、まずもって慎重な委員の人選をお願いしたいと思います。これは質問ではありません。

それで質問です。遊休資産については、開発または売却も選択肢と今の答弁はなるということになりますけれども、町の計画に沿った開発をする場合、民間に売却することもあるのか。それとまた第三セクターとしての開発行為もあるのか、まず１点お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　この分野に関しまして私のほうから答弁させていただきたいと思います。

町有資産は各種ございますけれども、先ほどの町長答弁にありますように、今後市街化調整区域であっても要件が満たされれば、一定の開発が可能になったということを受けまして、今後その利活用を進めるというお話になっていくことでございますが、やはりどういった形で使っていこうとするのかと。それから町としては直接使い道がないので、民間に開放するかというふうな判断等を踏まえた上で民間へ売却する、もしくはいろんな使い方があるので、売って終わりというふうな処分の考え方もあると思いますし、何らかの、これまでもいろいろ定住促進住宅とか、町営住宅等というお話もありましたけれども、そういった形で使うときに、町有のままで借地として民間に開放するという方法論もあると思っております。ですので、個別にいろいろなケースを判断しながら進めていくということになろうかと考えております。

また、第三セクターにつきましては、その第三セクターとして既存のセクターで何かをやるということは、ちょっと考えにくいものですから、新たにというふうなことを前提に考えますと、町がやはり第三セクターとして取り組むべき事業であるというふうなものをそこの場所でやるというふうになった暁には、第三セクターのお話もあると思うのですが、現状、これまでの範囲の中では考えにくいのかなと思ってございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　現在民地で白地の面積の大きいのは、国道４号線の間野々地区にあります。東が50メートル、それから西に100メートル、幅で。この開発が可能となるわけであります。ということで、民間業者の開発行為になると思いますけれども、行政側からその場所に必要と思われる業種の進出、進出業種の要望等はなされるでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　町から業種要望していくのかということなのですが、いろいろな面でできるときとできないときがあるのかなと思っております。といいますのは、やはりいわゆる進出したい企業の意向というのが最優先になると思われます。地権者の方

々が都市的土地利用に転換していい、やりたいというふうなお声がある場所について、こういう場所でどうですかというふうな企業を紹介していく形になるのですけれども、そのときに、そもそも手が挙がらないような希望を幾らリクエストしても話になりませんので、やはりここでやりたい、こういう業種だけれどもというふうなことが先にあって、それが幸い幾つも同じ場所にリクエストが来た場合には、その中でもより町にとって、地権者の方々にとって、また企業にとっても三者ともいいと思われるようなマッチングができるのが一番望ましいことだと思います。ただいずれ複数来たりしたような場合は、そういうことも考えられると思います。

逆に町がこういうのでなければだめだと言ってしまうと、先に進まない可能性も高い、そういったこともありますので、ある程度はなるべく多くのところに手が挙がっていただければなというふうに考えているところでございます。

それから、実際に来る企業が決まった暁には、この地区計画の中でこういったものですというふうな一定の内容を計画の中に盛り込む形になりますので、そういった意味でも全然違うものとかというふうな話にはならないというふうに持っていけると思いますし、町としても、そこでのある程度の誘導策みたいな、もしくはある意味抑制という部分も可能ではあると思いますが、いずれ手が挙がっていただくことが一番なのかなと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それで地区計画は開発の規模要件として中身が策定できなければ、これはできないと思われる遊休資産について、この資産は町有財産であるわけでありますから、検討委員会である一定のことが検討された場合、地元のコンセンサスを得れば、整備開発ができるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　基本的に内容が町にとっても、地元の皆様にとってもということで是となれば、それは、もう可能なものだというふうに考えております、我々も。そして、そこの使い道の中で、そこに民間が絡むようなケースの場合も想定されますので、町が進めようとしている例にとって、あくまで例ですけれども、例えば定住促進住宅みたいな話になった際には、そこにどう民間が絡んでくるのかということも含めて、その内容

も行政も地元もこういう内容がいいのだけれどもというふうに思っていても、民間の立場からすると、やはりそれだとちょっとうまくいかないところがあるから、それはちょっと違う方向でやりたいのだがというふうなすり合わせみたいなものは出てくる可能性はありますが、基本的には議員がおっしゃるとおりだと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　この白地につきまして、今各行政区で取り組んでおります多面的機能支払交付金、これは白地が対象にならないということで、よく調べた結果があるのです。そうしますと、自宅周りに各個人ごとにこの白地というのは結構あるのです。それが恐らく1,000坪とか、その程度のところは結構あると思います。あるいは１ヘクタールくらいあるところもあると思いますが、この地区計画にそういった個人の部分というのは入らないと思いますけれども、いわゆる個人が持っている白地を、例えばアパートとか何か建てられるとか、そういったことでの地区計画に入っていない場合の白地の個人所有のものですけれども、これはどこまで可能となるわけでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

個人でお持ちの例えば屋敷周りの白地とかという部分の有効利用ということでの話だとは思うのですが、この地区計画というのは、あくまでもある一定の規模の面積も必要になります。そういった要件が満たされれば、そういった個人施工なりなんなりのことも可能だとは思いますが、我々この地区計画のイメージとしては、やはり市街化調整区域内での有効な土地利用を図るという、なおかつ市街化を促進しないというような考え方で地区計画を策定しているものでありますので、あくまでも個人でアパートを建てたりというものには該当にならないケースのほうが多いかと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　自宅周りと言いましたけれども、自宅がなくて林みたいなところで１ヘクタールぐらいとか、そういう形で白地になっているところあります。こういった場合、地区計画に追加をして、そこにそれらしき許可できるような内容のものを建てると

か、例えば産直とかを建てたいとかという形のときに、その周りにもレストランとか建てたいとか、そういった形のものというのはできないでしょうか、できるでしょうか。はっきりしなくてもいいのですけれども、そういう形の場合はどうなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

私先ほど自宅周りということで限定した言い方をしてしまったわけなのですが、実際には山林だったりということで、それなりのアクセス道路があって、いろんな土地利用が図られる可能性があるなというような場所を個人の方々がまとまってある一定の面積を開発するというようなことに関しましては、全くなしではないと思います。

ただその市街化を促進しないということが前提になりますので、そういったところを町のほうで判断し、県との協議も経て、都市計画法上も大丈夫だろうなということで地区計画が決定されれば可能ということもあり得ると思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で５番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、10番、昆秀一議員の質問を許します。

それでは、１問目の質問を許します。

（10番　昆　秀一議員　登壇）

○10番（昆　秀一議員）　議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、共生社会の形成についてご質問をいたします。障がいがある、ないにかかわらず、女性も男性もお年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会が共生社会であります。これをみんなでつくっていかなければなりません。このことを念頭に以下お伺いいたします。

１点目、障がい者権利条約の内容の理解をさらに進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

２点目、現在のインクルーシブ教育の浸透度と今後の進め方をお伺いします。

３点目、障がいをお持ちの当事者からの声をどう聴取して生かしておられるのか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　10番、昆秀一議員の共生社会の形成についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、国は障がい者権利条約を締結し、障がい者基本法の改正等の整備を行っているところであり、この条約の理念のもと、誰もが人格と個性を尊重し合いながら支え合い、相手を認め合える共生社会の実現に向けて取り組んでおります。本町においても、平成30年３月策定の第５期矢巾町障がい者プラン等において、障がいのある人もない人も地域社会でともに暮らす社会づくりを基本理念に掲げており、町のイベント等において条約内容の視点を盛り込んだ講演会の実施やパンフレット等の配布などを通じて啓発に努めており、共生社会の形成を目指し、啓発活動を継続しながら内容の理解をさらに進めてまいります。

３点目についてですが、障がいのある方がともに暮らせる地域共生社会の実現のためにも当事者の声に耳を傾け、必要な支援につなぐことは重要なことであります。本町では、担当窓口における相談業務での傾聴はもちろんのこと、相談支援専門員や福祉サービス事業所等の協力による福祉制度にかかわる相談や町身体障がい者協議会等の当事者や、その家族の会の活動への支援やかかわりにより、顔の見える関係を通じて、より多くの生活全般にわたる声を聴取できるよう努めております。

また、その声や意見は、当事者の意思決定と適切な福祉サービスの利用につなげる際に、できる限り尊重し、個々の支援内容の充実に生かしております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、共生社会の形成についてのご質問にお答えいたします。

２点目についてですが、県内の特別支援学校と町内小中学校の児童・生徒との交流事業や町内小中学校の特別支援学級での教育課程の中に組み入れている通常学級との交流授業のほか、障がいをお持ちの方をお招きし、子どもたちと触れ合う場を設けている地区行事等を通して、障がいの有無にかかわらず同じ環境で活動する場を日常的に用意し、計画的に進められているという点では、インクルーシブ教育の考え方も含め、各学校等において浸透しているものと考えております。現時点では、数字的に浸透度を示せるものはありませんが、今後各学校での児童・生徒の様子を確認しながら浸透の状況を把握してまいりま

す。

交流事業等は、特別支援学級に在籍する児童・生徒にとって経験を広め、社会性を養い、人とかかわる力を育てる上で重要な機会と考えておりますし、通常学級に在籍する児童・生徒にとっても、相手を正しく理解し、他人への思いやりの気持ちを育てる上でも有意義であると考えております。

今後におきましても児童・生徒一人一人に目を向け、教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服できるよう関係機関と連携し、本人及び保護者の納得が得られる教育支援を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　共生社会を送る上で、よく詩人であります金子みすゞさんの「わたしと小鳥と鈴と」という詩がご紹介されます。いろんなところで使用されておる詩なので、ご存じの方も少なくないと思いますけれども、今回の共生社会の質問に対しての下に富むところが多いと思いますので、最初に改めてこの詩をご紹介させていただきたいと思いますけれども、「わたしと小鳥と鈴と」、金子みすゞ。「わたしが両手を広げても、お空はちっとも飛べないが、飛べる小鳥はわたしのように地面（じべた）をはやくは走れない。わたしがからだをゆすっても、きれいな音は出ないけど、あの鳴る鈴はわたしのように、たくさんなうたは知らないよ。鈴と、小鳥と、それからわたし、みんなちがって、みんないい。」この詩は、鈴と小鳥と私と、それぞれの特色の中で生きているすばらしさをうたい上げています。まさしくみんな違ってみんないいのです。老いも若きも障がいがある人もない人もみんないいのです。このことの啓発活動として研修会が主に福祉関係者が参加して行われておるわけですけれども、私は以前から申し上げているとおり、関係者ばかりの、一般の人が余り来ないようなものよりも、一般の人に向けて広くそういう研修会をやっていく必要性を強く感じておるのですけれども、今後もっと一般の人、特にこれからの若い人に対してのそういう内容の研修会なり、シンポジウムでもいいです。そのようなものを企画して開催していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

今詩人の金子みすゞさんのお話があったのですが、実は、この町内に県立の盛岡となん

支援学校、これはもう昆秀一議員もわかっておる、私あそこに行っていつも涙が出るのは、きょうちょっとメモしてきたので、「いつか来る　いつか来る　たとえその日は遠くてもきっといい日がやってくる」と、この石碑に書いている言葉、私は皆さんの前に、これはもう先ほどからお話がある、もう昆秀一議員は、ノーマライゼーションという言葉、もうそういう壁はあれなのだと、まさにそのとおりなのです。だから、あの石碑に書いている言葉というのは、障がいの皆さんも健常者の皆さんも、皆さんの前に広がるたくさんの道、その道を選べる可能性を広げていってほしいということを私はいつもあそこに行って、もう感動というよりも、だからこの間は障がい者のスポーツ、県の大会。私も毎年参加しておったのですが、ことしはたまたまどうしてもあれなので、担当課長のほうに必ず参加しろよと、そしてテントを張って、そうすると、矢巾町でこういう障がい者の方々の理解をしてくれる、その行動が非常に大事なのだということを、だからそれはもう町の社会福祉協議会にもお話をさせていただいております。

だから、私は、障がい者の、先ほどの２問目については、教育長が答弁したのですが、インクルーシブ、これは全てを包含したと、ところがその反対の言葉、エクスクルーシブは、もう排他的なあれだと。だから、そこに全部包含して評価、排他的になるかと、これは小さいときからの教育なのです。だから、私は、いわゆるインクルーシブの教育ということの、その別な意味での対局にもこういうことがあるのだということを知っていくことが私は非常に大事なことだと思うのです。だから、私は、そういった意味で障がい者の皆さん方、それで矢巾町にはもう高橋幸平君、またその後私もぜひ北京のパラリンピックに出たいという方も今おります。だから、そういう可能性、先ほど言ったそれぞれにそれぞれの道があるのだと、そういうことにしっかり取り組んでいきたいということで、まさに昆秀一議員のおっしゃるとおりのことと私は考え方がぴたっと一致しているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　ぴたっと合っているということでお伺いしましたので、安心ですけれども、まず先日ヘルプマークというものの配布が県で始まったわけですけれども、本町においても配布を開始しているようですけれども、このヘルプマークというのは、義足や人工関節を使用している方、それから内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見がわからなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としてい

ることを知らせることであって、援助を易くするように東京都がまず作成したマークなのだそうです。このマーク、ご存じない方もいると思うのですけれども、こういう赤いマークでプラスにハートマークというマークなのですけれども、このヘルプマーク、まだ配布されて間もないのですけれども、どのくらいの方、町内では配布されたのでしょうか。

あと私は、このマークを配布するのは大変に結構なことだとは思うのですけれども、同時にヘルプマークの理解というものはどこまでいっているのかというところを、まず配布すると同時に、このようなしっかりとヘルプマークの普及活動、理解もしていかなければならないと思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、細かいことは担当課長のほうからあれなのですが、先月の23日、もうご存じかと思うのですが、この日は難病の日なのです。この間も矢幅駅で担当課長初め、新聞にも報道されておるのですが、私は、このヘルプマークのことについては、もうかなり以前から理解しているつもりなのですが、ただまだ一般の方々には、だからこれは町としては、いろんな機会、もう広報なり、ホームページなり、またはそういう会合があるときに、まずそのマークのついたものを皆さんにお示しして、そしてできるのであれば、こういう議会の場でも、ぜひ皆さんそのヘルプマークを。だから、私は、昆秀一議員は、今おっしゃるヘルプマークのことも含めて難病の皆さんがいかにして苦しんでおるかと、だから今は私は難病の方々の、やはり無理解、無関心が一番困るということなのです。だから、例えば例を出すと、大腸性胃炎なんていうのは、外観を見た場合、何も症状がわからない。でも、もう何であなたは難病なのだと言われることの悲しさということを私も聞いておるのです。だから、無理解、無関心のないような、そういうことをこれからしっかり取り組んでいきたいと。あとの細かい中身については、担当課長から答弁させます。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。ヘルプマークの配布件数について１点目、お答えいたします。

このストラップ式のヘルプマークの配布について、５月下旬に県のほうから私どものほうに連絡がありまして、矢巾町では５月29日にホームページに掲載して周知を図っております。現在のところ配布した件数は４件でございます。さらに、周知といたしましては、ホームページのほか、町の関係施設、やはぱーくほか、あと商業施設にもポスターを掲示

して多くの方々にこの制度を理解していただき、活用していただけるように私どもも取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　難病なり、そういうふうな苦しんでいる方等支援はお願いしたいわけですけれども、それとはまた対局というわけではないのですけれども、社会の中にもいろんな人がいるように、障がいをお持ちの方にももちろんいろんな方がいらっしゃるわけで、障がい者イコール病人とお考えの方が多くいますけれども、きょう私が無理を言って傍聴していただいた方は、障がいがあっても健康であります。病院にもほとんどかかっていない方でございます。彼女は、本来であれば、こういう場に余り出たくない方なのですけれども、私が無理言って来ていただいて。車椅子であるから、議場の中に特別に配慮いただいて傍聴席ではないところから聞いていただいておるわけです。大変申しわけなく思っておりますけれども、車椅子でも気軽に傍聴できるようにできれば議場のほうにしてもらいたいと思うのですけれども、まずそのことについてお伺いしたいのと。

あと、それから先日喫煙所というものを設けるということで157万6,000円ということを提案されたわけですけれども、喫煙所も喫煙者に限って言えば非常に大事なのかもしれませんけれども、例えば１階にしかない障がい者用のトイレを車椅子の方が働いている階にもぜひ設置するよう配慮はできないのか。私は、そのようなお金の使い方も優先させていただきたいなと思いますし、特に行政においては、声の大きな多数の人にばかり目が行きがちのように思われますので、できれば喫煙者の方には大変申しわけないのですが、少しでもそういう不便をしている方々に予算を回せないのかということ、その点についての意見をお聞かせ願います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

まず昆秀一議員のおっしゃるとおりでございますが、ただ矢巾町では、町たばこ税というものもございまして、また愛煙家の方々もいらっしゃる。私は、どちらの道を選択するかと問われたときは、どちらも選択をさせていただきたい。そこは、やはり私はお話しさせていただき、このヘルプマークは、もう当事者は必ずつけていただきたい。災害時に、それがついているのとついていないのでは、対応が全然違うわけです。だから、私どもは

そういうことを、もうこれは日本赤十字なんかでもいろんな救助活動で、そういうことが言われておりますので、だから私らとしては、今ご指摘のあったトイレのこととか、または災害時の対応とか、いろんな多方面にわたっての課題があるわけですので、それは一つ一つ課題を洗い出して解決をしていきたいと。だから、たばこのあれを優先するかということではなく、どちらも大事にしながらやっていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　先日、平成30年度の青少年の論文、作文というのを読ませていただきましたけれども、中学校の部の最優秀賞の作文に大変私は興味を覚えたのですけれども、というのも作文を書いている本人が発達障がいを持っていて、その発達障がいに対しての理解を訴えている内容の作文だったからです。教育長は、もちろん読まれているかと思うのですけれども、この作文をここでもご紹介したいのですけれども、読んでいる時間もないので、あれですけれども、後で皆さん、読まれていない方は読んでいただきたいと思うのですけれども、この作文を読んで、私は本当に思ったのですけれども、そもそも23回に及ぶ青少年の論文作文のコンセプトは何なのか。この「僕をさがしに」というタイトルの作文の作者は訴えているのですけれども、この訴えから私たち大人は何を受け取るのか、そこが一番大事なのではないか。いい作文だなと表彰して終わるのではなくて、子どもたちが書いたこの作文から送られるメッセージを子どもたちはもちろん、私たち多くの人たちに届けるということの意味があるのではと思うのですけれども、このところの作文に込められたメッセージというのは、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まずこのメッセージについては、私は本当に真摯に受けとめました。各小中学校を回りましても、特別支援学級だけではなく、普通学級の中にそういう発達障がいの子どもがたくさんおります。その子供たちが自分のいわれない迫害というか、差別を受けております。自分はそうしたくなくてもどうしても自分の体が動いてしまう、すぐ対応してしまう、それが相手にとっては暴力ととられてしまう。これは本人がそう思っていなくても、そういうふうな状況になる。それを私たちは、周りの大人、子どもたちも含めて理解をしなければいけない。その一番理解しなければいけないのは家庭です。その次は、その周りを取り

囲む社会です。まず大人がその子どもの特性、発達障がい、障がいも含めて、それを外に向かって発信しなければいけないと思います。その発信の一つが今回のメッセージだったと、そういうふうに思います。いいきっかけをつくってもらったと思っています。改めてこれを各小中学校のほうに発信をしたいと思いますし、そういうことを含めて私も努力してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　その発信という意味で支援学校、町内小中学校、児童・生徒との交流が継続的に行われているのですけれども、特にもとなん支援学校は、すぐ隣に東小学校もあるという立地的にも交流が盛んに行える環境にあります。現状は、今までと変わってどうなっているのでしょうか。

また、できれば今後より一層の交流も考えてほしいと思いますし、地域も含めた形での交流を考えていただきたいと思うのですけれども、その点についてのお考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず東小学校については、もう入学式のときからお互いに交流をしております。学校のほうに来ていただいて、そしてお互いにわかり合うというところから始めて、行事のほうにも参加していただいたり、あるいはこちらのほうからも伺ったりとか、あとは支援学校の先生方に、それこそ先ほど申し上げた普通学級のほうに入っている、いわゆる支援が必要な子どもたち、たくさんおります。そういう子どもたちを見てもらうということでのアドバイスをもらう。なかなか各小中学校にいる教員がそういった子どもたちにどう対応していいかということで悩むことが多いです。いろんな研修会はありますが、こういった形でとなん支援学校があるおかげで、その先生方から学ぶこともたくさんあります。これも大事なことだと思っています。そういうことも含めて進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　ぜひそのように進めていただきたいと思いますし、教育に関しては、次の質問でまた深くお聞きしたいと思うのですけれども、最後に、共生社会の理解、

啓発につながるというものは、まずこの障がいの理解ということがあるのですけれども、私が本当に必要だと思っているのは、継続的な交流についてなのですけれども、過去を振り返ると、やはり町長のおっしゃったように、障がいをお持ちで隔離されたり、人目に触れられないようなことが多かったと思うのですけれども、私は障がいのある人もない人も同じこの時代を生きる人として、分け隔てなく交流できるということが必要だと思いますし、これからもっともっと必要になってくると思います。

障がいのある方が行き交い、交流のできる町に、この矢巾町ずっとしたいと願い続けているのですけれども、そのことをしっかりと音楽のまち、スポーツのまちのように宣言までは求めませんけれども、共生のまちとして今後交流の場を広げるようにしてほしいと思うのですけれども、最後のご質問です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

先ほど私、やはり障がいの方々に無理解、無関心、これがあれなのです。いかにして障がい者の方々に関心を持っていただく、理解をしていただくかと。やはりそういう機会を私ども、だからこれはやっぱり教育の場でも、小さいときからともに生きていくということを、そういった私は、そこには教育の中でのあれが一番大事だということで、それで私どもとすれば、やはり今障がい者の方々がせっかく今矢巾町には県立の療育センターとか、盛岡となん支援学校というのができたわけです。だから、そういう、やはり先ほど昆秀一議員がおっしゃるとおり、今矢巾東小学校の子どもさんたちもやはり交流をなされていると、盛岡となん支援学校と。それを拡大していくことが大事なのです。各小学校にも中学校にも。または、保育園、こども園、幼稚園のお子さんたちにもですね。だからそういうことをこれから私どもはしっかりした体制を構築しながら取り組んでいきたいということで私も、やはり常に言っているのは、そういった弱い立場にある皆さん方に光を与えていくのが行政の仕事なわけでございますので、もうそういったことで矢巾のまち宣言に限らず、そういうことにしっかり取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、今昆秀一議員の質問の途中ではございますが、時間が正午を回りましたので、ここで昼食のための休憩といたします。

再開を13時、午後１時といたします。

午後　０時０６分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開します。

休憩前に引き続きまして昆秀一議員の２問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、学校教育の課題解決に向けた取り組みについてお伺いいたします。

ここ最近新しい時代の学校教育のカタチについて提言され、注目を浴びています。そこで本町の学校教育において今までの当たり前を見直してみる必要性を感じるところから以下お伺いいたします。

１点目、現在の学校教育の問題点についての見解をお伺いします。

２点目、学校教育の今までの当たり前を見直しする考えについてお伺いします。

３点目、新しい学校教育の創造についての考え方についてお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　学校教育の課題解決に向けた取り組みをについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、来年度から小学校５、６年で教科となる英語教育への対応や学校不適応、不登校児童・生徒、問題行動等の解消に向けた取り組み、さらに教員の多忙化が問題点として挙げられると考えております。

これらの問題点についての対応として、英語教育へ円滑に対応できるよう英語指導助手、ＡＬＴのほかに外国語活動支援員、さらに今年度からは英語専科の教員も加え、３名体制で取り組んでおります。また、適応支援員、特別支援教育支援員についても４名増員し、支援の拡充を図っております。教員の勤務負担の軽減に向けた取り組みとしては、昨年度から各中学校に部活指導支援員を配置しておりますが、さらに今年度は１名増員しております。

２点目についてですが、社会情勢が目まぐるしく変化している現代において、教員の業務量は増大し、求められる資質、能力も教科の指導力のみにとどまらず生徒指導力、部活

動指導力、事務処理能力等、多岐にわたっている中で働き方改革が求められ始め、これまで当たり前に行われてきた学校の文化や常識を別の視点から考え直さなければならない時代となっております。現在、教育委員会として検討している取り組みの一つとして、中学校における固定担任制からの脱却があります。一人の子どもをみんなで育てるという意識を持ち、全員担任制を実施することで指導に統一性が生まれ、多くの目で子どものよさを丁寧に見ることができ、子ども同士の人間関係の問題等を早期に発見し、生徒指導の安定や学力向上へとつながります。さらにそのことが教員の働き方改革へとつながり、結果として子どもたちに質の高い教育を提供することにつながっていくものと考えております。今後他の自治体の効果的な取り組みも参考にしながら学校と一緒に考え、具体的な提案を学校現場に示すことができるよう努めてまいります。

３点目についてですが、これからの矢巾町の教育環境のあり方を考えていくに当たり、地域と学校、さらに小中学校の枠組みを越えた連携強化が重要と考えており、そのために教育振興運動とコミュニティ・スクールを融合させた矢巾型コミュニティ・スクールの導入が必要と考えております。このコミュニティ・スクール構想においては、国や県が求める各校での学校運営協議会の設置はもとより、町内小中学校６校全体をまとめた形の学校運営委員会を設置し、学校関係者だけでなく、保護者や地域住民が主体的に考え、積極的にかかわることができるような姿を目指すものであります。

また、小中学校の垣根を外すことで小中学校の教員がより多く交流し、小学校の教員は中学校の専門性を学び、中学校の教員は小学校のより細やかな指導の必要性を学ぶことが可能となります。教科指導においては、小学校から中学校までの９年間において、授業の流れを統一することで指導の差をなくし、子どもの学びの面でも小学校から中学校への移行が円滑となり、中１ギャップの解消にもつながるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず学校というものは何のためにあるのかということを考えてみたのですけれども、ただ単に勉強を教えるだけのところではないと思うのですけれども、学校の本来の目的というのは何なのかということですけれども、学校は子どもたちが社会の中でよりよく生きていくようにするためにあると考える方がいらっしゃいます。私も同感です。その社会の中で、よりよく生きていくためには、子どもたちにみずから考え、み

ずから判断し、みずから決定し、みずから行動をする資質をつけてもらう必要があるのだと思っています。それが教育の原点ではないでしょうか。

今の日本の教育は、自立を育む真逆のことをしていると言っている方がいます。教師は手取り足取り丁寧に教え、壁に当たれば、すぐに手を差し伸べる。けんかや対立が起きれば、担任が仲裁に入り、仲直りまで仲介する。そうして育てられた子どもは、みずから考え、判断、決定、行動できないで自立できないまま大人になってしまいます。そして、そういう子どもは、大人になってから何か壁にぶつかると、会社が悪いとか、社会が悪いとか、誰かのせいにしてしまうのです。

なぜそうなったのか、それは手段が目的化してしまったからではないでしょうか。例えば国が示す学習指導要領は、これは大綱的な基準に過ぎないものが多くの教員では、これを絶対的な基準だと考えてしまっているのだそうです。教育の大半も教科書に従って、教科書を終わらせなければならないとか、そういう授業にしてしまっている現状があるのではないでしょうか。つまり子どもたちに必要な力をつけるための手段であるはずの学習指導要領や教科書自体をこなすことが目的になっているのではないでしょうか。その点、手段が目的化しているという考え方についての見解があれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　日本の教育全般にわたってのことを議員さんはおっしゃっておりますけれども、まず指導要領について、議員がおっしゃるとおり、これはそれに基づいてということで、それを必ずきちっとしなければいけないということではありません。確かにそのとおりです。でも、一番大事なことは、全国で行われていることをまずそれに向かって方向性としてやっていかなければいけないという、これは教員としてしなければいけないことでございます。その中で教科書に示されている内容について、例えば小学校６年間、中学校３年間でここまではちゃんと教えましょうという基準がございます。これを教えることがまず教員としての使命でございます。そして、子どもたちを社会に出すときに小さな社会としての学校という社会で社会を学ばせる、そういうふうなことでの努力をしております。

議員のおっしゃっている、例えば学校の当たり前を見直すとかということについて、それは先ほど私の答弁でもちょっとお話をさせてもらいましたが、いろんなところで考えなければいけないことはあると思います。でも、矢巾町の子どもにとって何が必要なのか、私はそれを今考えております。その中で、矢巾町として考えられること、まずそれは地域

という、この非常にいい環境の中で地域で子どもたちを育てようと、そういうふうにまず思っております。これがコミュニティ構想です。

そして、中学校は中学校なりの方法として、全員担任制というのも一つのアイデアだなと私は思っています。それぞれの得意性があります。教科指導が得意な人、生徒指導が得意な人、対保護者に対する対応が上手な人というふうなことでみんなで子どもたちを見守ろうということの一つがこの全員担任制です。小学校の場合には、できれば６年生で教科担任制を取り入れたいなと。それが中学校に向かうための一つの手段ではないかなというふうなこと、さまざまなことを考えますが、これは矢巾町の子どもたちにとってどういうほうがいいかなということで私はまずそれを第一に考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　その全員担任制というのは、私も非常にいい考えだと思っていたのですけれども、ぜひ進めていただきたいと思っているのですけれども、今まで１クラス１担任という固定担任制であったわけですけれども、これはクラスの中で何か問題があれば、子どもたちや保護者は安易に担任のせいにしたり、担任のほうは自分で抱え込んでしまったりということで町内で４年前のことについても担任が１人で抱え込んでしまったということが問題になって、その後学校での情報の共有体制はできているとは思うのですけれども、やはり固定担任制という限界が拭いきれないところがあると思うのですけれども。そこで全員担任制というのは、学級担任を固定しないで学年の全教員で学年の全生徒を見るということなのですけれども、本当に教員が一人一人得意分野があるわけですけれども、それを生かすことには適しているというふうに思いますし、生徒にとっても大きな価値につながっていくのだと思います。これは、チーム介護医療の現場では、チームでやるというのは当たり前になっていることではあるのですけれども、学年経営をする意味からでも、現在の固定担任制を廃止していきながら大いに意味のあることであると思うので、その全員担任制についてさらに進めていただきたいというふうに思うのですけれども、その見解についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、まず学校現場の理解ということが一番だと思います。私は、自分が校長をやっていたときに、これは小

学校現場でしたけれども、３クラスある学級担任、朝の会に行くときに担任を変えなさいと。毎日違う人が行って違う話をして、でも私が伝えてほしいことを違う口で違う考え方で違う言葉で言うことも、それを聞くことも大事だということで試しにやったことが数年前にございます。そういったことで子どもたちは非常にそれで興味を示します。こういう先生もいるのだなと、こういう考えをする人もいるのだなと。それが中学校の場合だと、特にそれが簡単にできると私は思っています。それはなぜかというと、中学校は教科担任制だからです。担任が１人で勉強を教えるのではなくて、教科ごとに先生が変わります。その延長線上が担任が学年全員で見ますよと、見守りますよということです。このよさを学校のほうに伝え、そして問題点も挙げてもらって、その解決のためにどういうことができるかなと。いずれ私は子どもたちのために一番いい方法を考えていきたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　子どもたちのためにということで私も思って言っているのですけれども、次に宿題についてなのですけれども、宿題のそもそも目的というのは何でしょう。宿題が目的ではないと思うのですけれども、現在の宿題というのは、通知票の資料となるためのものとなっているのではないかと思うのですけれども。宿題を出して、それをするために勉強机に向かっていれば、勉強の習慣がつくと保護者は安心すると思います。しかし、大切なのは時間より中身であるはずです。そして、自立的に学ぶ経験を積まないと、決して工夫して仕事ができる人間にはならないと思います。

以前将棋棋士の藤井聡太さんが担任教師に、授業をきちんと聞いているのに何で宿題をやる必要があるのですかと尋ねたそうなのです。本来授業を聞いていれば、宿題なんてする必要も私もないとは思うのですけれども、その分を自分の必要だと思える時間に費やしたほうがよほどいいと思うのですけれども、いずれにしろやらさせる学習ではなく、自立的に学ぶ姿勢を身につけられるようにすべきだと思うのですが、宿題についてどうお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず宿題については、これはいわゆる段階があると思います。やっぱりそういうふうな

習慣をつけなければいけない。家に帰ってからどういうふうな勉強をしたらいいか全くわからない子どもに対して、こういう方法がまずあるよということから始めていかなければいけない。その次は、家庭学習での自主学習というふうな段階に持っていく、それが今議員さんのおっしゃっていることだと思います。

私は、今小中学校の校長先生方にお願いをしているのは、家庭学習の仕方について、これも家庭でできる、要するに家庭で見守れる、そういう家庭学習にしようと。自分がこういうことを勉強したい、今おっしゃったとおりしたい、そのことをお家の人に見せて、きょうこんな勉強をしたよと言って、そこでチェックしてもらう。そういうふうなことのやりとり、そういう家庭学習にしていきたいと思っています。それが学校の勉強とつながっていても、つながっていなくてもいいと思いますが、次の日の勉強につながることでも、それだったらもっといいかもしれません。あるいは自分の興味、関心でもいいと思います。そうすると、家の中で勉強することが自然になり、そしてそれをお母さん、お父さん、家にいる方がそれを見守ってくれる、そういったことで子どもが安心して勉強できる。安心して勉強できることで褒められる。褒められたことで学校に来る、笑顔で学校に来る。学校でも褒められる。家に帰ってまた褒められる。この褒められるいい循環をつくっていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　宿題の考え方については、私も同感だと思うのですけれども。次に、中学校の中間、期末テストなどの定期考査についてお伺いしたいのですけれども、これも宿題と同じで通知票をつけるためにテストの点数で生徒を序列化しているように思うのですけれども、テストの本来の目的は何なのか。それは、学力の定着を図ることにあるのではないかと思うのですけれども、そのためにある学校では定期考査をなくして、単元ごとの実力テストで学力の定着を図っているのだそうです。そんなことを言っても、全国テストでの点数を上げるべきだとか、中学校であればいい高校、大学にという人もいるでしょうけれども。しかしこのような競争をしていい成績を上げても、必ず社会に役に立つ本物の専門性が高められるかは疑問です。このような考えのもと、学校だけではなく、社会全体でこの考え方を改めるべきであると私は思うのですけれども、まずできることから、例えば日々の授業の中でプレゼンテーション、それからディスカッションしている様子を

適切に評価できる仕組みを整えていくことも大切になってくると思うのですけれども、その点について見解があればお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まずテストについて、期末テスト、中間テストについて、これは各学校あるいは各地域によってさまざまです。年２回にしているところもありますし、それから中間をなくしているところもあります。そして、そういうふうな単元ごとのテストをやっている、そういうふうな学校もあると私も聞いております。それは、それぞれの学校の実情によってだと思います。ただテストが子どもを評価するためだけのテストということではなくて、確認のためのテストということでやっております。そして、どのぐらい子どもが理解しているか。これは、それをすることによって担任が自分のことを評価されることと同じです。子どもの点数が悪いということは、自分の教え方が悪いということです。そのための確認のテストだと私は認識しております。

そういったものを含めて私はこのテスト云々も含めてですが、学校の中で行われていること、それは学校として考えがあってやっていることだと思っていますので、その考えが今私たちにとって、矢巾町の子どもにとって必要かどうかということを常に考えながら、何遍も申し上げておりますが、それで頑張っていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　私も本当に子どもたちのためを思って言っているのですけれども。運動会、それから文化祭、修学旅行や職場体験なども必ずやらなければならないということではないと思うのですけれども、子どもたちのことを考えたら。まず運動会については、ある学校では、自分たちが楽しめるためにはどうすればいいかということを考えているのだそうです。そして、その逆に文化祭については、みんなを楽しめるにはどうしたらいいかということを考えてやっているということで、それは非常にいいことだと思うのですけれども、それの今まで当たり前でやってきたということをまず疑ってみるべきなのではないかなと思うのです。

それは、やっぱり制度だったりというのが邪魔するのだとは思うのですけれども、私は制度よりも人というものが邪魔をして当たり前を疑うことがないのだなというふうに思う

のですけれども。まず何のために学校があるのか、生徒のために、子どもたちのためにあるのですけれども、つくられた制度の中で考えても答えは出ないのだと思いますので、やっぱり何も考えずに当たり前ばかりをしない学校教育、自分の頭で考えられるような大人をつくるために学校教育をもっともっと改善していってほしいと思うのですけれども。見解があればお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　議員が何遍もおっしゃっているその学校の当たり前、確かに当たり前ということで何も考えずにただそれを前の年のとおりというふうなことでやってきたこともあるかもしれません。しかし、学校現場、実際に見てみますと、例えば文化祭、これは中学校の文化祭、いろんな場面で工夫されています。そして、子どもたちは、その中で自分たちをどう発揮させるか、どう表現するかということで頑張っています。それが私は大事なことだと思います。

確かに文化祭は、あるべきなのか、ないべきなのかと、そこから始めるというのも、それも一つかもしれません。でも、それは子どもたちにとって、文化祭は本当に必要なのかという子どもたちの声が起きたときに、私はそれは必要だと思います。今子どもたちは、前の先輩、自分たちの先輩よりもすばらしい文化祭にしようとか、すばらしい運動会にしようとか、すばらしい学年にしようとか、そういったことで子どもたちは頑張っています。それに先生方が、保護者が手助けをしている、今そういう段階です。

全国には、さまざまな学校があると思います。そういったことを投げかけて、子どもたちにそういうことで全部の学校の当たり前を考えさせるような、そういう学校もあるかもしれません。でも、矢巾はまだそういうことは必要ないと思います。もし、子どもたちからそういう声が出てきたら別ですけれども、ということで私は考えています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　教育長はそう考えられるかもしれないですけれども、やっぱり疑問を持つというのは働きかけることも必要ではあるので、そこら辺も考えながら絶対にというわけでもないとは思うのですけれども、本当に必要なものというのを投げかけてみてもいいのではないかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　非常に強い言葉で言ってしまいましたが、子どもたちと、これは投げかけというよりもいろんな場で子どもたちと語り合いたいと思います。そこからだと思います。それがいわゆる子ども議会につながっていくと思いますし、子どもたちの生活の中での困り感、それから改善点、そういったものを一緒に考えられる、そういう場を私たちもぜひ持っていきたいと、そう思っています。そういう中で頑張ってまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、これまでの地域包括ケアの課題と今後の対策を質問いたします。

現在2025年をめどに高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるように地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築を推進しております。そこでこの地域包括ケアシステムについて以下お伺いいたします。

１点目、介護をする家族に対する支援の課題についての見解をお伺いします。

２点目、今後の多元的な社会に対応する方策についてお伺いします。

３点目、行政のプラットホーム・ビルダーとしての役割と行政サービスの質向上の考え方についてお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　これまでの地域包括ケアの課題と今後の対策についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、家族介護者に対する課題については、町として要介護者や、その世帯、家族全体などに対しても、その課題に気づき、対応する必要があるものであり、日ごろから家族介護者に対する支援の視点を持ち、情報収集に努め、しっかりと相談などを受ける必要があります。具体的な課題は、さまざま考えられますが、家族介護と仕事の両立や家族介護に係る健康問題や虐待問題、生活困窮化の課題などに対応するため、町職

員や矢巾町地域包括支援センター相談員自身が直接の業務を通して収集する情報だけではなく、居宅介護支援事業者や介護サービス事業所あるいは民生委員や自治会、病院や診療所の医療従事者と情報を緊密に共有する課題があります。また、地域ケア会議や介護予防事業、エン（縁）ジョイやはばネットワークシステム、こびりっこサロン、認知症カフェ、健康教室の開催における参加者からの情報提供や相談を通して収集できる情報を的確に把握し、対応することも課題と考えております。

特に、要介護以上の介護保険利用者に関しては、居宅介護支援事業者が居宅介護支援の主な担当者となることから、介護支援専門員と町との情報共有を通して家族介護者や要介護者の心身の健康や生活の安定など、保健、医療、福祉制度の利用のために必要な情報提供や援助を的確に行うようＩＴ、インフォメーションテクノロジーでパソコンやスマートフォンを利用した情報技術やＩＯＴ、インターネットオブシングで身の回りのあらゆるものや情報をインターネットでつながるシステムなどを活用して課題の解決を行うことができるように検討してまいります。

なお、家族支援については、高齢者福祉サービスや介護制度による要介護者への介護保険サービス等の支援体制により、家族の介護負担の軽減を図ってまいります。

また、今般の核家族化の進行や家族介護者の高齢化に伴う介護力の低下、ダブルケア問題など、家族介護者の健康の保持に対する支援が必要であると考えておりますので、各関係機関と連携を図りながら、必要な支援に取り組んでまいります。

２点目についてですが、お一人お一人が多様な生活を営む多元的社会に対応するため、地域包括ケアシステムの役割は、地域の中で多様な人々の意思と尊厳が尊重され、生活を継続できる社会を実現することが目標でありますことから、介護を受ける方と、そのご家族の人生の幸福支援のため、いわゆる幸せのために地域や多職種やその機関などが支えてまいります。

この目標実現のために、地域包括支援センターを核としてさまざまな専門機関、専門職種と連携しつつ、広域的な連携や相談機関として紫波郡地域包括ケア推進支援センターを平成28年度から紫波町と共同で設置し、管内の医療及び介護者による研修や在宅医療と介護連携など多職種による支援の手法や相談業務を推進しております。今後も地域及び関係機関と連携し、多様な課題に対する解決策を協議し、対応いたします。

３点目についてですが、2040年問題に向けて人口減少、高齢社会の課題、自治体職員の減少や核家族化、地域の扶助機能の低下や民間事業者の撤退などにより、それぞれの生活

を維持する力が低下する可能性があります。行政のプラットホーム・ビルダーとしての役割とのことですが、今までの行政は行政サービスを一貫して町民の皆さん方へ一方向でサービス提供してきましたが、これからは各地区や町、または圏域単位などで町民が補完、連携し、公共、いわゆる私が協力、手助けし合いながら生活の維持改善を行い、行政が推進役の基盤や土台になることです。

これは、自治体が町民の生活の維持改善のため自助、互助、共助、公助の連携の土台を整えることであり、自立性を尊重しながら、今後放置すれば深刻な社会問題になりかねない、さまざまな課題に対して適切に対処する役割があるものです。

なお、行政サービスの質の向上の考え方については、制度や組織の垣根を越えて、地域や広域圏域の社会的なさまざまな資源を活用し、行政が担うべき長期的に維持可能なサービスの継続と確立について住民サポーターや地元企業、他業種との連携や意見交換を行う場を持ちながら行政サービスの向上を図ります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　先日、町内の老人ホームから行方不明になった方がいらっしゃいましたけれども、年に何度かこのような案件が発生しているように思うのですけれども、今後も認知症を患う高齢者の方などが行方不明になってくることもふえてくるのではないかという予想もされるわけですけれども、だからといって在宅で暮らす人なら家族がずっとつききりで見ているわけにはいきませんし、介護保険サービスを24時間ずっと入れることも不可能でしょう。見回りとしてわんわんパトロールとか、いろいろ仕組みをつくっていますけれども、家族のエンパワーメントを引き出すための専門職の役割だったり、いつでも365日、24時間相談して回答やアドバイスを受けられる仕組みを早急につくっていく必要性を感じるのですけれども、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

見守りという観点では、現在でも緊急通報装置といった65歳以上の方に対しての高齢者世帯に対してそういった制度もございます。ただそういった相手を利用したもの以外にも、やはり地域の見守りだとか、あるいは近所つき合いといった中で、その高齢者や心配な方々に対する見守り等についてもこれからもご協力いただく必要があるのかなというふうに

感じてございます。

それから、認知症、やはり以前にも話したことがあるかと思いますが、介護認定を受けた方の大体その６割程度が認知症の判定がつく方が出ているという状況でもございますので、そういった認知症の方々、例えば施設から見えなくなったというような今回の問題もございます。こういったことで行政機関、事業所、それから警察、消防などと速やかな連絡体制をとり合って、情報を共有できるようなシステムづくりも必要だというふうに考えてございますので、そこら辺をしっかりやれるように今後体制づくりをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　そこはわかるのですけれども、やっぱり家族のエンパワーメントを高めるための専門職の役割とか、その相談体制、いつでもどこに相談していいかとか、24時間、包括で進めていると思うのですけれども、そこら辺については。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。相談体制については、24時間包括支援センターでも受け付けております。携帯もきちっと所持しておりまして、いつでも対応できるようにしておりますし、また包括支援センターから健康長寿課のほうの担当、私のほうにも24時間電話で対応できるように連絡がとれるような体制になってございますので、万が一の場合の相談体制や連絡体制についてもしっかりやってございますので、しっかりこれからはやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　あと介護施設などと地域との結びつきというのが希薄になっているように私は思うのですけれども、例えばグループホームなどの地域密着施設については、町との連携はしっかりとなされているとは思うのですけれども、ただ施設内の状況によって地域との結びつきが薄れてきつつあるように感じております。

例えば私の地域にも有料老人ホームがあるのですけれども、私も地域で介護に携わっている人間として、この施設の中でどのような方が暮らしているのかとは気になるのですけ

れども、ほとんど地域にいても接する機会もございません。なので、私から伺ってその施設の施設長さんとお話をしたことがあるのですけれども、施設からの行方不明者とか、災害時とかの場合の対応をどう考えているのかということを、これからは各家庭も地域もそうですけれども、さらに施設と地域の結びつきも必要であって、これが多元的な社会における参加と協働でつくる包摂的な社会をつくっていくことにつながっていくのだろうと私は考えるのですが、そのような事業者と地域との関係について町としてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　地域包括支援システムの中では、医療機関、それから事業所、行政、それからご家庭、高齢者を取り巻く全ての環境について協働で問題を解決しようというのが大きなテーマでございます。もちろんその中には、本人と、そのご家族のためになるためにみんなで支えましょうということになってございます。そういったことを解決するために、有料老人ホームについては、介護保険適用外の施設ということでもございますが、当然地域に根ざした大切な資源であることは間違いございません。そういった中で地域に開かれた施設であることも、その施設を設置する条件になってございますので、必ずその地域にどういった施設ですよ、どういった方々がいらっしゃいますよというような情報公開についてはするべきだと我々も思ってございます。そういった中で行政としては、その地域とその施設が誤解を生まないような、要するに手助けなり、そのつなぎ役をするという面では、いろんな施設の紹介などもさせていただくのも一つの手段かと思っております。

　また、２つ目のご質問の中で何か事が起きたときというときについては、やはりその施設の中だけで解決しようとは思わずに、やっぱり地域の協力だとか、行政の協力というものも指導も必要でございますので、そこら辺のしっかりとした連絡体制が密にとれるように工夫していきたいというふうに思ってございますし、現在もその施設設置の段階でそういったときはどうするのだという設置要件もございますので、そこら辺はしっかり確認していきながら我々も指導していきたいというふうに考えてございます。

　以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

　昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　ぜひお願いしたいと思うのですけれども、先日岩手医科大学の看

護学部の包括連携学教授とご挨拶する機会があったのですけれども、そういう専門家も近くにいるわけですから、包括ケアシステムについても医大関係者、もしくは学生などともいろいろな面で学び合っていくことも考えられるわけでありますから、このようにせっかく医大のある町ですので、いろんな形で連携、協力していただくべきだと思うのですけれども。ぜひ町としてもしっかりその辺取り組んでいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

今昆秀一議員からは2025年問題、またこの2025年の団塊の世代、10年後の2035年、そして今2040年の問題が出てきております。これがまさにこれからの多元的な社会背景のもとで、今一番あれなのは、もうご存じのとおり、高齢者を平均像で語れないもう時代になってきていると。それから、今回のご質問の中にも高齢者の尊厳の保持ということが出ておるわけですが、この多元化する社会における尊厳の保持、これもそのとおりなのです。だから、今この地域でのかかわり合い、また行政のかかわり合いが出てきたのですが、やっぱりこれからは地域包括ケアシステムの構築を図っていくためには、行政だけではなく、地域も含めたあらゆる関係者の方々の参加と協働、これがなければこれからはもう解決できないと。だからこそ私ども多元化社会、特にも私今いろいろ講師とか何かに頼まれたときにお話しするのは、今2019年、20年後のことですね、2040年。そのときに自分の家庭に当てはめて、自分もそうですし、子どもまたは孫たち、足し算、20代にしたときの家庭のありようがどうなっているのか、社会のありようがどうなっているのか、地域のありようがどうなっているのか、そういうことを考えながらこれから取り組んでいかなければ、だから地域包括ケアシステムも今大きな３つにいうと３職種があれなのですが、もうそこだけで完結できる時代ではなくなってきていると。だから、昆秀一議員の質問は、私は、今のうちにその多元化社会における、いわゆる地域包括ケアシステムの構築をしっかり考えていかなければならないということをご質問なされていると思うので、まさに私もそのとおりだと思いますので、今後そういうところにしっかり視点を置いて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　地域包括ケアシステムというのは、保健、医療、福祉の各機関と

の連携以上にまたそのような保健、福祉、生活にかかわる今度町民サポーターの養成というものも図るということなのですけれども、このような町民サポーターというものをちょっと一体どういうものなのかということをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　まちづくりサポーターについてお答えいたしたいと思います。

さまざま地域課題というものは多いのですけれども、その地域課題のほとんどというのが自身の自分事として捉えていない町民の方が多数いらっしゃるということなのではないのかなと思っています。これからの社会というのは、この地域を自分事として考えていく方々が必要だと思っておりまして、そういう方々が町の政策課題についてともに学びながら、そして地域課題を解決していくためには、どのような取り組みをしていくのかといったところをともに考えて進んでいく仲間のような形、そして矢巾町の応援団という位置づけで今後町民サポーターというものを育成していきたいなと思っています。これの原形には、水道サポーターというところの活動がございましたが、そういったところの取り組みをヒントにしながら町の課題を自分事として捉えていく町民の方々をふやしていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松　徹君）　お答えいたします。

私のほうからは、今企画財政課長がお答えしたサポーター以外の保健福祉関係の町民サポーターについてお答えをしたいと思います。

今年度の新しい取り組みといたしまして、町民の方におかれて、例えば各種福祉制度であっても出前講座という形でさまざまな行政の取り組み状況について地域に出向いての町民の方々への理解を深めていただく機会を設けておるのですが、今回はその出前講座とは別に町のほうで主催しまして、例えば福祉関係でも児童福祉から障がい者福祉、地域福祉、高齢者福祉あるいは保健関係であれば、健康づくりとか、がん検診とか、さまざまあるわけでございますが、そういったところを町民の方々にまずは制度の理解、そしてできれば現地、現場も見ていただいて、例えば施設での状況とか、そういったところも見ていただいて、各種保健福祉制度についての理解を深めていただくとともに、それを矢巾町、自分の地域に置きかえたときに、さらに実際具体的に、例えばエン（縁）ジョイやはばのほう

で先立ちをしてもらったりとか、そういった実践的な取り組みにもひいてはつなげていきたいなという形で大体ことし年内中に５回程度の構成で進めていきたいということで現在関係課で協議を進めておるところでございます。

なお、社会福祉協議会のほうでもボランティア養成研修を８月上旬まで終了する形で５回程度のコースで行っていますので、それとかぶらないように、できれば連続して理解を深めていっていただいて、お一人でもそういった身近な問題として捉えていただいて、そして自分でできる地域貢献にもつなげていければというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　そういう人材育成の末、連携、その人材を生かすための連携がなければ機能しなくなると思うので、その連携をする役割というのがもう地域ケアシステムであろうかと思うのですけれども、これをやはり私、生活支援コーディネーターというものの役割も大きいと思うのですけれども、その生活支援コーディネーターの役割が余り見えてこないように思うのですけれども、この地域ケア会議というのも十分に活用してもらいたいと思うのですが、この生活支援コーディネーターの役割について今後の活動についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

このコーディネートは、これからいろんな保健、医療、福祉では求められてくる職種でございます。それで、今もう昆秀一議員もわかっていらっしゃると思うのですが、総務省で昨年の７月に、いわゆる自治体戦略2040構想研究会の中で人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するかというテーマで総務省でいろいろ議論なされておるのですが、今問題は、この2040年問題は、高齢者の高齢化の問題なのです。そして、その高齢者の高齢化、だからそれを今後どのようにコーディネートしていくかということが行政だけでは、これはもう賄いきれなくなるのです。だから、もうあらゆるところの、先ほどからお答えさせていただいているように、家庭はもちろんのこと地域、それからいろんな私らが考えられるいろんな関係機関、団体が一緒になってやらなければ、だから私今エン（縁）ジョイ構想で自治公民館を使って、そこでできる限りの見守りとか支

援をやっていきたい。将来は、自治公民館のそばにもうそういった、いわゆる今特養とか、老健とか、地域でそういうことを考えなければならないような、だからこそ今私は自治公民館の機能を最大限に利活用させていただいて、将来もう2040年問題に結びつけていくと。

だから、私はコーディネートの人材不足は、まさにご指摘のとおり。だからこそここのところには私ども行政だけでは対応しきれないからみんなでサポーターで支えていくという仕組みをつくっていきたいと、構築していきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、４問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、町広報業務のさらなる推進を質問いたします。

行政の広報は誰にでもわかりやすく伝えることが基本であります。その伝え方には、いろいろな方法があり、各種使い分けていく必要があります。ところが、この伝え方を誤ると一方通行になってしまうことも考えられるところから、以下町の広報業務についてお伺いいたします。

１点目、５月号の広報やはば紙面、リニューアルの考え方。

２点目、やはラヂ！聴取率とリスナーの反応、今後の方向性。

３点目、町ホームページ閲覧数の推移と、その捉え方。

４点目、町ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブなど、インターネットツール別の利用の考えは。

５点目、わたまるメールの受信者数の推移と今後の考え方です。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　町広報業務のさらなる推進についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、令和という新時代の幕あけに合わせたデザインの一新、または従来の読者に加えて若者などにも手にとって読んでいただけるような広報誌というねらいもあり、５月号でリニューアルをしております。その主な内容についてですが、表紙の「やはば」をローマ字表記にしたことと紙面文章の行間について、従来と比べ間隔を持たせ、文字を読みやすくしたことなどの工夫をしております。

２点目についてですが、やはラヂ！以外のラジオからも受信できることなどから、やはラヂ！の聴取率については、現在把握しておりません。リスナーの反応については、メール等で応援メッセージやご意見をいただくこともあることから、身近なラジオ番組になりつつあるものと考えており、今後アンケートの実施や矢巾町防災ラジオ委員会での意見も参考にしながら内容の見直しを行い、さらによい番組にしてまいります。

３点目についてですが、直近の３年の閲覧数では、平成28年度が約13万1,000件、平成29年度が約18万9,000件、平成30年度が約19万4,000件と年々増加しております。これは、掲載記事の更新頻度の増加や煙山ひまわりパークの認知度の高まりによるものであると捉えており、今後も町内外へ町の魅力及び行政サービスに関する情報が伝わるよう閲覧者の目線に立ち、さらにホームページをよりよいものにしてまいります。

４点目についてですが、ツイッター、フェイスブック及びインスタグラムは、これまでイベント情報の周知に活用しておりましたが、それぞれの情報内容に統一性がなかったので、今後は各ツールの利用者に対し、同一の情報を発信するとともに、町民向けの情報に限らず、町に関するあらゆるものを発信していきたいと考えております。

また、ユーチューブについては、昨今動画配信サービスが身近な存在となっており、このツールが情報発信の手段として大きな可能性を秘めているので、積極的に活用してまいります。

５点目についてですが、登録者数は、平成28年度約1,000件、平成29年度が1,100件、平成30年度が約1,500件と増加しております。わたまるメールは、イベント情報に限らず災害情報及び防犯情報等の発信も行っていることから、町ホームページ等による町の情報発信媒体により周知を行い、登録者のさらなる増加を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　５月号の広報紙のリニューアルですけれども、読者の町民の一部だとは思うのですけれども、ローマ字表記の表紙とか、パブリックインフォメーションペーパーなんて誰が読むのか、外国人か等の厳しい意見を私は聞いておるのですけれども、町としては、どのような経緯でこのようなリニューアルに至ったのか。このリニューアルについて町民からの声はどのように受け取っておるのか。若者のアンケートでそうしたほうがいいというふうな声がたくさん寄せられたのか。それとも、有識者からこのようなほ

うがいいというふうに助言を受けたのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

５月号の見直しにつきましては、ローマ字表記にいたしましたことについては、若干の誰が読むのだという話をいただいているのも事実でございます。また、一方で何かこうあか抜けたねというようなご意見もあるのも事実でございます。このリニューアルの意味につきましては、まさに答弁いたしましたように、新しい令和という時代に向けまして、その転換といったところの意味を込めて変えたものでございます。その検討経過につきましては、町には広報委員会というものがございまして、その中の広報委員の意見を聞き取り聴取いたしまして、そのような内容にしております。この点については、有識者の意見等は賜っておりませんので、私どもの判断として改訂をさせていただいたということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　私も前任期８年間議会広報のほうに携わっていて、その編集の大変さはわかっているつもりでありますけれども、非常に申しわけないのですけれども、町の広報、縦組みと横組みの混在があったり、カラーにしたのはいいのですけれども、ちょっとばらばら、色がちらつき過ぎ、使い過ぎではないかなというところもありますし、リニューアルして行間の間隔を持たせたとのことなのですけれども、それほどの効果がなく、例えば遊離書体を使うとかというほうが非常に読みやすくなる効果があると思っておるのですけれども、そのリニューアルする前に、もう少し工夫することがあったように思うのですけれども。

それと議会広報では、全国から県などの研修会、先進地視察なども行わせていただいたのですけれども、それであんなものかというふうに言われるとあれなのですけれども、ある程度評価はいただいているのかなと思っているのですけれども、このようにいろいろ勉強させていただいて議会広報はつくっていますし、町広報もいろいろ勉強なさってつくっていると思うのですけれども、一番大切なところというのは、町民にどう読まれるか、どうというか、読みやすいものというところだと思うのですけれども、いい広報紙をいっぱい見る、そしていいところを、言い方は悪いのですけれども、盗むということが私は非常

に大切になってくると思いますし、そのような形で町民が読みやすいような広報紙を編集体制を含めて研修等もさらに行っていただきたいと思うのですが、その考え方についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

まさに昆秀一議員がおっしゃるとおり、この議会広報、お手本になる、もうまさにそのとおりでございまして、今回それぞれ町の広報、やはラヂ！、ホームページ等含めてちょっとひとりよがりのところもありますので、やはり素直な気持ちになって。いずれ私どもとすれば、やっぱり研修の機会を、今例えば町村会なんかに行くと、自治会館には各市町村の広報紙もあるわけです。だから、私は、広報担当は、そういうところにも行って、また研修の機会にも積極的に参加をして、そして、やはり一番あれなのは、どうしても編集する者のあれがあれなので、できるのであれば一人任せにしないで何人かで広報をつくっていくということも非常に大事なことなので、今ご指摘いただいたことは、まさにそのとおりでございますので、もう今後研修の機会をふやすとともに、編集する際には、１人よりも２人、２人よりも３人というような形で、今まで任せてきたところにも私の責任もありますので、いずれやはラヂ！についてもいろいろとリスナーの方々からのお褒めの言葉もあるのですが、逆にかなり辛らつなご意見等もいただいておりますので、やはりそういうこと。何といっても、次の日広報紙がごみに出されるのが、そんなことがないように、そういうことのないような対策をしっかり取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　若い人に読まれるようにするためにはどうすればいいかということで、ちょっと提案したいのですけれども、各ページに例えばＱＲコードを入れて、スマホでかざすと動画などに飛ぶことができるような工夫というのもありますし、あと私以前、４年前に議会広報委員になったときに、産技短と協働で広報紙できないかと考えたこともあったのですけれども、少し課題があって実現には至らなかったのですけれども、そのような学生であったり、例えば矢中であれば学校新聞なんかもつくっているわけですから、そういう方々の参加を少しでもできればいいのかなというふうに思うのですが、その考えについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

いかに若い人に読んでもらえるかというのは、まさにいかに若い人たちに参加してもらうきっかけをつくるということだと思っております。そういった意味では、まず第１点、ＱＲコードを各ページに埋め込むということにつきましては、現在検討しておりまして、ぜひそのような形でできるように進めてまいりたいと思います。

さらに広報、紙媒体だけではなくて、そういうＱＲコードを使うことによって広がりを見せていくということについては、非常に有意義なことではないのかなと思っております。

また、学生の意見を取り入れる、中学校の新聞と連携してみるというようなことにつきましては、非常に意味のあることだと思います。中学校の方々、例えば産技短もそうですけれども、そういった広報紙にかかわるということは、一つの喜びになるとも考えられます。さまざまな課題があるということでしたので、私どもも勉強しながらそういったことを検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　広報紙ばかり特化した質問になってしまうのですけれども、ラジオについても少し触れたいと思うのですけれども、この間テレビを見ていたら、これいいなということがあったのでご紹介したいのですけれども、可能であれば取り組んでいただきたいのですけれども。テレビを見た方もいらっしゃるとは思うのですけれども、ラジオではなく町内放送なのですけれども、鹿児島県の鹿屋市では、集落の全世帯に設置した専用スピーカーを通して連絡事項などを放送しているのだそうでまさしく防災ラジオと一緒だと思うのですが、その集落では20年以上前から毎年５月第２日曜日、母の日、６月第３日曜日の父の日に町内放送で個人に向けた感謝のメッセージが放送されているのだそうです。集落を離れた子どもから届いた父母へのメッセージを地域の子どもが代読しているのだそうです。ここが特にいいなと思っているのです。それもサプライズで放送しているということで、放送を聞くまで自分のメッセージが流れるかわからないそうなのですけれども、そのためにほとんどの人がその町内放送に耳を傾けるのだそうです。これをそのまま取り入れろというわけではないのですけれども、いずれちょっとしたそういう工夫で放送というのは、ラジオを楽しみにしてくれる人が今以上にふえるのではないかなと思うので

すけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

少し若干大きな話になってしまうかもしれませんけれども、やはラヂ！が世帯をカバーしているのは、盛岡、矢巾、雫石、紫波、滝沢といったところで、全てではないのですけれども、約10万世帯をカバーしているという話を聞いています。やはラヂ！の番組なのですけれども、当初はどこの時間帯に、例えばお悔やみ放送をどこの時間帯に流してほしいだとか、曲の紹介をしてほしいといったようなものが大変意見として多くなりました。そういったものについて、言われて気づくこと、改善していくことというものを一つ一つしていくうちに、今では若干応援的なメッセージが寄せられるようになってきております。少しの工夫でというのは、まさに今議員がおっしゃるとおりだと思います。あっ、これ聞いていると何かいいことあるなというようなこととか、矢巾町ってこんなことをやっているのだなというようなところを感じてもらえるような番組づくりというものは、非常に重要だと思っておりますので、そのような取り組みにしていきたいなというふうに思っております。例えば学校、先ほども広報のほうでもございましたけれども、産技短と連携してみるだとか、医大と連携してみて、その放送サークルと一緒になってコーナーづくりをやってみるだとか、そういった工夫をしながらみんなに喜んでもらえるような番組づくりというものに頑張っていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、５問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、交通安全対策についてご質問いたします。

最近全国的に痛ましい交通事故が続いておりますけれども、本町においてもさらなる交通安全対策が必要になりますところから以下お伺いいたします。

１点目、さらなる交通安全に対する技術やマナー等の啓蒙の推進をどう図っていくべきと考えているのか。

高齢ドライバーへの安全対策などの支援策は。

３点目、危険箇所の整備を早急にするべきと考えるが、その進め方についての見通しで

す。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、交通安全技術やマナー等の啓発につきましては、町内全小学生を対象とした反射材のたすき配布事業において、小学生の交通安全の推進を図ることを目的としたぴかっぱ推進隊を委嘱し、登下校時の安全確認のため、反射材のたすきの着用と交通ルールの大切さについて確認したところであります。

また、昨年から開催しております紫波郡交通安全対策協議会主催の交通安全フェスティバルにおいて参加体験型教材、わたりジョーズ君を活用した横断歩道通行体験シミュレーションを活用した高齢者等への交通安全技術の普及に努めました。

しかしながら、町内における人身交通事故の発生件数が増加している状況を踏まえ、さらなる交通安全の啓発につきまして引き続き交通安全推進団体等と連携を密にした活動を展開してまいります。

２点目についてですが、岩手県県民くらしの安全課において、本年中に２回、それぞれ一戸町と釜石市で安全運転サポート車試乗体験型交通安全教室を開催する予定となっておりますことから、町民の皆様への周知と同交通安全教室への参加を促し、事故防止の軽減に努めます。

また、70歳以上の高齢ドライバーは、免許証更新時に高齢者講習の受講が必須となっているところでありますが、加齢とともに運転に支障が出てきたことを感じた場合は、運転免許証を自主返納することが交通安全上重要でありますので、免許証返納後に受けられる支援として、例えばタクシー乗車時に運転経歴証明書を提示すれば、料金が１割引きになることなどについても周知してまいります。

３点目についてですが、町内各地区から要望されております道路施設等改善につきましては、今月開催予定の矢巾町交通安全対策協議会において改善の必要な危険箇所について関係機関と協議をして、整備の方向性を協議する予定です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず生活道路や通学路の整備というのは、危険性の高い箇所を優

先的に地域の声を聞きながら取り組まれていることとは思いますけれども、重ね重ねではありますけれども、人頼みにはしないで取り組んでいかれるようにお願いしたいと思います。ですが、整備には、やはり予算が限られているわけですので、そこは全てできればいいのですけれども、しっかりと優先順位をつけてお願いしたいと思います。

それから、ちょっと気になったのは、私の近所の高田ニュータウンの中に最近新たに停止線というか、白線を引いていただきました。この白線の引き方の規則性というのか、そういうところの進め方についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

高田地区のニュータウンの一部で、地元のほうから、やはり交通安全対策協議会のほうに改善要望ということで出されたものを受けて今回対応したものであります。これにつきましては、道路の幅員だったり、歩道の、ある、ないだったりとかということで、主従関係を、主の道路がどちらですかという形で、そちらを優先道路として、こちらが優先道路ですよというのがわかるようなドットラインというものを引いております。そういった関係で、その主従関係によって道路の優先を決めてラインを引いたものであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　そのドットライン、今まで主従関係というのがちょっとわからなかったので参考になるというか、安全対策にはなると思っておりますので。それと交通ルールに対してなのですけれども、マナーの件ですけれども、高齢ドライバーもそうなのですけれども、全てのドライバーに言えることだと思うのですけれども、信号機のない横断歩道を車で通る場合の交通ルールというのは、皆さんご存じでしょうか。横断歩道の手前では車は一時停止して歩行者や自転車の通行を妨げてはならないという交通ルールがあるのですが、実際はＪＡＦの調べでは約９割の人が一時停止しないのだそうです。

それから、岩手県では子どもたちが横断歩道を渡った後にとまってくれたドライバーにおじきをするというのが多いそうで、ほかでもするところはあるのですけれども、特に岩手県は多いそうなのですけれども、これは誰が始めたことなのかわからないのですけれども、いずれ岩手県は比較的交通マナーがいいのかもしれませんが、このような交通ルール、マナーでわからないところってたくさんあると思いますので、そういうルールの徹底をさ

らに図るにはどうしたらいいとお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　さまざまなイベントを通じてこういった交通ルールの啓発活動及びあとは学校関係者にお願いしまして、当然小学生、中学生に対しまして交通ルールの啓発を行っております。ちなみに今月の６月23日に交通安全フェスティバルというものがやはぱーくを会場に行われます。矢幅駅前ということで駅前の施設ということで皆さんの目にも触れやすいところでございますので、この交通安全フェスティバル、６月23日日曜日の10時から、これの中身につきましては、答弁書の中にもありましたけれども、わたりジョーズ君、こちらもやりますし、あと危険予測トレーニングということで、高齢者の方にも体験できるようなものもございますし、あとお子さまにも体験いただけるような、いろんなさまざまなブースを用意させていただいておりますので、ぜひ議員の皆さんの方々からもこういった交通安全に関するイベントが開かれるということをぜひ啓発をお願いしたいなというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　ぜひ私もそういう啓発活動をしたいと思っていたのですけれども、全戸配布ではなく、チラシは回覧とかでしたものね。チラシを全戸配布とかとしたらもっといいのではないかなというふうに、予算の関係もあるのでしょうけれども、そうしていただければと思います。

高齢ドライバーの交通事故に関してなのですけれども、本当に多くなっています。そのほとんどだと思うのですけれども、オートマチック車による操作ミスというのが多いのだそうです。車を運転する人の認知機能の問題もあるとは思うのですけれども、やはり車に対しての安全装置を登載したものというものを運転していただくようにこれからはなっていくのではないかなと思うのですけれども、その安全装置のついた車への助成についてとか、そういうふうなことはお考えになっていないでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　最近痛ましい高齢者のドライバーによる交通事故ということで死亡もいろいろ発生しておりまして、マスコミでも大きく取り上げられてございます。その対策として、最近の新聞報道に載ったのですけれども、東京都のほうでこういった安全対策について、補助的な装置なのですけれども、それに対して助成する方

向で検討されているということでございます。うちのほうでもその辺新聞報道にはなりませんでしたけれども、検討中でございまして、その東京都の動向も見ながらですけれども、幾らかでも金額が安い、お金のかからない経費の中で町としても補助できる範囲内でできるだけ積極的に皆さんのほうにご活用いただけるような方策を考えて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

ちなみに、東京都の場合は、早くて10月以降、遅くても来年４月以降の導入を考えているようでございますけれども、本町の場合もそういった補助装置が幾らかかるのか、どのくらいの手間がかかるのか、その辺のことも勉強してまいりまして、導入の方向で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、６問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、投票率向上の取り組みについてお伺いいたします。

先ごろ行われた町議会議員選挙の投票率は54.62％となっており、有権者の政治離れが顕著にあらわれる結果となりました。このことを真摯に受けとめる必要があり、今後の対策をすべきであるところから以下お伺いいたします。

１点目、今回の町議会議員選挙の投票率をどのように受けとめ分析しておられるのか。

２点目、今後行われる県知事、県議会議員選挙、参議院議員選挙に対する方策。

３点目、役場以外の場所への期日前投票所設置の検討。

４点目、これからの投票率向上の取り組み。特に若年層の投票率向上についての見解。

５点目、今後さらに教育における選挙に関心が持てるような方策の必要性についての見解。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　廣田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（廣田政夫君）　このたび矢巾町選挙管理委員会委員長に就任いたしました廣田政夫でございます。前矢巾町選挙管理委員会委員長でありました石舘謙三におかれましては、以前より体調がすぐれず療養しておりましたが、体調不良を理由に６月２日付で辞職したことから、６月３日付で委員長に就任いたしました。矢巾町選挙管理委

員会として引き続き公平、公正な選挙執行に努めてまいりますので、議員の皆様、ご指導、ご鞭撻をいただきまして、この任務を果たしてまいりたいと存じております。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、お答えをいたします。投票率向上の取り組みはについてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、平成31年４月21日に執行されました矢巾町議会議員選挙における投票率は54.62％と、平成27年の同選挙から12.90ポイント低下いたしました。この要因としましては、町長選挙が無投票となったことが大きく影響したと捉えております。同じく町長選挙が無投票となった平成23年の選挙と比較すると3.76ポイントの低下にとどまっていることや投票率の低下は、本町だけではなく、今回の統一地方選挙においても全国的に同様の傾向であったと分析しております。

２点目についてですが、７月に執行予定されております第25回参議院議員通常選挙並びに９月に執行が予定されております岩手県知事及び岩手県議会議員選挙に向けて矢巾町明るい選挙推進協議会との連携のもと、街頭啓発活動や広報車による広報活動を行うほか、町広報やインターネット等を通じた選挙広報活動を行うことにより、投票率の向上を図っていくこととしております。

３点目についてですが、これまで本町の期日前投票所は、町のほぼ中心にあり、駐車場が確保できることから、役場庁舎１カ所に設置してまいりました。新たな期日前投票所の設置については、通勤、通学者を念頭に置いた上で、矢幅駅周辺を候補として検討しており、二重投票の防止措置や専用回線の設置等のシステム構築など設置に向けた検証を行うこととしております。

４点目についてですが、これからの投票率向上の取り組みについては、２点目の今後の選挙に向けた方策と同様の施策を継続的に実施してまいります。特に若年層の投票率向上については、平成27年度から矢巾町明るい選挙推進協議会が主体となって町内小中学校、県立不来方高等学校及び県立となん支援学校での選挙啓発授業及び模擬投開票を実施してまいりました。現在では、18歳未満の方も投票所への入場が可能であることから、各家庭の会話の中で授業の内容が伝わり、家族で連れ立って投票所へ向かうなど、若年層を起点として幅広い年代の方が選挙へ親しみを持っていただけるよう引き続き取り組んでまいります。

以上、私からのお答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　引き続き、投票率向上の取り組みはについてのご質問にお答えいたします。

５点目についてですが、学校教育では、小学校６年生及び中学校３年生の社会の授業において、日本国憲法に基づく国民主権、政治参加、選挙制度等について学んでおりますが、児童・生徒には、授業の中だけの選挙ではなく、選挙が自分たちにとってとても身近なものであることを認識してもらう必要があると考えております。

そこで授業に加えて矢巾町明るい選挙推進協議会による主権者教育を活用した明るい選挙推進講座による模擬投開票によって、選挙では何が行われているか体験することや子ども議会における町への質問により、自分たちの意見が行政運営に反映されることを経験することによって政治参加への関心も高めていくことができると考えておりますので、今後も継続した取り組みを行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　昨年の12月にも一般質問で提案した内容についてもう一度お聞きしたいのですけれども、投票した方に対してのインセンティブといったところ、全国的に行われている自治体はあるが、投票による選挙権の行使は民主主義の根幹であり、利益誘導によるものはふさわしくないのでやる予定はないが、選挙管理委員会においてできる投票率向上の取り組みを進めるとの答弁でありました。ならば、今回はどのような取り組みを進めたのかお聞きしたいのですけれども、また、インセンティブを与えている自治体もあるということで、そこの自治体はふさわしくないことをやってきているのか。積極的に何とか投票率を上げようという気持ちがそこでは見えると思うのですけれども、本町としては、やはり従来の取り組みしかしてこなかったので、投票率が下がってきているのであって、結局こちらのほうが民主主義の根幹を揺らがせてしまっているのではないかなと私には思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　選管書記長という立場から答弁をさせていただきます。投票率の向上につきまして、昨年の12月に確かにご質問があったわけでございますけれども、インセンティブと申し上げますと、やはりそこに若

干利益供与的な部分も入りまして、本来の根幹的な部分からすると、やっぱり先ほど教育長の答弁の中にもあったのですけれども、政治参加への関心、そこがやっぱり投票率に大きく左右するようなところだと思いますので、やはりそこは選挙管理委員会としても事前に投票率の向上を促進するような拡声機による広報活動を行ってございますし、明るい選挙推進協議会の会員の皆さんと一体となってショッピングセンターを中心に投票を促すことも行ってございます。さらに、それに足りないということであれば、またこちらのほうとしても新たな方策をとって投票率の向上に取り組んでまいりたいところでございますけれども、今やっている範囲内のところでは、やはり今回は投票率の向上には結びつかなかったという点では大きく反省しているところでございますので、今後ともまた新たな投票率向上に向けた取り組みについて研究をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　これも12月会議で私が言ったのですけれども、これからの時代、インターネットが必要不可欠になっていくことが間違いないと思うので、これを最大限に利用しない手はないと思うので、選挙のネット利用について。選挙広報をウエブの掲載というのはそんなに技術的にもほかにも問題があるのでしょうか。すぐに始めるべきだったと思うのですけれども、これも12月会議の選管での協議というか、検討をさせていただきたいという答弁だったのですけれども、そこら辺の協議、検討は選管でどうなされたのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　ウエブ掲載について、今回の地方選挙、矢巾町議会議員選挙につきましては、ウエブ掲載までには準備不足のところがありまして、至らなかったという点につきましては、大変反省してございます。先ほど選挙管理委員長の答弁にもありますとおり、県議会、そちらに向けては町広報のインターネット等を通じた広報活動も行うというふうに答弁してございますけれども、そちらに向けて準備万端で進めてまいりたいというふうに考えてございます。また、インターネットということでの広報活動なのですけれども、うちのほうではわたまるメールというものがございますので、そういったメールも加えまして投票率向上に向けた取り組みを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　最後にいたしますけれども、現在明るい選挙推進協議会、常時啓発活動を行っているわけですけれども、これも具体的に目標値、投票率どこまでというふうに決めてやるというのも必要なことではないのかなと思いますし、あと第三者機関によって、その活動を評価して、その次の活動に高い目標に向かうべきだと思うのですけれども、選挙広報活動について、例えば広告代理店などのＰＲのプロなどに委託するなど、意見を聞きながらということもできるのではないかなと思うのですけれども、いずれ投票率の低下は大変ゆゆしき問題であるので、早急に策を講じていく必要があると思うのですけれども、この点についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　今お話ありました第三者機関に聞いてみるということもそうですし、広告代理店のご意見もいいのではないかというようなご意見ありましたので、うちのほうとしては、実施計画の中でいろいろポスターとか、いろんな研修会とか、街頭啓発とか、あとはメディアによる啓発活動とか、さまざまやっているわけでございますけれども、ただいまご提言ありましたことにつきましても検討に加えながら投票率の向上に向けた取り組みをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を14時40分といたします。

午後　２時３０分　休憩

――――――――――――――

午後　２時４０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開します。

次に、４番、谷上知子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（４番　谷上知子議員　登壇）

○４番（谷上知子議員）　４番、令和やはば、谷上知子です。初めての一般質問ですので、稚拙な部分があると思いますが、誠意のあるご回答をお願いいたします。

ことしの５月に愛犬の狂犬病注射の登録をし、鑑札札をいただきました。昨年と違ってとてもかわいらしい骨の形になり、色もついていてすごく感激いたしました。矢巾の行政がこんな細かいところまでサービスに行き届くのだなと思い、とてもうれしく感じました。さらに、時系列として逆行しますけれども、昨年97歳の母を送りました。そのときも住民課と税務課の方々の大変親切な接遇をいただきまして、町民目線として本当にうれしく思いました。これからも町民生活目線の谷上としてさまざまなご提案を申し上げたいと思います。

さて、私たちが住む矢巾。守り、継続しなければいけない矢巾の大地、水、生物、生きとし生けるものの中から、きょうは人の一生に焦点を当て、ゆりかごから墓場までの墓場について提案いたします。

質問１、永代供養墓「合葬墓」と墓地公園の整備について。近年少子高齢化や核家族化が進む中で墓地を取り巻く社会環境が変化してきました。継承等の不安なく、安心して墓地を求めることができるように一つのお墓に合同で埋葬する新しい形式の格安な永代供養墓、合葬墓の整備を提案いたします。

さらには、町民の憩いの場、安らぎの場となるように墓地公園を整備できればよいと考えます。宗教にかかわらずどなたでも利用できる格安な町営の永代供養墓、合葬墓と墓地公園の整備について町の考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　４番、谷上知子議員の永代供養墓、合葬墓と墓地公園の整備についてのご質問にお答えいたします。

現在町内にある墓地は、宗教法人が運営する墓地と古くから地域にある共同墓地の大きく２つの形態に分かれております。これまでそれぞれ管理する法人や団体に運営が委ねられてきたことから、ご提案の合葬墓や墓地公園の整備に関する考えは、今現在持っておりません。

しかしながら、近い将来、さらなる少子高齢化や核家族化など、社会情勢の変化に伴い、本町の墓地を取り巻く環境も変化することが想定されます。また、本町に終の棲家として宅地を求められ、町民となった方々もおられると考えられます。今後は、議論や機運の高

まりなどを注視しながら本町の墓地のあり方に関し、慎重に検討していく必要があると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　ただいまのご回答なのですけれども、町内の宗教法人や共同墓地は、恐らく調査したわけではありませんけれども、仏教徒のものがほとんどだと思うのです。私が提案するのは、多くはないのですけれども、私たちの高田にもインドの方もいらっしゃいますし、それから私たち昔から仏教を続けているのですけれども、家族の中でもさまざまな宗教を選択する時代なのです。そのときに、今までのお墓にここに住んで一生を終えたいと、家も建てたし、子どもも育てたしという方たちが入るお墓がまず見当たらないねということがよく言われます。私も五、六年前からそのことについて研究ほどにはいかないのですけれども、どういったものがあるのかなということを調べてきました。たまたまその実例がありますので、ちょっと長くなるのですけれども、簡潔にお話ししますが、それをもとに、合葬墓って第一なかなか聞いたことがないという言葉だと思います。でも、この言葉は、2006年あたりの文献に非常にポピュラーに出ています。その合葬墓というイメージをまず共有しながら、さらに再質問したいと思います。

実例を挙げてお話しします。昨年の秋ごろだったと思いますが、秋田県の魁新報に社会面に非常に大きく合葬墓の件が取り上げられました。あれと思って私も非常に喜びの余りよく読んで、早速市役所に行って調べてきました。なぜこういうものをつくったのですか。そしたら、その市長さんが市民がそういった合葬墓というものをぜひつくってもらいたいというアンケートを市民が出して、それを受けて早速実行したということでございます。場所は、秋田の平和公園といって、平和を祈る塔があって、その周りを故人の墓地公園の中にいっぱいあるのですけれども、合葬墓は新しくできたものですから、たった１つありました。外観は、ちょうど30坪ぐらいの広さなので、そんなに大きくないのですが、前段のほうにちょうどこれぐらいの大きさの合葬墓という碑が建っていて、それも仰々しくないのです。ちょっと低い感じで。それで裏側にコンクリートの骨を入れるお墓が２つあって、ふたがこうしてありました。

合葬墓を望む市民の声が市長に届いたので1,000万円かけて1,500体の遺体が入るその合葬墓を建てたそうです。次に驚いたのは、１万7,000円で入骨できるのです。本当にびっく

りしました、これには。今永代供養墓があるではないかといっても50万円、60万円普通ですから。お葬式をあげて、お墓を建てて、両親を送りたいという人が今ローンでお金を払っているのです。それを考えたら、とても次の世代にそういうことをさせてはいけないなと。もちろんお金ある人はいっぱい建ててもらって構わないと思います。それはお寺さんも経営もありますので。ああ、こういうのがあればいいのだなと。そしたら、２カ月で1,500体の申し込みが満杯になったそうです。今までのお墓を払って入れる人もあるし、これから自分が亡くなったときに予約している人もあるそうです。その中には、さまざまな制約がありますし、その資料をここにもらってきていますので、後で何かの参考のためにお使いください。

そのお墓は、非常に仰々しくなくて、しかも静謐な感じがして思わず私も手を合わせてきました。お散歩をしている人が何人かいたので、その場所をちょっとわからなかったので、おりて聞いたところ、非常に誇らしげにこういうものがあるのだよと、秋田っていいところでしょうと言わんばかりでした。私は、帰省するたびにここに来るのですよと、犬を散歩する女性もおりました。

これからの時代は、確かに少子高齢化で若い人たちも最も大事、子育ても大事、しかし今までそれをつくってきた人たちが行き場のない、お金がないから、継承者がいないから、でも無縁仏にはなりたくない、そういった人たちを救うということも３万人構想の矢巾にとっては非常に必要なことではないかと思います。そこに定着して、家を建ててずっと住むということが人口増にすぐつながるような気がします。何もないけれども、せっかく家を建てたのに、まだどこかに行かなければならないと。では、行った先でまた同じような問題が起きると。矢巾に行って一生を過ごして、みんなで仲よく拝んであげようねというふうな生活ができればいいかなと、そのとき思いました。30万都市の秋田とは軽率な比較はできないと思います、３万人ですから。でも、かかったお金が1,000万円で１万7,000円で1,500売ったら、単純に考えても何か余り損はないような気がしますし、何よりもやっぱり建物とかというハードな部分よりもそういった人たちを大事にするという心に残る部分のほうが非常に大きいのではないかなと、その様子を見て思いました。

さて、前、長くなりましたけれども、これからが本番です。まず先に３つの再質問をいたします。１つ、町民からの公営永代供養墓の建設の要望はありますか。

２つ、引き取り手のない遺骨、外国の方などの遺骨の相談事例はありますか。

３番、町内に全宗教を対象とした永代供養墓はありますか。

お願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉田住民課長。

○住民課長（吉田　徹君）　それでは、お答えいたします。

まずは、１点目の質問ですけれども、町民からの永代供養墓の要請、これまでそういう要請、要望とかありませんでしたかというお話でしたけれども、こちらのほうに関しては、正直これまで耳にしたことはございませんというのが実情でございます。

あとは２点目につきましても、引き取り手のない遺骨、外国の方々の遺骨などの取り扱い、相談とかというお話ですけれども、こちらのほうに関しても特にお墓がないのでどうしたらいいかという相談としては認識したものはございません。葬儀が滞りなく行われて、葬儀を行ったものが何らかの形で納骨といいますか、その後管理されているのかなというふうに考えておるところでございます。

あと３点目でございましたけれども、町内に全宗教を対象とした永代供養墓はありますかということでございましたけれども、全てを確認したわけではございませんが、町長の答弁の中に宗教法人とかで管理している墓地の中には、その永代供養墓があるところもあるというふうに承ってございます。その中には、一応来れば、最終的には宗派も関係なく受けるというふうな、そこの法人の考え方によってそういうところもあるやに聞いているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　今さまざまな人の生き方というものが柔軟に多様性のある生き方を当然認めている時代ですけれども、例えばいいとか、悪いとかではなく、全てやり方はいいと思うのですが、ひとり暮らしだったり、結婚しなかったり、それからさまざまな性的なことで結婚という形態をとらない方もあるわけですけれども、その人たちは、やっぱり継承という点で、経済的にはそれなりに用意しているのではないかと思うのですが、無縁仏になるということにやっぱり一律の淋しさを覚えているようなのです。それで、こういった考え方は、第７次総合計画にある自助、互助、共助、公助、その思想の中に当てはまる具体的な例ではないかと思うのです。よく言われますけれども、パラダイムの変換とかという話があります。それは産業や工業だけではなくて、私たちの考え方も自分の家のものは自分で守るということではなくて、自分の家の苦しみをみんなでやろうと、楽しみ

をみんなで分かち合おうと、それから目を閉じた後もみんなで悼んで弔ってあげようと。そういう考え方からして、外国の方も非常にふえてくると思いますので、矢巾で一生懸命暮らした人をみんなで弔い悼む合葬墓の建設をお願いできないかというのが４点目。

それから、５点目ですけれども、矢巾のシンボルとしてぜひ墓地公園をつくり、大げさでなくていいと思うのですが、そこに行って、昔の人と会い、思い出を語り、そしてあすへのエネルギー、再生の場所になる。昔は、お墓とか何かというと、おばけが出るだの何だのって忌み嫌われるような感じがありましたが、今では、特に3.11、それから神戸、熊本、広島、いろんなところの災害で亡くなった方のいる場所というのは再生の場所だと思っています。いつも行くと思い出を話し、生きたかったけれども、亡くなった人の分まで頑張ろうね、それがあすへのエネルギーになっております。そういった意味で合葬墓と墓地公園の整備、お願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、今谷上知子議員のお話をお聞きしておりまして、確かにお墓のあり方も今いろいろな背景があって、例えば今私いろいろメモしてあれなのですが、今もう墓じまいとか、あとは無縁墓、合葬墓、あげくの果てには散骨もあると。その背景には、今谷上議員からもお話あった少子化、過疎化、または結婚しない非婚化、そして単身世帯の増加など、いろんな家族形態が今出てきておるということで、それで今お話ししていただいた中でそういった合葬墓の要望がないのかということでございますが、今後矢巾町も今、後期計画で人口３万人構想もあるわけでございます。もうそういったこともやはり今後検討しながら、その秋田の魁新報に出た今記事のお話もお聞きして、やはりひとつ私どものアンケート調査なんかを通して実態を把握してみたいなと、こう思っておりますし、あとは今墓地、埋葬等に関する法律の中でのいろいろないわゆる公葬地等もあるわけでございますので、そういった、または宗教法人、そういう方々と整合性も図りながら調査、研究をして、実態を把握して検討させていただきたいと。

それから、この墓地公園、東京とか何かに行くと小平霊園とか、もう心が安らぐ場として、これはもうあるわけですが、ただ今盛岡広域圏で考えた場合、今の人口規模でできるのであれば、こういうことについては単独矢巾町ではなく、広域の中で考えることができないものか、今後やはり盛岡広域の首長たちとの懇談の場もありますので、やはり私らの議会でこういうご提案をされたということを踏まえながら検討させていただきたいということでございまして、いずれ今私ども恥ずかしいお話しなのですが、谷上知子議員は実際

秋田に足を運んで合葬墓の実態も調査をされてきたということでございますので、うちのほうも遅きに失したわけではございますが、そういう調査、研究をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、今何でも驚くことがあるのですが、この間新聞報道で、毎日新聞のたしか５月25日の土曜日だと思ったのですが、ワシントン州では、人体、死体をコンポスト化するという、それに知事が署名したと、法律で。だから今何でもありなのです。今お聞きして、だから例えば私どものこれまでのいろんな風土なり、また慣習もあるわけでございますので、そういうことの整合性も図りながら検討させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　ありがとうございました。それで、本当の入り口の問題ですけれども、例えば自分が目を閉じたときに、お墓をどうしたらいいかというふうな相談の窓口、住民課に行けばいいのかななんていうふうには思いますけれども、そういったこともわからない町民って結構いるのです。誰に相談していいか、大概そういうのって役場に行くと、答えてくれるよと言っても、そこをちゅうちょしてしまうのです。そこで何かの機会で結構ですから、今度お墓のことを相談しますシリーズみたいな感じでそういったこともちらりとあれば、より親切な行政、町民生活目線の行政になるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

先ほど冒頭でご質問の中に住民課と税務課、この接遇についてお褒めの言葉をいただきまして、私も今までは褒めていただいたことがなかったので、だからといって特段のご配慮をするわけではございませんが、今後の対応としては、まずできる限り住民課の中でそういう環境係が墓地埋葬等に関する法律の仕組みについてもう少し勉強させていただいて、できるのであれば、そういう相談業務にも対応できるような体制整備をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

○４番（谷上知子議員）　通学路の安全対策についてお尋ねいたします。

矢巾東小学校から煙山小学校へ向かう町道は、両小学校と矢巾北中学校の通学路となっております。歩道です。歩道は片側のみで対面通行となっており、登校時は、自転車通学の中学生と徒歩通学の小学生がぶつかり合いそうな危険な状態です。さらには、通勤時間とも重なり、通行車両が多く、より危険を感じております。通学路の安全対策として道路の両側への歩道整備が早急に必要と思われますが、町の考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

矢巾東、煙山両小学校及び矢巾北中学校の多くの児童・生徒が通学路として利用している町道安庭線は、歩道の幅員に関しましても２メートルから3.5メートルと、場所によって幅員が狭く、議員が仰せのとおり歩行者、自転車の交錯が見受けられ、スクールガードや学校の先生方が見守っている箇所もあるところです。

通学路の安全対策につきましては、学校関係者や道路管理者及び交通関係者等で構成される矢巾町交通安全対策協議会において、町内の通学路の安全対策について協議し、策定されました矢巾町通学路交通安全プログラムに基づき対策を講じているところでありますが、本年９月に岩手医科大学附属病院が開院しますと、一般車両や救急車両など、交通量が増大することが想定されますので、今後も交通の変化に注視しながら歩道整備のほか、安全対策を講ずべき路線として早期に取り組んでまいります。

なお、各学校においても、自転車利用時の注意喚起や歩行者への配慮といった交通安全指導を引き続き行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　早期に取り組んでいただけるとのことで本当にありがとうございます。医大移転に伴う車両の増加に対する考えは全く同感です。私、ちょっと要望が本当かどうかと思い、実態からさらなる危険防止を提案したいなと思い、１週間交通量の調査をいたしました。調査結果をもとに再質問いたします。

調査の属性は、中学生、小学生、あとは大人と高校生、車両の４つです。時間は、朝７時より７時50分まで10分間単位で調べました。危険な様子は発生しませんでした。１日、途中雨が降りましたが、中学生の登校が半減したせいか、危険なく過ぎました。安全の大

きな要因は、小中学生の整然とした交通マナーのよさでした。また、天候にも恵まれました。１列になりぶつからないように、また立ちどまって通行していました。ああこれならいいのかなと思いましたが、しかし車両の通行量の多さとスピードの速さには驚きました。自転車がちょうど道路側に走りますので、何かのはずみでこてっと倒れたときに車両とぶつかる可能性は非常に高いと推察しました。７時20分から７時30分の間、全ての属性が最大値になります。平均値ですが、中学生40人、小学生30人、高校生と大人の方４人、車30台が通ります。車の流れは、ほとんどが中央１号線の矢巾東小学校十字路と、そこを下北のほうに向かって下北の十字路の交差点で右折、左折しております。そこで５点、いっぱいなので、最初２点にします。２点再質問いたします。

通学中の交通事故は、今までありましたでしょうか。

２番、高田・藤沢地区方面から北中学校に通学する生徒数の増加は今後見込まれますか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず１点目の通学路での登下校中の事故でございますけれども、昨年度、平成30年度でございますけれども、２件ございました。これは、中学生の事故が２件でございます。小学生はございませんでした。それから、29年度は中学生がなくて、小学生が１件ということで、これは今ご質問の中にございました町道安庭線の部分です。東小学校の十字路から煙山保育園のところまでの十字路の区間に関しての事故の件数でございます。

それから、２点目の今後の高田から藤沢のほうから北中のほうに通学する増加の見込みということなのですが、宅地開発ですとか、アパートとかの建築とかの要因はございますけれども、今時点で東小学校に通っている児童の６年生なのですが、ことし６年生が48人おります。それから、５年生が63人ということで、この２年間を見ると、増加していくのかなというふうに今のところ捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　さらに事故のないように安全を、さらに安全の余地を高めていくために３つ提案いたします。

まず本当に医大が来るということで車の量の多さには驚きますし、今後も恐らくちょっとこういう言い方はよくないでしょうけれども、抜け道として通る道になるのではないか

なというふうなことを感じました。それで通学時間帯の車の通行規制はできませんかと。その通行規制は、スピードは40キロということに限定されていましたので、いいのかなと思うのですが、つまり北中学校に行く生徒と東小学校に行く生徒は、道の北側の歩道を通っているわけですから、下北の交差点から４号線までの、その辺はどこまでということはよく詳しいことはわからないのですが、一方通行にして、４号線のほうから下北に行く道路はいいことにして、そういうやり方もあるのではないかなと思いました。

それから、２つ目は、身を守るための交通マナー、本当に学校関係者とか、交通安全隊の人とかに頭が下がるほどとても立派です。中学生はもうぴちっと１列に並んでいるし、小学生は中学生が来ると、３人ぐらいいてもぴっと立ったり、座ったりして動かないようにしている。ああこれが交通事故を防ぐ大きな要因なのだなと本当にうれしくなりましたけれども、今の２つの点、お願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　交通安全対策の面から私がお答えしたいと思います。

通学時間帯の車の通行規制ということで今例として一方通行ということのお話もありましたけれども、通行規制の中には、通行どめなり、速度制限という手法があるわけなのですけれども、こちらについては公安委員会のほうで定めてございまして、それに基づいて一方通行なり、通行どめ、速度制限なんかは行われるところでございますけれども、なかなかこの安庭線、東小学校の前の通りの安庭線というのは、スマートインターチェンジから医大のほうへ続く幹線的な町道というような位置づけとなっていることから、そういった規制につきましては、非常に難しいのかなというような考えを持っておりまして、町長答弁にもありました歩道整備、こちらを早期に取り組むことが一番いいのかなというふうに考えてございますし、当面は、そうはいってもいつ事故が起こるかわからないということがありますので、その辺につきましては、ソフトの面で対応してまいりたいと思います。

今現在も谷上議員さんもご覧になっているかと思いますけれども、交通指導員、あとはスクールガードの方々が歩道のほうに子どもたちを見守りしながらその辺交通指導いただいているところがありますので、その辺も登下校時の見守り活動をさらに重点的にやっていただきながら、その辺の交通安全対策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

あとは身を守るための交通マナーの指導ということでございますけれども、４月、５月、

学校が始まり始める時期でございますけれども、そういった時期を見計らいまして、交通指導隊員が各小中学校を指導に回って歩いてございますし、ことしの４月からは反射材のたすき、これをぴかっぽ推進隊ということで皆さんたすきを全生徒、小学生つけて歩いていますので、その辺もやはり車を運転する方からも目につきやすいような状況にして注意を払って運転してもらえるような環境づくり等も進めておりますので、その辺、交通安全対策についてさらなる重点的な部分を推し進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　２点目の交通のマナーの部分なのですが、学校の部分でお話ししたいと思います。学校でも、今総務課長が答弁したとおり、交通指導員の方の協力を得まして、各年度末、全学校で交通教室を行っておりますし、あと各学期の始まるときも学校の教員のほうから児童・生徒に対して交通事故に対しての注意喚起を行っております。特にも東小学校でございますけれども、今お話があったとおり、中央１号線と安庭線の交差点部分の児童の信号が青になったときの渡り方ですとか、そういったのも先生方が街頭に立って指導しておりますので、これはもうとにかく継続してやることだと思いますので、各学校にも引き続き地道な努力になるかと思いますが、交通指導のほうをやっていただくように委員会としても努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　交通安全というところからはちょっと外れるようでいて、しかしかなり包括的に見ると必要だなと思うのが明かり対策です。ちょっと下校時になると暗くて怖いという声もありますので、それも含めまして安全対策をお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　ただいまの明かり対策についてですけれども、町のほうで設置している街路灯は、交差点部とか、大きくいいますと交差点部に設置しているわけなのですが、あとは防犯灯というものが地元の行政区だったりというところで設置しているところもあります。確かに我々道路管理者としてもそういった声というのは、今までも聞いておりますので、今後も、今も年に何基か設置しながら進めていますけれども、そういった部分、現地を見ながら暗い部分に関しましては、そういう明かり対策を進めていき

たいというふうに考えております。

あともう一つ、ちょっと11号線、今医大の前の南北の道路、中央１号線の関係でお話が出たのでご紹介といいますか、お話ししたいと思いますが、それこそこの間園児が２名犠牲になる痛ましい事故が交差点部でありました。歩道のほうに車が乗り入れてくるということで、我々も東小学校あるいは医大の患者さんだったり、散歩だったり、いろんなことで中央１号線、幅員が４メートルほどありますので、４メートルちょっとありますので、いろんな方々が通行できる歩道になります。なおかつ東小学校の交差点部とかということで、その交差点部の巻き込みの部分に今工事を進めております中央１号線の工事において、交差点部にガードパイプを設置して、万が一右折レーンの車と直進の車が接触して交差点部に入ってこないようなガードパイプを設置するというような対策も、そういう交差点対策、そういった部分も今工事のほうでは進めております。具体的に言いますと、東小学校の信号のある交差点と医大の中央部分の正面の今トヨタがある交差点になりますけれども、その交差点。あとそこのちょっと北側になりますけれども、療育センター、支援学校の交差点。それと、あと今県のほうとも協議しておりますけれども、県道と中央１号線の交差点部、ここには設置したいなというふうに考えております。あわせまして、今煙山小学校のすぐ東側の信号の部分も現在歩道の設置の工事をしておりますけれども、その交差点部もそういったガードパイプを設置する対策を行うことで工事のほうは進めております。

時期については、その工事の進捗によりますので、若干時期がずれて設置ということもあるかと思いますが、今現在そういう予定で明かり対策も確かに必要ですけれども、そういった痛ましい事故もありますので、そういったところの対策も現在工事の中であわせて進めているところです。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で４番、谷上知子議員の質問を終わります。

次に、９番、赤丸秀雄議員。

１問目の質問を許します。

（９番　赤丸秀雄議員　登壇）

○９番（赤丸秀雄議員）　議席番号９番、一心会、赤丸秀雄です。

まず質問に入る前に、矢巾温泉前公衆トイレの洋式便器への改修工事が完了し、多くの

利用者から喜ばれていますことをまず報告いたします。この件については、２年半前からの懸案でありましたゲートボールやペタンクでスポーツをする年配者及び南昌山登山等で利用する方々から好評を得ておりますことに私も改修要望者の一人として当局関係者の皆様に感謝申し上げます。

では、１問目の質問でありますが、「高齢者が楽しく活き活き暮らす町」の取り組みについて伺います。人生100年時代を迎えたとか、健康寿命が大幅に延びて、高齢者の方々は人生がバラ色に感じるような言葉を耳にする機会が多くなりました。しかし、テレビのドキュメンタリー番組やウエブサイトの情報では、決して喜ぶ状況ばかりではなく、生きるだけで先行きに不安を抱える多くの高齢者がいることを考えざるを得ないと昨今思う状況であります。そこで町内の高齢者が健康で長生きし、活き活き暮らす社会が求められている背景を踏まえ、以下の項目について伺います。

１、エン（縁）ジョイやはばネットワークを今年度新たな施策としていますが、各行政区の取り組み状況や相談件数はどのようになっているか伺います。

２、ことしの敬老会開催の日程と開催場所を伺います。また、昨年開催したことを踏まえ、改善する点について伺います。

３、町が主体となって開催される夏まつりは、年配者が特に楽しみにしています。ことしは、７月27日土曜日に開催予定でありますが、どのような形で継続開催を考えているのか伺います。

４、ごみ出しや雪かき、買い物をするために苦慮している高齢者世帯が町内にはどの程度の方々がいるのか伺います。

５、活き活き暮らすには、健康管理も重要であり、健診案内を送付して回答のない町民へのフォローはどのようにされているのか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　９番、赤丸秀雄議員の高齢者が楽しく活き活き暮らす町の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業への取り組み状況は、現在のところ活動届け出順に、南矢幅３区、北郡山、上赤林、城内、高田２区、西徳田２区、桜屋、間野々、流通センターの計９地区となっております。また、相談件数は、昨年

度11件、今年度35件となっております。

２点目についてですが、今年度の敬老会につきましては、不動地区は、９月７日に農村環境改善センターで、徳田地区は９月14日に農業構造改善センターで、煙山地区は９月28日に町民総合体育館でそれぞれ開催することとしております。

なお、昨年度の敬老会は、参加者から好評であるご意見をいただいており、開催後の各地区実行委員会においても課題や改善に関する意見がなかったことから、昨年度と同様の内容で開催することを基本としつつ、今後開催する各地区実行委員会での協議を踏まえて決定をいたしたいと考えております。

３点目についてですが、矢巾町夏祭りは、矢幅駅東側を拠点とした地域と商工団体によるにぎわい創出を目的に開催し、例年子どもからご年配の方まで幅広い年代が会場に集い、楽しんでいただくイベントとなっております。今年度から運営組織であります実行委員会の構成団体の負担金に加えて、新たに企業等からの協賛金を募り、これまでと同様に開催する予定としております。今後も参加団体や町内事業者と連携しながらより多くの皆さんに楽しんでいただける夏まつりを継続開催してまいります。

４点目についてですが、ごみ出しに苦慮している方の人数等については把握しておりませんが、雪かきについては、ひとり暮らし高齢者等の除雪作業を行う軽度生活支援事業への昨年度の申し込みは125世帯となっております。また、買い物については、やはば生活支援ネットワーク事業推進協議会が実施しております買い物支援おつかいサービスの昨年度の利用者が15人となっております。

５点目についてですが、各行政区の保健推進員と健診受診率の向上のための懇談会を全地区で行うこととしております。各行政区単位で保健推進員全員と行う日程調整を進めており、６月３日、矢巾３区行政区から順次行いながら意見交換や健診受診率向上のために保健推進員の地区での臨戸訪問や声かけなどの協力をいただくこととしております。

なお、特定健康診査受診の案内に対する無回答者及び未受診者のうち２年連続未受診者には、受診勧奨通知を再送付しているほか、40歳の新規対象者については、保健師による臨戸訪問を行っているところであり、さらには強化地区の60、70代の２年連続未受診者には、電話での受診勧奨を行っております。また、各種がん検診の案内通知に対する無回答者及び未受診者については、受診勧奨通知の再送付を行っているほか、昨年度は530人になりましたが、保健師や職員による臨戸訪問を行い、受診勧奨を行ったところです。

さらに、令和元年５月17日付で公益財団法人岩手県対がん協会、小川彰理事長からがん

検診の悉皆性が重要であること、これは町民全てががん検診を受けていただくことが大切であるということで、これが健康につながり、町民の幸福につながることから、がん検診の積極的受診や町へ協会からの協力要請もあったところです。町においても、今後も引き続きさまざまな手法による受診勧奨を行うとともに、生活習慣病予防やがん検診等の重要性の周知を図り、町民の健康増進のための健康管理のフォローに努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　エン（縁）ジョイやはばネットワークシステムが今年度から導入した施策として、既に９自治会で取り組み始めて、また相談件数も35件を超える状況と聞いて安心しました。昨年９月に自治公民館をもっと活用して、高齢者世帯のコミュニケーションを活発化しようと提案したところ、町では経費の一部助成を行い、長生きの秘訣の最も基本である笑う、しゃべる、食べるを提供する場を設定したことは、本当によかったと評価、感謝いたします。

私の地元自治会でも導入に向け検討段階でありますし、また導入していない他の自治会の方から問い合わせもあることから質問させていただきますが、まず運営経費や準備経費の助成をやっております。この支給方法や、それからたしか年間計画に基づいて申請書の提出や、また当然助成をいただければ、実施報告が求められますが、その実施報告書等などをどのような対応で行うのか、まずこの点をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松　徹君）　お答えいたします。

まず第１点目の支給方法でございますが、これにつきましては、開設準備金が５万円、あとは１回当たりの運営費5,000円ということで、それに基づいて各地区のほうで事業計画を立てられまして、それにのっとって補助金交付申請書をこちらの特命担当のほうに提出していただきます。そして、実際補助金ですから、基本的には事業実施後にお支払い交付ということになるわけでございますけれども、そういう形であれば、やっぱり先立ちの方がたてかえ払いをしたりとかしなければなりませんので、そうしないように円滑に活動が進むように前金払いということで９割前金払い請求をしていただいていますので、ある程度補助金を活用しながらたてかえ払いもなく進んでおるというふうに捉えております。

あと報告の取りまとめにつきましては、１回当たりにどなたが参加して、どのような活

動をされたかというのを１枚にあらわすような様式を定めていまして、それもなるだけ地域の皆さんが負担にならないように丸をつけて、なるべく書き込む箇所が少ないような形にしたものを、これはその都度出してもらうのではなくて、年度末に１年間の締めとして提出していただくような形になっていますし、あとは事業にかかった経費の領収書類等も年度末にまとめて出していただくような形で、なるだけ事業に参加する皆さんが負担にならないように、楽しい活動が末永く続くような形に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　ぜひこれからのコミュニティ、特にどうしても高齢者中心になりますので、定着を図るのと、それからまだ９自治会ということは、まだ４分の１いっていませんので、ぜひ定着に向けて精力的に取り組んでいただきたいと考えます。

次の質問でありますが、昨年の敬老会は参加者から好評であったとの答弁でありました。確かに３年前、３年以前と比較すれば開催方法が改善され、楽しかったなどの声があり、本当に喜んでおります。ただ招待者の方々は、直接町へ要望とかは出しづらいと思いますので、私のところに入っている声を代弁して質問にかえます。

まず、開催時間が10時から12時が基本であるため、余興やアトラクションを見ながら弁当は食べづらい。そこで、若干の茶菓子、これは高級なケーキとかお茶菓子の意味ではなく、お年寄りですから、せんべいもかたいものでは困りますので、それなりのやわらかなせんべい等を言っているのであって、その辺のものがあればいいなと言っておりますし、また各地域から実行委員という形の名でこの運営に携わっている方がおります。その方たち、やっぱり地区によってはもう30人以上の方がおるのですが、その人たちがこの間、２時間ぐらい、準備から、それから運営中、ずっと立ちっ放しなのです、去年なんか見ていれば。そういうのは、やっぱり立ったまま自分たちのお世話をしていただいているのは、気遣いありがたいのですが、一緒にお茶を飲む体制もあっていいのではないかという意見も聞いております。これについてのご意見を伺います。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

敬老会に参加された皆様がその場で折、それから飲物、それから大福などを食べないで

お持ち帰りになるということは、赤丸議員さんからご指摘されたとおりで、私どものほうも内容を確認させていただきましたが、そういったいろんな催し物を見ながら食べられないというもの、それからもう一つは、やっぱり参加されたおじいちゃん、おばあちゃんが自宅に持って帰ってお孫さんに見せたいというふうなこともありまして、持ち帰るといいうようなこともお話を伺っておりました。そういったご指摘ございましたので、実は３月議会におきまして赤丸議員さんから何とか敬老会開催前までには予算化できないですかというようなご質問とご要望も受けましたので、今回ご審議いただきます一般会計補正予算の第１号、予算決算常任委員会でご審議いただくわけですが、その中に今回予算要求、計上させていただいてございます。金額でございますが、３地区合わせましてつまみ、菓子、大福追加等も合わせまして25万2,000円予算要求させていますので、どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

それから、２点目ですが、お手伝いいただきました従事者の皆様、周りのほうに立っていただいて見守っていただいていたということですが、机、椅子まで全て準備できるかどうかわかりませんが、そこら辺は座って一緒に参加できるような形、ただ同じテーブルに入ってしまうと、ちょっとお酒なんかつがれますと、ちょっとまずい状況もございますので、そこら辺は配慮していただいて、ただ一緒に参加していただいて一緒に見守っていただく、あるいは楽しんでいただくというような体制も会場のほうで工夫させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　敬老会の配慮、ぜひそのような形でお願いいたしますし、また送迎をマイクロバス等でやっていることについても、それを使っているお年寄りの方というか、対象者の方から大変よくなったなという話も聞いておりますので、ことしは去年同様、その辺は継続されるということなので、ぜひその辺もお願いしたいと考えております。

次に、３点目で質問しました夏まつりの開催場所について再度伺います。３月の予算会議では、今後の開催の方法や場所について検討する必要性を話されておりました。そこでお伺いするのですが、来年以降も昨年やことし同様の開催方針を継続する予定であるのか、その辺を含めて。また、今回この開催に当たる実行委員会も開かれているとお話を聞いていますが、その中でのご意見等はどのようになっているでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えをさせていただきます。

１点目の来年以降の部分でございますが、基本的には、あそこの場所につきましては、宅地の開発のお話がございますので、それまでの間につきましては、このままいこうという形を考えております。ただことし９月の医大の開院に合わせまして交通量がどのように変わるかがわかりませんので、こういった部分につきましては、今回の祭りが終わった後に、また具体的に来年以降の相談はさせていただくということで考えております。

ことしにつきましては、基本的には去年と同じように、催しものにつきましては、若干近場の方々にお願いするというのが一つと、それから花火につきましてもことしもやりたいということで決定をしておりましたので、ことしにつきましては、昨年と同様な形で進めたいと思っておりますが、来年以降につきましては、先ほど言いましたように、同じ形になるか、それとも若干変わってくるのかというのは、今後の検討で具体的に協議していきたいということで考えております。

それから、２点目の移転でございますけれども、そういった形で実行委員会の中でもそういった旨の話の中で進めさせていただいておりますので、お祭りが終わりますと、また実行委員会を開きますので、そういった中で具体的に来年以降の検討もしていきたいなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　まず医大移転の関係で９月以降の車の動流、人の動流を見つつ、今の場所で開催できれば、基本的には継続するという考えはよろしいかと思いますし、３月の段階では花火の話がありまして、安全上の観点から、また経費上の観点からちょっと検討させてもらうかなという部分がありましたが、ことしは何か継続するという今のお話でありました。確かに子どもを中心とした小さな花火ではありますが、間近に見られるということで楽しみにしています。その辺の経費的な措置は勘定されているのでしょうか伺います。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えします。

ただいま町長答弁にありましたとおり、ことしは企業の皆さんからも協賛金を募るとい

うことでお話をさせていただいておりまして、現在卸センターの皆さんには、今回って歩いておりますし、それ以外の企業さんにもいろんなところにお願いをしております。少しずつ協賛金は集まっておりますが、この協賛金につきましては、町内の企業さんだけでなくて、例えば矢巾町に関係の、ゆかりのある企業さん、いわゆる町外の企業さんにもお声をかけておりまして、極力いろんな方々から協力いただけるような体制で現在その協賛金を集めている状況でございます。

それから、もう一つは、今回の補正予算の中にございますが、町のほうに寄附をちょうだいいたしまして、その部分を今回の予算の中にも盛り込んでおりましたので、これにつきましても、できればそれ以上に集めて、そっちのほうは少し緩和できればいいわけでございますけれども、現在取り組み中ということでご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　ぜひ一堂に集まる場所、イベントとしては、夏祭りが最大かと思っておりますので、継続、よろしくお願いします。

次の質問は、ごみ出しに苦慮しているという部分の質問をさせていただきます。ごみ出しに苦慮している世帯は把握していないとのことですが、２カ月ほど前のテレビ放映でごみ出しが高齢者世帯の日常生活の負担になっていることを取り上げていました。放映の中では、ボランティアで行うにも限界があり、ある自治会では有志の方に有料委託し、対応することで、そのごみを出していただける対象者からは非常に喜ばれているとの報告でありました。これからの社会は、ますます高齢者世帯やひとり暮らし世帯がふえる傾向にありますので、町でも実態をつかんでおく必要があると思いますが、それへの見解をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

町長答弁のほうでは、実態把握しておりませんということで現課のほうからの判断もさせていただいたことでございます。実際に各地区のごみ集積所にお持ちできないという方に関しては、ご指摘のとおり我々のほうでも各事業所、包括支援センターや町の職員が対応しまして調査はさせていただきたいと思っております。その後にどういった対応が可能なのか。例えばオレンジボランティアが家庭の援助、家事援助などもやっておりますが、

そういった方々が対応可能なのかどうかとか、あるいは別の団体ができるのか。ボランティア団体ができるのかなどについても検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　ぜひ１回ないし、それなりの調査はしていただいて、また他自治体でも本当に困っていると。特に矢巾町の町営住宅等は、まだ平家であるからいいのですが、これが３階、４階、５階という市営、県営アパート等にお住いの方は、本当に苦労されて困っているという実態もあります。環境は、町とは違うのですが、その辺は2025年過ぎれば高齢化率は特にふえ、また高齢者が高齢者を助ける互助制度もやっていかなければならない時代が必ず来ますので、把握しておくには絶対必要かと思いますので、調査のほうをよろしくお願いします。

それでは、先ほど健診の話の質問をしましたので、その再質問をします。長寿社会形成には、活き活きと暮らす生活と健康管理の２つの面が最も重要であると感じております。町の健康受診向上の取り組みと受診連絡のない住民へのきめ細やかな対応を行っている先ほどの答弁を聞きまして、非常に今回質問してよかったなと思っております。

先ほど町長褒められたことがないと言いますが、私はいつも感謝申し上げますと言って終わっていますので、褒めるというより、本当にやっていただいていることには感謝しておりますので、今後もよろしくお願いします。

当然これからも対象者への継続フォローをお願いする部分が大いにありますので、その辺もよろしくお願いしたい。この項の最後の質問でありますが、健診など、現在取り組んでいる内容や2025年問題で高齢者が大幅にふえることを想定した場合の、今町で考えている懸案する事項等があれば、その辺の所感を伺ってこの項の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まず先ほども私の答弁で、はっきり言いまして、これからいかに無関心層の方々にアプローチしていくかと、これがまず大事なわけでございます。そこで保健推進員を中心にした地域の助け合いを推進しながら健康問題に、特定健診からがん検診、さまざまな健康の課題に取り組んでいきたいということで。できれば誰もが楽しくできるような、ただ受診

しろ、受診しろではなく、私は正直なところ今回自分で健康管理が、いかに大切かということを身をもって、先ほどやはラヂ！のお話があったのですが、どうも最近声が小さくなってあれだというのですが、今度のあれで私も健康管理で、私の心の優しさがやはラヂ！に反映されているのだということをお話しさせていただいておるのですが、いずれ今「健幸なまち」、健康の「健」と幸福の「幸」、滝沢なんかでは、まさにそのまちづくりをやっているのですが、矢巾町ではもうこのことについては、早くから取り組んでおるわけです。だから、ただＰＲが下手なだけでございまして、うちのほうといたしましては、今後このことにしっかり取り組んでいきたいなと。

先ほどペタンクとかゲートボールの水洗化のお話、これも際どいところだったのです。きょうでもお褒めの言葉をいただいて、水洗化につなげるかどうかあれだったのだけれども、あしたからの開催に間に合うということでほっと胸をなでおろしたところだったのですが、今後そういうことのないように健康管理については、細心の注意を図りながら無関心層にアプローチして、そして今岩手県が特定健診、それから特定健康診査、がん検診、これが余りよくないということで先ほどの対がん協会の小川理事長からもぜひ各市町村はしっかり取り組んでほしいという檄が飛ばされたところでございますので、そのことにしっかり取り組んでいくということで、ぜひこのことは私も身をもって体験したことですので、一つ一つ積み重ねながら健康管理に取り組んで、町民の皆さんの健康管理に取り組んでまいりたいと思います。ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、ここで赤丸秀雄議員の質問の途中ではございますが、既に１時間15分ほど経過してございますので、暫時休憩をしたいと思います。

再開を16時５分としたいと思いますので、よろしくお願いします。

午後　３時５４分　休憩

――――――――――――――

午後　４時０５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開します。

次に、２問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　２問目の質問は、統一地方選挙の結果と今後の取り組みについて

伺います。４月に行われた統一地方選挙は、全国的に投票率が低く、立候補者数も少ない状況でありました。そこで矢巾町の選挙結果について以下伺います。

全国的に投票率が低く、当町も町長選挙が無競争となった影響もあり、町議会議員選挙の投票率が54.62％と低いと感じています。町選挙管理委員会では、このことをどのように捉え、また投票率の向上には何が必要であると考えているか伺います。

２点目は、投票率が低い中、無効票が118票あると発表されております。その内訳の公表を願うものであります。

③、若い世代の選挙離れが指摘されていますが、18歳から19歳の新選挙権年代の投票率はどうであったか伺います。

④、町長の施政方針に町民との対話を重視してまちづくりを推進するとしております。ぜひ若い世代への懇談を多く組み入れ、若い年代層の町政への関心を引きつける取り組みを期待したいが、その考えについて伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　統一地方選挙の結果と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

４点目についてですが、対話を重視したまちづくりを推進するために従来からの町政懇談会やご用聞き隊はもとより、ことし５月からは毎月１回町民懇談会を開催することとしております。メンバーの構成は、テーマ等によってさまざまですが、積極的に若い世代の方々も加わっていただきながら意見交換をしてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　廣田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（廣田政夫君）　引き続きまして、統一地方選挙の結果と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、平成31年４月21日に執行されました矢巾町議会議員選挙における投票率は54.62％、平成27年の同選挙から12.90ポイント低下しており、要因としましては、町長選挙が無投票となったことが大きく影響したと捉えております。同じく町長選挙が無投票となった平成23年の選挙と比較すると3.76ポイントの低下にとどまっていることや投票率の低下は、本町だけではなく、今回の統一地方選挙においても全国的に同様の傾向であったと分析しております。

今後投票率の向上に向けて矢巾町明るい選挙推進協議会との連携のもと街頭啓発活動や広報車による広報活動を行うほか、町広報やインターネットなどを通じた選挙広報活動を行うこととしております。

特に若年層の投票率向上については、平成27年度から矢巾町明るい選挙推進協議会が主体となって町内小中学校、県立不来方高等学校及び県立となん支援学校での選挙啓発事業及び模擬投開票を実施してまいりました。現在では、18歳未満の方も投票所への入場が可能であることから、各家庭の会話の中で授業の内容が伝わり、家族で連れ立って投票所へ向かうなど、若年層を起点として幅広い年代の方が選挙へ親しみを持っていただけるよう引き続き取り組んでまいります。

２点目についてですが、今回の町議会議員選挙における無効投票数118票のうち最も多かったものは白紙投票の83票であります。他の事由としましては、記載した文字が小さく、候補者の誰を記載したかを確認しがたいもの、数字や記号などを記載したものがあり、これらの合計が35票ございました。

３点目についてですが、今回の町議会議員選挙における18歳から19歳の平均投票率は34.25％でした。今回の選挙においては、新しく矢巾町明るい選挙推進協議会が実施する選挙啓発活動において、明るい選挙キャラクター「選挙のめいすいくん」の着ぐるみを活用し、若い世代に選挙をもっと身近に感じていただけるよう選挙啓発活動を実施したところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　４月に行われた全国の統一地方選挙の投票率の低さには、驚きと残念という一言に尽きます。新聞報道では41道府県に選挙の投票率は過去最低の44.02％で無投票当選率は26.88％で４分の１以上の方が無競争当選であったとのことです。また、町村議員は988人で全体の23.34％が無投票当選者であったそうです。それから、議員定数に満たなかった町村議会が８自治体もあったということで、本当に残念であります。

町の選挙では、無効票のうち白紙投票が83票あったとの答弁でありまして、投票所までせっかく足を運んでの白票を投じる行動は、何を意味するのか私にはちょっと理解できかねました。また、18歳と19歳の平均投票率は34.25％と、他の年代よりも大幅に低い状況であったことも残念であります。ただ４月は新年度になってですので、18歳、19歳の年代層

というのは、まず18歳の４月に誕生日を迎える方というのは高校生には少なかったのではないかと。ですから、18歳、19歳といえば専門学校生、当然社会人もおりますが、大学生が非常に多かったのではないか。こういうことを考えれば、矢巾町に住所はあるが、選挙のためだけに戻ってこられない事情もあったのかなと私なりには分析はしておりますが、この辺を踏まえても選挙管理委員会として、先ほどは学校での選挙の投票の模擬をやるとか、それから街頭での啓蒙活動を実施して投票率向上に努めるような答弁で、当然私も勉強はしていますが、やっぱりこれという部分がないのが現状だと思いますが、この辺、何か考えたことがあれば、再度お聞きしたいなと考えておりますが、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　選管書記長という立場で答弁させていただきます。

今何かいい方策はないかという議員のご指摘でございますけれども、一つの中には、遠方で専門学校生もしくは大学生で住所だけこちらに置いて、実際住んでいるのは向こうだという場合には、例えば不在者投票というやり方もございます。要は郵便で投票用紙を求めて、それを期日までに提出してもらえれば、それを投票とみなしてカウントできるという形になりますけれども、そういった不在者投票のことも今回は、特に４月となると、やはり移動者が多い時期でございますので、その辺のやはり啓発も、不在者投票という投票の仕方もあるのだよということでのその辺の啓発の仕方も考えていかなければならないというふうに思ってございます。

あとは、先ほど昆秀一議員の中でもありましたけれども、インターネット、やはり若い方々というものは、紙で配られたものよりも政治に少しでも関心があれば、そういったインターネットとか、メールを通じて啓発するのも一つかなというふうに思っておりましたので、その辺はやはりどうしても10代、選挙権をとったばかりの10代の方、もしくは20代の方への政治に関心が持てるような、そういった投票に来ていただけるような方策について検討しながら投票率の向上に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　今郵送による不在者投票というお話がありました。町議会、町長選挙を含めてですが、選挙期間５日間、特に不在者投票は４日間、まして今回私のところに投票はがきが来たのは、２日目、水曜日の夕方でした。そういったことから、もしこれ

が18歳、19歳の方、もしくは22歳までの大学生に求めることは、本当に可能だと思っていますか。また、その手続、不在者投票がここに来てやる分は理解できますが、その前に手続しておかなければならないような面倒くささが私はあると思っていましたが、その辺をちょっとご答弁願います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　面倒くさく感じるかどうかはあれですけれども、実際不在者投票、今何件あったかというの、ちょっと手元に資料がないのですけれども、実際不在者投票、結構今回もあったはずですので、その辺はある程度浸透しているのかなと思います。ただ一部でやはり新学生でその辺の不在者投票というシステムを知らない方々はいるかと思いますので、そこは私どもの啓発の仕方が若干足りなかったのかなというところがありますし、あと期間が短いということでしたけれども、広報については、事前に統一地方選挙があるということで、数日前ということではなく１カ月以上前から既に広報のほうでこういう方法での投票もありますというような啓発の仕方はしておりますので、そこはやはり広報を町民の方全員が見るとは言いがたいのですけれども、やはり家族の中でそういった投票があるということは話し合っていただいて、そういった関心を持っていただくというのが一番大事なのかなというふうに思いますし、先ほど教育長等の答弁でもありましたけれども、そういった政治に関心を持ってもらうために学校の中でも子どもたちに投票の体験をしていただいて、それを家庭に持っていただいて家族の中で話し合っていただくというような内容のこともございましたので、やはりそれが大事なのかなというふうに考えてございます。

ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に質問ございますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　郵送による期日前投票、実効的に、まず私は不可能だと思います。というのは、介護施設とか何かで入っている方は別にして、自宅に住所があるから自宅に送るのですよね。それを家族の協力がなければ手元に行かない、行ったものをどのような形で郵送すれば、有効投票になるのかなんていうのは、やっぱりきちっとわかっていなければやれないと思っていますので、これは今後の課題としてこれ以上は答弁を求めませんが、よろしくお願いします。

質問ですが、まず選挙広報、これです。説明が悪かったのかどうか、とにかく字が小さ

くて、町民の方、候補者の３分の２の方、大げさかもしれませんが、３分の２の方の中身が読みたくもない、字が小さくて読めない、そんな状況です。もうその辺がこういうものを出すから、これぐらいに書いてもらわないと、何人立候補するかもわからないから小さくなりますよということを事前にお話しされないと、本当に大変だったのではないかなと。せっかく候補者の顔写真入りで公約とか、プロフィールとか載せた方もいますし、そういう方の当然一人でも多くの方に知っていただこうと思う努力は認めますが、その辺の説明が足りなかったと思います。その辺についてと。

それから、先ほどウエブの話しておりました。確かに私もこれは必要だと思います。せめて広報を今後は検討されるのでしょうが、これにＱＲコードをつけて、やっぱりここに飛ぶような仕組みもぜひ必要だと思います。この２点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　まず、今２点のご質問ありましたけれども、その前に不在者投票のことではがきが届かなくても電話一本いただければ不在者投票受け付けできますので、その辺は誤解のないようにお願いしたいと思います。

あと１点目のご質問ですけれども、選挙広報が字が小さいということで説明が足りなかったのではないかということですけれども、その点についてはおわび申し上げます。あらかじめこういう形でこのスペースで載せるということは、説明しているはずでございますけれども、恐らくその辺の部分、足りなかったと思いますので、その辺についてはおわび申し上げます。

あと２点目のＱＲコード、こちらを活用して見られるような形にすればいいのではないかということでございましたけれども、その点については前向きに対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　町長にご質問させていただきます。

今現在町長が取り組んでおります町民懇談会、まだ１回ですが、２回目のテーマもホームページ等に載っていましてあれですが、まず先ほど町長の答弁にありました無関心層へのアプローチという点では、私この町民懇談会に期待するところが非常にありまして、ぜ

ひ町長にご答弁いただきたいのですが、まず子育て世代や学生及び20代の町民が参加しやすいテーマ選定を行う部分をぜひ多くしていただきたいし、また討議時間は１時間半、90分から100分という時間の枠でやっていますが、今現在は５人です。この５人というのは、やっぱり５人の意見を３つ、４つ聞くためには、その時間に５人しかできないのか。より多くの意見を聞くためには、１人２問でもいいから10人ぐらいの枠でやっていただきたいのか。私は、ぜひ町長、これ年12回やっても、５人であれば60人としか対話ができないという部分をどうのこうの言うことは私はないのですが、できれば町長は筋の通った話をされるので、ぜひとも多くの町民に対話していただきたいという私の思いから、ぜひ10人ぐらいにできないかという部分で、本当にいい町民懇談会ですので、何か工夫して多くの町民参加によって町政に興味を持っていただき、選挙にも参加していただける取り組みが必要と考えますが、その辺のご意見をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

実は５月は５名、今度６月は今６名の予定しております。実は、これは私事で大変恐縮なのですが、昨年の12月１日に町政報告会をやったときに、12人のメンバーでやったのです。私も本来はそのぐらいのあれは考えておったのですが、あのときちょっとトラウマになりまして、１人が持ち時間ちゃんと決めておったのですが、守らない方、ところがその守らない方がいいことを言うのです。そこで私もコーディネートをしてちょっとやめろと言いかねて、随分ブーイングが出たことのトラウマがあって、実は今回安全運転をして５人からスタートして今度６人ということで、今赤丸秀雄議員さんからお話あったことについては、私もそういう思いでございますので、またできるのであれば、より多くの方々からご意見、ご提言、そしてそれを町政のど真ん中に、そのご意見、ご提言を位置づけて町政を運営していきたいというのは、まさにそのとおりでございますので、しっかり考えていきたいと。

それから、統一地方選挙の結果と今後の取り組みの中で今議会と一緒になって子ども議会をやっているのですが、もしあれなのであれば特化して高校生議会、別に何も不来方高校だけではなく、町内からはいろんな高校に行っておりますので、それは普通高校なり、実業高校もあるので、そういう方々の議会の形にするか、懇談の形にするか、そういうことを、やはり町当局もそうですし、議会の皆さん方もこういう仕事をしているのだということをやはりもっと積極的に若い人たちにＰＲをしなければならないのではないのかなと。

だから、なぜ議会が大事なのか、議会の果たしている役割、今回はどうも町長選挙が無競争だからという答弁の中に私も心を痛めておるのです、正直なところ。だから、これは今後そういうことがあってはならないのですが、まず町長選挙にしろ、町議会選挙にしろ、無競争ではなく、活性化を図るためには、ぜひそういう取り組み。

そして何よりも私お話ししたいのは、子ども議会のときも私らが答弁者に立っているのですが、もし高校生議会ということで議会の皆さんのご了承をいただけるのであれば、もう議長さん初め皆さん方に町当局の立場になってお答えをしていただくということが私はおもしろいのではないかなということで、これもまず議会の皆さんとお話し合いをして。

それから、もうきょうは総務課長は書記長でもあるのですが、どうもとぺかぺない答弁して、もう少し具体的に今後の投票率の向上策、このように考えていきたいという前向きな答弁がきょうなかったのですが、実は選管の委員長さんも、まだ委員長になってほやほやでお話ししたいのがまだあるかと思うのですが、きょうは遠慮なされていると思うので、私もここを忖度をさせていただいて、いずれしっかり投票率の向上策、選挙管理委員会と私らもできることはサポートしていきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　３問目の質問は、デマンド型交通の運行状況について伺います。

私は、今でも町内交通網整備の一つに、交通弱者と言われる方々の移動手段確保にデマンド型タクシー導入が効率的であると考えています。しかし、３月に試行運行したデマンド型タクシーは、議会で検討して提案した運行形態とは相違した内容でありました。そこで試行運行状況と町民への説明会効用について以下伺います。

①、３月から運行した以降の利用状況はどうであるか。また、当初計画の想定利用者数と支出経費はどうなっているか伺います。

②、３月から４月にかけて町内５カ所で住民説明会を開催しましたが、参加者数や年代層、そこでの主な要望事項等についてどうであったか伺います。

③、運行の見直し、改善については、１年程度の経過を踏まえてと答弁しておりますが運行している現状で即改善が必要なものがあるか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　デマンド型交通の運行状況についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、平成31年３月15日より運行開始しており、３月の利用はなく、４月において25人の利用があり、計23便の運行を行っております。デマンド型交通につきましては、コミュニティバスさわやか号の利用者と重複すると見込んでおり、現在さわやか号が並行して運行していることなどから、少数の利用にとどまっているものと考えております。

また、支出経費につきましては、平成31年４月分として５万9,080円の運行経費を支出しております。

２点目についてですが、本事業に係る説明会を開催し、計26人の参加をいただきました。参加いただいた方の年代は、50代から80代となっており、参加者の方から通院等に利用できるように時間及び乗降場所、乗りおりする場所の設定についてやわかりやすい説明資料の提供等の要望をいただいております。

３点目についてですが、運行の見直し、改善につきましては、コミュニティバスさわやか号の廃止と本年９月の岩手医科大学附属病院の開院などの影響を分析するとともに、利用者の要望や意向を十二分に把握した上で見直しを実施してまいります。

なお、運行開始から町民から寄せられている要望等で即改善が必要なものは、現状ではございませんが、あらゆる観点から改善が必要な点につきまして見直しを進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　まず答弁内容でちょっと確認しておきたいのが２点。１つは、３月の利用はなくという話でありましたが、３月、たしか15日からでした。そのときに２日後に確認したときは、きょうは２件、きょうは３件という話を聞いた記憶があるのですが、全然ないということを再度答弁願います。

それから、残念なのは、即改善する項目がないという部分は、町民から諦められているのですと私ははっきり言いたい。というのは、利用しづらいという話がまず先に返ってきます。これに携わった課長さん方２人はここにおるわけですけれども、ちょっと町民目線

と余りにもかけ離れているのではないかという部分がありまして、まずこの２点を簡単ですので、答弁いただいた上で用意してきた再質問をさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

３月の利用はなしということでした。これは、実は登録をして、そして予約をしたのだけれども、キャンセルをしたために実質運行がないということでございました。実際には、申し込みという時点で矢巾タクシーさんのほうには件数は登録はございましたが、キャンセルで運行がゼロということでございます。

２点目についてお答えいたします。利用しづらい、町民目線からかけ離れているのではないかというご指摘については、真摯に受けとめなければいけないなということと、あともう一つは、やはり私どもの説明がかなりまだ浸透していないのかなというふうに思っております。デマンドの説明会といたしましては、５回で26名ということでございましたが、その後各自治会の総会などで説明する機会をいただいたところには184名の方に対して説明を行いました。また、赤丸議員のほうからも再三にわたってご指摘されていたとおり、使わないであろう人の人数をどう酌むのかということについて、私どもがなかなか出口が見えないときに、議員のほうからヒントをいただきまして、民生児童委員やその方々に意見聴取をしたらどうかというアドバイスをいただきまして、まず食改協さんの総会、あと保健推進員さん、あと民生児童委員さんの定例会でご説明しました。こちらのほうの意見につきましては、すぐ簡単に答えは出せないということで次の定例会で回答をいただくことになっております。

ただ意見につきまして、一番今まで多かったのは、なぜ使わないかということについて、まず１点、さわやか号が走っているうちはさわやか号を使いますというご意見でした。あともう一つは、何時に来てくださいということに対してお応えできないということが一番多いというふうに認識しております。これは、私どもに寄せられる回答も含め、事業者である矢巾タクシーのほうにも確認しましたが、何時に来てくださいという話をするのだけれども、いやデマンド型タクシーというのは、こういうことですよという話で、その時間に行けるかどうかというのはわからないですという話をすると、じゃあいいですというような回答をいただくというようなお話をいただいております。このことにつきましては、町民目線というよりもデマンド型の乗り合いタクシーが、バスとタクシーの相の子みたいなところでございますので、道路運送法上の仕方ないところではあると認識しております。

もう一つ町民目線からかけ離れているのではないのかというところの中で私どもが一番感じておりますのが、西側と東側、中心の共通区域といったところでまたいでいくと、西と東またぐと1,000円かかってしまうというようなご指摘もいただいております。実は、これは地域公共交通網形成計画につきましてデマンド型乗合タクシーを走らせるということは特例でございます。それを区域運行という形をとっておりまして、フルデマンドと言われるようなところを行っているところはなかなかございませんで、その区域を決めて運行するということでご理解をいただいて事業計画をとっているところです。ただ区域運行といったところの中で結局そこを走らせるためにとった結論が町民目線から離れているということにつきましては、真摯に受けとめて何らかの改善を行っていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　詳しくは話しても、もう時間もあれなので、質問だけさせていただきます。

まず１つは、他の自治体で運行している状況は、まず区域内は矢巾町であれば矢巾町内という形でやって、そして戸口から戸口という運行をしています。そういうところが大部分でありますので、課長がおっしゃるように、もしこれが陸運局への申請でどうしてもという話であれば、逆にそういうところを紹介しますからぜひ見てきてほしいのだという部分があります。この部分については、あす以降の議員からも出るので、話はしませんが、まずドア・ツー・ドアへの運行スタイルの変更を考えることをできるのかどうか、１年後の改善に向けて、そこをまずお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず他の自治体でドア・ツー・ドアをやっているというところでございますが、交通空白地帯と言われるところをカバーするために行っているところだと私は認識しております。矢巾町には交通空白地帯はございません。交通不便地域はございますけれども、交通空白地帯がないので、ここにはタクシー事業者が走っておりますので、タクシー事業者が走っているということは、まずそちらが優先になります。特例運行のデマンド型交通、乗合タクシーにつきましては、それを補完する形で今特例で道路運送法の認可を受けております

ので、ただここでできませんという言葉は、100％できないということはありません。なぜなら法定でいう地域公共交通単位の中で、それが各事業者、今23事業者が参加しながら、国も含めてですけれども、議論しております。これは法定のものでございまして、そこの協議が調えばオーケーという形になります。

ですから、行うか行えないかといったことはゼロではございませんが、例えばこのデマンド型乗合タクシーが普及することによってバス事業者がこうむる損失だとか、他の事業者がこうむる損失だとか、そういった部分につきまして、他の事業者が理解をして、今の矢巾町の事業者でいいですよという話になれば、それは当然調う話になりますが、今国も入っていろいろな調整をしている段階では、そのような利害が相反する中での事業の協議というのはなかなか難しいのではないのかなという話をいただいておりますし、議論も実際そのような内容になっているところでございます。

このことにつきましては、町民の目線を大切にしつつ、なおかつこの事業が長く続いていかなければならないものですし、今後育てていかなければならないものでございます。そういった部分につきましては、できないということではなくて、可能性を考えながら検討してまいりたいと思っております。

なお、５月27日に全員協議会のほうでも説明しましたけれども、５月27日に公共交通会議を開催しております。その中でデマンド型交通システム検討部会と分科会と、あと市街地循環バス導入分科会を設置しておりまして、このデマンド型乗合タクシーにつきましても改善に向けて検討のほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　私も勉強不足のようで、もう少し勉強してからこの空白地帯の対応方法とかやっておきます。でありますので、先ほど町民目線ではないという部分については、訂正させていただきます。

それで、全員協議会の中でも説明がありました町では町内循環型バス運行導入を検討しているようでありますので、そうなった場合でも今回のデマンド型タクシー、交通弱者と言われる方中心の運行に変更する考えがあるかということを伺おうと思ったのですが、先ほどの答弁でありましたので、他のところでは、福祉タクシーのように、福祉を使えない、タクシーを使えない方でも、やっぱり病院とか、介護まだ２のランクの方が１人で出かけ

るのにタクシーではないと行けない、そういうところへの助成金の部分の利用方法を私も少し勉強して次回質問しますが、そういった形のスタイルに変えることは考えられませんかということで伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

いずれこのデマンド型というのは、乗り合い型なのですが、今赤丸秀雄議員からも使い勝手のお話があって、要はこのことについては、公共交通会議とか何かでもいろいろ議論しておるところなのですが、やはり利用者の利便性を考えて、また寄り添い、また利用者、対象になる方々は、福祉タクシーもあるということですが、先ほど地域包括ケアのところでもお話ししたのですが、また免許証の返納の高齢者の方々もあるので、いずれそういう利用される方々の、やはり立場をもう少し私もこのことについては、陸運支局にも足を運ばさせていただいて、そしてできない、できないではなく、どのようにしたらできるのか、また解決できるのかという答えを、アンサーを出してもらうようなことをちょっと取り組んでみますので。私もこれまでは、公共交通会議または陸運支局からもそういう指導をいただいているということですが、何もせっかくこういうデマンド型のタクシーを立ち上げて、利用される方が少ない、または今さわやか号が運行しているから、それが廃止になれば使ってくれるだろうと。そういうことではなく、やはりもう一度原点に立ち返って、どのようにしたならば、寄り添い型のデマンド型タクシーにできるか、ちょっと精査をさせていただきたいと思います。

そして、このことについて陸運支局にどのようにしたならば解決できるか、その方策についても検討させていただきたいと思いますので、どうか赤丸秀雄議員には、もう質問されやめたということのないように継続して、お互いこのことについては、利用される方の立場に立って考えていかなければならないわけですので、そこの視点だけは私も忘れないで対応していきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　最後の質問をさせていただきます。今の運行する形でどのような形にできるかという町長答弁でありましたが、ぜひその部分については、今町長が述べたようなことを検討していただくといたしまして、最後の質問は、幾ら交通運行会議とか、そういう部分で検討されても、第一その人たちは、自分の車で来ています。そういう人か

らの意見を聞いても、私は前から言っているように、半分聞いてもものにならないと。ぜひ私が質問するのは、実際使う方、それから今町長の答弁にもありましたそういう使い勝手のタクシーであれば、免許証を返納するよというような方を矢巾というか、役場にタクシーで来ていただいて、車のない人です。車の運転できない人、それから家に車がなくて、日中出歩くのに不便している人たち、そういう方の意見を聞くために30人ぐらいでいいと思います。できれば、そういう方を役場に集まっていただいて、そういう75歳、80歳の方の意見だけを聞いてみてから、それから交通何だか委員会、部会に諮るなり、そういう形の中の改善を望むのですが、その部分を再度答弁願います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　まさにご指摘のとおりでございます。いずれできない、できないではなく、風穴をあけていかなければならないわけですので、何よりも、やはり町民の皆さん方、特にも交通弱者と言われる方々、そして今もお話があった免許証を返納した人たちの受け入れとか、そういうようなことにしっかり取り組んでいかなければならない。まさに私がいつも言っている人生100年時代における非常に私にとっては重要かつ緊急を要する課題でありますので、先ほど申し上げたように、陸運支局にもこういうことで皆さん悩んでおりますし、この解決のためにどういう方法をあれしたらうまく運行ができるのか、そこはしっかりもう相談をして、次にはお答えできるような形にしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で９番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

（「ありがとうございました」の声あり）

―――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後　４時５０分　散会

令和元年矢巾町議会定例会６月会議議事日程（第３号）

令和元年６月７日（金）午前１０時開議

議事日程（第３号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全室長 兼選挙管理 委員会書記長	佐藤健一君	企画財政課長 兼未来戦略 室長	吉岡律司君
会計管理者 兼税務課長 兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田　徹君

福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長（土地）	藤原道明君	特命担当課長（福祉）	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中舘和昭君
社会教育課長兼公民館長	浅沼仁君	学校給食共同調理場所長	村松康志君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	米倉孝一君
選挙管理委員長	廣田政夫君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

17番、髙橋七郎議員。

１問目の質問を許します。

（17番　髙橋七郎議員　登壇）

○17番（髙橋七郎議員）　議席番号17番、町民の会の髙橋七郎でございます。

矢巾町西部地区の活性化について質問をいたします。本町には温泉施設が５カ所ありましたが、４月30日をもって不動温泉百万石が閉館となり、矢巾町国民保養センターの１施設となりました。町西部地区の活性化を図るために国民保養センターの利便性の向上と新たなる観光スポットについてお伺いいたします。

１点目、国民保養センターの１階フロアーには、休憩室がなく、歩行が困難な方は、階段か昇降機を利用しないと２階フロアーの休憩室を利用することができないといった不便さがあります。不動温泉百万石の利用料金は高額でしたが、１階フロアーに休憩室があり、ゆっくりと過ごすことができました。国民保養センターの１階フロアーに休憩室を設けることはできないか伺います。

２点目、大白沢川上流には、秋津神社があり、敷地斜面の下から大量に清泉が湧きだしており、さらに上流には高さ10メートルの大白沢の滝があります。大自然がつくる秘境地として国内外で人気になっていることから観光スポットとしての協議をすべきではないか。

３点目、煙山ひまわりパークの整備計画について、県立産業技術短期大学校の学生が研

究発表を行い、大変すばらしい計画でありました。本町としてこの研究をどのように取り入れていくのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　17番、髙橋七郎議員の矢巾町西部地区の活性化等についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、保養センターの１階フロアーには食堂があり、食堂利用者に配慮し、テーブルと椅子を配置したくつろぎスペースを確保しております。しかしながら、温泉でのゆっくりとした休憩となると、広間や座敷で過ごすことが理想的であることも承知しているところでありますので、早急に指定管理者と具体的な内容を協議、検討しながら利用者へのサービス及び利便性向上の対応に努めてまいります。

２点目についてですが、大白沢川上流の湧水や滝については、観光資源として価値があると認識しておりますが、この一帯は国有地のため、現地までのルートの整備費用や安全面の対策など課題がありますので、森林管理署など関係機関と協議を進め、実現の可能性も含め検討してまいります。

３点目についてですが、煙山ひまわりパークの活用は、昨年度産業技術短期大学校の学生に四季を通じて４つの黄色が幸せを咲かせる場所をコンセプトとした「しきいろの町」として敷地の活用方法やロゴマーク、標識の統一化、特産品の開発等観光客を呼び込むアイデアを提案していただきました。いずれも柔軟な感性で発想されたアイデアは、今後本町の目指す「花と緑のまち」の実現をより具体的なものとし、煙山ひまわりパークを中心とした観光スポットとして新しい矢巾の一面を広める可能性と発展性のある提案であったことから、長期的な視点で実現化に努めてまいります。

なお、今年度においては、昨年度のシーズン中に２万人の来場者があった実績も踏まえ、駐車場の整備を進めているほか、学生から提案のあった数種類のヒマワリを展開する案を検討するため、従来の品種に加えて他品種のヒマワリについても試験栽培することを予定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　保養センターの件でございますけれども、５月16日にちょっと訪

問しまして、一応内容的なことをちょっと見たり、聞いたりしてきました。その中で話されたのが、やっぱり百万石がやめる前もそうだったのだけれども、人数がすごく来客者が多くなってきたというふうなことがお話がありまして、浴室が小さいということもあって、来客が多いときはシャワーを使うときに、どうしても隣に水がかかったりということでけんかになったり、我慢強い人はフロントに苦情を話しして帰ると、そういったこともあったというような話を聞いております。それから、浴槽もやっぱり小さくなったということもあったようで、できれば休憩室をつくるときにも、できれば浴槽ももう一カ所ぐらい使って電気風呂にしてもらって、話題性のある保養センターにしたらいいのかなという話もお聞きしてまいりました。

それから、もう一つあるのが、やはり１階は食堂があって、食堂はすごくきれいになって、椅子、それから畳のところには座って食事ができるようなところがあるのだけれども、すごく広くてはいいのだけれども、そこのところで休憩、これを見れば配置しているからくつろげるスペースというふうなことでこれを書いたのかちょっとわかりませんけれども、ちょっとあそこのところでは風呂上がりに休めないのではないかなと思っております。

それから、もう一つ、自動販売機のところソファーがありまして、五、六人座れるような、短期間だったらそこでもいいのかなと思っていますけれども、やっぱり２回ぐらいどうしても入りたいということになると、階段を上って大広間に行く、それから小さい部屋もつくってありました。ああいう小さいところも家族で行けば利用できていいのかなと思って見てはきましたけれども、足の悪い方となるとなかなか階段を上れないということもあるので、できれば速急に話し合って前向きに検討してもらえればなと思っていますけれども、その件について、ちょっと余りいっぱいしゃべり過ぎてしまいましたけれども、お答えいただければなと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

今具体的なご提案もいただいたわけですが、まず基本的には、利用者本位の、そして利用者皆さんに喜ばれる施設でなければならないわけでございます。そこで先ほどの答弁の中でもお答えした中でも申したとおり、いずれこれから利用者の方々がどういうことを望んでおるか。それから、あそこで、国民保養センターで従事している職員、やはりそういったようなことを総合的に勘案しながら考えていきたいと。

ただ先ほどのお答えの中にも、これはできる限り早く対応できるように、特にも今回保

養センターの使用料の見直しについても議員各位にはご理解をいただいたわけでございますので、それに見合うやはり喜んでもらえるような施設にしていきたいと、こう考えております。

そこで今具体的にお話があったことは、内部でそういう検討も始めておりますし、あとはもう一つできるのであれば、近くにあった、固有名詞出していいのかどうかあれなのですけれども、４月末まで百万石とか、それからパストラルバーデンもいまだそういう状況もありますので。だからやはり高齢者の方々だけではなく、町民の憩いの場として前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋七郎議員。

○17番（高橋七郎議員）　大変ありがとうございます。入湯税が昨年の決算とことしの予算だと760万円から800万円ぐらいの入湯税が入るということで使い道については、指定管理者等々に回っていくのかなと思っていますけれども、多少そういった入湯税を使いながら新築したときの費用面にも、家を建てるとなれば、大体年収の５倍ぐらいで家を建てていますので、そんなに高額な建設費用にはならないと思いますけれども、そういったやつも毎年入ってきますので、検討されてもいいのかなと私的にはそう思っていますけれども、そこら辺もぜひ検討しながら進めてもらいたいと思っています。

次は、２点目の件でございますけれども、２点目の件については、大白沢川の言われれば、全く滝については、そのとおりでございます。６年、もうちょっとになりますか、８年まではならないと思いますけれども、前町長の時代に１回予算案を出しまして検討した経緯があります。それでいろんな、ちょっと詳しくは、あとはどうしてやめたかというのは聞いていませんけれども、そこら辺についてどういう経過で取りやめしたのか、その点、もしわかればお答えもらいたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、今まず入湯税の使い道については、やはりルールがございまして、そこのところだけはご理解をしていただきたいと。やはり入湯税のルール、使い方にはあるので。それから今いわゆる大白沢川の上流には滝があるのは私もわかっておりますし、そして過去には、いわゆるあそこには治山ダムがあるわけでございまして、そこをツールにということでいろいろな取り組みを考えて、実はこれはもう私どもの手続の誤りもあって、事前に森林管理署と協議をしないで、そしてそれを観

光パンフレットとか、そういうのに載せたという過去にいきさつもありますので、だから先ほどお答えした中に、今後はそういった関係機関、団体ともしっかり前もって協議をさせて、そして私も髙橋七郎議員も地元なので、私はあの滝には、白糸の滝まではいかなくても、何か町民の皆さんからネーミングを募集してやったら、恐らく地元の方でもあそこまで行ってここに滝があるのだということをわかっている人が何人もいらっしゃらないと思うのですよ。私もあそこのところの隠れたスポットとして、今後やはり西部地域の活性化の目玉にしていきたいなと考えておりますので、今後そういう手続をしっかり踏んで進めていきたいと、こう考えておりますし、あとできるのであれば、先ほどの「花と緑のまち」おこしのこともお話ししたのですが、そういうふうなところの、いわゆるツールにもそういうことを考えてみるとか、そういった隠れた観光のスポットをぜひ西部地域の活性化につなげていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　秋津神社のところまで行けば、川沿いに行くと、大体10分ぐらいで歩いていきますので、ただ流木とか、それからごみというのですか、そういったやつがあって、なかなか真っすぐに行けなくて、ちょっと迂回しながら行かなければいけないということなのだけれども、そこら辺流木とか倒木がなくなれば、結構歩いていても川沿いに行けるというふうなことでチャンスがあれば、ぜひ行ってみてもらえればなと思っています。

それから、その神社までの手前の大白沢川の川までの期間の道路なのですけれども、あれは町道だと思いますけれども、どうしてもそこのところが整備されていないというところがあって、上のほうは結構整備というのですか、平らになっているのだけれども、その手前のほうがどうしてもぬかる道、悪路になっているということがあるので、そこら辺もちょっと検討してもらえばなと思っていますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、あそこの道路は、もう髙橋七郎議員もご存じのとおり、山からの木出しのためにつくった道路でございまして、基本的にあの地域の方々からもお聞きしているのは、当初はそういうあれでつくられた道路だということで、ただあそこには秋津神社もありますし、また神社でいろんな方々も参拝とか何か

にお邪魔することもあるし、また例えば火災とか何かという、もうないかとは思うのですが、緊急時に道路が整備されないで入れないというようなことになればあれなので、このことについても、いわゆる森林管理署とかとも協議をしながら前向きに取り組んでいきたいと、こう思っておりますので、ひとつそこのところはご理解をしていただいて、やらないということではないのですので、だから森林管理署との今までのいろいろな経過もございますので、それを一つ一つ解決しながら取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　では、この３点目を質問したいと思います。ひまわり畑、春は菜の花畑ということでやっていますけれども、５月18日と19日、地域おこし協力隊が町営キャンプ場において開催したヤハバザールの開催内容はどのようなものだったのかということと、私が行った時間帯が10時半ということでちょっと駐車場には車が少なかったのですけれども、キャンプ場のほうには何人か、10人くらいは人がいたと思うのですけれども、どれぐらいの来場者があったものなのか、その件について内容と来場者をお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず来場者数でございますけれども、およそ1,200人の方にご来場していただいております。

企画の内容につきましては、各店舗さんが出店していただきまして飲食を販売したり、あるいはクラフト市という形で事業者さんが販売をするというようなものもございました。また、ヨガの体験ですとか、そういったイベントも開催しまして、非常に子どもたちが楽しみながら参加していただいたイベントになったのかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　これちょっと私のかなり時間帯早かったからそうだったのかもわかりませんけれども、これは２日間、結構人が出ていたということなのですか。１日、18日１日。そうですか。1,200人も来たのか、ちょっとどこでどう計算したのか、ちょっと私も

ぴんとはこないですけれども、来たというのであればわかりました。

それから、駐車場の整備について考えているというふうなことでありましたけれども、その出入口、ダム側にするのか、東側にするかによって入りやすさ、危険性がなかったり、あったりということであるので、そこら辺をどのように考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えします。

今のところ出入口につきましては、東のほうから入れたいと思っています。現地に行っていただくとわかるとおり、今のところいわゆる馬っこというか、三脚で一応とめていますが、あそこら辺を出入口にしたいと思っております。まだ現地の関係、全部終わっておりませんので、いずれ随時平らにしながら出入りしやすいように。今年度はできれば出入口のあたりも整備していきたいということで今後整備の予定ということでよろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　それから、菜の花畑の北側のほうの奥のほうなのだけれども、盛り土になっていて、何も使っていないような状況だったのだけれども、あれは何か今後使用する予定になっていたのか、ちょっとお聞きします。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えします。

あそこの盛り土に関しましては、実は25年の大雨の当時にダムからしゅんせつしたものをあそこに入れております。若干北のほうが高くなっておりまして、その後去年ヒマワリを播種したのですが、さすがに養分といいますか、肥料の関係がちょっとうまくいかなくて、結局生育しなかったというところでございます。それで春先は、そこの部分を除いた形で菜の花を播種しておりますが、若干今回駐車場の整備をするときに、木を伐採したときにクロボクがございましたので、そういった部分も有効活用したいということで、そのクロボクにつきましては、そちらのほうに移動しております。ちょっと時間はかかると思いますが、いずれあちらのほうも播種をしていきたいということで考えているものでございます。

ことしは、去年より若干経費を頂戴しまして、肥料も少し多目に播種のときにまきながらことしまいてみたいと思っておりましたので、またことしもうまく咲くかどうか、その養分の関係もありますので、ちょっとわかりませんけれども、いずれあそこを使っていきたいということでご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　盛り土のところなのだけれども、すごく見た目が高くて、こっちから見ると、すごくロケーションがよくなるのかなと思っていますので、あそこら辺もうちょっとうまく整備すれば、富良野というわけではないのだけれども、よく岩手町に行くと、畑が波打っているというのですか、すごく野菜をまいていても、見た目があれすごいなと、矢巾にもこのようなところがないのかなと思って、見て歩いているのだけれども、なかなかこれはないので、ああいったアイデアも使いながら、ちょっと高くなっているので波打っているというのですか、そういうふうな感じすれば、もうちょっとよく見えるのかなと思っていますので、そこら辺もぜひ検討に入れてやってもらえればなと思っています。

それから、もう一つありまして、林業試験所までの間、砂利道になっているのだけれども、ちょっとあそこ幅狭くなっていますけれども、上のほうは舗装になっているのだけれども、舗装まではしなくてもいいのだけれども、ちょっと道路幅の工夫というのができないものかなというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、今菜の花もヒマワリもそうなのですが、あの辺の一帯をやはり、例えば林業技術センターの前には皆さんご存じのとおり樹木園といっていろんな木の種類がありますし、またそばには松並木もありますし。だからまた私もことし菜の花のお祭りにも行ってきたのですが、まさに髙橋七郎議員が言うように北側のところのあれもはあまいたからおがらないということではなく、肥料分が乏しくてもおがる花を見つければいいわけです。だからそういうことを、例えばアジサイとかサツキでもいいし、何でもいいです、栄養分の少ないところでも育つ花木を考えていくとか、あとはやはりあそこのところにはマップをつくって、そしてここからいくと、例えば城内山に行けるとか、煙山ダム、いろんなところがあるわけです。だから、あそこの駐車場に

も今担当に言っているのは、わかりやすいマップを設置して、そしてできるのであれば、町だけではなく、もう地域の皆さん方も巻き込んで一体となってですね。保養センターなんかの温泉振興会では、できるのであればホタルの里構想にしたいとか、花をやってみたいとか、そういうお話もあるので、一体的な取り組み、単発の取り組みではなく。

私もこの間の菜の花のお祭りに泣いて帰ってきたのですが、実はキャンプ場のお手洗い、とても二度と使えるものではないと言われてきたのです。だから、そういうこともお金をかければきりがないから、工夫して水洗化をして、くみ取りの回数が多くてもいいから、何か水洗化にして利用される方々が気持ちよく、私も随分そのことを１人ならず言われたのです。だから、もうやはり現場に足を運んでみることが、いろいろな課題もあるし、そこに答えもあるということで、いずれ今お話のあった西部地域の活性化、あそこだけでヒマワリ畑だけではなく、全体をいかにして利活用していただくかということを考えていきたいなということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　最後に、産業技術短期大学校の学生が提案されたひまわりパークなのですけれども、すごく斬新ですごく生き生きとしたひまわりパークになるのではないかなと思って生徒さんの発表を聞いたのですけれども、矢巾町として、時間はかかるのでしょうけれども、できるだけ多く年数かかってもいいので、できるだけ採用してもらえればなと思っていますけれども。特に私すごく気に入ったのは、ロゴマークです。やっぱりああいったやつを早くつくって、盗まれないように、ちゃんと丈夫な下にコンクリートをやって、さっき町長言ったような看板と一緒に観光案内のシンボルになるようなものをやったらいいのかなと思いますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えをいたしたいと思います。

その産技短の生徒さんたちの部分、うちのほうとしてもやっぱりいいなということで議員の皆様方にも３月のとき、発表のときにご参加いただきましたけれども、できるだけ多くの形の部分を採用したいと考えています。とりあえずことしに関しては、ちょっと試験的になりますが、答弁にも書いているとおり、ハイブリットサンフラワーという１種類でずっとやっていたのですけれども、ちょっと一部手前のほうになりますけれども、違う品種のものも植えてみたいと思っています。それでうまく高さとかが合う、色合いとか、合

うとすれば、来年はそういう形で少し生徒さん方でご提案されたような形でちょっと分けてやれればなと思っております。

それから、ロゴマークにつきましても私も同感でございますので、これにつきましては、予算の部分、若干必要になってきますので、そういった部分財政とも調整しながらできるだけ取り組んでいきたいなということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

高橋七郎議員。

○17番（高橋七郎議員）　町道整備についてお伺いいたします。

今回の統一地方選挙で町内くまなく街宣して回りました。道路がかなり悪化している路線もあり、また道路幅が狭く、通行困難なところがあったことから、以下お伺いいたします。

１点目、経年劣化等による悪化している路線についてどのような計画で整備を進めていく考えなのか。

２点目、高田第14地割内の道路は、道路幅が狭く、不便であり、また国道４号線からの出入りも困難な状況となっている。信号機を使用できる町道高田新道線の拡幅、さらには南側方面へ向かう道路を新設する考えはないかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　町道整備事業についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、緊急的な維持補修については、町内を３地区に分けて、職員と業者が日々パトロールを行い実施しております。そのほか町道の舗装補修については、１級、２級町道の幹線道路、生活道路及び通学路の破損状況を確認し、予算の範囲内において優先的に舗装、補修を行っているところであります。

しかしながら、近年の町内における一般車両及び重車両の交通量増加の影響により、路面の悪化が著しい路線も発生してきていることから、計画的に舗装補修を行うため、今後道路舗装等維持管理計画を策定することとしております。

２点目についてですが、ことし地元行政区から路線の拡幅や出入り口の変更などの改善要望が提出されており、住宅や企業など建ち並んでいる地区でありますことから、どのよ

うな手法による整備が可能か、今後地元行政区との意見交換を行いながら検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　町でわかっている悪化した著しい路線とは何件あるのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

町内で悪化している路線ということで特に何路線というところでは押さえていないのですが、かなり近年２車線道路を中心に悪化が著しいということで、そういった路線の何本というのは押さえておりません。ただ大きくいいますと、例えば町道和味線、和味にありますけれども、あと町道安庭線、そういったやっぱり幹線道路に関しましては、相当数破損なり、傷んでいる状況であります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　維持管理計画を策定するということでお答えもらいましたけれども、いつまで策定するのかということが１点と、予算内において優先的に考えながら維持計画をつくるということで期間は何年ぐらいかかって終わる予定にするのか、この２点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　道路舗装等維持管理計画につきましては、今年度中に策定します。なるべく時期は早目に、冬になる前に計画を策定したいなというふうに考えております。この計画の中では、それぞれ破損、損傷の状況に応じてグループ分けをしまして、それに応じた分類をして、ひび割れ率とかわだち掘れ率等を勘案して、計画期間は５年間に補修できる路線を優先順位をつけて計画を立てるということにしております。その５年間のうちでどの路線を優先的にやっていくかという順番をつけて５年間でやると。その後また当然今回の計画に入らなかった路線なんかでも損傷が出てくる可能性がありますので、そういったところを入れながら順次回して計画を回しながら補修をしていくという

ことにしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　ありがとうございます。その５年間で計画して整備をやっていくということで期待はしていますけれども、５年間もかかっていけば、最初にやったやつがまた悪くなるのではないかなと思いますので、どこからどこの範囲、路盤までやるのか、上の舗装だけやるのか、そこら辺のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　この先５年間で今の予算を照らし合わせながらもうちょっと膨らませながら当然路線数でいけば、相当数な路線を補修しなければならないというところがありますので、それを全部５年間でやるということには多分いかないと思います。優先的に５年間でできる範囲を補修していくというような形で考えておりますので、そういう５年間でできるところを素早くやっていくというような計画であります。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　その路盤の下のほうまでやるのかやらないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　失礼しました。路盤までやるというところは多くはないと思いますが、切削をしてオーバーレイをするという方法と舗装だけをはがして舗装を新しくかけるというような手法が主に出てくるかなと思います。

路盤まで入れかえるというところは、ポイント的には出てくると思います。路面の損傷状態によって、よく我々うんでいるというのですけれども、うんでいる状況を見ながらそういった場所を選定して路盤を入れかえるというような手法になります。主にはオーバーレイなり、切削オーバーレイなり、舗装盤だけをはがしてやるというような手法になると思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　２点目のことで質問したいと思います。

その高田地区については、以前から話があって、なかなか進まないということも聞いてまいりました。なぜ進まなかったというのは、これはいろんなことだと思いますけれども、知っている範囲で何が一番できなかったというのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　高田地区に限らずいろんなところの生活道路に関しましては、地元の協力をいただきながら完成まで至った部分もあれば、どうしてもできなかったというケースがあります。高田地区の今回お話のありました部分に関しましては、30年以上前になりますけれども、一度地区の道路網を拡幅したいということで地元のほうにも説明会とかで入った経緯があります。なかなかちょっとご理解をいただけなかった部分もあったというところは聞いておりますけれども、当時は、国道４号線から東へ高田新道線という質問にありました信号のある交差点から東のほうにいって、市街化区域と調整区域の境がありますけれども、そこに道路をつくろうかというような計画でいたわけなのですが、なかなかちょっと整備できなかったという経緯があります。今回のお話のあった部分につきましては、３月の常任委員会で昆議員さんのほうからもお話があったので、地元のほうにどういうお気持ちがありますかというようなことを確認して、行った経緯があって、それを受けて答弁書にも書いてありますけれども、地元からもできれば信号のところに出られるような道路整備が欲しいなというような改善要望をいただいておりますので、また今後引き続き地元と対話していきたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　高田14地割と15地割は市街化区域内で用途地域は工業地域ということで建てられないものは学校と劇場、キャバレー、料理店、ホテル、それ以外のものは何でも建てられる地域なのです。あそこは、かなり範囲が広くて、そういうことを考えれば、都市計画のマスタープランの土地利用方針の中で工業、流通、業務系市街地として指定になっているのです。ぜひそういったこともマスタープランの中にありますので、地元の話し合いというのが一番大きくて、なかなか地元の理解がなければできないということ

もありますけれども、ぜひそのところやってもらいたいと思うし。またもう一つ、その中に書いていましたけれども、住民参加型のまちづくり方針という、行政と住民が信頼関係を築きながら地域課題に取り組むためにまちづくりの主役となる町民と都市づくりにかかわる民間業者、その他、推進、調整主体となる行政それぞれの役割と責任を分担し、住民参加型によるまちづくりを実践してまいりますということで、この中には書いてあるのだけれども、ある程度は町と、それから住民ともあるのだけれども、ここで言っているのは民間業者ですよね。そこら辺ももしかすると区画整理とか何とかでやれる可能性もあるということだと思いますし、もしできなければ、町がこの地区をどのようにやっていくかということが一番大きいポイントなので、都市計画による線引き、将来的には道路はこういったところにこうしたいと、このような計画に基づいて線引きしていけば、おのずと10年、20年、家を建てる段階でこの道路が今２メートルしかなければ４メートルに拡幅なるというようなことも線引きでできますので、そこら辺は行政の手法ということになるのでしょうけれども。そういったことも考えながらぜひ検討を進めて、地域の人がどうしても賛成してもらえなければどうしようもないのだけれども、時間をかけて取り組んでもらいたいと思いますけれども、その決意をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、今髙橋七郎議員からお話あったいろんな手法があると思うので、その選択肢をどれが一番地域の方々とお話し合いをさせていただいていいのか。先ほど道路都市課長のほうからもお話をさせていただいたのですが、いずれ生活道路については、もう自主財源で対応しなければならないということで、この厳しい財政の中でのやりくりをしていかなければならないと。

今各自治会、いわゆる行政区にお願いして、地域の中で優先度を決めていただいて、そのお願い、これも道路都市課で今そういうことも進めておりますので、ぜひ地域の皆さんには、ぜひ役場にきてもらって、おらほうはここを何としてもこの道路を優先的にやってもらいたいというようなことをお互い協議しながら進めていきたいなと。

そして国道、県道、町道、これを一体化して、特にも先ほどの道路都市課長の答弁にもあったのですが、いずれこれから矢巾町にいろんな方々が出入りするわけです。そのときに、やはり一番あれなのは道路なのです。道路がきちんと整備されているかどうか、それに伴った安全策とか。だからそういうことをこれから一体となって取り組んでいきたいと思っておりますので、今のお話の最後のご質問については、地元とよく協議をさせていた

だいて進めさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに質問。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　あと最後に一つだけお聞きしたいと思います。

矢巾町の場合は、市街化調整区域が圧倒的に多いのですけれども、高田みたいなところは市街化区域なのです。ただ道路が悪かったということで整備がなかなかおくれているというようなことがあって、本来であれば、その市街化区域を利用の促進というのを本来図って、それから足りない分を市街化調整区の新たな市街化にしていくというのが本来の筋だと思うので、そういったところが何件かあるのでしょうけれども、そこら辺も一緒に合わせながら市街化調整区域の宅地化というやつもだんだんに話になってくると思いますけれども、そこら辺についてどのように考えているのか。それをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　ありがとうございます。市街化区域、高田地区に関しましては、市街化区域と調整区域もありますけれども、市街化区域内に関しましては、それぞれ20年ぐらい前から畑地が多いわけなのですが、市街化区域内で、そういったところを民間開発がちょこちょこと行われて、まちづくりが行われてきているのですが、どうしても現状の、もともと住民の方々がたくさん住んでいる地域でありましたので、市街化区域内は。どうしても道路を広げるといっても、やはり宅地にかかってしまうとか、いろいろあって、非常に困難な場所になっているわけなのですが、先ほど町長が申しましたように、いろんな手法を用いて整備できるような方向を地元と対話していきたいというふうに考えております。

市街化区域の整備につきましては、あの辺は雨水の関係もちょっとほぼ平らな地区になっていますので、ちょっとそういったところも今後防災、減災というところの観点からしても整備を行っていかなければならない地区になっていますので、そういったところもあわせてまちづくりできればいいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　第19回統一地方選挙についてお伺いいたします。

今回の統一地方選挙には、全国的に市町村長選挙、町村議会議員選挙の無投票当選で決まるところが多くありました。無投票当選となった割合は、町村長選挙45.5％、町村議会議員選挙23.3％であり、８市町村の議会議員選挙では、定数割れとなり、議員のなり手不足がかなり深刻化しております。市町村議会議員選挙の立候補者のうち女性は577人であり、比率は12.1％と過去最高であった一方、投票率は低下傾向とも報道されております。以上のことから選挙全般についてお伺いいたします。

１点目、本町の議会議員選挙の投票率は、過去最低の54.62％であり、前回2015年の67.52％を12.9ポイント下回った。投票率低下の要因の一つとして啓蒙活動の不足が考えられている。今後も選挙が予定されていることから、投票率向上への取り組みについて伺います。

２点目、期日前投票と投票日当日の投票率について過去と比較してどのように推移されているのか伺います。また、農村部と都市部の投票率はどのような状況であったのかあわせてお伺いいたします。

３点目、選挙ポスターの掲示板について、特に市街地であるが、提供されている案内図に周辺の建物や住まいの氏名がなく、大変苦労しました。掲示板の場所がわかりやすいように改善すべきである。また、選挙ポスターを貼る際、町内に行ったり来たりすることがないよう掲示板に番号をつけ、そのルートを示すなど、歩きやすくなるよう改善すべきである。

４点目、選挙公報の掲載順の決定方法についてくじで決定しているとのことであるが、どのようなくじか。決定方法について具体的に伺います。

５点目、開票の発表について、開票所での配布やインターネットの配信等速やかに行われてよかったと思われる。今回初めてやはラヂ！による発表が行われたが、報道による発表について問題点がなかったか伺う。また、開票作業について、今後より一層速やかに確実に行うため改善点を伺う。

６点目、候補者の届け出用紙には、候補者届け出と推薦者届け出と混在しており、記入の際、とてもわかりづらく改善すべきである。また、選挙公報掲載文の原稿用紙も同様であり、記入する際の説明が不足しているのではないか。

以上、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　廣田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（廣田政夫君）　第19回統一地方選挙についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、平成31年４月21日に執行されました矢巾町議会議員選挙における投票率は54.62％と平成27年の同選挙から12.90ポイント低下いたしました。この要因といたしましては、町長選挙が無投票となったことが大きく影響したと捉えております。同じく町長選挙が無投票となった平成23年の選挙と比較すると3.76ポイントの低下にとどまっております。町長選挙及び町議会議員選挙は、選挙運動期間が５日間と短いことや告示日当日まで投票の有無が確定しないことから、事前の啓発運動に制約があるところではございますが、今後予定されている選挙においては、選挙運動期間が長く設定されていることから、矢巾町明るい選挙推進協議会が主体となって実施する街頭啓発活動などと連携し、投票率の向上に取り組んでまいります。

２点目についてですが、矢巾町議会議員選挙の期日前投票における投票率の推移は、平成23年が6.04％、平成27年が11.10％、今回平成31年が10.44％となっております。また、投票日当日における投票率の推移は、平成23年が52.34％、平成27年が56.42％、今回平成31年が44.18％となっております。

次に、農村部と都市部の投票率の状況についてですが、農村部の例といたしまして、和味、舘前、桜屋、岩清水、室岡、太田及び白沢の行政区をその区域とする矢巾第７投票区、投票所は矢巾町農村環境改善センターにおける当日投票率は55.28％となっております。また、都市部の例といたしまして、矢巾１区、矢巾２区、矢巾３区及び南矢幅２区の行政区をその区域とする矢巾第５投票区、投票所、県立不来方高等学校における当日投票率は42.39％となっております。

３点目についてですが、ポスター掲示場の位置図については、地形図のデータを用いていることから、主要な建築物以外の名称が記載されておりませんでした。今後より詳細な地図が活用可能かどうか検討を行ってまいります。

また、ポスター掲示場に対して番号を表示することについては、管理上も必要な事項と捉えていることから今後の選挙において表示してまいります。巡回ルートについては、巡回者ごとに出発地が異なることや回りやすいルートが異なることから掲示をしておりません。

４点目についてですが、選挙公報の掲載順を決定するくじは、立候補者の届け出順を決

定する際に用いるくじと同じものであります。立候補者の届け出順に予備抽せんを行い、改めて予備抽せん番号順に掲載順の抽せんを行っております。

５点目についてですが、今回の矢巾町議会議員選挙の開票結果は、開票終了後直ちに選挙長から口頭発表を行ったほか、印刷したものを会場に配布し、順次ホームページややはラヂ！においても公表いたました。報道による問題といたしましては、今回やはラヂ！において氏名の読み間違いが発生した点がございます。その後訂正放送を行いましたが、今後このようなことがないように確認体制の見直しを行ってまいります。

また、今回初めて開票結果の中間発表を行いましたが、中間発表を実施するために開票集計作業が複雑化し、おくれたことから、今後より迅速かつ正確な開票作業を行うに当たっては、中間発表のあり方を見直す必要があると考えております。

６点目についてですが、立候補に必要な様式については、法令などにより定められていることや本人届け出または推薦届け出のいずれを行うかについては、立候補者にゆだねられていることから、様式の見直しを行うことは困難な状況であります。説明資料を工夫するなど、よりわかりやすくなるよう努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　大変ありがとうございます。選挙管理委員会委員長さんが６月３日に就任したということで大変ありがとうございます。おめでとうございます。１点目については、昆議員と赤丸議員が十分お聞きしましたので、投票率向上に向けては何も申し上げることはございませんが、４年後に同じようにならないように、ぜひ４年後にはなるべく早目に選挙公報やら啓蒙活動などをやってもらえればなと思っているところでございます。

医療機関での期日前投票が今回矢巾町で行われたのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　書記長の立場から私のほうから答弁させていただきます。

医療機関及び介護施設のほう、こちらのほうで期日前投票は行われてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　どういうあれで、これは何かそういうやらなくてもいいとか、そういう何か規定か何かあるのか。普通だと医療機関でも従事者にお願いしながら投票とか、そういったやつをやっていると私は聞いていたし、統一地方選挙の地方の場合はそういうやつがないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　やったと言ったのではないですか。

○17番（髙橋七郎議員）　やったって。

○議長（藤原由巳議員）　やったという答弁でした。

○17番（髙橋七郎議員）　済みません。私ちょっとやらないと今思った。

○議長（藤原由巳議員）　やったという……

○17番（髙橋七郎議員）　済みません、大変申しわけございません。おわび申し上げます。大変申しわけありません。

それから、その１点目についてはそれでいいのであれですけれども、４点目の選挙公報の掲載順について、これは抽せんでやっているということでお聞きしましたけれども、私的には、候補者の説明会、順番でやっていますよね。私らが何もわからない、何も参加しないでただ番号がその事務方のほうでくじを引いてやっているということで、そうでなくてできれば説明会の順でつけてもらえればいいのかなと思っています。その点についてどういう考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　お答えいたします。

選挙公報の掲載順につきましては、選挙管理委員会の中で取り決めの中でやらさせていただいているもので、公開するものではないというふうに記憶してございますけれども、その辺は確認した上で適切に対応してまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに質問ありますか。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　それから、ちょっと細かくなって大変申しわけございませんけれども、立候補者の説明会の順番なのですけれども、町長用定数が１番から４番まで、町議会が５番からということで申し込み用紙に書いて出してもらっているのですけれども、町長のやつと議員のやつと。それで順番が１番から４番まで、こっちは５番からということ

でこの分けについては、多分事前審査するときのここに書いている順番でここで書かれているから、そういう番号になってきたのかなと思います。それで質問するわけですけれども、やっぱりこの順番は、町長は町長の順番にして、議員は議員の順番にしたほうが５番からではなくて、最終的には20人いれば25番ぐらいまでなるということで、よく言われているのが、その説明会に行って順番つけてきたのだけれども、何でこんなに多いのだと、よく見たら５番からになっていたということなので、これは事前審査のときに使うからそういう番号になったと思うのだけれども、そこのところちょっと分けて、やっぱり町長は町長の番号、議員は議員の番号でやったらいいのかなと思いますけれども、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　その点、わかりづらかったところにつきましては、説明がこちらのほうで足りなかったということで大変申しわけなく思いますけれども、説明の順番につきましては、町長のほうから優先されるということで、候補者が何人来るかというのが実際わかりませんので、１から４ということで一応つけさせておりますし、その部分、後段の町議会議員の部分については、そういった意味も含めまして５番からということでやってございまして、その辺の町議会議員と町長と順番を分けたらいいのではないかというご提案がございましたので、その辺は工夫して前向きに考えたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　ぜひ検討してもらって、分けてもらえれば一番すっきりするのではないのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

それから、やはラヂ！の放送は、私が聞いている時間帯では、11時半、その後に11時と聞きました。何時に実際放送したのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　ちょっと正確な時間につきましては、今手元にはございませんけれども、たしか10時40分と11時というふうに記憶してございましたけれども、町長の答弁にもありましたとおり、若干タイムラグというか、選挙開票所とのお知らせした中でのタイミングといいますか、その辺にタイムラグがあったことに関しましては、大変申しわけなく思ってございます。その辺、やはラヂ！と

の連携がちょっと若干事前に連携する内容について申し合わせ事項というか、その辺足りなかったのかなというふうに思っておりましたので、今後につきましては、その辺スムーズに連携を図りながらやはラヂ！のほうでも公表できるような形に次回のほうはしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　それから、中間発表については、私はすごくよかったのかなと思っていますけれども、どういったところを見直ししなければいけないのかなということについて、ちょっとここの点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　やはり中間発表する上で、そのための集計をしなければならないということがあります。そうすると、やはり通常の開票事務を進めていく上でひと手間かかるということで、最終的な発表に至るまでにやはりそこら辺の時間を要してしまうといったところから、そこはどちらを優先すべきかということになります。中間発表をすることが優先すべきことなのか、それとも最終的な発表をすることが優先すべきことなのかとなると、やはり最終的な部分が最重要になりますので、そこの間に中間発表を入れることで皆さんに発表がおくれることでご迷惑をおかけすることになってはやっぱりならないと思いますので、そこの手順上中間発表をスムーズにできることであれば、最終発表の時間がおくれることなく中間発表することができるのであれば、それはそれで進めたいと思いますし、おくれることということになれば、そこはやはり改善点として捉えていかなければならないのかなというふうに捉えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　ぜひ改善しながら中間発表をやってもらいたいなと思っています。

ちょっと私飛んでしまって、４点目にいきましたので、ちょっと３点目に戻らさせてもらって、ポスター掲示についての件でございます。私、ポスターに番号までということは、話はしまして、余り期待はしていなかったのだけれども、つけてくれるということなので、これは検討してもらいたいということが一つありますけれども、巡回ルートについてのことでちょっとこれ、すごくかなり迷っているところが多かったということでお聞きしたいと思います。きょう持ってきました。それでは、ポスター掲示板の設置場所について、矢

巾第４というところの、それ４の１ということ、赤林18、490というのが、これが吉田さん宅のところの南側のところなのだけれども、４の20というのが一気にもう城内まで飛んでしまうのです。その途中、又兵ェ新田とか矢次とか、また飛んでしまって、また戻ってくるという形なわけなのです。その辺を歩きやすく、やっぱりこの順番、そんな一回、下赤林まで行ってから、また煙山、城内まで登るという番号でなく、下から登ってくるのか、下に下がってくるのか、そこら辺は検討するべきではないのかなと思って巡回ルートということでつけました。それから、その裏の矢巾の第４なのですけれども、３の１、赤林６の27の２ということで県道不動盛岡線と紫波稲荷線の交差点、そこから一気に銅屋建設の赤林12地割というのは、菅野塗装店とあるけれども、銅屋建設の近くなのですけれども、そこに行ったら今度３の３、広宮沢、南昌団地に一回にまた登るのです、一回に。それで広宮沢とか流通センターがまた上から下におりてくるということなく、下からいくのであれば順序に上がっていって、上からくるのであれば順序に下がってくる、それぐらいのやっぱり掲示、張る人に対する配慮というのがやっぱりほしいのかなと。この件については、私らのほうの中でも行く場所、もうこの番号をつけて回ってもらうような状況なのです。

もう一つ言わせてもらえれば、一番行ってわかりにくかったのが、１カ所、流通センターのところなのだけれども、流通センターの雇用促進住宅、あそこのところは名前変わったのですよね、それが前の名前になっていて、新しい名前、これは去年の８月にはもう名前変わっているのです。今回配布した資料の中には、２月何日だったかというやつの日にちでなっていましたけれども、やっぱりそこら辺のチェックもちゃんとしてやらなければ。３の７です、ここのところが名前変わったのですよね、やっぱりそこら辺もビレッチハウス矢巾１号棟ということでなっていますので、やっぱりそこら辺も正確にチェックしながらやってもらいたいと思いますけれども、そこら辺の考え、どうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　名称変更の件につきましては、こちらのほうでチェックを怠ったということで大変申しわけなく思ってございます。

あと回る順番、巡回ルートのほうですけれども、掲示板に張る順番においては、やはり番号順であれば回りやすいというのは確かに議員が仰せのとおりだと思います。ただし、この巡回ルートにつきましては、それぞれの議員さんの選挙事務所なり、後援会事務所、

その辺から回って歩く順番もあるので、そこは今までは工夫してやってこられたのかなというふうには思ってございますけれども、中にはそういった議員さんのご意見もあるということであれば、その辺の掲示の仕方についても今後改善を図りながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　巡回ルートについては、やっぱり下から登っていくのか、役場を中心にして時計回りにするのか、これは今から決めてもらえばいいことなのだけれども、思い切り下から真ん中を飛ばして上にいってしまうなんていうことがないように、やっぱり歩きやすく順番を決めてやれば一番間違いなくいくのかなと思っていますので、そこら辺をまずできる範囲、番号を検討してもらえればなと思っています。

次に、選挙の用紙なのですけれども、立候補に必要な用紙、８番と12番について説明の工夫するということになっていますけれども、できれば２つやってもらえればなと、本人申請と、それから推薦者申請、２枚見本を提示してもらえれば一番これは間違いないと思いますので、ただ１枚だけなのです、申請者用紙の掲載になっているのが。ぜひそういったところを、１つのものに本人用と推薦者用が書いてあるのです。そこのところがちょっとわかりにくいということがあるので、できれば同じもの、個人用と推薦者用と２枚添付してもらって、見本として出してもらえればいいのかなと思いますけれども、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　この様式につきましては、公職選挙法にのっとりまして進めているわけではございますけれども、確かに説明の際には、そういったわかりづらい点があったかと思いますので、その辺については、改善を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

髙橋七郎議員。

○17番（髙橋七郎議員）　やはり町民というのか、私ら選挙をやっている、どうしても地元の方々に応援してもらってやっているということなので、ぜひそういう携わる人、書類もそうですし、ポスターを張る掲示場所についても、やっぱりある程度は町民の目線になって、ただ行政がこのようにすれば何でもいいというわけでもないので、やっぱり町民目線

になって優しく対応してもらえればなと思いますので、その点についてお聞きしながら終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長兼選挙管理委員会書記長（佐藤健一君）　決められた説明会以外にも個々にご相談は常に承っておりますので、その際にでも指摘事項ありましたならば、遠慮なく選挙管理委員会のほうにご相談いただきたいと思いますし、改善すべき点は改善していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で17番、髙橋七郎議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時30分といたします。

午前１１時２１分　休憩

――――――――――――

午前１１時３０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

休憩以前に引き続きまして一般質問を行います。

３番、小笠原佳子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（３番　小笠原佳子議員　登壇）

○３番（小笠原佳子議員）　３番、公明党の小笠原佳子です。今回公共交通機関について町長にご質問いたします。

高齢者が加害者となる交通事故が大きな問題になっていることから、町民にとって使いやすい公共交通システムについて伺います。

１、デマンドタクシーの利用者の内訳、人数、年代、性別、地区と町民の評価についてお伺いいたします。

２、デマンドタクシーは、最寄りの乗降場所へ行くことが不便であるとの声がありますが、自宅への送迎に変更する計画はないのでしょうか。

３、デマンドタクシーは、午前８時に利用するには、前日までに予約が必要となっております。町民から当日予約の要望もありますが、その対応策についてお伺いします。

４、さわやか号について、コース設定はよいが、運行本数が少ないという声があります。本数を多くする計画はないのかお伺いいたします。

５、高齢者などの外出を支援するため、移動が困難な方を対象としたタクシーチケット事業に取り組む計画はないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　３番、小笠原佳子議員の公共交通機関についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、デマンド型乗り合いタクシー事業に係る運行実績は、平成31年４月末時点におきまして、25人の利用があり、計23便の運行実績がありました。

なお、利用者に係る年代、性別及び地区または町民の評価につきましては、平成31年３月15日に運行を開始しており、事業の開始早々でもあり、現在のところ把握に努めております。

２点目についてですが、乗降、いわゆる乗りおりできる場所につきましては、コミュニティバスさわやか号の停留所に加えて地域の公民館や公共施設等を乗降場所として設定しており、さわやか号に比較して利便性は向上しているとの認識から、タクシー事業者と同様に自宅への送迎を行うサービスへの変更する計画はないところであります。

３点目についてですが、第１便である午前８時運行の便につきましては、受託している交通事業者の本来業務に対して影響を少なくするために前日までの予約をお願いしているものであり、タクシー事業とか、乗り合いバス事業であるデマンド型乗り合いタクシー事業を両立するための手法でありますので、何とぞご理解をいただければと考えております。

４点目についてですが、さわやか号につきましては、利用者の減少傾向から問題提起がなされ、地域公共交通会議などにより、さまざまな検討を重ねて事業廃止の方向を打ち出しており、それに伴い、現在事業廃止の方向で手続等を進めているところであります。

５点目についてですが、現時点におきまして、地域公共交通網形成計画に沿って交通網の再構築を行うべくデマンド型乗り合いタクシーの試験運行などを優先して実施していることから、新たにタクシーチケット事業に取り組む予定はないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　再質問いたします。

デマンドタクシーについてですが、時間の確約ができなくて３月には予約した利用者がキャンセルした旨、昨日お聞きしました。外出するのに確かな時間が決められないのは、電車に乗るにも、病院に行くにも、何と不便なことかと思います。改善の余地はないのかお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

今のことにつきましては、大変重要なご指摘かと思っております。このデマンド型乗り合いタクシーにつきましては、道路運送法の中で区域運行ということで定時定路線運行ではございません。したがいまして、予約があって、その期間内に時間帯に予約のあった方々を回って歩くために、その時間に行けないということでございます。この運行形態につきましては、法律の要件でございまして、そこのことにつきましてデマンド型乗り合いタクシーを運行する以上、こういう条件ということになっております。ですので、今のところの改善の余地はないのかということにつきましては、例えば今後ドア・ツー・ドアが可能になったとしても、何時に来てくださいといったところに関して直接要望にお応えすることはかなり厳しいのかなと思っております。しかしながら、本町で採用しております仕組みにつきましては、複数の注文が入ったとしても、できるだけ最短距離で運行経路を見直してお客様にお知らせするという運用体制をとっておりますので、可能な限り今の体制でもお客様のニーズに応えるような努力は続けていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　ご説明ありがとうございました。先ほど出ましたが、送迎についてでも行きは乗降場所まで行くことは仕方がないとしても、帰りは、買い物等重いものを持って自宅に戻られるので、やはり自宅まで送迎してほしいという要望をお聞きします。帰りだけでも自宅へ送迎することはできませんでしょうか。昨日も赤丸議員からもいろいろお聞きしましたので、当局のほうで前向きに考えていただけるものかと思っております。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

きのう町長も答弁いたしましたように、やらない理由ではなく、やる方法を検討してい

きたいなと思っているのは、私どもも全く変わりございません。ただ、ただというとまた何か言いわけみたいに聞こえるのですけれども、今行っておりますデマンド型乗り合いタクシーにつきまして、実は弱者の対策といたしまして社会福祉協議会の送迎サービスでありますとか、老人クラブの連合会のデイケアサービスの送迎サービス、あと南昌病院の無料シャトル、介護タクシー、あとは福祉有償運送、そういった方々、事業がございます。今行っております会議のほかに、それぞれ行っている事業者の方々と今協議を行っておりまして、例えば今タクシー券であれば520円の券、初乗りの分をお渡ししているのですけれども、それをデマンド型乗り合いタクシーの金額に合わせて変更していくですとか、あとはお買い物サービスでそういったものの乗り継ぎができないのかとかというようなことにつきまして検討を進めているところでございます。

運行につきましては、今年度中にそういった形で見直しを行いまして、できるだけ皆さんが乗りやすい公共交通の体系を整えていくという形で考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　今前向きなお話をいただきまして、決まっていくことを願っております。そして、やっぱり町民の方々は、そういうサービスを知らない方が本当に多いなと私を含めて思いますので、やはり決まったら周知徹底を図っていただきたいと思います。

これはちょっと余談なのかもしれませんが、奈良県の田原本町でタクシー初乗り運賃680円を助成し、高齢者や妊婦等にチケット配布をするタクシー事業を新聞で読みました。デマンド方式に比べ１カ月で利用者が５倍に増加し、町の行事の出席率が上がり、買い物弱者対策、また免許返納や健康づくり活動など他事業との連携も視野に入れて、大変盛んに事業が行われていると紹介されておりました。今本当こちらのほうでデマンド型タクシーをいろいろ考えているところに、ああちょっと何か横筋にそれるのかもしれませんが、こういうこともお考えいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、今小笠原佳子議員からそういった全国でも先進的に、また先行的に取り組み事例もあるわけですので、私どもといたしまして

は、そういうこともやはり視野に入れながら検討していかなければならない。今担当課長は、普通のタクシーと乗り合い型のタクシーでもうかたことに考えているものですから、やっぱりきのうもお答えさせていただいたのですが、例えば今さわやか号でもいいし、例えば老人クラブで町のバスなんかを利用して、利用する方々が保養センターの玄関先まで行けないということを言われているのです。だから、私は今度の乗り合い型のデマンドタクシーの場合は、そういうことは、やはり利用される方のそういったあれをしっかり受けとめて対応していかなければならない。だから、私、大変恐縮なのですが、小笠原佳子議員がここまでいろんな情報を収集したということはすばらしいことでございます。だからこそ私らにとりましては、そういった利用者または町民の皆さんの声があるということをしっかり受けとめて前向きに検討していきたいと思いますので、このことについては、担当にすれば普通のタクシーと乗り合い型のデマンドタクシーとある意味できちんと区分けをしなければならないと、そこだけに神経を注いでおるものですから、そこのところをもう少し整理をさせていただいて使い勝手のいい利用者本位の形にしていきたいと思いますので、どんどんそういった声を私らのほうにもお寄せいただいて。またそのことに私らが応えていくのが私らの仕事で、できない理由でなく、できる理由を見出していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは、２問目の質問をいたします。31年度町長施政方針について、高橋町長の施政方針についてお伺いいたします。

１、災害時に要支援者の支援を速やかに行い、被害の拡大防止に努めるため、災害時避難行動要支援名簿の登録拡大とともに情報提供作業を円滑に行うためのシステムを導入し、地域の防災力の底上げを図るとありますが、その進捗状況をお伺いします。

２、町内の保育施設５カ所で実施している体調不良児保育事業のほか、紫波町と連携協定を締結している病児保育事業は、平成31年度からは盛岡市とも協定を締結し、医療機関を併設している受け入れ施設の拡大に努めるとありますが、その進捗状況をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　31年度町長施政方針についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、町内の災害時避難行動要支援者の把握や行政区別の名簿出力を効率化し、有事の際の情報提供の円滑化を図るためのシステム導入に向けて現在選定を進めているところであり、７月から９月にかけてシステムを構築し、10月以降の稼働を予定しております。また、システム構築とあわせて既に地域への情報提供について同意いただいている方の登録情報の更新作業やいまだ同意をいただいていない方に対する制度の周知を改めて実施し、名簿登録者の拡大を目指してまいります。

２点目についてですが、当町の病児保育事業は、平成29年４月１日に紫波町、平成31年４月１日には盛岡市及び滝沢市と病児保育事業の広域利用に関する協定を締結し、実施しており、受け入れ施設数は紫波町１施設、盛岡市４施設、滝沢市２施設の計７施設となっております。４月の利用状況は、紫波町は３日間で実利用者数２名、盛岡市は11日間で実利用者数５名となっております。町内施設での病児保育事業の開始については、町内関係機関等と情報共有し、受け入れ施設の拡大に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　再質問いたします。災害から地域を守る人材育成という点での先進事例で徳島県では、高校生の防災士資格の取得を支援し、現在までに514人が防災士になり、全ての公立高校35校において防災クラブが設置されておるという新聞記事を見ました。その方々は、高校卒業後、社会人として消防団に入団する人も多く、公立中学校でも防災クラブの設置を全82校のうち38校まで防災クラブが広がっているという紹介でした。

地域の防災力の向上と防災人材の育成、確保は急務であり、ぜひ当町の公立中、高で防災クラブの設置をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

今南海トラフのことで四国、中国地方は、物すごく非常に防災意識の高揚というか。それで私ももう年明けたから一昨年ですか、大手のスーパーにお邪魔した際、名刺交換をさせていただいて、名刺に防災士と出ているのです。それをまた誇りにしていらっしゃると。私、いろいろお聞きしたならば、スーパーなんかでお客さんがおいでになっているときにいかに避難誘導させるか、どういう対応するかと。やはりそういったことでお一人一人が

そういった資格を取得して、そして対応していくと。そういったことも私、やはりいろいろ見聞きしてきて、ぜひ矢巾町でもそういう対応をしなければならないということで自主防災組織、各自治会にまず少なくともお一人ぐらいはということ。それから、今防災担当に言っているのは、職員も積極的に、きのうの質問にもあったのですが、防災士または防災の介助士、そういった人材育成は、やはりみずから取り組んでいかなければならないなと。議会のお話をすれば、県議会でももう議員さんたちは、防災士の資格を取得したと。やはり町議会でもぜひそういうことを率先してやっていただければなと。

今お話のありました地域防災力の強化なり、地域の防災の人材育成のために中、高の防災クラブ、このことは、私はもう的を射たすばらしいご質問だと思いますので、このことについては、教育委員会または、これは町も県も、小中学校は町の教育委員会、高校は県の教育委員会とも連携して、ぜひこの取り組みについてはやってまいりたいということで。

今小学校５年生の児童の皆さんに株式会社シリウスの佐藤社長さんから、ことしも243名の児童、小学校５年生、これはもう矢巾町だけではなく、全県下の小学校の５年生に、そして１枚物の防災地図を。だから、私は、防災に関しては、小さいときからの防災教育、そしてそれを今お話があった防災に関心を持っていただいて消防団にも加入していただく、そういう道筋をこれからつくってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは次に、２点目の町内の保育施設についての再質問をいたします。

町内の５カ所の保育施設での体調不良児保育事業の利用者数について、何人の利用があったかお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

町内５カ所での体調不良児の利用者数でございますが、昨年度1,152名の利用がございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　今町内５カ所の保育施設で体調不良児保育が1,152名昨年あったということをお聞きして、やはりたくさん体調の悪いお子さんがいらっしゃるのだなということを改めて感じました。体調の悪い中、紫波、盛岡、滝沢まで送迎することは、病児にとっても親にとってもどちらにも負担があるのかなということをまた改めて今のお返事をいただいて感じました。町内施設での病児保育事業の開始のめどは立たないのでしょうか。ぜひとも子育て世代の皆さん、また孫の面倒を見なければならない私たちのような世代の者にもぜひとも町内に病児保育事業を開始していただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、今町内には小児科が２カ所あるのですが、それでその前に、いわゆる病児保育まで考えた小児科、矢巾町にぜひ来たいということだったのですが、ちょっといいところまでいったのですが、頓挫した経緯がありますので、いずれ今私どもとしては、これから小児科、そして岩手医科大学の附属病院との連携、こういうふうなものも踏まえながらできるのであれば、今ある小児科、そうでなければ、新たにそういった病児保育施設を持った小児科をまさに今子育て支援の一番の一丁目一番地なのです、もう病児保育のことについては。だから、そのことについては、私どももこれから積極的にぜひ町内にそういう病児保育施設を兼ねた小児科を検討してまいりたいと考えておりますので、今のところは広域連携ですが、いずれ独自の町内での対応できる施設を導入していくように前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で３番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

それでは、ここで正午には若干早いのですけれども、昼食のための休憩といたします。

再開を午後１時とします。

午前１１時５４分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

なお、11番、藤原梅昭議員は、都合により早退する旨の通告がありました。

それでは、休憩以前に引き続きまして一般質問を行います。

14番、小川文子議員。

１問目の質問を許します。

（14番　小川文子議員　登壇）

○14番（小川文子議員）　議席番号14番、日本共産党の小川文子です。

では、１問目の質問を始めます。１問目は、町営住宅についてでございます。今年度は、町営住宅の基本計画マスタープランを策定する予定の年となっておりますことから具体策とあわせて以下お伺いをいたします。

１点目、居住者の意見を計画に生かすためにアンケートの実施が必要と考えるがどうか。

２点目、戸建て住宅は、プライバシーが守られることや庭のある暮らしができることから、今後も存続することが望ましいと考えるが、どうか。

また、風張住宅のように改修が済めば、低家賃の魅力もあり、当分の間は存続できるのではないか。

３番、単身者用の住宅を確保するために単身者も入居できるよう改定できないか。また、民間の住宅を借り上げる方法もあると思うが、どうか。現在の状況として高齢の親族が死去し、その家族が60歳未満の場合は、その家族は町営住宅を退去しなければならないということが問題となっています。

４番、集合住宅の建設も必要と考えますが、住み替え時の利用料の設定に配慮すべきと考えますが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　14番、小川文子議員の町営住宅についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、昨年度町営住宅全入居者を対象に居住性、利便性などのアンケート調査を実施していることから、今年度の住宅マスタープラン策定に反映させてまいります。

２点目についてですが、現在の町営住宅には、戸建て住宅、長屋住宅、中層住宅などがありますが、議員が仰せのとおり戸建て住宅には戸建て住宅なりの住みよい面もあることから、存続する方向で考えております。

なお、風張住宅のように社会資本整備総合交付金事業により改修を行った住宅に関して

は、改修後の管理予定期間を10年間としておりますので、今後も引き続き適正な住宅管理に努めてまいります。

３点目についてですが、当町の町営住宅は、１戸の入居募集に対し、複数の申し込みがあることが多く、抽せんで入居者を決定している状況であり、若者の単身の入居を認めることは、公募による申し込み者の入居倍率が現在よりも高くなり、住宅に困窮する低所得者世帯の入居がより困難になってしまうことから、現在のところ単身の入居を可能とすることは考えておらないところですが、特別な事情のある入居者に柔軟に対応できるよう単身入居者への配慮について検討してまいります。

４点目についてですが、新たに町営住宅を建築した場合の家賃については、他の自治体でも入居者に配慮した家賃補助制度などを活用して負担軽減を図っているケースがありますので、その時点の最適な制度を活用するよう情報収集してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　幾つかありますので、まず１問ずついきます。まず全世帯の入居者に対してアンケートを実施したということでございますので、ことしのマスタープラン策定に当たって特にもこの考えを採用したいというような考えがありましたら、そういう事例がありましたら、そのアンケートを幾つか紹介をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

昨年の町営住宅の整備検討業務ということでアンケート調査を行った結果を何点かご紹介したいと思います。当時町営住宅の入居者は230件ありまして、そのうち132世帯から回収を行っております。回収率57％という形です。特筆する点といたしましては、ご家族に不自由な方がいらっしゃいますかというところの設問に対しまして、半分くらいは何もないのですが、やはり何らかの不自由な方が、いろんな面に関しまして不自由だということが１点挙げられております。あと部屋の環境については、ほぼ満足というところでありますが、それなりにやはり老朽化している町営住宅ですので、そういったところに関しては、多少不満があるというところもご意見としていただいております。

家族の人数なのですが、１名、２名、これを合わせますと約７割の方が１人から２人の町営住宅の入居者という形になっていますので、なかなか大人数のところは少ないわけな

のですが、そういう当然高齢者というところも割合としては多い状況です。そのほかに建てかえについてのアンケートを行っております。家賃が上がっても建てかえたほうがいいなという意見をいただいているのが37％、家賃が上がるならば建てかえなくてもいいかなという方が49％というふうになっておりますし、建てかえではなくてリフォームについてですが、リフォームについては、家賃が上がってもリフォームをしたほうがいいなという意見が48％、家賃が上がるならばリフォームはしないほうがいいなというのが30％ということで、家賃が上がるならば、建てかえなり、改善をしなくてもいいという方は結構割合としてはあれなのですが、これから見ると、やはり町営住宅自体がもうかなり老朽化しているというところで何らかの住宅政策をこれから展開していかなければならないなというものになっておりますので、それを今年度住宅マスタープランのほうに町営住宅に関しましては検討していきたいと、こういった意見を参考に検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　前期の総務常任委員会で大阪府の岬町の町営住宅の研修に行って参りましたけれども、マンションのような立派な町営住宅でございましたが、その建てかえに当たっては、ひとり暮らしの高齢者の場合は、マンションのような建物でも月3,000円ということでございました。それで建てかえ時に困らないようにしてだんだんに上げていくというような答えでございました。そこも家庭も、値段によって１ＬＤＫから２ＬＤＫ、３ＬＤＫ、かなり３種類ぐらいの広いタイプがございまして、単身者の入居も可能という状況でございました。なので、例えば低家賃で今まで入って、五、六千円で入っていた方々がいきなり１万円以上とか２万円とかとなりますと、住み替えが大変だなと思っていましたけれども、この岬町の例を聞いて、ああそういうことも可能なのだということをまず実感したところで、回答の中にはそういう家賃補助を考えているということなので、そこをまず加味していただけたらと思います。

昨年度の総務常任委員会でもいずれ矢巾団地、そして高田団地のあたりは、これは改築を要するであろうというまず考えで皆さんは一致しました。そしてまた、場所としては、やはり今の矢巾団地のところが利便性がいいので、一つの選択肢になるのではないかというまず考えが多かったようでございます。やはりこれから高齢になっている人も多いので、

余り周辺のところにポツンと置かれても、買い物ができない、いろんな不便を生じるということもありますので、できればそういう町なかのほうがいいのではないかという意見もございまして、やっぱりいずれ改築をしなければならないときがくるであろうことも思えば、矢巾団地は一つの候補になるのではないかと考えましたけれども、その考えがあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

その矢巾住宅あるいは高田住宅、そういったところを何らかの建てかえなり、いろんな方向性を持っていくというところについては、現在町内の住宅の関係する担当課で関係課でいろいろ今後の政策について検討している段階であります。それを今回の住宅マスタープランの中でも反映させていきたいと思っておりますし、あと昨年検討業務を行った中でも、高田住宅、矢巾住宅を例えば集約化したりとか、どちらかに集約したりとか、建てかえたりとかというところもちょっと検討はしてみております。その整備手法をではどのような形で整備したらいいかというところもいろいろ検討しております。そういった費用対効果といいますか、土地の先ほど言いました利便性の関係とか、どうしても高齢者の方々だと近くに買い物に行けるところの場所がいいという案もあると思いますので、そういったところはそういう統合するなり、あるいは別なところに建てるとか、いろんなところは、そういう町営住宅というものは、基本的に生活に困窮している方々を入居させる目的が主でありますので、そういったところを加味して今のところは高田住宅、矢巾住宅をメーンにちょっと考えてはおります。そういったところをちょっと整理して町内ですり合わせを行った後には総務常任委員会さんなり、全員協議会のほうにもお示ししながらご意見を伺っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　私以前に、室岡のゆうゆう広場をいわゆる子育て世帯の中心とした戸建ての住宅、住環境にすぐれておりますので、学校、小学校、それから保育園、そしてＡＴＭもあるし、子育てをするにはまずいい環境ではないかなということで、いわゆる定住促進住宅といいますか、子育て世帯を対象としたような住宅ができないかと質問したことがありますけれども、戸建ての住環境の木造の何かいい環境で子育てができたらどう

かなという思いが今もありますけれども、そういう考えをお持ちかどうかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　この件に関しましては、私のほうからお答えします。

小川議員がおっしゃるとおり、ああいった場所のよさ、特徴といいますかはございますので、そういったものをあそこの場所にというのも一つの検討材料だというふうには捉えております。結論につきましては、今後、昨日もお話ししましたが、遊休資産の今後の利活用、処分の考え方を整理していく中でまとめていくことになろうかと思います。

ただ我々のほうで関係課のほうで住宅政策について政策を検討しておるところでございますが、例えば真の定住促進というふうなことを考えると、とりあえずは賃貸で構わないのですが、ゆくゆくはやはり定住していただくための受け皿もセットでないと、真の定住化というふうにはならないのかなというふうな部分もありますし、もう気が早いのかもしれませんが、建てる前から最終的な30年、40年たった後そこをどうしていくのかというところまでちゃんと視野に入れて、なので後で改造して違う用途に使えるように考えなければならないのではないかとか、そういったところまで踏み込んだ考え方の中で今後新規で何かをつくるとしたら、そういったところまで検討材料に入れて、熟慮の上決定すべきなのかなというふうには考えております。

ただいずれゆうゆう広場、そういう面で環境としてはいい場所だということは、我々も重々承知しておりますので、そういった方向も大きな候補として検討してまいります。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　単身者の入居については、現在のところは考えていないけれども、個別の事情に配慮するというお答えをいただきましたので、一応安心はしているところでございます。昨年もやはりそういう事例がございまして、町長さんにも直接お願いをしたり、いろいろな皆さんの力のおかげでまず退去しないで済んでよかったと思っております。今までそういう退去した事例があるのかと聞いたところ、今までそういう親族が亡くなって残された方が退去をした事例はないということでしたので、いずれ今後も前例をつくらないように頑張っていただきたいなと思っております。

ただ去年少し私が気になったのは、60歳未満の方の給料が月約10万円でした。私から見

れば、矢巾町で10万円の給料で民間のアパートを借りるのは困難であろうと私は思いましたけれども、町当局は10万円あればいいほうだと、ある意味暮らしていけるだろう、民間のアパートでと。そういう判断をされたことがありまして、やはり今の若い方たちが大変な、いわゆる非正規で働いている人が多いですので、それでこういう問題が起きているということをやはりもう少し調査なりしていただきたいなと思っています。

そもそも単身者の入居条件を改善したのは国でございまして、平成23年度に通達を出しております。単身者の若者が非正規で働いて、劣悪な労働条件で働いていることから、やっぱり町営住宅、いわゆるそういう公営住宅にも単身者の道を開きましょうというので平成23年にまず通達が出たところでございます。盛岡市は、それに対して昨年度、青山の市営住宅に単身者用のスペースをつくったところでございます。ですので、やはり今の昨今の社会情勢の変化をしっかりと本町でも捉えまして、それを住宅政策に反映させていくことが重要であると考えます。

その機会といたしまして、やはり建てかえ時には単身者用のスペースをつくっていただくと、これが一つの方向性ですけれども、たださりとていつまで建てかえを待っていたらいいのかという、今年度計画ができて、来年度建てかえができるわけでは決してないので、その間ずっと単身者が入居できない状況が続くのがいいのかどうか。そこら辺はやはり、例えば５戸なら５戸、民間住宅を借り上げしてでも単身者用のスペースを一旦つくってしまえば、単身者用は５戸あります。一般住宅とは入居の申し込み方法が違うということですみ分けると、そういう形であれば可能なのではないかと考えますので、その点についてのお考えをお聞きします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　ありがとうございます。平成23年の国の通達というものにつきましては、承知しております。それを受けまして、例えば県営住宅とかでも単身向けの住戸を数部屋設けていたりとか、先ほどご紹介ありました盛岡市でも単身の入居も可ということで、ただ盛岡市なんかでは、単身の入居の場合は、例えば条件をつけて最上階だとか、ちょっと立地が悪いとか、そういったところに主に単身の入居を認めているというようなケースがありまして、議員が仰せのとおりそういう紹介いただいたような形で取り扱っているようです。

矢巾町の場合も今後そういう若者だったりとか、何らかの関係で単身だったりという世帯も出てくるということで先ほど答弁がありましたように検討していくということで、な

るべく早目にそういった方向性をつけたいなと思っております。単身となると、そんなに部屋数は多くなくていいと思いますので、そういったところをちょっと限定しながら、例えば今現在あります森が丘住宅とかはメゾネットタイプで１階、２階が使えるというような、ちょっと広い形になっていますので、やはりそういった場所はそれなりの家族向けの方々とか、そういったことになろうかと思いますので、そういったところをちょっと条件を見きわめながらそういう世帯を徐々に受け入れる。あるいは先ほど特命課長が申し上げましたとおり、いろんな住宅政策も考えておりますので、そちらの方向で何とか整備を早めてそういったところに入居していただくというようなところも今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　それでは、２問目の質問に移ります。

２問目は、デマンドタクシーについてでございます。１番目として、現在の利用状況についてお伺いをいたします。

２番目に、徳田地区の町民から矢巾温泉に行くのに料金が2,000円と高い上に、結局４回申し込まなければ行きと帰り２回ずつ、４回申し込まなければならないので、乗車の申し込みが煩雑であって大変だと。そういう電話をいただきました。この方は、介護をなさっていて、矢巾温泉に行くのを唯一の楽しみにしているということで６月いっぱいでさわやか号がなくなると、矢巾温泉にはもう行けなくなるという訴えでございました。この問題は、町内を２つの区域に、ルートに分割したことから生じる問題でありまして、早急に改善すべきではないか。

３番目、利用者へのアンケートを実施する計画はあるか伺います。

４番目、総務常任委員会が提言した戸口から戸口への送迎と利用料金の引き下げについては、どのように検討されたのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　デマンドタクシーについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、デマンド型乗り合いタクシー運行開始から平成31年４月末時点

におきまして25人の利用があり、計23便の運行実績となっております。

２点目についてですが、町内の地域を東西に分けて区域を設定した上で運行を行っていることから生じている問題かと思いますが、本事業の運行目的が交通手段を持たない方の通院及び買い物を支援することであり、必要最低限の交通環境を行政として確保することを念頭に置いているため、このような事業内容になっております。

しかしながら、東西の運行区域設定については、観光や通院目的とした利用者への配慮が一部不足が生じていることは把握しておりますので、今後の見直しの重要な事項であると考えております。

３点目についてですが、デマンド型乗り合いタクシーの事業内容につきましては、今後の見直しの際の検討材料とするため、現在利用者を対象にしたアンケートを実施しているところであります。

４点目についてですが、ご提言いただきました内容は、実現可能性について初回の本事業の見直しに合わせて検討を行うべく地域公共交通会議におきまして詳細に検討を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　何点かありますので、１問ずつまいります。最初にした質問の中で、やはり東西を２つに分けたことによって逆に大きな不便が生じている。矢巾温泉だけでなく、南昌病院に行くについてもそのようなことが生じると思います。東の方は、まず駅まで来て、駅からまた乗りかえて西に行くと。そして、目的地からまた駅まで来て、そして駅周辺からもう一回乗りかえて高田地区なり、徳田地区に行くというような４回の乗りかえが必要になりますので、高齢者にとっては大変煩雑となります。そして、その都度500円ずつかかりますので、2,000円かかるということになります。なので、これについては、もう速急に改善が必要と考えます。これを改善しないと、まずほかの改善はいろいろもうちょっと時間はかかるかもしれませんけれども、これについては、改善はそう難しくないのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず東西の問題でございます。議員がご指摘のとおり、一部私どもの答弁させていただ

きましたけれども、観光や通院といった部分について一部配慮が欠ける部分があるのではないかということで私どもも正直認識はしております。きのう赤丸議員への答弁でもさせていただきましたけれども、実はこれには理由がございまして、例えば今国のほうで示しております運行形態につきましては、路線定期運行、路線不定期運行と区域運行、デマンド型乗り合いタクシーについては、この３者目の区域運行ということでございまして、一部きのうも申し上げましたけれども、交通空白地域において、例えばここら辺でいうと、一関市の前川地区というところがありますけれども、前川地区と一関の市街地を結ぶものという形でのデマンド設定になっています。矢巾町は、この公共交通網形成計画を策定しまして、エリアを２つに設けました。これはフルデマンドという形ではどうしてもやはり難しいところがございますので、あえてこの２つの区間を設けたという経過がございます。

そういうことで生じている問題でございまして、中心部のところにつきましては、相互で行き来できるように共通区域は設けているところなのですが、ご指摘のとおり、南昌病院に行くだとか、あとは矢巾温泉に行くといった部分については不都合が生じております。ここについては、多くの方から声を寄せられておりますので、ここは何とか片道500円で行けるような形での見直しを実施していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　それでは、そのようにお願いをします。

そして次のなぜ戸口から戸口にできないのかというところで、矢巾は交通空白ではないと。そして、タクシー業界とのいわゆる営業を妨害するといいますか、そういうこともあって戸口から戸口はできないのだという説明を受けてきたわけでございますけれども、私どももタクシー業界に衰退してもらいたいと考えているわけではないのです。そこのところをしっかりと公共交通会議の中でお話しになっていただいて、タクシーの存続もなければ成り立たない話です。一番は、やはりそこで理解をしていただくということがまず一番大事なのだろうと思います。

そして、この点で思うには、本町はデマンドタクシーの対応、いわゆる対象者を全町民に広げました。そして、町外の人もよしとしたし、観光客もよしとした。つまり範囲が普通のタクシーと同じ範囲なのです。そこがやはり私はタクシー業界にとっては、観光客なんていうのはドル箱ですから、観光客までデマンドを使ってしまったら、それは損するに

違いないと思いますので、そこのすみ分けをしっかりとする必要があるかと思うのです。ですので、それは昨年の２月の段階で総務常任委員会でも提案をいたしましたが、町民全てではなくて交通弱者に限ると、私たちは交通弱者、そして福祉の目的でやっているのだということをしっかりと理解していただくと。したがって、車を持たない人たちの買い物や通院、そして妊産婦の人たちのいわゆる買い物や通院、そして今話題になっております、問題になっております高齢者の免許返納の方々の受け皿として、そういうところにもう限ると。そして、そうすれば、ある意味普通の人が乗る必要はないのです、車を持っている人は。ですので、普通の車を持っている人まで乗ってしまうと、営業を私は妨害すると思います。ですから、そういう人に限りますと。そういう方向に転換しなければ、やっぱりタクシー業界と競合すると思います。

ここが最初から私たちはそこを指摘をしておりましたけれども、議会側は交通弱者の対策として考え、当局は交通弱者を含めた全ての公共交通について考えるという、最初のボタンのかけ違えがあったためにいつまでたっても平行線でここまで来てしまったわけでございますけれども、そもそもそのボタンのかけ違いの最初のところをしっかりとしなければならないのではないかと思いますけれども、その点について伺います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

これについては、これまでの議論の経過の中で私たちが考えていること、議員各位からのご提言といったところの中で、どこが違っていたのかなというのを後になってから気づいたという場面がございました。その点に関しましては、私どもも今十分に考えているところでございます。

ただもう一つ言えることといたしまして、あくまでこれは公共交通網の形成計画でございます。公共交通網形成計画というのは、どなたかにターゲットを絞ったものではなくて、全ての方を対象にした公共交通でございますので、一部を限った方の運行であれば、また別の運行の仕方を考える必要があるのだと私は思っております。また、法律の体系でもそのようになっておりまして、これに関しては、言うことを聞かないとか聞くではなくて、公共交通というものの中で誰かを限定するものではないということだけは、このスタートの位置として考えて改めて言っておかなければならないことなのかなと思っております。

それゆえに議員各位からご提言いただいております弱者対策というものにつきましては、午前中小笠原議員のほうの答弁にも言いましたが、社会福祉協議会の送迎サービスであると

か、あとは南昌病院の無料シャトルだとか、あと介護タクシー、あとは福祉有償運送、こういったさまざまなものがございます。そういったもののほうが交通弱者にとっては、私ども最近聞いている中では、例えば戸口から戸口でも介助をしてもらってサポートをしてもらったほうが私たちにはいいのだよとかというお話も実際に伺っております。そういった中でこういったものをトータルでパッケージでお示ししながら矢巾町の公共交通というものを育てていきたいなと思っております。何とぞご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　一番の問題は、例えばそれをクリアするためにどうしたらいいかというところに行き着くところです。きのうからその議論になっておりますけれども、どこをどのようにしたらクリアできるのか。私が思うには、全町民を対象にしない。これは、登録制にしているところも実際はございます。ですので、ある意味、全町民対象でもいいけれども、登録制とすると。登録した人だけがまずある意味使うと、そういうすみ分けは可能なのではないかと思います。つまり誰でもが登録できる。全町民に対象となる。しかし、使うのは登録した人だけだよというすみ分けをするわけです。そうしますと、車を持っている人は、ある意味登録する必要がない。本当に必要な、大体考えただけでも不便ですよね。行きたいときに時間に行けない、そして乗り合って行くわけだから、１人で悠々とも座っていられない。だけれども、料金は安いし、目的は達するということで行くわけですから、お金がある人は、あえてこのデマンドに乗ろうとは思わないし、車で自由に運転できる人は、あえてデマンドに乗りたいとは思わないと思うのです。だから、全ての人は対象とするけれども、登録者だけがまず主に利用できると。突発的に利用できないということはないけれども、そういうふうなくくりを設ける、これが一つのキーポイントになるのではないかなと私は考えますけれども、どうですか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

実は、この登録制ということでございますが、現在も登録をさせていただいております。現在18名の方が登録していただいておる状況でございまして、基本的にはその登録した方が運行できる。何も知らない状況でここにいますということでは注文がとれませんので、要はこの区域運行は、需要に応じて、そのコールに応じて発注されますので、あくまで登録とい

う形はとらせていただいております。このことについては、一応ご説明したと記憶はしているところではございますが。なのでくくりという部分についても設けながらというのは、そのとおりだと思います。私もそのとおりだと思いまして、この方々、議員がご指摘のとおり、幅広いことによっていろいろな問題が生じてくるのではないかということもございます。矢巾町は、このデマンドに取り組むということにつきましては、議会等の皆様方のご提言をいただきながら早くに取り組むことができまして、これは私非常によかったことだなと思っております。

私たちが今後見据えなければいけないのは、2020年の段階で矢巾町の65歳以上の年齢の人口が26.7％、2025年が29.2％、これは国立社会保障人口問題研究所の推計で公表されているものでございますけれども、このようなことを考えていったときに、今の中から定着を図っていくという取り組みは必要になってくるのだと思います。そのときに、どんな人たちが本当の交通弱者なのか、戸口から戸口という部分で本当に歩いていけないといったときに、またそのとき改善の余地をしなければならないとは思うのですけれども、これだけにとどまらず、今健康チャレンジや地域包括といったところで元気にいろんなところに出かけていっている方々をふやしていこうといったところもございます。なので今後設けていきたい乗降所というものは、ごみ収集ステーションに自宅から250メートルぐらいの範囲内の中で各自治会にもどんどん設置、新しく乗降所をふやしていきたいと考えております。今261カ所の乗降所がございますけれども、さらにふやしていくことによってかなりのものをカバーするようなものができていくのだと思います。そういった点で今後育てていきながら改善していきたいと思いますので、何とぞご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　その乗降所についても私どものほうにも20分かかるという声が届いております。広報にも出ましたけれども、時間に停留所にいなければ、次の人の迎えもありますので、置いていくことがありますというふうな一言が書いてありまして、結局その時間までに行けるかどうか心配だとか、行ったとき、もう行ってしまっているかもしれないとか、雨の日は困ったなとか、雪の日は困ったなとか、いろんなことを皆さん考えて利用ができていないと私は思います。当面ふやす方向でいるのであれば、さらに20分もかからないで歩けるようにもっと縮めていただきたいとまずは思います。

あともう一つ何か聞こうかと思っていたのですけれども、少し忘れてしまったような気がいたします。済みません、ちょっと忘れてしまったような気が、ありました、ありました。済みません。1つ、私たちもこのデマンドで山梨県の都留市に行ってきたのです。そしたら、都留市では、いわゆるデモンストレーションビデオをつくっていたのです。そこに役場の人とおじいちゃんと孫が出ていて、やっぱり実際に、きょうはどこに行くといったか、文化センターに行ってみましょうといって、おじいちゃんと孫が、やっぱり外に出るのはいいねとか、そういうふうな会話をしながらそのバスに乗って文化センターに行くというデモンストレーションビデオがあって、市役所が非常にやさしく促しているのです。その乗り方も丁寧に説明されていて、そしてこういうふうにしてどんどん使って外出してくださいと。町も紙切れ一枚で、多分高齢者の人は何を書いているか、字もちっこいし、わからない。そういう中で、少しデモンストレーションビデオをつくって各公民館を回ると、そして今は不便だかもしれないけれども、将来はもうちょっと乗りやすくなりますから、どんどん使ってくださいみたいな形で、今だと拒否しているかのように感じるのです。この人はだめ、この人はだめみたいな。でなくて、もっともっと利用してくださいというような、そういうビデオをつくって町民に促してほしい。紙ベースではちょっと無理だと思います。そのことについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

議員がご指摘のとおり、何か拒否されているような感じがあるということについては、実は公共交通会議の中でももっと周知しなければだめだよと、老人クラブの一つ一つの会合に足を運んで丁寧に説明するくらいではなければだめだよというご提言もいただいております。私たちもそのようにしたいと思いまして心がけて出かけるようにしております。そういう努力を引き続き続けるとともに、どのようにしたら一番わかりやすく見てもらうというのは、視覚に訴えるということは非常に効果的なものだと思いますので、ぜひ前向きに検討させていただいて、そのような形で皆さんに愛されて育てていただけるような公共交通にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　３問目は、保育環境についてお伺いをいたします。

幼児教育、保育の一部無償化を図る改正子ども・子育て支援法の成立によります影響と保育園の状況についてお伺いをいたします。

初めに、法律の名前だけ出しましたので、この中身について軽く説明をさせていただきますが、これは秋の消費税10％増税を前提に国が法律で改正をしたもので３歳から５歳児は、原則全世帯が無料となります。そして、ゼロ歳から２歳児は、低所得者を対象とした認定保育所や幼稚園、認定こども園の利用料金を無料化するものでございます。そして認定外保育所やベビーシッターなどは、上限額の範囲で費用の助成ができます。認可外は、原則として国のいわゆる守らなければならない監督基準を満たすことが条件でございますが、施工から５年間は経過措置としてこの基準を下回る施設にも対象となると。無償化の対象にならないものは、給食費、バス代であるということでございます。

給食費は現在幼稚園は実費徴収、保育園は一部が利用料に含まれ、施設によっても違いがあります。そのために政府は、全て保護者の実費負担とすることで扱いを統一いたしました。この制度は、預けている場所によって料金が変わってくるなど、制度が非常に複雑で自治体がこれに短時間に対応するのが大変困難と言われております。そしてまた、本来であれば、基準を満たさない保育園まで対象になるということで安全面の問題が指摘されております。そしてまた、これが待機児童の解消にはならないということも指摘されております。

そして、消費税10％の前提とはなりますが、現在既にもう低所得者の方は減税措置を受けておりまして、ほぼ無料の方もいらっしゃいますので、その人たちにとっては、料金は変わらないで消費税だけが負担になるということがあります。また、国は、この無償化に伴う措置として私立保育園には国は半分補助しますけれども、公立には市町村負担となりますので、公立を多く抱える市町村にとっては負担が大きくなるという、そのような法律でございます。これらをちょっと頭に入れながら質問をさせていただきます。

１番、給食実費化の影響はどうか。

２番、町の負担はどう変わるか。

３番、認可外保育施設の状況はどうか。

４番、各保育園の定員と入園者数は。また、待機児童の状況はどうかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　保育環境についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、これまでも食材料に係る給食費の取り扱いは、基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者負担としてきたところから、国では幼児教育、保育の無償化後も考え方を維持することを基本としております。したがって、３歳から５歳の全ての子どもたちの保育料は無償化されますが、給食費はこれまでどおりの保護者負担となります。

なお、給食費のうち副食費については、本年10月から住民税非課税やひとり親の低所得世帯等の一部が免除されることとなり、免除を受ける家庭は増加する見込みとなっております。

２点目についてですが、これまでの幼児教育、保育に要する費用は、国、県及び町による公費による負担と利用者の負担によって賄われておりましたが、このたびの幼児教育の無償化に伴い、これまで利用者が負担していた費用についても公費で負担することになります。これにより町の負担はふえますが、本年度に限りましては国からの臨時交付金を受けることとなります。

３点目についてですが、本町には認可外保育施設が４カ所ありますが、当該施設を利用しております住民税非課税世帯のゼロ歳から２歳までの子どもにつきましては、月額４万2,000円を上限に無償となり、３歳から５歳までの子どもにつきましては、利用料が３万7,000円を上限に無償となります。

４点目についてですが、本町には保育所が４カ所、幼保連携型認定こども園が５カ所、小規模保育事業が２カ所あり、定員は1,140名となっております。入園者数につきましては、町外の児童も含めまして、平成31年５月の時点で1,101名となっております。また、待機児童につきましては、５月の時点で１歳児が１名となっており、その理由は、姉妹の同一の園を希望され、希望園が満員のため、現在調整を図っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　私も最近保育園の取り巻く状況がいろいろ変わっておりまして、なかなかわからないことが多かったのですけれども、本町には認可外保育施設がまず４カ所ありますけれども、これはいわゆる企業型というもので、そしてヤクルトさん、それから神の前歯科さん、それから医大の施設の中の保育園だということがわかりました。そしてまず小規模保育所というのがまず１カ所だったのですけれども、２カ所になりまして、こちらはゼロ歳児から２歳児までを預かるという、今一番ニーズのあるところでこれも認可保育園とな

っておるということでございます。待機児童を心配されておりましたけれども、現在待機児童が１名で、事情によって生じているということで、もっと多く存在するのかなと推測をしておりましたけれども、皆さんの努力のおかげで待機児童がこのような状況でおさまっているということは、働くお母さんにとって大変安心なことと思います。まだ少し余裕はありそうだなと思って、そういうことになりますと、町外の方々がまたいらっしゃるのかなというようなこともございまして、保育園がしっかりしているというところは、若い者が移住してきやすい、子育て世代の方が移住しやすい環境にあるのだということをまず示していることになって、子育て世代の支援の一番大きな支えになっていると考えております。

詳細はまた今からいろいろと出てくると思うので、私は個々具体的なことはお聞きしません。一番は、今やっぱり問題になっているのが保育所に働く人たちの待遇がなかなか、悪いということで保育士がなかなか集まらないという状況がありまして、昨年来保育士に対する助成の問題を提案をしておりまして、今回は特にその問題の質問はしておりませんけれども、答えられる範囲の中で保育士さんの今の町の状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

保育士の処遇のことに関しましては、今までの議会の中でもさまざまご意見をいただいたところでございます。私どもも近隣のところ、さまざま情報収集しながら、そのあり方として保育士だけではなく、その専門職、介護職も含めてどういうふうなあり方での人材の確保をしていったらいいかということを組織内でも横断的に考えていかなければならないかなと思っております。単独で取り組めること、これは矢巾町だけの問題ではないと思いますので、広域の中でさまざま課題を挙げつつ考えなければならないところもあろうかと思います。矢巾町としてもそういう人材の確保のところを考えていくべき喫緊の課題だと捉えております。

おかげさまで本当に、昨年度と比較して保育園の入所の定員はふえてございますので、それは各法人の保育士の確保、そして育成も含めて、そういう協力のあってのことだと思っておりますので、今後とも保育園とのさまざまな会議、それから私どもが出向いての現場の状況を見て、どういうことが必要なのかということを私どもも課題として捉えて進んでまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

ここでおおむね１時間となりましたので、暫時休憩をしたいと思います。

再開を14時５分といたします。

午後　１時５５分　休憩

――――――――――――

午後　２時０５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

６番、廣田清実議員。

１問目の質問を許します。

（６番　廣田清実議員　登壇）

○６番（廣田清実議員）　議席番号６番、町民の会、廣田清実でございます。

１問目の質問を行います。歩道整備による安全確保についての質問をいたします。現在本町では、スマートインターチェンジ開通や岩手医科大学附属病院の開院に伴い、道路整備を進めています。しかしながら、安全安心な町を目指す本町ですが、生活道路や通学路の整備が進んでいないと思われます。そのことから下記についてお伺いいたします。

生活道路や通学路について、歩道整備が行われていない危険箇所を把握しているかお伺いいたします。

２番目、生活道路等における今後の歩道整備計画をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　６番、廣田清実議員の歩道整備による安全確保についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、歩道整備が行われていない、または歩道整備が行われているが、危険な箇所については、毎年行われております矢巾町交通安全対策協議会において、各小中学校や地域からの改善要望をいただいており、早期に対応が必要な箇所で優先順位の高い案件から順次対応しているところであります。

２点目についてですが、現在岩手医科大学附属病院移転に向けて町道中央１号線や町道安庭線の道路拡幅に合わせた歩道整備を進めているほか、矢巾スマートインターチェンジ

開通に伴い、交通量の増加が想定される周辺のアクセス道路の歩道整備について順次進めているところであります。また、今年度から順次工事を予定しております上杉踏切、白沢踏切及び南矢幅踏切についても歩道分の整備を進めているところであります。

なお、南矢幅踏切の西側の町道田中縦道線歩道整備や高田地内の町道島線の歩道整備についても今後地元説明会を開催し、順次進める計画としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　まずほかの市町村に比べて矢巾の場合は、まずスマートインターチェンジの開通ということで当初1,900台が目標であったということですが、やっぱり利用価値があって2,200台を超えているということは大変なことだと思いますし、岩手医科大学附属病院に伴っての道路整備は、本当に矢巾町にとっても財政的にも、それから人のパワーも大変費やしていることだと思います。その中で、なかなか生活道路については、逆にいえば、後ずさりになっているというところがあると思います。確かにこの大事業を２つ一緒にやっているということ自体、それに矢巾を見ますと、本当に道路を工事しているところが何カ所もあって、それから一旦停止が変わっているところも何カ所もあるということは、本当に本町の町当局の方々には大変な苦労だなと思います。しかしながら、今住んでいる人たちの道も守ってあげなければならないということが大前提でありますし、それが矢巾町に住んでよかったなという部分だと思います。

私が１点目に質問した項目でありますが、先般同僚議員が聞いておりましたけれども、協議会のほうで10月に毎年やっているということなのですけれども、その10月、去年の10月、それからその前の10月に把握している箇所は何カ所あるのかという部分でちょっとお聞きしたかったのですけれども、答弁の中では、その把握の部分がありませんでしたので、もう一回お聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

矢巾町の交通安全対策協議会につきましては、毎年５月、６月ぐらいに行っているもののことだと思います。この中では、それぞれ各行政区あるいは小中学校、高校からそれぞれこういったところが危険ですよというような改善をしてほしいというような要望を受けて、それを一つずつみんなで協議会の中でもみながらやっているものになります。全部が全部生活

道路に関連したものではないものもありますけれども、例えば交通安全対策協議会のほうに出てきているものであれば、平成30年度は45件というふうな件数が出ております。ただこれは、先ほど前段で申し上げましたとおり、生活道路あるいはそういったものに関係ないかもしれませんが、関係ないものもありますけれども、いずれ交通安全にかかわる部分で要望が出されているのは、昨年、平成30年度は45件というふうな件数になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　45件という数が出ているということは、大変多いと思います。それで45件のうち今はどうしても私たちも医大関係とかというふうに目がいってしまうわけなのですけれども、その45件の出された部分で着工している部分があるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　これは、年度初め、５月、６月に開催しておりますので、その年に出されたもので、例えば道路都市課でいえば、交通安全施設整備工事というものがあります。ラインを引いたり、センターラインを引いたり、サイドラインを引いたり、あるいはカーブミラーをつけたりとか、道路の脇に白いポールが立っていますけれども、デリネーターというものを設置したりとか、そういった工事の中ですぐ対応できるものについては、対応しているというような形です。ちょっと件数についてはまとめておりませんけれども、きのう昆議員さんのほうのご質問でもありました高田地内の団地の中にラインを引いたというのもこういった要望が出されたものを受けてやっているものになっています。年度当初に出されますので、その年度にできるものについては、あるいは昨年度できなかったものを今年度やるとか、そういったふうな対応をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　そういう部分で行っているという部分は理解しております。それは、その生活道路の安全面というよりは、どっちかといえば直しの部分なのかなと思いますし、私もさっき高田の話も出ておりましたけれども、もしかして生活道路に関して自治体から歩道整備の要望は出ていないかちょっと、ここ５年ぐらいの間に出ているはずなのですけれども、出ていないかちょっとお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

生活道路等に関しての歩道の要望につきましては、ここ５年というよりは、今までで約8.4キロの要望が出されております。各行政区あるいは小学校のほうから出ているもので。例えば先ほど答弁の中でもありました高田の島線とか、そういった部分に関しましては、各行政区、高田１区、２区、３区あるいは通学路として利用している東小学校、北中学校、それぞれから一斉に出ている年もありましたので、我々も緊急性が高い路線だということで答弁にもありましたように、今後説明会をやって整備を進めていくというような予定にしているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他にありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　8.4キロという数字が出ておりますけれども、これ8.4キロというのは１カ所ではないと思います。何カ所の要望でしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　私どものほうで生活道路の要望の中で受けているのは８路線になります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　午前中で道路の補修は町単費で行っているということで、いろんな部分できっと生活道路の線引きとかも町単費でやるしかないと思いますけれども、この歩道整備に関しましては、町単費だけではないと思うのですけれども、やっぱり町のほうの負担が大きければ、また考えなければならない部分もありますし、やらなければならない部分もあるのですけれども、そのところの考えで町単費のはどのくらいの割合なのかちょっとお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

午前中の補修の関係ですけれども、補修の整備計画といいますか、そういった計画のお話をさせていただきましたが、それをつくりながら、できれば国の交付金もいただきながら補

修を順次進めていきたいというふうに考えておりますし、この歩道整備につきましても、今は防災安全交付金というものがあります。これを使うためには、やはり先ほど答弁の中でもありましたけれども、交通安全プログラムというものに入れながら公表して、こういったところが地域で、町内でも危ないですよということを公表して、それを整備していくというようなスケジュールといいますか、順序立てになっておりますので、そういったものを計画をつくりながら実施プランに持っていくというような形で単費で全部対応するというのは、ちょっと今の厳しい財政の中では難しいですので、そういった交付金を使いながらやる。生活道路の例えば歩道ではなく、２メートル、３メートルの生活道路の舗装なんかもできれば、交付金を使ってやれるような方法がないか、今ちょっと国のほうと協議をしているところです。何かいいメニューがあれば、そちらに乗って幾らかでも交付金あるいは補助をいただきながら整備を進めていくというように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　実は、防災と安全の交付金で社会資本整備総合交付金というのがあるのです。そういう部分でそれを受けるためには、整備計画が必要なのです。それをやるために早目に整備計画を行わないと、来年度の予算にはなりませんし、来年度にはやっぱりちょっとほど遠いと思いますけれども、実はこの答弁にありました南矢幅のところなのですけれども、上杉踏切のところの踏切を拡張するというのは町単費でやらなければならないという部分で理解しております。そして次に、白沢の踏切をやる、順番とすればそっちをやるということで聞いておりましたし、最後は南矢幅ということで聞いておりましたけれども、これはもとから国からの危険な踏切の指定されている部分でございます。順番で白沢のほうが先だというのは、ちょっとこれは事情があって歩道が整備されていないところには、そういうできないという部分がありましたので、今度整備するのではないかなという部分でありましたけれども、盛岡バイパスの南進を考えると、白沢踏切の可能性もあるし、少し様子を見るべきではないかなと私は思うのです。そして、そのためにやはり今現在通っている方、南矢幅の踏切を使う、それから駅を使う方々が、それから職員でも駅を使ってここの役場に通勤している方もいますけれども、その方々は、本当に危険を感じていると思いますので、これは交付金をただ簡単に受けることはできないので、整備計画を早くつくっていただいて、ぜひ早くやっていただきたいので、まず整備計画の、いつも言われるのは協議会を通してか

らとか、研究してからという話ですけれども、この整備計画は、逆に言えば先につくって、それに答申をするという形のほうが早いと思いますので、それをやっていただく、順序を逆にしてもできるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　水本副町長。

○副町長（水本良則君）　お答えいたします。

現在矢巾町に限らず道路についての要整備活動、たくさんあります。基本的に国がつくる道路、県がつくる道路、町がつくる道路ということで、それぞれ役割分担を持ってやっているわけでありますが、町道に関しては、町が責任を持ってやることになっております。その場合において、国においても整備する仕組みがございます。例えば中央１号線のようなところは補助金でやっております。それから、インター関連は交付金でやりました。いろいろメニューがあるわけでありますが、いずれにいたしましても、なぜそこを国が補助する、整備する必要があるのかということを明確に示す必要があります。その前提になりますのが、まさに整備計画です。それから次は、その必要性をいかに説明するかと、説明の仕方であります。その辺を工夫しながらやることによって初めて補助金なり、交付金が矢巾に回ってくる。そういったことを意識しながら取り組んでまいりたいと。単費で全部やれば大変なことでありますから、それにつきましては、そんな方針で取り組みたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　ただいま副町長が申し上げましたとおりです。それで先ほど廣田議員さんのほうから上杉踏切が単費ではないかというところですけれども、これも防災安全交付金が入っております。55％入っておりますので、今後の白沢踏切、南矢幅踏切につきましても、当然交付金を使用しながら工事を行っていくというような形で考えております。

南矢幅踏切、白沢踏切は、もしかすると国の道路の計画もくるのではないかということですけれども、この３つの踏切に関しては、法指定する際に、整備順序を整備年度をある程度法指定するときに提出しております、踏切のカルテということで。なので、現段階では南矢幅踏切、先ほどおっしゃったように、西側に歩道がありませんので、そういった部分も計画あるいは整備を進めながら付近の上下にもどちらにも歩道がありますよという状態で整備を進めていくというような予定で進めておりますので、ご理解願います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　先ほどから医大の関係もありますし、それで２問目の質問をいたします。

住宅地確保の見通しについてということで、本年９月の岩手医科大学附属病院の開院に伴い、本町に定住を希望する人が多く、住宅地の問い合わせが多いと聞いております。そのことから下記についてお伺いいたします。

①、以前から言われている75ヘクタールの市街化区域編入について、町が把握している進捗状況をお伺いいたします。また、市街化区域に編入された場合、住宅地の販売が始まる時期はいつごろになる見通しか町の考えをお伺いいたします。

②、市街化区域の矢巾中学校跡地の開発に関する問い合わせはないか。また、町の今後の開発計画はないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　住宅地確保の見通しについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、市街化区域の拡大については、岩手県、盛岡市、滝沢市及び本町が構成員となる盛岡広域都市計画推進協議会で盛岡広域都市計画区域区分の定期の見直しとして協議を進めております。

今回の見直しでは、盛岡広域全体の人口フレームから算出した将来必要となる市街化区域面積のうち矢巾町では３地区で約33ヘクタールの案件を協議に上げているところであります。それを踏まえて県が東北農政局と昨年度から本年４月までに４回事前協議を行っておりますが、人口フレームの算出方法などの説明に時間を要し、長期化している状況であります。当初のスケジュールでは、市街化区域編入となる都市計画変更手続を本年６月に開始し、年度内に都市計画決定を行う予定でありましたが、このような状況でありますことから、市街化区域の編入については、おくれることが想定され、住宅地の販売についても現段階では、時期のめどが立っていない状況であり、今後の推移を見守っているところであります。

２点目についてですが、矢巾中学校跡地について、これまでのところ具体的な開発に関する問い合わせはないところであります。また、町としては、その利活用及び処分の方策について検討委員会の議論によりご意見をいただきながら決定してまいります。

なお、検討に当たっては、周辺が良好な住宅地であること、市街化区域内で一団のまとまった土地であること、役場庁舎の至近であることなど、この土地の持つ環境や特性を生かせ

るような土地利用を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　１点目についてなのですけれども、やっぱり予想どおりということで、やっぱり４月から、９月の開院に伴って４月から銀行関係とか、私のほうにも直接やっぱり周辺に土地はないのかなという話は最近ふえております。というのは、やっぱり実は将来できるのだよという話はするのだけれども、このとおり、初め75ヘクタールというのは、盛岡市とそれから滝沢を含めた75ヘクタールだというので、町長さんからはよくそれを全部もらえるのではないかという話を聞いておりましたけれども、やはりそういうことではないけれども、でも早くできるのではないかなと私は思ったのです。でも、今の状況下では、今紫波町さんは、矢巾は本当にいいねと言いながら、紫波町はどっちかというと、今はそれこそ矢巾のおかげで宅地が売れているという話です。新しい消防署の周りにも宅地分譲しましたけれども、そこもすぐ売れたそうです。単価も安いのですけれども、そういう部分で矢巾町に本当に今何とか住みたい。確かに紫波町と矢巾町を比べたら土地の値段が五、六万円は必ずします。その中でも矢巾町に住みたいという中で、矢巾町がこの１問目の答えからすると、５年も６年ももうかかってしまう。そのときに本当に必要な人がいるのかなという部分が出ておりますので、私はこの33ヘクタールに関しては、これからはちょっと厳しいのではないかなという部分を感じております。

ただ今需要があるのは確かでありますので､そこでちょっとお聞きしたいのですけれども、今もうその33ヘクタールはこれからですから、これを何とかしなければならないというよりは、まず今ある市街化調整区域で定住化を促進しなければならないのではないかなと私は思うのですけれども、そこで今の矢巾中学校の跡地は財産としてどういう価値であるのかお伺いいたします。ちょっと確認です、これは。

○議長（藤原由巳議員）　藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　お答えいたします。

矢巾中学校跡地につきましては､今資料を確認しておりますけれども､たしか1.4ヘクタールほどありますので、ちょっと計算してみないとあれですけれども、済みません、金額的なところまではちょっと把握していませんので、坪20万円とかで考えれば、ざっと数億円、５億円以上になるはずでございます。グラウンド部分を含めない話ですので。

○議長（藤原由巳議員）　再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　私が聞きたかったのは、グラウンド部分は社会資本のもので今開発するには条例を変えなければならないという部分があったのではないかという部分で質問したわけですし、結局跡地の部分は、今は社会資本の部分のグラウンドの部分は、なかなかちょっと開発するには、今すぐには議会も通さなければならないし、条例でそういう部分になっているというのは理解しておりましたし、それ以外の部分で開発はできるのかという部分。

それから、これは検討委員会がありましたので、その検討委員会の最終報告というのが私たちちょっと曖昧な部分で聞いておりました。グラウンドにするだの、いろいろな公園にするだのという話はありましたけれども、検討委員会の最終的な報告というのは、ちょっと曖昧なことしかわからなかったので、最終的な報告はどういう報告だったのかちょっとお知らせをお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　検討委員会の報告につきましては、答申でございますが、大きく言いますと、済みません、基本方針というところからまず確認をさせていただきたいと思います。当該地は、役場、公民館、体育館、田園ホール、岩手中央農協などに隣接する立地条件に恵まれ、多岐にわたる可能性を持ち合わせた公共空間であるとともに、旧矢巾中学校で学び、部活動をともにした卒業生や父兄にとっては思い出深いシンボルでもあることから、次世代につなぐ夢のある町有地として存続することが望ましいと考えますというふうな基本方針があり、利活用については、４つ、これはかいつまんでお話ししますが、かっこうグラウンドは、当面スポーツ人口やレクリエーションを通じた健康づくりの場として存続してくださいという言い方なのですけれども、２点目は、災害時には、隣接する公共施設等と一体的に機能させることができるので、避難支援や罹災者救援などにつながる防災拠点として位置づけるべきでしょうということです。それから、３点目は、岩手医科大学の開業やスマートインターチェンジの開通、それからいわゆる国道４号盛岡南道路の延伸等で公共、民間の大規模未利用地の動向など、新たな町の姿の見きわめが重要なので、この答申の時点では恒久的な施設の計画は慎重を期してほしい。それから、４点目ですが、将来の新たな行政需要に弾力的に対応できるような利用形態を期待する町民の声が多く寄せられていることから、実現に向けた具体的な計画の検討に努めてくださいというふうなことです。いろんな

色がございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　今言った３点目と４点目なのです。今言われているのは、逆に言えば。医大が来ることによって変わってきて、今の時代の中では、やはり３点目、４点目、恒久なものをむやみにつくらないでくださいというような部分、これからやっぱり時代は、昔は10年一昔と言いましたけれども、今は１年一昔のような、矢巾町はそのような動きをしておりますので、やはり矢巾町の土地不足に関しましては、市街化区域の中にある中学校の跡地の部分も重要な部分だとありますので、それから検討委員会が10月に設置されて行われるということなのですけれども、民間と銀行団という部分の動きは、もう早いものでそういう部分の情報は必ず持っているはずなので、できれば10月と言わずに早目に設置していただいて、土地利用の観点から検討していただければと思います。土地も生ものなのです。本当に欲しい人がいるときは高くなりますけれども、要らなくなるときは、全く腐ってしまうものですから、検討委員会をいつこれからつくるというのではなくて、早目にやって、今が矢巾町の旬ですから、そういう部分でぜひ検討委員会を早めていただきたいと思うのですけれども、その考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原特命担当課長。

○特命担当課長（藤原道明君）　お答えいたします。

検討委員会につきましては、組織化自体は、人選さえできればそれほど時間はかからないと思っております。ただその前にやらなければならないこととして、現在の町有資産のデータベース、これまで長い歴史の中で紙で管理されていたものを電子化はしてあるのですが、それがどれだけきちっと整っているのかということの確認をちょっとしましたならば、やはりちょっといろいろチェックしなければならない点が多々あるということがわかりましたので、そういったものの整理に、やはり二、三カ月は要するのかなと思っています。それが整わないと、ちょっと委員会にかけられないのかなと思っておりましたので、10月というふうなスケジュールにしましたけれども、なるべく極力早めて、完全なものではなくても、主要なものだけでも検討はできると思いますので、そういった意味でなるべく早く進めたいと思っております。

（何事か声あり）

○特命担当課長（藤原道明君）　わかりました。私の立場から、そちらの市街化区域の拡大の支援のほうもやっておりますので、担当課及び特に産業振興課のほうは、東北農政局の窓口になっていますので、そちらのほうで鋭意進めてございますし、県が基本的に協議者になっていますので、県といろいろ協力しながら現在進めておるところでございます。

以上、お答えします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　３問目と２問目はちょっとかかわってくるので、私はさっき言いたいのは、土地の利用とこの施設の利用は分けて考えるべきだと、同じ検討委員会でやるというのは、ちょっと難しい話ではないかなという部分で答弁書の中にまた検討委員会でこの施設を利用のあり方を考えるという部分で出てきましたので、やはり土地とこの施設は切り離してやっていくべきだと思いますし、さっき言った生ものという部分は、１カ月おくれれば生ものでなくて腐ったものになる可能性がありますので、よろしくお願いします。

それでは、第３問目を質問いたします。屋内運動施設の活用についてということで、本町では屋内運動場が少ないと言われており、防災拠点を兼ねたドーム型屋内運動場の整備を打ち出しています。現在、他市町村では廃校になった施設やプール等を利活用している例が多く報告されております。本町においても活用できる施設があると思われることから、下記についてお伺いいたします。

１、南昌グリーンハイツは、設備の老朽化や原因不明の水漏れのためプールとして利用できず閉館している。通年利用できるその他の運動施設として活用できないか、町の考えをお伺いいたします。

２、アイワの体育館の活用の見通しをお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　屋内運動施設の活用についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、旧南昌グリーンハイツを運動施設として活用するに当たっては、天井及び外壁補修等の大規模修繕が必要となることから運動施設として活用することは、現時点では難しいものと考えております。しかしながら、今後町の遊休資産として検討委員会

からご意見をいただくなど、あらゆる活用の方策を検討してまいります。

２点目についてですが、旧アイワ体育館につきましては、現在中学校のサブ体育館として活用しており、引き続き学校教育の場として活用してまいりますが、旧南昌グリーンハイツと同様に、今後検討委員会からご意見をいただくなど、あらゆる活用の方策を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　私もちょっとこの答弁書をいただいて驚いたのですけれども、グリーンハイツに関しましては、一昨年の10月ごろだったか９月ごろでしたけれども、不明水、水が漏れているということでそれを水に色をつけたのを岩崎川に流してしまったという状態であったということを聞いておりますし、実は去年の６月にはさよならグリーンハイツをやろうという話でしたけれども、２月ごろでしたか、１月ごろでしたか、雪解けしまして、電気配線に漏電したのか、火災報知機が鳴ったということで、結局グリーンハイツはさよならも何もしないで終わったわけなのですけれども、実はその前、１万人ぐらい利用していた施設です。そのときに、当時の課長さんからは、いやこれを直すに、循環器とか直すのに１億円ぐらいかかるなという話でプールとしては使えないなという話は聞いておりました。しかしながら、今回出てきた答弁書には、天井及び外壁補修の大規模補修が必要だという話は、私はきょう初めて聞いたのですけれども、やはりいろんな部分の空き家の話は出ますけれども、実は、月曜日やる話もあるので、ちょっと言いづらいのですけれども、これも空き家なのです。利用できるのではないかなと私は思うのです、逆に言えば。それで検討委員会ではなくて、各競技団体にこれをどういうふうに利用できないのかと、矢巾町は、やっぱり裕福なのです。ほかのところだと学校を利用して水族館をつくったり、プールにサメを放して水族館をつくったりして、そういうのができない場合は、オリンピックにもなるローラースケートの会場をプールに設置してつくってやっているという部分もあります。

私は、本当にこれからある程度生活の基準を下げないと成り立たないと思うのです。屋根があって、風が入らなくて、そういう部分で利用できないというのかなと。私はゲートボールやりませんけれども、あそこに土を入れてゲートボール場にしたら、今のゲートボールを利用している方々は喜ぶのではないかなと思うのです、逆に言えば、年間通して。そして、いつも言われるのは、西部開発をするのには拠点だ、拠点だと。拠点が空き家になっていた

らどうなるのですか、やっぱり。拠点を活用する必要があるのではないかなと思いますけれども、今後それで、いつも検討委員会のほうにお任せするのは必要ですけれども、利用する立場の結局体育協会、マレット協会とか、そういう部分にアンケートとかとる必要があると思うのですけれども、その考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、まさにそのとおりで、実はグリーンハイツの使い方については、担当課ともいろんな模索をどうなのだということでやってはきたのですが、それで例えば今スポーツ施設のこともお話があったのですが、今流通センターで例えば物流の関係で倉庫が不足しているとか、そういうことを情報をキャッチしてやろうとすれば、いろんな取り組みがあるのです。それはもうスポーツ施設に転換するのも一つの、確かにプールなので、だからいろんな活用策があるわけで、それから私が答弁していてこんなことを言うのもあれなのですが、検討委員会でもそうなのですが、やはり私らのところでたたき台をお示ししてやらなければ前に進まないわけでございますので、これは担当課との私は話をしておるところでございまして、いずれ南昌グリーンハイツ。ただアイワのサブ体育館は、もう今現在使われている。ただこれも老朽化しておりますので、今からそういった意味では、今後建屋を利用してどうするか。それともまもう更地にして次のステップを考えるか。だから、ここのところでは、検討委員会にお諮りをしてということですが、その前に私らが責任を持ってたたき台をお示しして、それから活用策を探っていくというような形にしていきたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　補足でお答えします。

　グリーンハイツの状況でございます。答弁にありました天井とか外壁補修というのは、いわゆる天井につきましては、実はいわゆる雨漏りをして、それで漏電しているという状況なのですが、どこから雨漏りしているかわからないという状況が実際です。現在漏電という部分については、修繕をしておりません。というのは、いわゆる業者と相談した結果、やっぱり雨漏りを直さなければ、結局スイッチを入れた段階でまた漏電するだろうということで、もし活用をするとすれば、そういった大規模な改修は必要だろうというのが答弁の内容の一つです。

　それから、もう一つ、プールに関しては、いわゆる普通の家でいえば、お風呂場の、プール槽が、お風呂場のいわゆる風呂の側の部分になっているような状況です。その下に配管が

あるので、それを修繕するためには、表の上の部分を全部取り除かなければ改修できないということで億単位のお金がかかるというようなお話を受けておりましたので、なかなか難しいなということでこれまできております。

仮にそこにゲートボールのようなものを設置するといった場合、そこに物を入れますと、今度あそこは下のほうが空洞になっていますので、恐らく落ちると、地面に落ちるという危険性もあるということもあって、なかなか活用しづらいなということで検討はしておりましたけれども、そういう状況でこれまできているという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　ちょっと私も言いたくないのですけれども、実は不明水は、ポンプが回っているところで、本当は外付すれば何とかなるという話はちらっと聞いておりましたし、実はそれ以外にも矢巾町ではなくてほかの市町村でやってしまったのですけれども、養殖をするという話もあったと聞いております。それもポンプを外付にすれば、実は、私も指定管理している方々ともちょっと話ししたのですけれども、確かにＦＲＰは、ＦＲＰなのですけれども、底は完全にコンクリートになっているそうですから、落ちることはないと言っていました。

ただ、だから私が言いたいのは、利用する、ただ投げておくのではなくて、利用するために運動施設でも、倉庫でも、やはり矢巾町のものであるものを有効利用するべきではないのかという話です。土地にしろ、それからいろんな施設にしろ、ただただ壊すではなく、そういう部分で私もちょっといらっとするのは、答えが二転三転されると、私が知っていることと大分違うなという部分もありますけれども、私はやっぱり町民の財産としてぜひ利用していただきたいということが願いでありまして、それをあれにしろ、これにしろということはないのですけれども、やっぱり利用できるものは再利用して長く使うべきだろうし、それが矢巾町民のためになると私は思うのです。だから、今後ともいろんな部分が老朽化してきますけれども、それで本当に使えないものは使わなくて取り壊すというのは当然でしょうけれども、そこはやはりぜいたく病の矢巾町にならないようにやってほしいなと。だから、活用、これからも検討してお願いしたいということで一言お願いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、今ご指摘のとおり、恵まれている環境

の中でご指摘のとおりだと思いますので、やはりこれから私どもも町民の皆さん方のいろんなご意見もお聞きしながら寄り添った形でこれからの今後の施設のあり方も含めて検討してまいりますし、またこれまでも二転三転、おっしゃるとおりです。いろんなことをやろうとしたことの経過もあります。ただ、ここにおきまして、先ほども申し上げたとおり、私どものほうとしても議会の皆さん方にたたき台をお示しして、いろいろご議論をいただいて方向性を、そしてそれも正しい方向性をお示ししていくように努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で６番、廣田清実議員の質問を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日、明後日は休日休会、10日月曜日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後　２時５４分　散会

令和元年矢巾町議会定例会６月会議議事日程（第４号）

令和元年６月１０日（月）午前１０時開議

議事日程（第４号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長兼防災安全室長	佐藤健一君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司君
会計管理者兼税務課長兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田　徹君

福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長（土地）	藤原道明君	特命担当課長（福祉）	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中舘和昭君
社会教育課長兼公民館長	浅沼仁君	学校給食共同調理場所長	村松康志君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	米倉孝一君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、引き続き本日も一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

７番、高橋安子議員。

１問目の質問を許します。

（７番　高橋安子議員　登壇）

○７番（高橋安子議員）　議席番号７番、町民の会、高橋安子でございます。

まず初めに、きのうの消防演習は、統括官、副統括官を初め幹部の皆様、本当にご苦労さまでした。大変すばらしい消防演習でございました。ありがとうございました。

それでは、第１問目の質問に入らせていただきます。第１問目は、空き家対策についてお伺いいたします。全国の空き家数は、昨年10月時点で846万戸と５年前に比べ26万戸増加したことが岩手日報で報じられました。本県の昨年の空き家の数は９万3,000戸で、５年前の前回調査からさらに１万7,000戸増加しております。本町でも今にも倒壊しそうな空き家が目立ってきていると思われますが、空き家対策の取り組みについて以下お伺いいたします。

１点目、本町では、平成28年度の空き家実態調査の結果、149件とのことでございましたが、その後の状況はどうなっているでしょうか。また、そのうち危険なまま放置されている空き家はどのぐらいあるのかお知らせください。

２点目、所有者不明となっている建物や土地はどのぐらいあるのでしょうか。

３点目、倒壊の危険がある所有者不明の空き家の対応についてどのような対策を考えて

いるのかお伺いいたします。

４点目、空き家バンクへの登録はどのくらいあるのかお伺いいたします。

５点目、所有者が判明しても金銭的な問題や親族等がいない場合、町としてどのような対策ができるのか。

以上、５点お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　７番、高橋安子議員の空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、平成28年度の空き家実態調査以降、所有者からの申し出により、新たに空き家と認められた建物が１件あり、現在のところ空き家の可能性がある建物が150件、そのうち所有者等が空き家と認めた建物が61件となっております。

また、空き家の可能性がある150件のうちそのまま放置すれば、著しく危険または有害となるおそれのある、いわゆる特定空き家の要件を満たしていると思われる建物につきましては５件となっております。

２点目についてですが、土地や建物の実際の所有者につきましては、相続未登記等の理由で特定できない場合もあることから、全ての状況を正確に把握することは困難でありますが、所有者以外に管理者や納税義務者等も含め不明となっている建物や土地はないものと認識をしております。

３点目についてですが、倒壊の危険が認められる空き家で所有者等と連絡がとれない場合につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等への助言、指導、勧告、命令を経て、最終的には行政代執行による解体もできることとなっておりますが、町としましては、可能な限り所有者等への連絡手段の確保に努め、修繕や解体等の適切な管理を呼びかけながら対策を進めてまいります。

４点目についてですが、空き家バンクに現在掲載されております物件はありませんが、２件の登録希望があり、それぞれ掲載に向け準備を進めております。準備が整い次第空き家バンクホームページで順次公開するとともに、利用促進に向け、周知を図ってまいります。

５点目についてですが、空き家を含む建物や土地につきましては、所有者の私有財産であることから、原則として所有者がみずから管理や処分等を行うべきものであります。町

といたしましては、個人に保証された財産権を尊重しつつ、相談窓口を開設し、所有者に金銭的な問題がある場合や親族等が不在である場合につきましては、適宜相談を受け、空き家となった背景など、事情を聴取し、状況に応じて解決策の助言や各種相談機関への紹介、利用可能な制度等の情報提供などの形で問題解決の支援を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　何点かありますけれども、１点ずつ質問させていただきます。

空き家の実態調査、平成28年度にやったということでございますが、どのように行われたのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず28年度に実施いたしました空き家の調査でございますけれども、その前年の27年度に各行政区長さんにお願いいたしまして空き家の実態調査を行っております。28年度、今ご質問あった調査につきましては、その行政区長さんの調査も踏まえ、あとは実際に専門業者が現地の調査を行いまして、現地調査を行い、かつ水道のデータで長期間水が使われていないというようなところも踏まえまして調査を行ったものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　次に、お伺いします。空き家の可能性のある建物が150件に対し、空き家と認めた建物が61件と半分もございません。平成28年以降本人の申し出により新たに空き家と認められた建物が１件とありますが、本人が認めない限り人が住んでいなくても空き家ではないのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

この聞き取りにつきましては、あくまで本人が認めたというような部分でございます。空き家特別措置法におきましては、空き家として認定されるかどうかというのは、いるか、いないかというものが常態化しているか、しないかというようなものでございます。ということは、仮に日本の文化というものに関しては、お正月とかお盆とかは実家に帰ってき

ますというようなところがございます。実際にその判断というものは非常に難しいところがあるのですが、法律の考え方からいえば、その２回程度帰ってくるのであれば、実は空き家と定義される可能性が極めて高いというふうに言っております。しかしながら、そういう形になってしまいますと、非常に難しい判断がございますので、そういったものにつきましては、今後計画に基づき空き家対策協議会などで慎重に考えていくべきものなのかなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　本当に難しい判断だと思うのですけれども、ただずっと見て回っておりますと、結構住んでいないという家が多いような気がいたします。

また、３点目になりますけれども、そのまま放置すれば倒壊の危険となる特定空き家は５件とありますが、現在指導、助言は行っているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

現在特定空き家の候補と思われる５件につきましては、所有者、納税義務者等に働きかけを行っておりまして、どのようにするのかということを考え方を問い合わせているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　５件については、働きかけをしているということなのですけれども、その後の建物、今も連絡がとれるような努力はされておりますか。

それから、もう一つなのですけれども、空き家バンクに登録する場合の規制があるのかどうかもお伺いいたします。例えば市街化区域では登録はできると思いますけれども、調整区域のほうではどうなのか。今後人口増加の対策として、矢巾はこれから人口がふえるという予想をしているのですけれども、ただ新しい家を建てるのだけではなくて、空き家を利用して住むことができれば、かなりのケース、ここの数字に出ているだけでも150件はあるわけですよね。これを利活用できないかと思うのですけれども、その考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

そのほかの建物につきましても連絡をとって活用に向けてどのようにするのかという問い合わせをしております。実際に直接返ってきた中で、その中で活用したいといっているような方は36件ございます。また、最近の問い合わせをみますと、実際に空き家に住みたいのだけれども、そういうものがありますかというような問い合わせも実は来ているのも確かでございます。議員がおっしゃるとおりあとの利活用についてということにつきましても、矢巾町の大きな課題だと思っておりますので、これはご指導いただきながら積極的に進めてまいりたいなと思っております。

また、空き家バンクの登録に規制があるかどうかということにつきましては、そういう規制はございません。ただその中で住めるかどうかといった部分は、市街化調整区域の場合、非常に難しいところがございます。空き家だけにとどまらず町の政策としてさまざま農業の部分ですとか、そういったところの要件につきましても、今後トータルで見直していかなければならないようなことなのかなと、私がここの場で答弁するあれはちょっと厳しいものがあるのですが、そういったこともしないと、本当に空き家対策というものについて向かっていくことはできないと思っておりますので、引き続き積極的に頑張ってまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　本当に今の答弁のとおり、これから見直しをしながら、例えば中心部のほうよりも農村部のほうがひとり暮らしの高齢者あるいは高齢者２人暮らしとかがありまして、立派な家を建てているにもかかわらず病気をしたり、あるいは施設に入所したりということで空き家になってしまう可能性がある家がたくさんあります。そういう家を何百万円も何千万円もかけて、せっかくつくった家に誰か住んでほしいという気持ちは、その家の持ち主もそう思っている方も多いのではないかと思いますので、ぜひ見直しを早目にしていただいて、そういう家を利活用できるような形に持っていただければいいと思います。

次の質問に入らせていただきます。建物や土地について所有者の私有財産であり、原則としてみずから管理や処分をするということは、そのとおりでございます。先日の新聞に

掲載されましたように、結婚率も減少している中、少子高齢化が進み、家族や親族がいない高齢者も増加するのではないかと思われます。これは、広報の６月号にも載っていました、掲載されております。高齢者のひとり暮らしが増加している現在、相談窓口があるといっても、突然死等もあることから、処分できない建物や土地が多くなると思われますが、町として早目に対策をとる必要があると思います。先ほど課長の答弁にあるとおりでございます。また、成年後見人制度は、認知症や知的、精神障がいなどで判断力が不十分な人にかわり、弁護士や福祉関係者が手続の支援をする制度でございますが、このような時代背景もありまして、他地域では成年後見センターを開所したところもあります。本町では、その計画がないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをします。

まず高橋安子議員の空き家になってからの事後対策、もうそれの前に事前の早目の対応、これはまさにおっしゃるとおりなのです。もう今空き家対策は、防災上、景観上、それから私の地元でもいわゆる衛生動物というか、そういうふうなことがお家の中まで入って、そして大変な状況にあるのも実態なのです。だからこそ今おっしゃるとおり、空き家の前になる事前の対策、このことに、そして今いわゆる成年後見人制度、これはまさにそのとおりなのです。これもこの間日報でも報道されて、市町村の取り組みの状況もあれなのですが、私らにつきましては、今お話があった認知症とか、そういうことについても、今もう2025年問題またはその10年後の2035年、2040年問題とか、80、50の親子の関係の問題とか、いろんなことが今出てきます。だから、空き家対策については、あらゆる総合的な調整を図りながら、これはもう企画財政課だけではなく、私どもであれば、福祉・子ども課、社会福祉協議会、いろんな組織が一緒になって解決しなければならない、課題解決と。

そして、今矢巾町の場合、もし空き家が出たとしても、今正直なところ家庭農園で私らは一軒家に住んで老後を送りたいと。私らにすれば、逆にもう余り屋敷の大きいところではなくマンションみたいなところに住みたいと。ところが、今マンションに住んでいる方こそ、そういう家庭菜園をやったり。だからこういうふうなことは農業委員会とか、産業振興課とも調整しなければならない。だから、空き家の対策は、企画財政課だけの対応ではなく、いずれ町を挙げてしっかり取り組んでいかなければならない大きな課題であります。

もう本当に、この市街化区域、そして調整区域、調整区域がほとんどなわけですが、そ

のために利活用をどのようにしたらやっていけるかということの活用方法と、それから何かあったときの成年後見人制度も含めてこういうふうなことにしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

成年後見センター等の設置ということで予定はないかということのご質問にお答えいたします。現在盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、２市３町で、いわゆる成年後見センター、仮称ですが、設置に向けて準備しております。これについては、本来であれば矢巾町単独でということも考えておりましたが、やはり専門的な知識あるいは資格のある方が必要だということですぐすぐには、なかなか設置できないということで、この後見センターについては、来年度早い時期に何とか設立して、皆さんがご利用できるようにということで進めたいというふうに考えております。

業務内容については、広報啓発、相談、それから申し立て支援、それから市民後見人の養成などもやっていただきたいということで２市３町で協力してやっていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　今の町長の答弁、それから健康長寿課長の答弁を聞いて、本当に安心しました。

それでは、２問目の質問に入らせていただきます。２問目は、子どもや高齢者の交通安全についてお伺いいたします。この春、全国では子どもが巻き添えになる痛ましい交通事故が頻発しております。４月19日には、池袋で87歳の男性運転の車が暴走し、母親と３歳になる女の子が死亡、ほかに十数名がけがをしました。５月８日には、大津市で散歩中の保育園児の列に車が突っ込み、２人が亡くなり、14人がけがを負いました。それから１週間後の15日には、千葉県の市原市の公園に車が進入し、遊んでいた園児をかばおうと女性保育士が大けがを負いました。また、今月４日には、福岡で81歳男性運転のワゴン車が猛スピードで交差点に突入し、多くの死傷者を出しました。

本町においてもスマートインターチェンジや岩手医科大学病院の移転に伴う交流人口の増加により交通量がふえることが想定されます。いつ悲惨な事故が起きてもおかしくないような状況にあることから、以下お伺いいたします。

１点目、保育園等の散歩コースについてどのように安全確認をしているか。

２点目、保育園等の職員を対象とした交通安全指導は実施しているか。

３点目、町内の公園について、駐車場等に車どめが設置されていないなど危険と思われる箇所の調査は実施しているのでしょうか。

４点目、児童・生徒への交通安全教育の内容はどうなっているのでしょうか。

５点目、高齢者への交通安全指導は実施しているのかどうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　子どもや高齢者の交通安全についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、町内保育園等では、事前に散歩コースの実地調査を行い、道路工事の場所や交通量等を把握した上で危険性の有無を点検し、安全確認に努めております。そのほか、散歩用のマップやマニュアル、実施記録簿等を整備し、職員間の情報共有を図った上で子どもたちの見守りに細心の注意を払いながら園外活動を実施しております。

２点目についてですが、保育園等で作成しております交通安全指導計画等に基づき、園児とともに交通安全教室や講話等を受講するほか、機会を捉えて交通指導員等による職員を対象とした交通安全の実践指導を実施し、職員の意識向上に努めております。

３点目についてですが、危険な箇所の調査は現在行っておりませんが、町内にあります70カ所の公園のうち駐車場が整備されております公園は、広宮沢公園及び鹿妻公園となっており、広宮沢公園については、駐車場と公園の間に高木、いわゆる高い木が植栽されておりますし、鹿妻公園については、公園に隣接された場所に駐車場があり、公園と駐車場の間にはフェンスが設置されている状況であります。

また、駐車場のない市街地内の公園には、自動車の進入防止と子どもを含めた利用者が公園内から飛び出さないようにするための対策として車どめやフェンスなどを設置しております。今後宅地開発などで公園の整備が計画される場合には、より安全面に配慮した公園となるよう引き続き指導をしてまいります。

５点目についてですが、昨年度は７月に矢巾町交通安全対策協議会主催の「自分で守ろう安全なまち　やはば2018」において、岩手県警本部から講師の派遣をいただき、歩行環境シミュレーター、いわゆるわたりジョーズ君を使用した体験型の交通安全教室を開催し

ております。また、町内の行政区を交通安全モデル地区に指定し、交通安全に関する情報提供や交通安全教室への参加促進など、地域ぐるみの交通安全の高揚を図っております。

しかしながら、町内における人身交通事故の発生件数が増加をしております状況を踏まえ、高齢者を初めとするさらなる交通安全の指導につきまして交通安全推進団体と連携を密にし、高齢者を初めとする交通安全教室等、今年度も実施をしてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、子どもや高齢者の交通安全についてのご質問にお答えいたします。

４点目についてですが、小学校３年生の社会科において、交通事故を題材とした安全な暮らしとまちづくりについて学習しているほか、各小中学校において年度当初に交通安全教室を実施しており、道路の正しい歩き方や横断歩道を渡る際の左右の確認の仕方、自転車の正しい走行の仕方を矢巾交番や交通指導隊の協力のもと、それぞれの学年に見合った学習を行っております。

また、各小学校でお願いしているスクールガードによる見守りや定期的に行われている教職員による街頭指導において、児童・生徒が安全に登下校できるよう指導しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　何点かありますけれども、１点ずつ質問させていただきます。

町内保育園等での園外活動及び職員への交通安全指導等きめ細かい注意を払いながら実践しているとのこと、本当にご苦労さまです。私も時々見かけるのですが、先生方は一生懸命子どもたちの周りを本当に目をかけながら散歩しているのを見かけることがございます。ただこのような時代ですので、さらに今後も安全を第一に考えてお願いしたいと思います。

公園につきましては、駐車場のある、なしにかかわらず道路沿いにある公園で遊ぶ子どもも多いことから、今後もチェック体制強化をお願いしたいと思いますが、その点についてお答えお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　公園等で道路上等にはみ出したりとか、遊んでいるお子さんとかがはみ出して遊んで危険な道路上に飛び出すといったことはあるかと思いますけれども、その辺につきましては、公園で遊ぶルール、そういったものを守っていただきながら、そういった交通事故に遭わないような注意喚起を今後も進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　公園の柵があるという先ほどのお答えだったのですけれども、実際に物すごいスピードで突っ込んでいった場合、バックと間違った場合、その柵も壊して中に入るという事件がこのごろ時々ニュースで見かけるのです。それで私も実際に見たことがあります。あるスーパーで日曜日の午後だったのですけれども、買い物から帰る途中に80歳前後の高齢の方が運転する車が駐車場を突っ切ってスーパーの植物をなぎ倒してドアにぶつかってとまったのです。そのときには幸い負傷者はありませんでした。ただ車からおりてきた運転手さんは茫然とした形でたたずんでいました。物すごいスピードだったのです。本当によくあれで負傷者が出なかったなと思うくらいのスピードで突っ込んできました。そういうこともあると思いますので、公園を中心に、あとは野球場とかの点検をこれからもきめ細かく、危ないところがあればすぐ直すとか、そういうチェックをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問なのですが、児童・生徒への交通安全教育につきましては、先生方や交通指導員さんたちがきめ細かい指導をしているのを見かけることが多いです。特に、それこそ始業式あるいは入学式が終わってすぐ、本当に一人一人声をかけながら指導していらっしゃいます。また、朝晩にも要所、要所に立ち、交通指導をしている指導員さんたちには、本当に頭が下がります。本年度交通安全の未然防止を図る取り組みで小学校全児童をぴかっぽ推進隊に任命して反射たすきを配布いたしましたが、その効果はどうでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　児童・生徒にぴかっぽ少年隊ということでたすきをあげた効果は非常に高いというふうに思っております。反射材つきということで通常であれば夜間が一番効果が発揮しやすいところだと思いますけれども、児童全員がすることでやはり運転手からも注目を浴びるということでその辺を注意して車を運転する者も運

転しなければならないというような意識も働いてきているのかなというふうに思っております。中には、児童の中では、たまにしてこない生徒さんもいるらしいのですけれども、そこは学校のほうで指導していただいて、必ずみんな登下校時には、たすきをつけて登下校するようにというような指導もされているようでございますので、今後も引き続き続けていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　たすきをつけている児童、最初の入学式終わってすぐはすごくつけているのが目立ったのです。それが最近ではちょっと少なくなってきているような気がいたします。といいますのは、いろいろ事情があると思うのですけれども、長いのです。大人のたすきなのです。すごくだらしなく見えるのと、それから低学年には長過ぎて苦慮している姿も見られるのです。ぐるぐると巻いている子もいますし、それからだらんと長くして歩いている子もいるのですけれども、かえって長過ぎてどこかにひっかかってけがでもしないかというような、取り越し苦労だと思うのですけれども、そういう心配もされます。来年もこの活動を継続するのであれば、もう少し工夫が必要ではないかと思うのですが、その辺のところをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　確かに現場の状況を見ますと、そのようなことが見受けられますので、今も実際たすきをつけていただいているので、その辺は短くするような工夫を学校を通じて児童のほうに指導をさせていただくこともそのとおりでございますけれども、来年の配布につきましても、その辺を考慮しながらやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　実際の学校の現場からの声ということで実際に今議員がおっしゃるとおり、子どもたちの中で長過ぎるとか、そういうことでちょっと引っ張り合ったりとか、そういうふうな危険があるので、そこは学校のほうで指導してもらっております。というようなことでこれからの課題だなと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　ぜひ来年度は子どもたちがみんなやって歩けるような形でお願いしたいと思います。中学生につきましては、中学生にも配布したわけですよね、中学生はしていないですか。そうなのですか。かえって中学生も必要だと思うのです。これから部活動で夕方、日が短くなると、自転車で帰る子どもたちが多くなります。やっぱり自転車にも反射材がついていますけれども、歩きで帰る子どもたちも多くなりますので、ぜひ中学生もこういう反射材たすきが必要ではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから次に、質問なのですけれども、交通安全対策とともに、最近凶悪事件が多く発生しておりまして、子どもが巻き添えになる事件が多いです。カリタス小学校の事件は、子どもたちの目の前で同校の生徒や父親が殺害されるという子どもたちにとって大変ショッキングな事件でございました。本町では、スクールガードの取り組みも早く、各地区で登下校の見守りをしていることや交通については、交通指導隊を初め交通安全協会等の方々が指導しておりますが、今後このほかにも交通や防犯体制を含めて何か考えがあるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　ただいまお話がありましたスクールガード、あとは交通指導隊、いろいろ防犯活動につきましては、気をつけてこちらも取り組んでいるところではございますけれども、交通安全、防犯協会なり、学警連、学校警察連絡協議会、そちらとも連携しながら引き続き防犯対策に努めていくことはもちろんのこと、ただいま議員からご指摘がありました凶悪犯罪とか、そういったものも全国的に目立ってございますので、その辺はいろいろな団体と連携を図りながら今後もそういった犯罪に巻き込まれないような形で私たちも見守りを続けていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　今のに追加いたしまして、学校のほうの関係でお話ししたいと思いますが、今学校のほうでも敷地が広いですので、いろんなところから人が侵入するおそれがあります。その中でもある学校では、昇降口のところにカメラを備えて職員室でモニターで見られるとか、そういった対策をしているところがございますので、そういったのをほかの学校でもできないかというのを今教育委員会のほうでも考えておりますので、全町６校全て何かしらそういう防犯体制をやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと

思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　そうですね、防犯カメラもすごくいい手だと思います。ことしの９月には岩手医科大学病院も移転してまいりますし、それからインターの開通に伴って外部から来る方が、大変交流人口がふえております。いい方ばかりだとは思うのですけれども、中には、以前に犯罪を犯して高速道路でインターから逃げたということもございましたので、ぜひこれでいいということはないと思いますので、防犯体制には十分これからもいろいろな対策をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、高齢者の安全運転についてなのですけれども、昨年、平成30年には全国や県では、交通事故の発生件数が大幅に減少しておりますが、本町においては増加しておりまして、紫波警察署管内での死亡事故２件、去年の２件は本町で起きております。高齢者に対し、運転に自信がなかったら免許返納といっても、農村部では買い物や病院に行くにも遠く、移動には公共の交通手段もありません。また、農業現役の高齢者も多いことから、田んぼや畑に行く際も車がなければ大変不便なのです。運転に多少の不安があっても免許を手放すということは、なかなかできないのが現状であると思います。そのことから免許返納だけを呼びかけるのではなく、例えばこの間ちらっと総務課長もおっしゃっていましたけれども、自動車緊急発進防止装置を取りつける方に補助金制度を設けるという考えがないかお伺いいたします。

自動車急発進防止装置とは、急なアクセル踏み込み操作に対し、自動車の動作を抑制し、効果音により運転者に注意を促す装置で新車で装備されている車両があるほかに、現在あるオートマの車に後づけすることができるのだそうです。取りつけ料は４万円から５万円ぐらいとのことです。これで交通事故がなくなるということではありませが、少しでも減少するのではないかなと淡い期待を持っています。現在装置を取りつけた高齢者に対し、補助金制度を実施している自治体もございます。ちょっと私が見た限りでは、大分県の日出町、京都府の井手町では、70歳以上の方が装置をつける場合、この装置取りつけ費用の２分の１の金額、２万円を限度に補助しているということです。また、岡山県の美作市というところでは、65歳以上の方が取りつけする場合、費用の３分の２以内の補助を本年から実施しているということでございました。本町でも早目に対応する予定がないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

実は、先週の金曜日、保養センターでまさにブレーキとアクセルを踏み間違えて、そういった自動車事故の報告がありまして、これはやっぱり人ごとではないなということで、この間いわゆるきのうテレビ岩手で真相報道バンキシャ！ということで暴走、踏み間違えなぜということで見られた方もあると思うのですが、私もきのうやっぱり関心があったので、見させていただいたのですが。やはりこれは私どもといたしましては、これからそういった、今まさにご質問のあった急発進防止装置、これは内部で検討チームを立ち上げて、そして前向きに検討していきたいなということで、例えば交通安全協会または警察、いろんなところといわゆる検討させていただいて、そしてできるのであれば、自動車整備工場なんかでも簡単に取りつけられるのか。できるのであれば、地元の町内のそういった自動車整備工場で取りつけができるかも含めて、そういった検討チームを立ち上げてこれはすぐ対応していきたいと。

それから、これはもう矢巾町だけの問題ではないので、県の町村会または県、国にも要望してまいりたいなということで、今回盛岡広域振興局との意見交換会の場もありますので、このことを情報提供をさせていただいて、いずれ前向きに取り組んでまいりたいということで矢巾町おいて高齢者のこういった踏み間違いによる事故防止、今高橋安子議員からもお話あった免許証の返納だけではなく、そういった交通事故の防止、加齢によって、私もそうなのですが、動作が鈍くなって、または特にもオートマチックの場合は、踏み間違いということもありますので、そういったことも総合的に勘案しながら前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　ぜひ早目に取り組んでいただきたいと思います。以前のテレビでも80歳前後の方が、運転に自信がありますかという問いかけに50年も運転しているから、絶対の自信がありますと答えていた方が何日もしないうちに事故を起こしていました。誰も事故を起こしたくて起こすわけではないのです。ただ本当に今町長がおっしゃったように、動作が鈍くなっているというのも私も本当に感じております。車が大好きで全国を歩きましたけれども、本当に少しずつ運転感覚が鈍くなっているのかなという自分でもそう思っていますけれども、ただやっぱり農地を持っていると、なかなか手放せないという方の気持ちもわかります。免許返納とともに、やはりいろいろな装置をつけるということを町のほうでも考え

ていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。矢巾町交通安全対策協議会で交通安全フェスティバルというのでしょうか。先ほどのお答えの中にもありましたけれども、大会を開いていろいろわたりジョーズ君を使って歩行者のシミュレーション、歩行環境シミュレーションの疑似体験をしているという話もありました。去年私もそれに出てみました。ことしもまたやはぱーくのほうで実際にあるようです。去年はちょっと来客数が、田園ホールでだったのですけれども、来る方が少なくてちょっとがっかりしたところなのですけれども、いろいろな行事を通していろんな活動を実施しているところでございますけれども、実はこのわたりジョーズ君、自分では大丈夫だと思っていても、なかなか難しいものです。これを中央でやるということは、田園ホールとか、祭典等でやるということは、なかなか来られない方も多いのではないかと思うのです。それで本町では、ことしからエン（縁）ジョイやはばネットワークというのをやっております。各何カ所かでやっておりますけれども、そこに歩行環境シミュレーターわたりジョーズ君での模擬体験、それからまた今度ＪＡＦのほうでも交通安全に関する何か活動をするということでお伺いしております。これを各エン（縁）ジョイやはばネットワークのほうに健康体操のほかにこれを紹介してみてはどうかと思うのですけれども、そのお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

まず今度６月23日、日曜日なのですが、10時からやはぱーくで交通安全フェスティバルが開催されます。そのときはわたりジョーズ君も来ますので。それで私も一度経験して、危なくわたりジョーズ君ではねられそうになったので、人ごとではないのです。だから、渡り切れるかどうかなのです。だから、私、よくいろんなあれを見たのですが、やっぱり私も含めて高齢者は、身体機能の何か変化というか、そういうふうなことをしっかり自覚すればいいのですが、だから今エン（縁）ジョイやはばネットワーク、そういうところでも。

ただこれは、県警本部のところで紫波警察署とか何かではないのだそうです。県警本部で余り台数もないようなので、これはもう年間計画の中に組み入れさせていただいて取り組んでいきたいということで、これは高齢者の方は必ず体験していただきたい。だから、今回交通安全フェスティバル、きょうは担当の課長、健康長寿課なり、福祉・子ども課の担当課長も出ておるので、ＰＲをしていただいて、老人クラブの方々には積極的に今回見ていただいて、私もいきなり指名されて、ちょっと尻込みしたのですが、ここで逃げては私の立場がな

いなということで、本当にわたりジョーズ君は一度経験してもらいたい。だから、右左、また右を見ても、渡れそうで渡れないと。だから、これはもう体験型のぜひ皆さんに経験していただきたいということで私ももうその一人でございますので、高齢者の方々にそれはしっかりＰＲしてまいります。

お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　ただいまの町長のお話のとおりではございますけれども、若干もう少しＰＲさせていただきますと、交通安全フェスティバルの中には、わたりジョーズ君のほかには危険予測トレーニングということで、これは交通の状況を画面を見ながら、状況を見ながら、危ないなと思ったら、そこでボタンを押すというような、そういった装置も当日はご用意してございます。また、高齢者ばかりではなくて、お子様を中心に子ども安全免許証をつくろうということで、そういった啓発も行いますので、高齢者はもとよりご家族そろって参加いただけるようなフェスティバルにいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　最後の質問ですが、今回の一般質問には、交通に関する質問が多く提出されております。デマンド型乗り合いタクシーや福祉タクシーあるいは町社会福祉協議会等で実施している買い物サービス等の答弁がございましたが、本町にはどのようなサービスがどのように利用できるか。私を初めよくわからない人が多いと思います。ビデオで紹介するのも有効であると思いますが、いつ見てもわかるように張っておけるような一覧表で簡単にわかりやすい表をつくって配布してはどうかと思いますが、その考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりだと思います。先般の答弁でもしましたけれども、さまざまなものをバランスよく整えた形にしまして、ぜひ皆様にわかりやすく、そしてああ、こういうことなのねと改めてわかってもらえるような資料をぜひともつくりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ご意見もさまざま頂戴できればうれしいなと思いますので、そのように進めさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　それでは、３問目の質問に入らせていただきます。

旧町民センターの利活用についてお伺いいたします。町民センター食堂が閉鎖してから数年がたちますが、現在においても手つかずの状態であり、具体的な利活用の案も出されていません。公民館の予約も困難な状況にあり、会議室としても使用可能でありました町民センター食堂について早期の改修が望まれることから、以下お伺いいたします。

１点目、今後の利活用について具体的な構想はあるのかお伺いいたします。

２点目、いつごろをめどに改修する予定かお伺いいたします。

３点目、改修後子ども食堂や認知症カフェ等の計画があるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　旧町民センターの利活用についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、今のところ具体的な構想はございませんが、福祉拠点施設としての活用やボランティアセンターなどを含め町の遊休資産として検討委員会のご意見をいただきながら利活用の方策を検討してまいります。

２点目、３点目についてですが、検討委員会のご意見を踏まえた上で利活用の方策を決定することから、現時点で改修時期をお示しすることはできませんが、活用方針が決定され次第、速やかに予算計上し、議会のご承認をいただきながら改修に着手したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　先日同僚議員が現在空き家とも言えるグリーンハイツについて質問したのですけれども、もう一つの町の空き家、遊休資産ということでございますけれども、この旧町民センターではないかと思います。平成29年12月の一般質問での答弁は、改修工事は本年度中、つまり29年度中に完了する予定でウェルネスタウンプロジェクトの一環として健康増進の取り組み拠点として活用するとのお答えをいただいております。それでもまだい

まだ手つかずのままでございます。もうあれから１年以上、２年近くたつのですけれども、そのままでございます。

それで１点目、答弁では検討委員会の意見をいただきながら利活用の方策を検討するという答えでしたが、検討委員会のメンバーというのは、どういう方たちでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、検討委員会の前に、今私が指示しているのは、内部での検討チームを、廣田清実議員のときの南昌グリーンハイツから初め私どものところでたたき台をお示し、きょうは福祉ということの一つのお話をさせていただいたのですが、ただ町民センター食堂は、福祉であれば、お手洗いの問題とか、車椅子の問題とか、いろいろな問題を抱えておるわけです。だから、これについては、今私どもとしては、いわゆる庁内組織の中で、もう町民センター食堂は食堂としての機能ではなく、庁内の組織の中でのセンター機能を出せるような形で進めていきたいということで、私もこの間内部ですぐ検討チームを立ち上げて、例えばという話で福祉のお話をさせていただいたのですが、ただそういった課題があるわけでございます。もうセンター食堂は、中２階のところにお手洗いがあったり、また２階に上がるためにはエレベーターもない。だから、さわやかハウスとか何かであれば、そういうふうな機能もあるのですが、だからどういう形であそこを利活用すればいいかということで今内部で検討チームを立ち上げさせていただいております。

それから、最終的に検討委員会ということでいろいろご議論をいただきたいと思うし、外部の有識者の皆さん方、そのメンバーについては、今まだこうだということではないのですが、幅広い分野からいろいろそれぞれの分野からお集まりをいただいて、最終的に決めて、私はウェルネスというと、もうぞっとするのですが、そういうことにこだわりをいつまでも持つなと、もう別な考え方で。だから、きょうの答弁で大変失礼ですが、ＮＨＫのチコちゃんを頼んできて、ボーっと生きているんじゃねぇじゃというチコちゃんみたいなのがうちの役場にも欲しいのです。はっぱをかけてもらわなければ。だからこれは企画財政課長を中心にもう一度ウェルネスから別な視点で取り組みをしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　今の町長のご答弁に尽きるわけでございますけれども、一時一般企

業から募集するという話もあったような気がいたしますけれども、どのようになったのかお伺いします。また、施設を利用したいという団体等は今までになかったかどうかもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　募集の経過、経緯でございますけれども、実はこれもまた本当にボーっとしているのじゃないよと怒られるのですけれども、実は企業の聞き取りをしております。実は、あそこの活用につきましては、職員を中心としてワークショップを開催いたしまして、どうやったらあそこが町民の皆様に喜んでいただける組織になるかということで検討した経緯がございます。そうした中で、例えばここにコンビニがあったらいいのではないかとか、ここに食堂があったらいいのではないかとか、あるいはここが喫茶店みたいな形で憩いの場になったらいいのではないかというようなところで聞きまして、各業界団体のところに問い合わせをいたしました。そうしたところ、やはり稼働の件で非常に難しいエリアではないかなというようなことがございまして、聞き取りの段階で各企業からの申し出ということはかなり難しいのではないのかなという見解に至っております。

とはいうものの、ここ実際に使いたいというお話は１件ございました。ただそれにつきましても、やはり現状を見ますと、難しいかなというような回答をいただいているところでございます。これまでの経過につきましては、本当に申しわけなく思っておりますし、どうにかしなければいけないのかなと本当に思っておりますので、まず町長も申しておりましたように、検討、内部でたたき台をつくりまして、その上、できるだけ早い段階で皆様に喜ばれる使い方をしていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に質問。

高橋安子議員。

○７番（高橋安子議員）　本当に町長がおっしゃるように、ボーっと生きていません、職員の方、本当に一生懸命やっていらっしゃると思いますけれども、それでは、この町民センター食堂について最短でいつごろからどういう形にというのは、今の今度の職員の検討委員会のほうで検討していかれるわけですね。例えばそれまでしっかりした案ができ上がるまでの間、最小の修理で使用できるのであれば、それを利活用するわけにはいかないでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えします。

まずこれはもう遅くても年度内には結論を出したいと。

それから、今おっしゃるとおり、もう私どもの使命は、最少の経費で最大の効果と、まさに今のあれに、だから私ウェルネスと聞くと、莫大な経費をかけてやろうとした経緯があるのですが、そうではなく、必要最小限のあれで対応できる体制を整えていきたいということで、もうこれは遅くても来年の４月には、新たな形で模様がえをさせていただいて、それも余りお金をかけないでやっていきたいなと。その手前には、皆さん方にもしっかり説明責任を果たして対応してまいりたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で７番、高橋安子議員の質問を終わります。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

午前１１時０２分　休憩

――――――――――――

午前１１時１０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番、山﨑道夫議員。

１問目の質問を許します。

（15番　山﨑道夫議員　登壇）

○15番（山﨑道夫議員）　議席番号15番、一心会の山﨑道夫でございます。

１問目の質問をさせていただきます。第７次矢巾町総合計画の前期基本計画最終年度の取り組みについてご質問をいたします。

高橋町長は、新年度から未来戦略室を設置し、持続可能で未来に強いまちづくりを実現する施策を展開するとし、あわせて2020年度開始の第７次総合計画後期基本計画を住民参加のもと策定するとの方針を示しております。ことしは、後期基本計画を策定する年度であると同時に前期基本計画の最終年度の年でもあることから、以下について町長の見解を伺います。

１点目でございます。第６次総合計画の評価、検証、反省などについて全員協議会での説明では、まちづくりアンケート調査で行ったとしておりますが、その程度の取り組みでは、極めて不十分だと思われます。評価の手法の一つとして内部評価がありますが、その評価を実施されたのでしょうか。実施されたとすれば、どのような方法でいつごろ実施したのか。また、その結果はどのようなものだったのか。あわせて町民に対してどのような形で公表したのかをお伺いします。

２点目でございます。第７次総合計画前期基本計画の内部評価を６月中にまとめるとしておりますが、７本の柱に沿ってワーキンググループごとに評価や検証等を行うものと理解いたしますが、その手法はどのようなものでしょうか。

例えば重点施策マネジメントシート等を活用して年度ごとに決算の実績を数値であらわすなどの方法とあわせ重要業績評価指標、いわゆるＫＰＩについても評価の手法として取り入れるべきと考えますが、見解を示されたい。

３点目でございます。７月下旬の総合開発委員会において前期基本計画の評価を行うとの説明がされましたが、議会に対しても前項で提起した評価の手法で示してもらえれば、現況と課題が一目瞭然となり、検証と評価をスムーズに行うことができると思われますが、その見解をお伺いします。

４点目でございます。後期基本計画の策定に当たって総合開発委員会が原案を作成するとの説明を受けました。それに向けて６月から８月にかけてフューチャーデザインワークショップを全６回開催し、後期基本計画への提言等を行うとしております。その際、原案策定の基本となる基本構想の中に町の懸案事項であります、例えば道の駅構想や町営住宅の集合化、全天候型ドームの建築構想などを取り入れたものを提起することになるのか明らかにされたいと思います。

５点目でございます。前期基本計画の指標の進捗状況の中で既に目標値をクリアしたものもあると思われますが、残り１年で力を入れて取り組もうとしている計画や事業はどの程度あるのか主なものをお示しされたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　15番、山﨑道夫議員の第７次矢巾町総合計画前期基本計画最終年度の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、第６次総合計画の評価等につきましては、旧来の施策実施状況をはかる行動評価、アウトプット評価ではなく、施策の対象である住民への直接的な効果をはかる成果評価、アウトカム評価を重視する観点から計画推進の結果であります町の姿について住民の皆様に直接満足度等を問うことが最も的確な評価であるとの考えのもと2,000人を対象に実施した住民アンケートの結果を評価として受けとめ、第７次総合計画に反映したところであります。また、内部評価に当たるものとしては、平成27年度に第７次総合計画前期基本計画における事務事業体系を構築する際、第６次総合計画で取り組んだ各事業について担当課レベルで継続、見直し、終了の検討を行っており、その結果は前期基本計画の事業体系に反映されております。

なお、評価結果の公表につきましては、住民アンケート結果に事業費ベースで施策ごとの実績と達成率をまとめた資料を添えて平成29年９月に町ホームページに掲載をしております。

２点目についてですが、前期基本計画の内部評価につきましては、６月中に前年度末時点の実績をまとめ、後期基本計画策定のための評価に着手する予定であります。その方法につきましては、現在検討中ですが、重点施策マネジメントシート等も活用しながら事業費実績を把握しつつ、指標、ＫＰＩの達成度を重視する方向で評価を実施してまいりたいと考えております。

３点目についてですが、議員のご提言を踏まえ、わかりやすい形で議会にお示しできるように検討してまいります。

４点目についてですが、今回の総合開発委員会では、主に後期基本計画案の検討を行う予定ですが、将来の持続性を確保する観点から必要がある場合には、総合計画全体の方針を示す基本構想に関しても修正の検討を行うこととしております。

議員がご指摘の具体的事業につきましては、今後行われる議論の中で重要項目として基本構想に位置づけることが望ましいと考えられる場合には、そのような形で答申が行われるものと考えております。

５点目についてですが、最新の実績となる平成30年度末時点の指標進捗状況は、現在取りまとめ中ですが、前年の平成29年度末時点では95項目の指標のうち38項目が目標値を達成しており、計画最終年度に向けて特定健診の受診率の向上やまちづくり出前講座の利用促進、観光客数の増加、町ホームページのアクセス件数増加など、残る57項目のさらなる施策推進に注力する必要があると認識しております。本年度中につきましても、今後取り

まとめる達成状況を踏まえ指標未達成の項目を中心に達成に向け努力をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　何点か質問いたしますが、順次質問をさせていただきます。

第６次の総合計画の評価については、残念ながら議会には示されていないというふうに私は感じていますが、いずれ住民アンケートを実施したと。これは、住民への直接的な効果を図る成果評価を重視する観点からだということでございますが、この2,000人の中、恐らくランダムに男女別とか、あるいは年代別抽出をしたのではないかと思いますが、その内容を年代、それから男女別、そして回収率等はどのぐらいだったのかまずお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

実施いたましたアンケートにつきましては、矢巾町に居住する18歳以上の住民2,000人に対して住民基本台帳より無作為抽出で行いました。調査期間は、平成26年12月22日から平成27年１月５日というところで募集しておりまして、2,000人に出しまして、有効回収票が782、有効回収率が39.1％という調査になっております。男女別によりますと、男性が43.1％、女性が54.1％、無効が2.8％ということになっております。年代別でいいますと、一番最も多く回答していただいたのが60歳から69歳の方、ここが24.3％、次に50歳から59歳までが19.7％、以下30歳から39歳、40歳から49歳がそれぞれ15％程度ということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　その評価というのはどのように捉えておられるのか、その点もお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　この評価に、住民からの意見をどのように捉えているのかということでございますけれども、まずもって答弁の中で私どものほうで

アウトプットとか、アウトカムとかという言葉を使っている中で、ちょっとその言葉を整理したいなと思っております。従来私どもの評価につきましては、まさに予算をどれだけ使ったのかというような行政管理的な評価を行ってまいりました。近年議員もＫＰＩの必要性を指摘しておりますとおり、まさに成果がどのようになったのかというところがポイントになっております。実は、この６次総につきましては、行政管理という視点がもとになっておりまして、それを使ったからどうなったのかというような視点でのつくりの体系になっておりませんでした。そのために職員内で数値を取りまとめて従来の経営管理型の数値をお出ししたとともに、それでは実際に町がどうなったのか、７次総にどうつなげていくのかという視点が抜けるものですから、住民の方々からの意見を聞いて、その意見をもとに７次総につなげたということになっております。

この意見の中からで、また最も重要なのかなと思うのが、要は総合計画を取り組んで矢巾町が住みやすくなったのかどうか、生活についてというところなのですけれども、どちらかといえば住みやすいと51.2％、住みやすい、住みよいが31.8％という形になっています。直接行政管理手法、要は予算をどれだけ使ったのかということと、あとアンケートというものは直接リンクするものではございませんけれども、おおむね６次総の取り組みが満足度につながっているのかなと。代表的な指標でお答えいたしましたが、そのように捉えております。また、今後住み続けたいのか、そしてもう出ていきたいのかということになりますと、半分近くの方、48.1％の方が今後とも住み続けたいと言っていることを示していただいております。それを受けまして、では矢巾町はどのようなまちづくりをするのかといったようなところを総合開発委員会に諮りまして、アンケートの活用をさせていただいたという経緯がございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　おおむね町民からは一定の評価をいただいているという答弁でございますが、その中でもっとこういうふうにしてほしい、いわゆるこの部分についてはもう少し予算も、それから力も入れてほしいというのは、何点かあったのではないかと思いますけれども、その主なものだけでもいいですが、教えてもらいたいです。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　この設問につきましては、まず交通が不便

というのが56.1％といたしまして、最も多くなっております。買い物が不便、これが47.4％という形になります。パーセントではないです、大変失礼しました。件数です。こういった部分につきまして非常に今議会でも議論されているようなところが、やはり６次総の結果としても課題として残っているように認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　内部における検証、評価、反省というのは当然やられていると思いますけれども、例えばＰＤＣＡサイクル等を使ってやったのか。その評価をする際に、どのような方法でやられたのかお知らせください。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

内部での検討評価ということにつきましてお答えしたいと思うのですけれども、まず山﨑議員がご指摘のとおり評価というもの、まさに重要ですし、ＰＤＣＡサイクルのお話がされましたけれども、全くそのとおりだと思っております。その内部の評価がどのような形で行われたのかというようなことにつきまして答える前にちょっと評価、矢巾町がこれまでどのように考えてきたのかといったところをさかのぼって考えてみましたので、ちょっとそのご説明をさせていただきたいなと思っています。

矢巾町に限らず日本の中で行政評価というものが取り入れられてきたのが平成５年から10年ころのニューパブリックマネジメント、新公共経営と言われるようなものだったと思っております。それまで従来管理型の行政といいまして、予算をどれだけ使ったのか。なので、予算残すと来年つかないよというような議論がされてきて、それが無駄だというような話の中で新公共経営、まさに行政は経営をしていかなければいけないのだという中でこういう概念が入ってきました。

実は、ニューパブリックマネジメントが起こりまして、日本の中では先進県と言われるところが業務棚卸を行いました静岡県、あと時のアセスメントを実施しました北海道、あと事務事業評価システムを行った三重県などがあります。当時北川知事が行った三重県の行政評価システムなんか、当時テレビでも何回も取り上げられて注目されたと記憶しているのですけれども、そういったところは、まさにＰＤＣＡサイクルをいかに導入していこうかというものがポイントであったと認識しております。それが平成５年から10年ころの

中で起こってきたということです。

実は、この流れを受けまして、本町におきましても、静岡県の業務棚卸を参考にいたしまして、平成15年ごろだったと思うのですけれども、まさに議員がご指摘のとおりＰＤＣＡサイクルを使う行政評価システムにチャレンジした経緯がございます。ですが、矢巾町の場合、包み隠さずここは申し上げますと、ずっと管理型の行政を行ってきたというふうなことがございまして、なかなか経営というような、あとアウトカム、成果についてどうしようかというような視点が正直抜けていたのではないかなと、抜けていたというよりは、そういう考えのもとで計画をつくってこなかったというふうに認識しております。ちょうどそのころが６次総の策定の時期ということで、やはり６次総も伝統的な経営管理型の予算を投入したらどれだけ使ったのかというような指標構成になっております。したがいまして、歴史的なところを振り返ってみますと、この６次総自体がＰＤＣＡサイクルを具体的に本格的に回していくというようなつくり方になっていなかったというところがございます。したがいまして、庁舎内の中で行った検討というものにつきましては、どれだけ使ってどのようになったのかというようなところでございます。まさに、今申し上げるＰＤＣＡサイクルというふうなところの中ではどのようにしなければいけないということは考えていますけれども、議員がご指摘の実際にマネジメントサイクルを回すかどうかといったところの中では、そういった検討には至っていないというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　ということは、今度の７次総については、ＰＤＣＡサイクルを活用できるような体制で今進んでいるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　まさにそのとおりでございまして、議員がご指摘しておりますＫＰＩの活用などもまさに、いかにマネジメントを回していくのか、ゴールにあるべき姿を達成するためにどのように指標を設定していって、それをクリアするための取り組みにしていくのかといったところの視点で７次総は評価を行っていきたいと考えております。今後ともぜひご指導をよろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　そこでお聞きをいたしますが、29年度末の時点で95項目中38項目が達成されていると。そして残り57項目、そしてそれは１年も経過していますが、今取りまとめ中ということでございますけれども、例えば当然57項目は残っていないと思いますが、ほとんど恐らく進捗状況はいいのだろうというふうに推測はしますが、例えばこの中に、これは７次総合計画の前期基本計画の指標リストなのですが、これ出していただいたやつですが、例えば上水道の適切な運営管理というのがありまして、施策の体系というのがここに当然ありますが、指標の中に水道施設整備計画（配水管の更新率）、これ27年度では20％、目標値が平成31年度で100％なわけですが、それが39.6％であると。これは平成29年度末です。それから、もう一つは、ＩＣＴ、アセットマネジメントシステム構築、これについても30％の現状値です、平成27年度では。これが目標値が31年度末で100％、そして進捗状況が30％です、29年度の段階では。これはどの程度進捗、現状ではですよ、１年たっていますので、どの程度進捗しているのかというのがこれはまずここをお聞きすれば、各施策ごとに力を入れてやっているのだなというのがわかりますので、そこをまずお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

上下水道の適切な運営管理といったところの中でのご質問だったと思います。ちょっと私今上下水道のところでの数字を正確に把握しているところではございませんけれども、水道施設整備計画の配水管更新率、これにつきましては、31年度をめどに100％にするという、31年時点をめどに立てている計画でございます。したがいまして、実は上下水道課のここの配水管の更新というものは、かなり計画的に行っておりまして、この27年度時点で20％という部分については、その100を予定しているうちの初年度の20％ぐらい行っているということですので、こちらにつきましては、適切に更新が行われているものと認識しております。

また、ＩＣＴアセットマネジメントシステムの構築というものにつきましては、これもＩＣＴを活用したアセットマネジメントというと、何のことだろうというふうに思うと思うのですけれども、実はアセットマネジメント、厚生労働省が求めておりますものは、計画をつくりなさいというようなところだけを求めています。矢巾町のＩＣＴを活用したというのは、実際にそれを日常点検レベルまで落とし込めるというように活用するものを目

指しておりまして、このＩＣＴの活用という部分につきまして、台帳に資産をどれだけ登録していったのかというようなところにございますので、こちらも31年までに計画的に達成されるものと思っております。

他の指標につきましても、実はこちらに紹介しております企画財政課で所管しておりますホームページのアクセス数みたいなものが非常に悪かったり、さわやか号の運行率だったりというものが非常に悪かったりというところがございますが、各課取り組んでいるところにつきましては、おおむね達成できるのではないのかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　水道をあえて聞いたのは、水道料金を値上げしましたよね、下水道もそうですが、やっぱり町民の関心はそういった部分にかなりあるだろうというふうに思っています。関心を持ってもらいたいという点もございますので、あえてお聞きしたところですけれども。道路の整備については、かなり数値的には悪いのです。これは１年前ですけれども17.66％、達成率ということですが、この辺はどの程度になっているのか。今中央１号線初め安庭線の関係もかなり今力を入れてやっているわけですけれども、これが100％になる可能性は十分にあるのかどうか、この部分だけお聞かせを願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

道路の部分につきましてですが、医大関係の周辺の道路のところがまず残っているという形になっております。今鋭意努力しておりまして、工事のほう順調に進んでおりますので、ここにつきましても計画で考えているようなところはおおむね整備できるのかなというふうに思っておるところでございます。しかしながら、予算の関係なんかで補助がどれだけ、交付金がどれだけつくのかといったようなところで前後するところもございますので、そういったところも考慮しながら、そういったことも変動要因にはなりますけれども、おおむねいい形で進んでいるのかなというふうに理解しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　補足でございますが、メーンの中央１号線とか、スマートインターチェンジのアクセス道路、そういった部分の整備というものが引き続き行われ

ておりますし、あと生活道路の整備につきましてもちょっと予定された本数がいけていないかなというところですので、100％というところまでには今年度中にはというところですが、引き続き鋭意頑張っていきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　後期基本計画の策定に当たって、これはフューチャーデザインのワークショップを６回ぐらい開催をして、そして提言をしていただくということなのですが、先ほども高橋安子議員の質問の中でも、先ほどはいわゆる車の話の中でありましたけれども、内部で検討してたたき台をつくるというのがまず私は実際行政を進める上では、本当に大切だろうというふうに思いますし、そういうふうにやってきているとは思いますが、そのワークショップをやるときに、町の考え方というのは当然提起すると思うのです。私のお聞きしたいのは、今後の町のまちづくりの構想の中に道の駅、それから例のドーム型の全天候型屋内施設、それからあとはまだありましたね。大きなものでは、もう一つありましたけれども、ちょっと今ど忘れしましたが、そういった計画を組んでいく際に、この基本計画、構想の中で入れなければいけないと思うのですが、答弁では基本構想も変更することもあり得るよという答弁は入っていますけれども。実際提起をするということは、内部で相当検討していっての、町の方向性を出すということになるだろうというふうに思いますが、それを現実にやるということがこのフューチャーデザインのワークショップの中でできるものなのか、そこを聞きたいのですけれども。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

フューチャーデザインのワークショップ、今どんなことをやっているのかということにつきますと、２回ワークショップ、終わりました。その中で町民の皆さんには、参加者の皆さんには、これまでの総合計画でどんな町にしてこようと思ってきたのかという振り返りを行っております。それで、例えば40年前の矢巾町はどうだったのかなというようなところを実際にどんな計画をつくって、今このような形になっているのかというような振り返りを行っています。そうした中で前回のワークショップにつきましては、振り返っていただいて、その方々に対して、今までの先人の計画をつくってくれた方々に対してもっとこうしてくれればよかったのにとか、もっとこういう積極的なことをやっていたら便利に

なったよねとか、あるいは今こんな住みよい矢巾町になっているのは、昔の人がちゃんとやってくれたよねというようなことを言っていただいております。

これはどんな意味でこんなことをやっているのかというと、まさにフューチャーデザインのワークショップは、将来から今を見てどんなまちづくりをしていったらいいのかということなので、実際に振り返ることによって自分たちもそういうふうな形になるのだよということを理解してもらうことになっています。そうした中で、実際のワークショップの中でも道の駅の話であるとか、ドームの話というのは、実際に出ております。そういうでているものに関して、例えば現状、生活の利便性を高めるまちづくりをする中でこういうものが必要なのかどうかというものは、住民の意見として集約していくことが可能になりますので、そこにつきましては、フューチャーデザインワークショップの中、全てそこで決定するものではございませんけれども、そういったドームであるとか、道の駅というものが位置づけられるのかというのは一定の議論ができるものと理解しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　先ほどＰＤＣＡサイクルを活用するということがございましたけれども、あと１年で前期基本計画が終わりますけれども、これはどのような形で、いわゆる検証、そして評価あるいは改善を図るための各課レベルでの恐らく評価をしているのではないかと思いますけれども、それを各課にフィードバックして、それで必要な分は各課横断的に取り組んでいかなければならないものも中にはあると思うのですが、それに対してどのような取り組みをしているのか、最後にそこだけお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　まさに議員がご指摘のとおりでどういうことをしているのかというのがすごく重要だと思います。実は28年８月からチェンジシートというものをつくっております。そのチェンジシートというのは、矢巾町を変えていかなければいけない、変わらなければいけないという思いに立ち返って、事務事業評価というものを実際に取り組んでおります。それで、すぐできるかというと、なかなかできないものでございまして、このチェンジシート自体が成果、まさにアウトカム指標を設定してどう改善していくのかという取り組みを28年から施行しております。それでこちら31年、まさに令和元年、まさに今この着手に向けまして本格始動しておりまして、これが事務事業にしまして約

600ぐらいあります。各課の業務というものを一つ一つの仕事に細分化して、どうあるべきなのか、どういう効果があるのか、このまま続けていってもいいものなのかといったところを集約しております。総合計画の策定につきましては、そういったものを全て検討材料に入れて行いたいと思いますし、この評価につきましては、その事務事業評価は、あわせて全て議員の方々にもお示しして、実際に矢巾町の一つの仕事がどうなっているのかというところを公表する予定でございますので、そのような形で横断的に取り組むこととしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、冒頭山﨑道夫議員からまず議会に報告がなかったと、このことについては、もうこれは私の責任でございますので、今後こういうことのないようにしっかり取り組んでまいりたいと思いますし、それから全天候型のドームとか、道の駅については、もうご存じかと思うのですが、今久慈なんかでは、広域との道の駅構想とか、私らも全天候型のドームなり、道の駅構想については、できるのであれば盛岡広域８市町、そうでなければ、もう県内33市町村と連携を図りながらこの構想を考えていきたいなと、こう思っておりますので、いずれちょっと時間はかかりますが、矢巾町単独でできることではないので、そういったことも含めて今検討をさせていただきたいと思いますので、まず今後このことの基本構想のもし今時の基本構想で見直しできるのであれば、お願いしなければならない時期が来ることもあると思いますので、そのときはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　それでは、２問目、質問させていただきます。

岩手医科大学附属病院総合移転に伴う交通対策についてをお伺いします。

ことし９月に岩手医科大学附属病院の総合移転に伴い、入院、外来患者、付き添い、見舞いなどで約2,700人、教職員と臨時派遣職員らで約2,600人、関係事業者が約2,500人、学生は約2,000人規模となると予想されております。受け入れる本町の周辺環境が激変することは容易に想像できますが、町民の期待や不安は交錯している状況にあると思います。医大開院を前にして、最大の課題は、町内の交通情勢が一変することであると思われます。それに

対して、今後どのような対策を講じていくかが問われています。周辺の町道や県道を初め国道４号の矢幅駅入り口交差点、矢巾スマートインターチェンジから医大までの町道など、今まで以上の大変な混雑が予想されます。さらには、交通量の増加による交通事故の増加も懸念されております。町内を東西に直線で横断する幹線道路の整備について検討する時期を迎えていると捉える必要があると思います。また、病院利用者の目線での公共交通網のあり方についても県や周辺市町村と検討しなければならない大きな課題でもあります。このような状況が４カ月後に迫っていることをしっかりと再認識し、町民の生活に不便や不安、危険が生ずることのないよう改善に向け最大限取り組まなければならないと考えます。

国道４号盛岡南道路の延伸や徳田橋かけかえに関する情報も含めて今後どのような取り組みを進めていく考えなのか明らかにされたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　岩手医科大学附属病院総合移転に伴う交通対策についてのご質問にお答えいたします。

岩手医科大学附属病院の総合移転に伴い、周辺道路の交通量が増加することについては、事前の道路計画の検討においても重要な課題として捉えております。そのため町道中央１号線は、４車線化とすることで道路整備を進めておりますが、岩手医科大学附属病院へ向かう交通の流れについては、国や県、近隣市町を含め広域的に検討していく必要があります。このことから、先般、国道、県道及び盛岡市道の道路管理者と県警察本部及び紫波警察署の交通管理者が一堂に会し、道路交通勉強会を開催したところであり、９月に行われる医大病院移転に関する情報を共有するとともに、現状や課題などを意見交換したところであります。

本町においては、医大病院開院直前の交通量を把握するため、今月下旬交通量調査を実施する予定となっておりますので、このような情報も含め、今後も勉強会を通じて各管理者と連携を図り、情報を共有するとともに道路交通の変化に注視しながら必要な対策を検討してまいります。

また、今後の交通動態によっては、県立産業短期大学校と町道中央１号線の区間の町道田浦線について交通対策としての道路整備を検討していかなければならないと考えております。

なお、一般国道４号盛岡南道路の情報については、現在国土交通省において計画段階評価をするための道路交通の現状や課題、アンケート調査などをとりまとめているところと聞い

ております。

徳田橋については、平成30年度までに橋脚、いわゆる橋げたが２基完了し今年度は橋脚３基と橋台１基が施工される予定となっており、現段階での徳田橋の完成時期は、令和一桁中ごろと聞いております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　当然交通量は、もう今からふえておりますけれども、あと３カ月半ぐらいですか、岩手医大が開院するとなれば、これはまた相当な交通量が増加するということは、今の時点でもこれは想像できるわけでございますが。私は町道の田浦線については、整備計画を検討していかなければならないという答弁でありますが、ここだけでは当然交通量がふえた分については、賄いきれないというか、渋滞はそんな簡単には解消できる状況にはないのだろうというふうに思っています。そこで国道４号の南道路がどの程度のスピードでくるかわからないのですが、ルートについては来年あたりに確定するだろうというふうな見通しのようですが、私はやっぱり都市計画道路、これは当然土地の売却などもしなければ、売却といいますか、買うというようなことも当然あるわけですので、そう簡単ではないと思いますけれども、やっぱり医大を核とした交通網といいますか、それをやっぱり抜本的に変えていかなければといいますか、改善していかなければ、恐らく町民はかなりのいらいらが増す状況が出てくるだろうというふうに思っているのです。

今盛岡不動線だけ見ても、もうかなりの交通量なわけです。これはスマートインターができたというのも当然ありますし、それからやっぱり盛岡中央卸売市場付近でも渋滞しているということもずっとそれが引き続いてつながってきているというようなことも当然あるのですが。実は盛岡市との、これは前の産業建設常任委員会のときでございましたけれども、盛岡市の道路整備に関しての情報交換をしたいということで常任委員会として行ってきたのです。そしたら、盛岡は盛岡でかなりもう積極的に計画を組んで、そしてその計画をきちっとした形で何年までにつくるのだという、そういう計画を出しているわけです。やっぱり私たちの矢巾に関しては、都市計画道路の整備の計画はあるのですが、なかなか見えてこないというのが今矢巾の状況です。

そういう状況の中で、やっぱり町民は都市計画道路があるというのは、ほとんど知っていますので、常に聞かれるのは、医大が来るのだけれども、道路の整備は中央１号線と安庭線

中心にまずやっていると。これはある程度緊急車両の関係もあってやむを得ないとは思うけれども、やっぱり町全体を見回して、どこからどこを結べば、あるいは都市計画道路をつくれば、将来的には交通の状況といいますか、車の流れがどうなるかというのをやっぱりしっかりと精査をして、何年ころまでに都市計画道路をつくるということをしっかり打ち出すべきではないかという話が結構出ているのです。やっぱりそういうふうなことを明らかにしていかないと、いつまでたってもなかなか進まないなと、何をやっているのだという思いだけが強くなって、いわゆる不満になっていくし、それからこれからどうなるのだべなという不安になっていくと。やっぱりその辺をどういうふうにしていくかという考えがなければだめだと思いますので、かなり今までも聞いてきましたけれども、田浦線以外の、例えば高田煙山線のような都市計画道路をいつころまでにどうするのだというのを出してもらう必要があるだろうと思いますので、そこの考えをしっかりお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　水本副町長。

○副町長（水本良則君）　それでは、お答えいたします。

矢巾町の都市計画道路は、決定されてからかなりの時間がたつわけでありますが、余りできていないのが多分皆さん方感じていることだと思います。一方、例えば病院が来るということ、あるいはインター関連ということで必ずしも都市計画決定されていない道路であっても必要なものについては整備しているのが現状だと思います。多分、多分と言うと、ちょっと語弊があります。緊急性が高く、必要性が高いというふうに位置づけられたものについては、国の補助金あるいは交付金を使いながら整備しているのが現状でございまして、矢巾町としてつくった都市計画道路をどういうふうに整備するかという計画は、私は古いことはわからないもので間違っているかもしれませんが、多分都市計画道路全体についての整備計画プログラムは現在のところ持ち合わせていないのではないかと思います。

先ほど申し上げましたとおり、都市計画道路として必要性は、その時点で考えたわけでありますが、土地利用の変化あるいは交通の流れの変更に伴い、あるいは先ほど申し上げました新たな状況が生じたために、それを優先するため。しかしながら、将来を見て考えた場合には、まさに都市計画道路そのものはこの地域をどのようにしていくかということで必要なものを計画決定して、その計画決定したところについては、仕様、使い方を制約していくわけでありますから、当然こういった道路はつくるつもりで計画するわけでありますので、何らかの形で整備計画、それは長、中期的なものも含めた形になるとは思うのですが、どういったところからやるのかというのは、ある程度示していく必要があるだろうと思います。こ

ういったものがこの総合計画の中にも反映されなければならないと考えておりますので、どこまで取り組めるか今後のことでありますが、できるだけそういった方向で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　ただいま副町長が答弁したとおりでありますが、今現在盛岡広域で平成29年に都市計画道路といいますか、道路交通網の計画を立てた経緯があります。それに基づいて都市計画道路をどのような配置にするかというような検討をした経緯があります。その中で、矢巾町の場合は、議員が仰せのとおり、昭和40年代に作成した都市計画道路がほとんどなわけなのですが、そういった部分の整備というものは、ただいま副町長が述べたとおり余り進んでいないという都市計画道路もあります。今現在我々のほうでもおおむね５年から10年以内に着工すべき都市計画道路あるいは10年以後に着工していきたいという都市計画道路、そういったものをちょっと大まかですが振り分けて、計画を立てているところです。こういったところの都市計画道路の情報を国のほうにも示して、先ほど来出ております盛岡南道路の検討材料にしていただければなというところも含めて国とは若干やりとりをしております。

医大が開院しますと、そのとおり交通の動態は変化してくると思います。かなりの増大ということで答弁書にもありましたとおり田浦線の整備、あるいはソフト的な部分になるのかもしれませんけれども、信号の現示の時間の変更とか、右折レーンといいますか、右折の信号機だとか、そういった部分についての早期に対応していかなければならない部分とか、そういった部分は、先ほど述べさせていただいた道路交通勉強会というものを道路管理者と交通管理者で現在行っておりますし、これからも行っていく予定です。先ほど医大の開院前の交通量調査も町のほうで行うことにしておりますし、まだ未確定ですが、盛岡市もあの周辺の交通量調査を行おうかなというところでは聞いております。そういったところから、この勉強会のほうでみんなでどういった変化が生じてくるのか、あるいはどういったところを対策していかなければならないのかというところを一緒になって講じていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　水本副町長。

○副町長（水本良則君）　先ほどちょっと申し上げるのを１点忘れておりました。都市計画道

路は、先ほど申し上げたとおり、昭和40年代ということで今後あのままの、今の決定の路線だけでいいのか、そういった見直しも当然必要だというふうに認識しておりますので、いずれ例えば南道路のルートが決まれば、そこら辺を踏まえた見直しもあり得るというふうに考えております。

お答えとします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はありますか。

それでは、まだまだ質問があるわけでございまして、ちょうど時間も正午を回りましたので、ここで昼食のための休憩としたいと思います。

再開を午後１時といたします。

午後　０時０２分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

休憩前に引き続き、一般質問、山﨑道夫議員の再質問から始まります。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　交通対策に関して引き続き再質問させていただきます。

まず一つは、都市計画道路の予定路線というのが昭和40年代につくられたのがあるわけですが、何度か私も道路都市課に足を運んだときに見させていただいたことがあるのですが、これは例えば今回４人の新人議員も誕生しましたので、あくまで予定路線、計画路線といいますか、まだ計画にのっていない部分もあるかもしれませんけれども、予定されている路線についてお示しいただくということは可能なのか。できれば示していただきたいと思いますし、それから町道の中で生活道路として日常的に使われている道路で整備に対する請願等の、いわゆる要望等が出ている路線というのは、当然何路線かある、まだ50路線ぐらいは手つかずでいると思っていますが、その部分を示していただきたいなというふうに思いますが、これは可能なのでしょうか。その点、まずお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　都市計画道路につきましての現段階での情報ですが、矢巾町には、それぞれ都市計画道路がありまして、全体延長で約35キロほどあります。それでそのうち改良済みというものが22キロほどありますので、13キロほどまだ残っているような状況になっております。

この中には、流通センターと国道４号線を結ぶ高田煙山線とか、あと今スマートインターチェンジからおりてまっすぐ行けるのではないかというような可能性のある路線として藤沢海老沼線というような、ここにつきましては、まだ全く手をつけていない状態になっております。都市計画道路につきましては、区画整理と同時施工で、主に区画整理とか、そういったところに都市計画道路が張りついているわけなのですが、区画整理と同時に終わっている部分というのは、相当数あるというような状況になっております。

先ほどおおむね10年以内には着工したいなという路線につきましては、先ほど言いました藤沢海老沼線という、ちょっとこれはＪＲをアンダーパスしなければならないわけなのですが、この都市計画道路と、あと赤林南矢幅線ということで、田園ホールの西側の道路からまっすぐ北のほうに向かっていきまして、藤沢海老沼線に接続する都市計画道路、そして高田煙山線は、流通センター、13号、盛岡和賀線の煙山地内のところから高田の国道４号までの相当、ちょっと延長のある路線になりますが、こういったところにつきましては、おおむね10年以内には着手していきたいなというふうには考えております。

ただ先ほど副町長からも申し上げましたけれども、盛岡南道路の関係でルートがおおよそ見えてきた段階では、その都市計画道路の見直しというものも当然しながら矢巾町のまちづくり道路網を形成していきたいというふうに考えております。

それと生活道路につきましては、今現在要望路線は154路線あります。それで完成しているのが75路線、継続して行われているものが24路線、未着工が55路線というふうになっておりまして、未着工の55路線の総延長につきましては、約22キロほどというふうになっております。

以上、お答えといたします。

（何事か声あり）

○道路都市課長（佐々木芳満君）　都市計画道路につきましては、まだ実際の詳細設計をしているわけではないので、都市計画図とか、そういったところに載っている程度の範疇でしかないわけなのですが、我々の都市計画決定された時点の図面というものが2,500分の図面に記載されておりますので、そういったものにつきましては、示すことが可能となっております。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　その2,500分の１の図面でよろしいですので、これはあくまで予定ということで。ただ今お聞きした範囲では、できるだけ10年以内には着工したいという、非常に今までにない展望が少し持てるような答弁だったというふうに思っております。

それから､生活路線については､いわゆる路線名を明記したやつの一覧が欲しいのですが、これについては可能でしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

生活路線の路線名入ったものにつきましては、我々のほうから提供はできます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　何度もこの都市計画道路は私も質問してきたのですが、初めて着工の見通しが話されたということで非常にいい情報だなというふうに思っております。できるだけ早くと言っても10年以内ですので、もしかすれば10年はかかるだろうというふうに思いますが、お示しをいただいて、その着工時期等がわかれば、町民に知らせていただきたいなというふうに思っております。

そこで、この分についてはこれで終わりますが、実は医大が９月21日に総合移転をするわけですけれども、スマートインターを煙山側におりて、あるいは矢次側におりて道案内があるのですが、その案内には国指定の史跡徳丹城何キロ、何キロと書いておりました。ずっと私も調べましたが、その中には、これは矢次のほうですが、徳丹城の史跡、いわゆる国史跡の徳丹城5.4キロ、これは北側に向いているのです。この線が。そして、矢巾温泉については、これも北側に向いていると。それから、やはぱーくの矢巾町活動交流センター、括弧で書いて３キロ、これも北側に向いていると。それから、矢巾町役場は南、田園ホールも南、これは1.9キロになっていましたけれども、それから矢巾斎苑、いわゆる火葬場についても2.6キロで矢印がついていました、南に。当然そうなのだと思いますが。それから煙山側におりると、全部今話ししたのが北側なのです。当然そういうふうに、道案内ですから、わかりやすくということでやったと思いますが、ところが、そこを通って、煙山も矢次も、いわゆる医大までのルート、示してもらっているルートを歩くと、ファミマのあたりに来ると、矢巾温泉が当然矢印あります。それから、それを下がっていくというルートが全くないのです。いわゆる医大なんか全く一言もありませんし、これからだといえば、それまでですけれ

ども、それから田園ホールと役場は、こっちの南に来ると、確かにこの線、これは矢巾町役場と田園ホールという矢印で示しておりました。しかし、矢巾斎苑が全くないのです、どこを歩いても。

こういう状況の中で、実はある情報で医大の先生方とか、あるいはさまざまな医大に関連する業者の方たちが、ルートを今歩いてみたり、シミュレーションやったりしているらしいのです。ところが、医大に行く表示が全くないということで何でこう遅いのだろうなということで、その疑問を話してくれた人がいて、私も歩いてみましたが、本当に全くないのです。特にファミマからずっと矢次の煙山ライスセンター通って、ちょうど矢次線にぶつかるのですけれども、そこにも全く何も表示がないと。それで私たちは通常、そのままあそこを右に折れてくみあい鉄建のところからアンダーパスをくぐり抜けるのですけれども、その際にも何もないのです。その際にも矢巾の役場もないし、田園ホールもないし、やはぱーくも何もないのです。そのままずっと来ると田中横道線のところに来ますけれども、矢幅駅というのがあって、右に行くと矢幅駅、左に行くと大沼とある、それだけなのです。小学校のところに来ても、これも全く何もない。たまたま消防学校のあたりは、総合防災センターというのがその場所にはあります。それから、消防学校もありました。それは、そこに行って初めてわかると。それから、４号線から上がってくるのも、県立の療育園と、それから盛岡となん支援学校、これはあります。矢印であります。それから、矢幅駅とかというのもありますが、医大に関連したのは一つもないのです。それなぜなのかということをちょっと私考えましたが、開業する前だからなのか、それとも私立の学校であるし、いわゆる病院だということで、そういう扱いになっているのか、この辺どなたかわかる方おりましたら、ご答弁いただきたいのですが。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　総務課が窓口となりまして医大とも協議をさせていただきながら今ついている部分は、スマートインターチェンジを中心につけさせていただいているところでございますけれども、今後につきましては、今工事中であります安庭線また中央１号線、その辺にアクセスするような表示板が今後必要になろうかと思いますけれども、その辺は調査、研究しながら、よりよい皆さん位置がわかりやすいような表示の仕方を今後検討してつけていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　補足でありますが、今岩手医大のほうでも何カ所か看板の

設置を検討しているというような話は伺っております。開院までには設置されるだろうというふうに考えております。

先ほど山﨑議員さんがおっしゃったとおり、基本的には、私立の大学ですので、自分たちで案内標識を設置するというのがまず基本です。ただだからといって町のほうも全く何も手をかけませんよということではなくて、ある程度公的に設置できるもの、設置というか表示できるものについては、町のほうでも検討していきたいと思っております。ただ基本的には大学で設置するということは聞いております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　先ほどの答弁につけ加えさせていただきますけれども、これまでつけた部分は新規でつけた部分もございますし、あと４号線からアクセスする部分については、既存のほかの表示とあわせて、標識とあわせて医大を追加した部分もございます。今後につきましては、道路管理者等と協議しながら医大の開院に合わせた形で整備を進めたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　そうすると医大というその表示はあるという認識ですか。それはどの位置なのか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　ただいま表示の大きさとか、ほかの施設との兼ね合いもございまして、今調整中でございまして、国道からの部分につきましては、例えば下田工業団地、片方は矢幅駅、あとは役場、あとは医大ということで、その辺４項目から５項目表示する部分がありますけれども、そこは今現在文字の大きさ等で調整している最中でございますので、間もなくその辺はつけさせたいというふうに考えてございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　いわゆる現在はないということですか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　４号線の部分につきましては、まだ設置にはなっ

てございません。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　何回も歩きましたが、医大というのが全く私見えなかったのです。どこにかついていますか。スマートインターから、あるいは４号線から上がってくる際に。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　現段階では、設置されているのはないと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　確かに私立ですので、それはその考えも一方ではあると思います。あくまで病院がやるべきだというのもあるでしょう。しかし、これは医療機関としては、やっぱり公的ないわゆる扱いといいますか、その役割を果たしていると思うのです。特に、不動盛岡線なんかも相当数歩くのですけれども、そのほかに全く土地勘のない方たちがインターを使っておりるのです。やっぱりこれは、何ぼ私的なものでも、施設としては私立でしょうけれども、矢巾に来て医大が開業して、矢巾に相当な有形無形の影響を与えているわけです。元気のある町だと言われていますけれども、そういう体制を組んできたのも町としてあるわけですし、その恩恵を受けているのもかなりある、何回も言いますが、あると思うのです。そういうときに全く、いわゆる立派なものでなくてもいいと思います。恐らく開業時にはつくだろうと思いますが、例えば手書きではなかなか難しいのでしょうけれども、そういったものでも、それに類したものでもやっぱりつけるべきだというふうに思うのですけれども、そういうふうな親切といいますか、見えるものをやっぱり表示するというのは、町の義務ではないかというふうに思うのですけれども、どうなのでしょうか、そういう考え方は。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、まさに山﨑議員ご指摘のとおりでございまして、いずれいわゆる９月21日には岩手医科大学の附属病院ということで、まさに命の道であるわけでございますので、その表示は。今企画財政課なり、道路都市課は毎月１回定期的に医大といろんなことを協議させていただいておりますので、その辺のところも医大からの考え方もお聞きしながら、このことについては早急に取り組んでまいりますので、ご理解をいただくとともに、いずれこれは私の責任でございまして、いずれ担当レベルがこうい

うことは早く、今道路都市課長からも言われて、今度いろいろ県の河川国道事務所とかいろんなところで協議、ネクスコもそうなのですが、逆走する車もあるというようなこともありますので、そういうふうなことも含めてこれからいろんな方々が出入りする、その逆走対策とか、または看板の設置対策とか、これにはもう間髪を入れず、すぐ対応させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　その分については、了解をしました。できるだけ早くお願いしたいものだというふうに思います。矢巾のイメージにもかかわってきますので。それから、先ほど私が言った矢巾斎苑というのはあるのですけれども、インターからおりてくると。どこからおりるかというのが全くないのです、こっちに来ても。やっぱりそういう統一性といいますか、そういった整備をするのが今本当に必要だろうというふうに思うのですけれども、それからやはぱーくも全くない。矢巾温泉だけは何カ所にもありました。向こうから来てもあるし、そういうのはもちろんありましたけれども、その看板を掲げた以上はどういうふうなルートで歩くかというのがところどころになければ、全く意味をなさないと思うのです。あっちに行けと言われても、どこからおりたらいいか全くわからないという状態では、全く不親切だというふうに思います。それでは、やっぱり矢巾の、先ほども言いましたが、イメージ的には本当に悪いのです。やはぱーくをうんと使ってくださいとは言いますけれども、どういうふうに行くのかもわからない、そういう形では何ともこれはしようがない話ですので、そういったのもやっぱり点検をして、統一性を持った案内板にしていくことが必要だというふうに思いますので、その点の見解をお聞きして、この項は終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　先ほどもお答えさせていただいたのですが、このことについては、もう早急に取り組みます。いずれ私どもといたしましては、岩手医科大学が私立だからとか、そんなことではない、やはり県民医療の中核を担う病院なわけでございますので、そういったことにしっかり取り組んでまいりますし、本当にこのことについては、もう総務課、道路都市課または企画財政課も含めて、医大のお考えもあると思うので、先ほどもお話し申し上げたとおり、そういうふうなので、私らのほうからもお示しして、この位置でいいのかどうかも含めて、ましてや矢巾斎苑なんかについても利用される方々、またいろんな意味でおいでになられる方々にわかりやすいような表示をお示しをして対応してまいりたいと思いま

すので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　それでは、３問目、質問いたします。

学校及び教師が担う業務の明確化と適正化についてでございます。平成31年１月25日付で中央教育審議会から新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申が出されました。その中において、学校における業務改善の取り組みとして、教職員間で削減する業務を洗い出す機会を設定、校長は校内の分担を見直すとともに、みずからの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切と言えない、または、本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減と提起しております。例として、夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務、運動会等の過剰な準備が挙げられております。さらには、このような業務を大胆に見直し、削減してこそ限られた時間を授業の準備に充てることができ、授業の質が高められ、子どもたちが次代を切り開く力を真に育むことにつながると考えられます。また、学校が持続的に高い成果を上げるためには、このような判断ができる管理職が人事上評価されなければならないと解説しています。

以上のことから以下お伺いをいたします。

１点目、本年度の学校公開は、矢巾東小学校で行われるとのことであります。学校公開は何に基づき、何を目的として行われているのかお示しされたい。

２点目です。学校公開に携わる先生方は、担当者を決めて準備しているのか。また、準備するためどの程度の時間を費やしているのか。

３点目です。学校公開は、先生方の負担になっていると思われますが、授業の準備などに支障を来しているのではないか。その点をカバーする手だては何か考えておられるのか明らかにしていただきたい。

４点目です。学校における働き方改革が叫ばれている中、学校公開は業務改善の大きな課題となり得る事象であると思われます。中央教育審議会の答申を真摯に受けとめ、早期に改善するべきと思いますが、所見を伺います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　学校及び教師が担う業務の明確化と適正化についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、学校公開は、教育基本法及び教育公務員特例法に規定する研修の一環として学習指導要領に沿った教育研究の推進及び教育課題の克服を主な目的とし、行われているものであります。具体的には、全ての学校が校内研究として研究主題を決め、校内研究における実践を通した検証として研究授業があり、その研究授業や研究内容を校内だけでなく、県内に広く普及させるのが学校公開研究会となります。

本町の学校公開研究会は、町教育委員会において、計画的に研究指定校を指定しており、２年間の指定の最終年度には、学校公開研究会を開催しております。目的は、授業改善、研究成果の普及、教員の資質や指導力の向上、児童・生徒の学力向上と健全育成などであり、全児童・生徒の公開と位置づけて授業を実施しております。

２点目についてですが、校内の業務分担については、各校にて年度当初に校務分掌として校長が決めることとなりますが、主に渉外、運営等に係る内容については副校長が、校内研究に係る内容については研究主任が担当している状況であります。また、学校公開研究会に要する時間については、昨年度実施の矢巾北中学校を例にすると、時間外勤務のうち学校公開研究会分だけを抽出するのは困難でありますが、前年度と比較して１人当たりの月平均で10時間から20時間程度増加している状況でありますので、学習指導案の作成などの準備作業に要しているものと考えております。

３点目についてですが、前述のとおり、準備のために時間を費やしており、授業に全く支障を来していないとは言えない状況ではありますが、既に案内通知の簡略化や開会行事を行わないなど研究指定校及び教員の負担を軽減してきております。また、昨年度の矢巾北中学校においては、ふだんの学校の様子を紹介したいということで教科ごとに分かれて行う分科会研究会を省略し、全校合唱活動を紹介するなど学校ごとに工夫しながら開催しております。

４点目についてですが、本町では中央教育審議会の答申で述べられているような形式的な研究、形骸化された研究ではないと捉えており、学校公開研究会の目的が達成されるよう引き続き実施する考えですが、今後も学校と一緒に考え、より効率的、効果的な学校公開研究会開催に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　校内研究にかかわる内容について研究主任が担当しているということでございますが、この公開を行うのに何人ぐらいの先生が携わることになるのか。

それから、副校長とか研究主任は、通常授業には携わっていないのか、まずこの２点をお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず研究に関係する職員については、その学校あるいは研究の内容によってさまざまでございますが、いずれ全教科のことになりますので、全教職員がそれに携わると。その中で中心的なものは、校長、副校長、そして研究主任あるいは学校によっては主幹教諭というのもおりますので、この主任クラスがそこに携わると、一番かかわるということになります。

それから、副校長等については、授業を持たないのが一応原則でございます。ただ学校事情によっては、規模が小さい場合には、副校長も授業を持ったり、あるいは主幹教諭が授業を持ったりということはあります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　学校公開というのは、それなりに目的を持って成果があるということですし、研究をすることによってさらにきめ細かいといいますか、中身の濃い教育ができるということで答弁ありましたが、学校公開をやることによってかなりの時間、全教諭がそれに向けて携わるということを聞きましたので、10時間から20時間の、これは月だと思いますけれども、何カ月ぐらいかかってやっているのでしょうか、準備は。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　先ほど全教職員がというふうにお話をしましたが、その研究会のときには、全教職員が、しかし、その準備にかかわることについては、軽重がございますので、一番多い教職員がそういう10時間から20時間ということでご理解願いたいと思います。

その研究に関して、これは私たち教職員の義務でもあります。子どもたちに負担にならないように、そしてふだんの授業の延長としての研究公開ということに考えておりますので、教職員に対して過度な負担をかけているとは私は考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　この中央教育審議会があえて業務改善が必要だということで、その中にこれが入っているのですが、教師の働き方改革が今非常に大きく叫ばれております。全国的にもそういった取り組みが各地で、各学校で取り組まれているというのは、もう既にさまざまな情報でわかっておりますけれども、この学校公開をやることで多少なりとも、多少なりともといいますか、何人かの先生は、かなり携わることで負担になっているというのは間違いないと思うのです。その負担になっている分を改善はしてきているといったものの、これからずっとそれを今の状況で続けていくのかというのは、私は非常に疑問があるのです。結局は、子どもたちとかかわる時間が今どんどん少なくなっているという先生方の実際話も聞いておりました。それから、授業準備に充てる時間も限られていると。やっぱりそういった状況の中であえて研究をやるということはいいと思いますけれども、ますます学校における先生方の働き方といいますか、日常業務が非常に、全校でやるわけではないですけれども、その指定校になったところはかなり負担になるのではないかというふうに私は素人ですけれども、そう思うのですが、その点についての考え方というのは、どう受けとめているかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

私も何回か学校公開指定を受けて、そして学校公開をさせてもらいましたけれども、確かに緊張はします。でも、負担というふうに考えたことはございません。この緊張というのが教職員にとって大事なことだと思います。それが必ずふだんの授業に生かされることになります。たくさんの先生方が全県から来られて、私たちの授業に対して意見をいただく。あるいは見てもらうということだけで、それでもやっぱり全然違います。校内だけで見合うことだけよりも、研究ということで皆さんに見ていただくという、そういう機会を設けるということは、私は有意義なことだと思っています。

ただ議員がおっしゃるとおり、働き方改革ということでさまざまな点で私たちは考えていかなければいけないと。今スクールサポートスタッフという制度もありまして、いわゆる事務的な作業をそういう方を雇うことによって、印刷だとか、あるいはさまざまな雑務の部分をやってくれる、そういう方も学校に配置する、そういう制度も出てきております。いろん

な形で学校の中にそういう人たちを雇うことによって軽減をしていく、そういうふうなことで取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　初めてスクールサポートスタッフというのを、前にも聞いたような感じはしますけれども、今はっきりとお聞きすることができました。やっぱり学校公開は、それなりの研究成果があると。それから、それに携わることによって非常に先生方もプラスになるという話ですので、それはそれで受けとめますが、現実に先生方の話の中では、かなり負担になっていると。これを形をやっぱりいろいろ変えてはきているのでしょうけれども、もう少し何か改善してやってくれるのはないのかという、そういう、私は中身は全くわかりませんけれども。そういうふうな今時期に来ているのではないかということも先生方は言う人もいるのです。負担にはならないとはいったものの、やっぱりその先生方によっては、非常に精神的にも追い詰められているような先生も中にはいるのではないかということを、私はその話を聞いて感じたのですけれども、全くそういうのはないのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　議員がおっしゃるとおり、そういうふうな考えを持っている教職員もいると思います。ただ全員が全員というふうにはならないと思います。あるいは人数がどれぐらいかも私たちは把握しておりませんので、やはり先生方のそういう考えを聞く場を校長だけではなく、やはり教職員からも考えを聞く、そういう場を持っていきたいと思います。

ただ私たちは、私も教員でしたので、教員というのは、やっぱり授業をして何ぼです。そして、その授業によって子どもたちを理解をし、楽しい授業をすることによって勉強の楽しさを子どもたちに伝え、そしてそのことによって社会に出ていくための力をつけさせる。そのために私たちは勉強しなければいけません。ひとりよがりの勉強ではだめです。そのための研究会、公開研究会だと、私はそう思っています。できるだけ先生方の負担感のないようなそういう研究会にしていくように心がけたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　できれば、今のような観点で答弁書を書いてほしいのです。再質問

しなくてもいいような答弁書をぜひお願いしたいなというふうにつくづく今思いました。これは先生方も人間ですから、いろんなタイプの先生がいて、負担に思っている先生も当然いると思いますし、それからよし、ではこういう研究をしながら自分の質を高めて子どもたちにしっかりと教育をしたいという、そういう前向きな先生も当然いるだろうというふうに思いますが、やっぱり前段で言ったとおり、今先生方は、本当に何というか、書き物といいますか報告書が多くて、それだけでももう大変だという状況があると。昔の先生と比べると、本当に今何というか、時間に追われているのだなということをつくづく感じます、話を聞いていても。

やっぱり余裕のない状態であれもやる、これもやる、プラスアルファだとなると、中にはやっぱり精神的に参って長期休業したりする先生も中にはいるのです。やっぱりさっき教育長が言ったように、きめ細やかな対応、やっぱり先生方によっては一人一人違うと思いますので、そういう負担感といいますか、やる気の出るような中身でやってもらえれば非常にいいだろうというふうに思いますけれども、全国的にも恐らくやられているのではないかとは思いますけれども、そういうやることによっての問題点は、全くないとは私は捉えていませんけれども、そういうふうな捉え方というのは全くしていないでしょうか。こういうふうな部分を変えていきたいとか、そういった点でもし何かあれば、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

答弁書の件については、私だけのことではないので、それについては課題としてということになります。

あと今後のことについてですが、先ほど申し上げたとおり、私たちも努力をしております。そしてその中で先ほどお話をしたスクールサポートスタッフ、これについては県教委のほうからもう指定をされて、ここととここの学校にというふうに、今そういうふうな取り組みをしているということで、どんどんそれが数がふえてきて、希望に応じることができるようになるかもしれません。また、町単としては、支援員ということで配置をしておりますし、そういう形で学校の多忙感に応えるべくマンパワーを学校のほうにというふうに考えております。

さらに、この仕事の量についても、できるだけ学校のほうでの報告書については簡略化しようということで考えております。私も昔の教員ですけれども、昔のほうが私は大変だった

ように思います。私は国語でしたけれども、いろんなものを作文だ何だと、いろんなものをやりました。その対応から考えると、まだ今のほうがそういうところでは配慮してもらっているかなと思うのですが、そういうふうなのは個人的な考えなので、頑張りたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で15番、山﨑道夫議員の質問を終わります。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　次に、13番、川村よし子議員。

１問目の質問を許します。

（13番　川村よし子議員　登壇）

○13番（川村よし子議員）　議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

国民健康保険制度について町長にお伺いします。１点目、国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなす制度ですが、構造的な問題を抱えております。かつては、農林水産業や自営業が加入の７割でしたが、現在は年金生活者など無職と非正規労働者が８割を占めております。国が制度の安定運営のために投入してきた国庫支出金の割合を年々引き下げ、他の協会けんぽや組合健保の加入者に比べて収入が低いのに保険料が高いという声が町として保険税減免の拡充が必要ではないかお伺いします。

２点目、宮古市では、昨年４月から子どもの国民健康保険税均等割額の全額免除を開始しました。命を守る立場から本町でも均等割減額の減免を開始することはできないのか。また、実施した場合、経費はどの程度と見込まれているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　13番、川村よし子議員の国民健康保険制度についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、国民健康保険税は、被保険者の担税能力に応じた税負担の公平性を図るため、地方税法の規定により、所得割、資産割、均等割、平等割の割合を設け、国民皆保険の制度を持続すべく応分の負担をいただいているものであります。

加入者に負担いただいている保険税の総額と岩手県から算定された納付金とでは既に１億6,000万円余りの乖離があり、現状のままでは納付金を納めることが厳しくなると見込まれ

ています。制度を維持していくためには、全て被保険者の応分の負担が必要であり、既に国の制度に沿った減免や軽減が拡充されていることから、町独自の新たな保険税の減免の拡充について行う考えはないものであります。

２点目についてですが、均等割の減免は、災害や前年からの所得減少、疾病等による生活困窮の場合に行っておりますが、過度の減免は税負担の公平性と国民健康保険財政基盤の安定の根幹を揺るがすものであることから、均等割の廃止や新たな均等割に係る減免規定を設ける考えはないものであります。また、減免を行った場合の経費については、平成30年度における保険税ベースでは、18歳未満被保険者の均等割額は軽減前の金額となりますが、約1,000万円となり、この金額が保険税歳入として減少となります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　何点か再質問がありますが、順次１点ずつ質問させていただきます。

まず答弁の中に担税能力に応じた税負担の公平性を図るため地方税法の規定という言葉がありまして、その後には、所得割、資産割、均等割、平等割の割合を設けというような言葉が続いておりますが、この担税能力ということについてお伺いします。

私は何度か、何十回だと思いますが、国保税の減免について、国保制度について質問させていただきましたが、市町村民税の基礎控除、平成30年度では基礎控除33万円をベースにして計算して金額以下の世帯に対して応益割の７割とか５割とか２割の減額をしておりますが、その担税能力という言葉を適用するのは、それ以外の方に適応されるのでしょうかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（花立孝美君）　ただいまの質問にお答えします。

担税能力、税を納める力といいますか、適切な割合で納めていただくためのそれぞれの税率等、役場のほうでもというか、町のほうでも算定しているわけなのですけれども、この所得が少ない方につきましては、今ご質問の中にもありました７割、５割、２割の軽減というものがありますので、こういった担税能力が若干低いといいますか、いずれ所得の少ない方、納めるのが厳しい方、こういった方にも応分の負担をいただくためにこういった軽減が設けられておりますので、その部分を含めて皆様にご負担いただくと、こういった必要があると

いうふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　担税能力、まだまだ担税能力のところがなかなか理解できないでいるのが私でございますが、その減額世帯が大体４割の方たちが適用になっておりますよね。それにもかかわらず減額されている世帯の方で滞納している世帯はあると思いますが、数字ではなくて、どの程度なのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（花立孝美君）　ただいまの質問にお答えいたします。

滞納していらっしゃる方の世帯数は、済みません、今はちょっと押さえていないわけなのですけれども、国保の収納率、30年度におきましても93％程度いっておりますので、非常に多くの方に適切な金額というふうに認識いただいて、そして応分の負担をいただいているというふうに考えてございます。

お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　矢巾の国保の収納率93％という答弁でしたけれども、減額されている方の収入から見ての収納率はどうなのか、そういうところも分析して、その収納率が93％なのか。その93％という意味がなかなか私も認識できなくて、その集めた人数でやっているのか、金額でやっているのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、収納率は、もう川村よし子議員も長年議員を務めていらっしゃるわけですから、いわゆる今花立課長があれなのですが、税算定はルールがありまして、基礎控除からいろいろルールがあって、それに基づいて課税をしておるわけでございます。そして、今収納率というのは、ご存じのとおり調定額、全体のあれが調定が幾らあって、収入済額がどのくらいあって、それで割ったのが収納率で、これはもう金額とか人数とかというあれなのですが、あくまでも税算定の金額で収納率は割り出していくわけですので。

それから、担税能力のお話も今ご質問されていただいたのですが、いずれ川村よし子議員

さんのおっしゃるように、私らもそういう気持ちはあるのです。担税能力があるかないかのところを、そこをなくしてしまえば、誰も税を納める方がなくなるわけです。そうすると、その税を担う、いわゆる読んで字のごとしです。そういったことがなければ、国保財政というのは成り立たないわけでございます。

だから、私は、今矢巾町は６年間、都道府県単位の今もうそういった国保財政になって、もう県単位でやっておる。その中で６年間激変緩和措置でよその市町村から、いわゆる面倒見て、これは国も県も市町村からも、だからそういった激変緩和措置も講じていただいて対応していただいていると。だから、私らにすれば、もう今税の見直しをしなければならない。でも、激変緩和措置を講じていただいて先延ばしをさせていただいている。ただそれもいつまでもできないわけでございます。

今日本共産党では、私いつもあれなのですが、公費から１兆円をあれだという、これをぜひ党として実現していただければ、私らの税負担、これは本当にもう私は１兆円の公費負担のところ、何とかしてお願いできればなということで国保の中央会とかの皆さん方もぜひそういう公費負担を考えていただきたいということは、お話しされておりますので、だからここでの議論の中では、もう税負担は、よりゼロに近いという、担税能力があるから、ないからということでは、なかなかそういうことはできないということだけはご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　６年間の激変緩和措置ということも出てきましたけれども、昨年の４月から管理が都道府県になりまして、加入者が負担している国保税の総額と岩手県から算定された給付金を既に１億6,000万円の乖離があり、現状のまま納付金を納めることが厳しくなると見込まれたという答弁ですけれども、激変緩和措置をやって、そしてこの間４月議会でしたか３月議会に上限額が59万円から62万円になったのですけれども、収入が多い方には値上げのような形になりましたけれども、それの状況でも納付金を納めるのが困難なのかどうか、そこら辺がちょっとわからないので、教えてください。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、今この国保税の関係については、今県内であれば33市町村ごとに、これはもう課税のあれが違うのですが、今いろいろ議論されているのは、都道府県単位で保険税を一元化するかという今議論も出てきているのです。だか

ら、今はもういわゆる一元化されても税だけは33市町村で、いわゆる課税をしてやると。それを都道府県単位に今今後検討していくということの議論もありますので、だから川村よし子議員、私どもといたしましては、何回も言うのですが、激変緩和措置、それから基金の取り崩し、そういった対応で今やりくりして国保財政を運営しているのです。だから、川村よし子議員が言うように、とにかく軽減、軽減と。それから、所得が、例えば今上限額のお話があったのですが、早く言えば、お金の所得がある人からはいっぱい取ったら大丈夫ではないかというお金のいっぱいある人であっても、そういうわけにはいかない。これはもう税の公平性の負担の原則からいった場合、そういうふうなことはできないわけです。だからもう国保財政の健全財政をこれから維持していくためには、私どもといたしましては、まずできるのであれば、税負担を少なくするためには、いかにして疾病予防に力を入れていくとか、そういったことも考えていかなければならないということで税負担のあり方の中では、疾病構造の中身をあれして、そういうふうな予防対策とか、今であれば特定健診とかがん検診とか、そういうところに力を入れて、医療費をいかにして削減していくかと、そういうこともあわせて考えていかなければならないということで税のところだけで捉えると、いろいろな今川村よし子議員のご質問みたいなことが出てくるのですが、国保全体の国民健康保険のあり方ということをぜひこの際、もう一度考え直していただければ、ご理解していただけるのではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　疾病予防、疾病予防の中には生活習慣とか、そういうところの見直しとか、食事指導とかいろいろあるとは思いますけれども、それにはやっぱり技術者、技術者というのは、保健師を初め栄養士とか、そういうところの補充も大切だと思います。ですが、今健診も、それから通知とかも何度かいただいておりますけれども、そのやり方が、人間ドックとか、医療機関にかかっている人たちの検査とか、そういうところも入れるような対策というか、健診に力を入れておりますが、そういう何か健診率を高める方法、今の状況で高める方法とかも医療機関にかかっていても健診に行かない、そういうふうな方たちがいるので、その仕組み、検査をやった人も健診に含めるという、そういうことも考えることが必要だと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　川村よし子議員のおっしゃるとおりなのです。私も本当は恥ずかしな

がら、もう病気になることはないと思っておったのですが、まさか心臓が、人より強い心臓だと思っておったのですが、だから私はなおさらがん検診とか、特定健診または特定保健指導、こういうふうなものの受診率をぜひ高めていかなければならない。今対がん協会の小川彰、医大の理事長先生でもあるのですが、私らに直接お手紙を頂戴して、何としても健診率の向上をやってもらいたいということで、だから今川村よし子議員さんのおっしゃるとおりなのです。だから、今健康長寿課の課長には、もう命がけで町民の皆さんの命を守るという熱き思いがあったならば、健診率をより100に近い取り組みをしろと。そのためには、保健推進員とか、こういう方々との懇談も持って、そして１件、１件、もう受診されない方は、訪問指導してお願いする、そのくらいの気概を持ってやらなければだめなのだということで、そのことが保険税のいわゆる軽減にもつながるわけでございます。だから、そういったところからも私どもはぜひ国民健康保険、先ほどからお話ししておるあり方、そうすると、国民健康保険税、健康保険税も軽減できるところにもつながるわけですから、だから川村よし子議員さんのご質問は、的外れでないすばらしい質問だと思います。だから、その意味で今後一体となって、一緒になって取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　今までどおりの集団健診とか特定健診とか、そういうのをやって健診率を上げるというのは、今までと同じなのです。ですが、矢巾町は医療機関も多いです。そして、医療機関にかかる患者さんも多い、高齢者も多くなってきていますので、ですので、健診率を上げるというのは、健診、集団健診とか特定健診だけに行った人だけが対象なのでしょうか、そこら辺をちょっとお聞きします。

○議長（藤原由巳議員）　ちょっと質問の通告の趣旨とかけ離れてきたようですが、それでも質問ですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。特定健診の関係ということでお答えさせていただきます。

集団健診については、ご指摘のとおり各公民館、それからさわやかハウス等で行わせていただいておりますが、それ以外にも、例えば集団健診のほかに紫波郡内、一部盛岡市内も含

みますが、医療機関にこちらからお願いしておりまして、例えばかかりつけ医とか、今までお願いしている、かかっている病院に行って特定健診と同じ項目等を検査あるいは健診していただいた場合が、その場合も特定健診したというふうにみなすということで、そういった契約もさせていただいておりますし、また人間ドック等でも受けていただいた際には、その人間ドックの項目の中が特定健診の項目と合致すれば、特定健診していただいたなということで、その方についても特定健診受診者というふうにこちらでは算定させていただくというふうなこともさせていただいておりますので、特定健診の受診者をふやすということでさまざま努力していきたいと思っております。

お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　ということは、その健診を受けた方たちは、自分で医療機関で結果について説明を受けたり、指導を受けたりするわけですよね。矢巾町として、集団健診のときは、その都度対応して保健推進員が対応したり、保健婦さんが対応したり、栄養士さんが対応したりしますけれども、そこで認識して医療機関に少しでもかからないというか、そこの認識ですけれども、そういう対応というのは、どういうふうになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　国民健康保険の一つではありますが、制度とはちょっと離れていますが、それでもお伺いしますか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

医療機関や人間ドック等で受けられた結果については、その結果をさわやかハウスのほうに持ってきていただくことにしております。そういった中でうちの保健師等も確認させていただきますので、必要があれば、町の保健師が指導をいたしますし、また人間ドックをやっている機関の医師あるいはかかりつけ医の医師においてもそういった指導をしていただいておりますので、しっかりした事後の指導は受けられるということで我々も思っておりますので、そこは大丈夫だということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　ということは、矢巾町としては、万全を期して健診、特定健診、

そして人間ドック、そして保健師、栄養士、その他いろいろかかわっている人たちが万全を期してやっているということになりますよね。そういう中で保険税が上がるということは、特にもこの１億6,000万円の乖離があるということは、岩手県の請求という、納付金、このくらいの請求がある予測ですけれども、ということは、どうしてこういうことが起きるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉田住民課長。

○住民課長（吉田　徹君）　お答えいたします。

１億6,000万円ほどの乖離ということですけれども､あくまでも納める金額と実際の納税いただいた金額になりますけれども、この中には、最初の質問にありますいろんな軽減によって軽減した分の金額も１億6,000万円何がしの中に含まれていまして、そういうのに関しては、いろいろ軽減した内容に応じてまた別途国とか、そういうところの補助金等で補填されるような形にはなっているのですけれども、最終的にはやっぱり基金、国民健康保険の財政調整基金から足りない分、30年度でございますと4,500万円ほどでございましたけれども、最終的にはいろんな補助とか、そういう制度を使ってもそのくらい不足が生じているような状況でございます。やっぱりこの辺、その過不足が生じるというのは、現在の保険税率と、実際かかっている医療費の問題、そしてあと保険、納付金を算定する際には、その市町村のいろんな町民の所得の状況とか､そういうのも反映されてくるのもございます。矢巾町では、割かし町民の所得も高いという部分も加味されたりして、そういうところを医療費の関係、あとは町民所得の関係、そういうところから求められる保険税と実際の今の保険税の乖離が生じているというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　済みません、先ほどの私のほうからの答えで一部抜けておりましたので、つけ加えさせていただきます。医療機関等で健診等を受けた場合、その方が例えば何らかの治療中であると、継続中という場合については、特定健診を終了したというふうにみなされません。つけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番(川村よし子議員)　全国の自治会でも今の国保制度に対して国の助成が１兆円あれば、

少し引き下げができるような話、協会けんぽと同じ、同等の保険税がというようなことが言われております。ですので、県でも困っている。そしてまたまた町民との接触の身近な市町村でも大変。でも、一番大変なのは、税金、国保税を納める町民の方たちです。町民の方たちでも健康に意識を持っている方は、健診も受けるし、医療機関でも受ける。そういうことも考えられます。そして、医療機関でも指導を受け、そして健診を受けた特定健診とか、そういうところでも受ける、そういう可能性もありますよね。矢巾町は意識が高いのではないのかなと思っておりますけれども、それだけが国保税を引き上げるとは考えられない、全国的に国保税は高いと言われていますけれども、収入が少ない方々が意識が低いと限らなくても医療機関にかからない。それから、滞納するとか、収入が少なくて医療機関にかからなかったり、国保税を払っていない、そういう方々もいると思うのです。ですので、その滞納している方で特にも窓口にとめ置きしている方の対応、１年間、前回の質問の中では16件ぐらい留置であるというような答えが出てきていましたけれども、そういう方々にはいつ、１年間留置をして、そして医療機関にかからなかったわけですけれども、いつそれは廃棄されるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えしますが、川村よし子議員、いずれ今資格証明とか何かは、矢巾町では発行しておらないわけですので。また前には小川文子議員からも子どもさんたちの、そういった、もしあれなのであれば、そういった対応も含めてしっかりやっておるわけでございます。そこで矢巾町が医療環境に恵まれておるのです。医療環境に恵まれているからこそ医療費がよその市町村に比べて高いわけです。だから、もう医療費はかかっても、私らの負担と給付の原則からいって、給付だけがあれで負担があれだということになれば、赤字財政になるわけです。

だから、私はそういうことのないようにするために、いずれ先ほどから、今議長さんからもちょっと論点から外れておるのではないかということのご指摘があったのですが、いずれこれはトータル的に考えていかなければならないわけでございまして、だから宮古市の均等割のことについても、これもう本当に国保の加入者の方々が真剣になって自分の命をみずから守るのだという、そういう気持ちになっていただいて、そのことによって医療費が削減できると宮古市みたいに均等割、これは一気にそういう実現は無理かもしれませんが、段階的に今の子ども医療費助成みたいな考え方の導入もできると思うのです。

だから、ここのところの議論は不毛な議論にならないように、お互いにどのような道を矢

巾町として選択していけば一番ベストなのかと。そこで私らは健診率、まずできるのであれば、がん検診、特定健診、保健指導、こういうふうなものを100％目指してやっていきたいと。そのことによって私らも税の負担の軽減もできる。だから、一方だけあれではない、双方向の考え方をしっかり見きわめながら対応していただける。いずれ川村よし子議員さんもこのことについては、重々わかってご質問なされているわけですので、どうか懸命な選択をお互い模索しながら解決していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　先ほどの子どもの均等割の答弁もいただきましたけれども、国保税の納入で平成29年度を見ますと、ゼロ歳から18歳まで、大体400人ほどの子どもさんが加入というか、被保険者になっておりますが、その子どもさんたちの中で福祉・子ども課にかかわる世帯はあったのかどうか。特にも私、ちょっと10年ぐらいになるのですけれども、たまたま住宅を建てた方なのですけれども、住宅ローンや生活費の工面が大変で国保に加入していなかった方がいたのです。そして、子どもさんが小学生だったのですけれども、急に夜間にぐあいが悪くなって夜間の診療に行って、そのときに保険証がないことがわかって、そしてたまたまお父さんという方が会社が倒産したということでそのまま社会保険が失われて国保に加入しないでいたということ、そういう子どもさんがいるかもしれないです。400人の中に。そういう子ども・福祉課にかかわってそういう経験はありますかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えしますが、今のその事例、会社が倒産をして、または何かのあれで、いわゆる所得が減少したり、そういうふうなことは、私ども窓口を開設しておりますし、もしあれなのであれば、国保の加入でなくても、今はもう生活保護の制度があるわけですから、そこでは医療扶助もあるので、そういうふうなときは、もう全然ちゅうちょなく私らに相談していただければ、どの選択肢が一番その方にとってベストなのか、私らも判断をさせていただいて、何も社保でなくなって国保でなくてもいいのではないですか。もうできるのであれば、生活保護申請も、そのためにそういう制度があるのですから。だから、川村よし子議員、そういうことは、もうすぐ私らに話をつないでいただければ、もうそれこそ間髪入れず対応させていただきますので、どうかそういったことがあったならば、遠慮なく。そういう方が何人いらっしゃるとか、そうではなく、そういう人をつくらないようにやるの

が私ら行政の仕事なのです。それを放置しておったならば行政ではないのです。だから、私どもはそういった私がいつも言っている、そういう困っている人たちに光を与えていくのが私らの仕事ですので、だから今のようなことがあったら、もうすぐお話ししていただければ、対応させていただく。それをひとつご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　町長が先駆けて答弁されたのですけれども、ということは、矢巾町ではそういうときには解決済みということなのですね。ということで、全国の知事会では、2014年に先ほどお話ししましたが、１兆円の投入を協会けんぽ並みに負担を求める請願をしております。その後に2017年７月には医療保険制度の公平と今後の医療の増額に耐え得る財政基盤の確立を図るためにというような提案も知事会で行っております。そして、その後市長会では2018年６月、昨年です、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充、強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講ずることという、そういう要望を出しております。

矢巾町は、そういう中にいるので、町長もそういうことはもうご存じだと思っておりますが、矢巾町の短期保険証、発行して、私の記憶では40件ほどあったと思ったのですけれども、短期保険証、子どもがいる世帯に発行しているのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（花立孝美君）　ただいまの短期被保険者証のお話なのですけれども、町長からもちょっと今ありましたけれども、間違いなく、例えば高校生未満、18歳未満、そういうふうな場合におきましては優先的に発行させていただいていると、こういうふうな状況でございます。

ちなみに、一応そういった方々も含めて交付世帯に関しましては、今年度58世帯ほどございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　短期保険証、未納の方も含めて短期保険証ということであると思いますが、私はその短期保険証も発行していただきたくないのです。やはり普通の保険証を発行してほしいというのが希望でございます。特にも子どもさんがいるところには、普通の保険証を発行していただきたいということで。国民皆保険は、国民に人間らしい生きる権利

の生存権というものを与えておりますが、それを守るためにも憲法第25条に基づいて守ってほしいということで、書き出しにもありましたが、1960年代の国保の加入者は、７割が農林水産業、自営業でした。しかし、今現在は、８割の方々が高齢者、大体65歳から69歳の方々が多くて、そしてあとは非正規で働く労働者、特にも子どもを持つ家庭、大体矢巾町では400人ぐらいの18歳未満の方がいます。そういう中で、やはり安心して医療機関に子どもたちがかかれるようなシステムが今求められていると思います。特にも歯科治療、そういうところでも歯科受診率が齲歯を指摘されても受診できない、できないというか、ちょっとそこら辺は調査されていないし、ちょっと聞いていなかったのでわかりませんが、子どもたちが安心して医療機関にかかれるように保険証を発行することが求められていると思います。そして、均等割の免除が必要だと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えします。

川村よし子議員、何回もお話ししているのですが、やっぱり国保税の算定もちゃんとルールがありますし、短期保険証の発行もルールがあるのです。私どもこのルールを逸脱して、例えば私どもとすれば、高校生までの子どもさんのいる家庭には、短期保険証であろうが、保険証は発行させていただいているのです。そういったことは、そうだったならば、いやみんなもう同じだと、もう税金を納める人も納めない人も同じ保険証だと。額に汗をして一生懸命やっている人もいらっしゃるわけです。だから、またその滞納している中には、川村よし子議員さんがもうわかっていらして質問していると思うのですが、悪質な滞納者もおるのです。それ私どもがみんな一緒になって一元化するということは困難なのです。

だから、私は何回も言っているのですが、もう今医療費でこれをみんなの力を合わせて矢巾町で本当に削減できる、そういうふうなことがあれば、先ほど申し上げたように、宮古市みたいに均等割の、これも例えば小学校に入る前までとか段階的にそういうこともできるわけです。だから、その前段階で私らが取り組まなければならない、また解決しなければならない課題があるわけです。その課題が山積しておるのですが、それを一つ一つ解決しながら、今川村よし子議員からもいろいろなご質問なり、ご要望もあったのですが、そのことに応えていきたいと思いますので、ここのところはもう私以上に川村よし子議員は、裏の裏まで知りつくしているわけですから、ひとつご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　岩手県では、宮古市が子どもの均等割の全額免除を行いましたけ

れども、全国では23の市と３町村が行っています。矢巾町では、今町長が答弁の中に先には小学生とかというような言葉も出されましたが、子どもの医療費が高校まで助成することが決まって、あともう少しやれば、子どもたちが安心して医療機関に無料でかかれるようになるわけです。ですので、そこが1,000万円なのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　川村よし子議員、もうわかって質問していらっしゃる。これは、負担と給付の問題です。子ども医療費助成は、これは給付。それから、負担は、今何回もお話ししておるのですが、だからこの負担と給付、これはもう給付だけのところだけで負担は求めないといったら、何回もお話ししているとおり、国保のこれはいわゆる制度は維持できなくなるのです。だから、そこだけは、もうわかって質問していらっしゃると思うのです。だから、もう私どもとすればそういった負担と給付、その給付のところのいわゆる18歳未満までは、もう子ども医療費助成としてさせていただいていると。負担のほうの、いわゆる税負担も子どもたちのいる家庭もでは税負担をなくしてほしいといったら、その財源の捻出はどうするかと。これは、もう小さな子どもさんでも足し算、引き算ですぐわかることなのです。そこのところをおわかりの上ご質問されていると思うので、私もこれ以上丁寧な答弁はなかなか難しいので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　最後になりますが、やはり一般会計からの保険外繰り入れで国保に加入している、特にも子どもさんのいる世帯には手厚くやっていただきたいというのが私の一般質問を何度かやっているのですけれども、そういう趣旨があります。その均等割をなくしてほしいということもです。ほかの協会けんぽとか、他の保険にはないので、均等割をなくしてほしいということなのですけれども、再度均等割をなくしてほしい、一般会計からの法定外繰り入れでやってほしいというところで答弁をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、いわゆる均等割の削減については、何回もお話し申し上げているとおり、いずれそういう国保財政運営のときになったならば、これはもう考えてまいりますので、だからまず今取り組まなければならないのは、もう本当に国、県、それから県内の各市町村から激変緩和措置で矢巾町は面倒を見てもらっておるのです。そういう中で、今均等割をここでなくするとか、または段階的に考えるということは、

私らお世話になっていて、間違ってもそういうことをあれしたら大変なことになるわけです。だから、一般会計からの法定外繰り出しもまず国保財政の中で解決できることはしっかり課題解決をして、それから考えていきたいと思いますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、川村よし子議員の質問のさなかではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開を２時40分といたします。

午後　２時２８分　休憩

――――――――――――

午後　２時４０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

休憩前に引き続き川村よし子議員の一般質問を継続します。

２問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　学校給食の無料化について質問します。

給食費の無料化について、平成30年12月会議で教育長に質問した経緯があることから、以下２点についてお伺いします。

１点目、栃木県大田原市では、2012年度から学校給食費無料化を実施しております。大田原市が発行している「学校給食無料化の概要」には、食育推進の必要性と重要性、未来を担う人材育成、地域社会の役割、地産地消の取り組みについて掲載されております。このことについて教育委員会では、どのように話し合われ、どのように考えているのかお伺いします。

２点目、県内の市町村においても学校給食無料化に向けた取り組みが開始されておりますが、本町でも取り組む時期ではないのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　学校給食費の無料化についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、文部科学省が平成29年度に全国の自治体に対して実施した学校

給食費の無償化等の実施状況によりますと、無償化を開始した目的の例として、食育の推進、人材育成及び保護者の経済的負担の軽減、子育て支援、さらには少子化対策、定住、転入の促進、地域創生が紹介されております。

そして、無償化による成果の例として、これらの目的がほぼ達成されていることも紹介されており、無償化による好ましい効果が児童・生徒、保護者、学校及び教職員、自治体など多方面に及んでいることがうかがえます。

しかし、一方では、無償化実施後の課題として、継続的な予算の確保、食材費の高騰や転入者増への対応、さらには無償化の成果の把握についてなど、さまざまな事例が挙げられています。

以上のことから教育委員会としましては、給食費の無償化については、町の政策課題として慎重に検討していくべきものと考えております。

２点目についてですが、昨今全国的に学校給食費の無償化や一部無償化または一部補助などを開始する自治体が徐々に増加している状況を踏まえ、本町においても引き続き最大の課題である財源の確保をどうするかの検討を重ねるとともに、既に無償化または一部補助を導入した自治体の運用事例についての調査、研究を今後も継続してまいります。

また、国に対しても学校給食無償化に向けた助成制度の確立について要望を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　何点かありますが、１点ずつ質問させていただきます。

学校給食の無料化について答弁では、平成29年度に実施した給食費無料化等の実施状況から少子化対策、定住、転入の促進、地域創生が紹介されております。無償化による成果の例として、無償化による好ましい効果が児童・生徒、保護者、学校及び教職員自治体など、多方面に及んでいるとうかがえるとあります。それではお伺いします。

普通の家庭の親は、子どもからの要求には最大限応えようと努力し、無駄と思われる経費を節約して子どもに投資、子どもの要望をかなえようとします。それを例えれば、矢巾町として子どもたちの健全な子どもたちを育てるのに、継続的な予算の確保、食材費の高騰、転入など、そういうことにも向けて教育委員会として無償化を考える、そういう前向きな答弁をいただきましたが、財源のことが大きくクローズアップされている答弁です。それで昨年

の質問の中に無償化をするには、小学生では7,000万円、中学校では4,000万円でできるということが答弁されました。今矢巾町でその子どもたちに、健全な子どもたちを育てるのに、学校給食無償化を実現する、そのことがお金の問題になってくるわけです。ですので、そのお金の捻出のところで町長にお伺いしたいと思います。

これは、質問にはなかったので、急に振ることになるわけですが、人口増を考えたら、学校給食無償化を一歩でも考える必要があるのではないかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　通告にない部分ですので、原則として通告に基づいてのやりとりが基本原則ですので、今の質問はちょっと別な機会にお願いしたいと思います。教育長への質問ですよね。

和田教育長。

○教育長（和田　修君）　改めてお話をしますが、財源ということについては、これは町との協議ということになりますし、まず子どもたちの給食の無償化というのは、これは全国的な課題でもあります。当然県もそうですし、そういったことも含めて県あるいは国のほうに要望を続けていくと。その中で町としてどういうことができるかということを模索してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　学校給食の無償化については、国として本当は考えるべきと思うところです。特にもこのように少子化が大きく取り上げられるような状況、そういう中で学校給食無料化するのは国の責任でやるべきだと思います。特にも1951年、国会でも学校給食の無料化が取り上げられ、私は1952年生まれですので、それから１年たってから生まれているのですけれども、給食には一度も恩恵をもらわなかった者なのですけれども、都会で育った方は、給食を食べていたということなのですけれども。やはり今の労働条件とか、いろいろなことも含めれば、若い世代の子育てには経費がかかります。そういう中でいろいろな制度はできますが、健全な子ども、先ほどは国保のこともありましたが、生活習慣病とか、そういうことも予防するには、やはり学校給食を教育として考えてやることが必要だと思うのです。ですので、教育として学校給食を無料にし、子どもたちが親に教える、そういうことが今必要だと思うのですけれども、その点はどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えします。

まず給食ということについて、その無償化について、同じ気持ちなわけですから、ぜひ川村議員さんにも日本共産党としてぜひ国のほうに要望していただきたいと思いますし、私たちも引き続き要望していきたいと思います。

さらに、食育ということで、これはもう学校現場で食育ということで子どもたちに学校給食を例にとりながら教育をしているわけです。大事な大事な食育です。その大事なものをぜひ子どもたち、あるいは保護者に負担をかけないでというふうなことは、これは最大の目標でございます。

ただ今現実の問題として、財源ということがございます。これはどうすることも今の時点ではできません。ただ要望してまいりたいと、それだけはみんなで要望してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　私のほうから食育の観点でお話ししたいと思います。

食育に関しましては、いろいろな目的があるわけなのですけれども、食を通じた健全な生活習慣を身につけること、健やかな発育や健康維持に資すること。そして、楽しい食事で食卓を囲んで情緒を育むこと、これが大きな目標となっております。これらを実現させるために共同調理場に栄養教諭が２名おりますけれども、各小中学校を６月あたりから11月ぐらいまで定期的に回って、それぞれの成長段階に応じて必要な、将来自分でこういう食べ物をちゃんと選んで食べなければだめだよとか、いろんな一人で生きていくための知識を教育、知、徳、体育、食育とありますけれども、私は食育も非常に大事だと思っておりますので、そちらのほうに非常に栄養教諭も力を入れておりますので、本年度もそちらのほうで子どもたちのなかなか今偏った食生活をしておりますけれども、それを少しでも是正できるような教育をしてまいりたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　ちょっと事例を紹介させていただきます。これは矢巾町に在住する方なのですけれども、小学生と中学生を育てている母子家庭の方から、この方は正規職員

として働いていますが、毎月の給食費の集金日が来ると、預金もないので、実家の祖父母からお金を借りて支払っているということで子育てにお金がかかることは毎日の悩みと話しておりました。こういう状況、この方は、就学援助で給食費は全額後で収入になってきますけれども、就学援助は受けられない状況というか、収入が多いのです、少しは。正規職員で働いているということで。就学援助は受けていないけれども、やっぱり学校給食費が無料になると本当に助かります。小学校でも中学校でもどっちでも無料になったら助かりますというようなお話をしていました。

やはりその中で私は感じています。就学援助を受けていない方でも困っている方がいる。しかし、給食費は隣のお母さんが集金してくる。そういう中でどうしても困るということで実化の両親に頼むというような、そういう生活をしているのです。そういう方が何人いるのか。私は、やはりそういう方にも援助して、健やかな子どもたちを育てることが今求められていると思うのですけれども、どのように、現場でも多分100％の納入率ですけれども、そういうことを感じている親はたくさんいると思うのですけれども、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　まず私のほうからお話しさせていただきます。今事例をお話をされましたけれども、もしそういうふうなご事例がありましたら、先ほど町長の答弁でもありましたが、川村議員、ぜひ私たちのほうに紹介をしてください。そして、私たちのほうでそれに対してどういうことができるかを考えていきたいと思います。その個別で全く違うので、状況がどういう状況なのかをしっかり把握した上でご助言をできる分はしたいと思いますし、ご相談に乗りたいと思いますので、ぜひそれをやってください。そう思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　お答えいたします。

原則的には、毎月翌月の５日に納めていただくということになっておりますけれども、個々の状況に応じまして、学校のほうに納めるとか、あるいは共同調理場のほうに納めるとか、そういったやり方もできます。その際に、分割で納めるというような、そういった相談にもお乗りしておりますので、そういった方がありましたならば、ぜひご相談にいらっしゃるようにお声がけしていただければなというふうに思っている次第でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　相談をすればいいということですね、学務課のほうに相談。

（何事か声あり）

○13番（川村よし子議員）　調理場に相談ですね。わかりました。今後気をつけて相談に当たります。

学校給食は、大体年間で190食余りですけれども、190ちょっととか……

（何事か声あり）

○13番（川村よし子議員）　百七十二、三ですか、そういう状況ですけれども、子どもたちは大きな力を持っていて、大人たちに教えることもできるのです。ですので、学校給食、大きく宣伝することも大切だと思います。ホームページまた私資料請求しまして、おたよりを見させていただきました。その中で特にも印象的なのは、地産地消率が30％台のときもあるし、59％ぐらいのときもあって、そういうニュースをやはり関係する父母だけではなくて、年配の方たちも含めて公開するとか、回覧板にするとか、そういうことも大切ではないかなと思うので、何か考えていただきたいと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　お答えします。

川村議員さんから今貴重なご意見をいただきました。確かに今「すこやか」という給食に関する情報紙みたいなものを毎月出しています。それから、特別号も５号ほど出しております。これでかなり家庭に食育に関する知識が徐々に、徐々に浸透していくのかなというふうには思っておりますけれども、確かにそれ以外の方々にはそういった情報は伝わっておりません。インターネットには載っていますけれども、それを見られる方が全てではないというふうに思っておりますので、それ以外の方々に情報できるような方法を考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　これはちょっと質問とは言いがたいのですけれども、ちょっと質問させていただきます。

憲法26条の２項にある教育の一環である学校給食無償化に向けて決断することが今求めら

れていると思います。特にも文部科学省は、学校給食は教育活動の一環としております。全国の自治体のうち小、中学校両方無償化している自治体が76校あるのです。国連でもユネスコは、義務教育に限り義務教育は、できる限り家庭に補充的出費を負わせるべきではないとしております。義務教育の無償化を求めた憲法26条の２項にのっとって学校給食を無償にできるよう私たちも頑張りますけれども、当局のほうでもよろしくお願い申し上げます。

特にも国では今から67年前に教育の一環としての学校給食無償化を検討すると答弁しているのです。でも、67年たってもまだ無償化どころか一部も補助されていない、地方交付税の中の就学援助には入っておりますが、そういう状況です。ですので、ぜひとも国民世論を大きく学校給食は本当に小中学校の子どもたちだけではなく、町民一人一人の教育にもつながるということを認識していただくような方法をとっていただきたいと思いますということで学校給食についての質問は終わります。

○議長（藤原由巳議員）　質問はないですか。

（「いいです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質問で終わるようにひとつお願いしたいと思います。

次に、３問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員）　３問目、住民サービスを支える職員配置について町長にお伺いします。

総務省は、ことし１月末に開催された全国都道府県財政課長市町村担当課長合同会議において、まち・ひと・しごと創生事業費について2019年度までは従前どおり、職員数の削減率や地方債残高の削減率を用いて算定することを明らかにしました。職員削減率を競わせたり、交付税を競い合わせたりするこの仕組みを廃止し、職員増員の後押しをする財政措置が必要であると考えます。本町の住民サービスを支える職員の配置について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長(高橋昌造君)　住民サービスを支える職員配置についてのご質問にお答えいたします。

職員配置については、昨年度に１名、今年度も１名の増員を行っておりますが、財政事情を考慮すると、今後も職員数をふやしていくことは難しい状況でありますので、積極的に個々の職員の能力開発を行い、業務量に応じた適正な職員配置や、より効率性の高い体制整備を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　配置について昨年１名、今年度も１名の増員を行っているということですが、その配置増員になっている課はどこなのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　課の状況によって増員になっている課はさまざまありますので、一概にどこに１名、どこに１名ということは言えない状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　今全国的に、二、三日前の新聞にもありましたが、子どもの虐待、高齢者の虐待が全国的に多発しておりますが、矢巾町としても子どもの虐待とか、虐待予防対策法とかできましたので、そういう状況も聞きたいと思いますので、職員がそこのところに増員になっているのかどうかも含めてお聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　職員数は、実質増にはなっておりませんけれども、それを補完する形で一般非常勤職員ということで、その分を増員させたりとかして体制の整備を整えて、その虐待等の対策に当たっていることを申し添えます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　子どもの虐待というか、子ども・福祉課にかかわる貧富の格差が広がっておりますけれども、その中でも子どもの虐待にかかわるとか、子ども・福祉課にかかわる事例というようなところのかかわりとか、その内容を少しお聞きしたいのですが、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　職員の配置なり、数の件での答弁とさせていただきますけれども、ただいまいろいろ福祉なり、児童に関する需要が非常に高まってございます。その辺も含めまして組織改革を令和２年度に組織改革をする予定で今検討に入ってございますので、十分その辺は川村よし子議員のご要望にも応えられる形で配慮をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

福祉・子ども課、子育て支援センター、まさしく虐待のさまざま対応している担当課として述べさせていただきたいと思います。子育て支援センターですが、非常勤職員を含めて昨年度より１名増員で対応しております。さらに、今年度、平成31年度は、社会福祉士１名配置しております。ほかに家庭相談員としての専門職も非常勤職員として配置しております。さまざまな事例に対してきめ細かく相談対応できるように対応しております。

さらに、少し件数を述べさせていただきたいと思いますが、昨年度私ども児童相談対応件数としては62件、平成30年度は62件、そのうち虐待通告件数39件でございました。その件数に関しましても私どもの担当課だけではなく、学務課または健康長寿課、そして児童相談所等関係機関と綿密な連絡体制をとりまして対応しておりますし、今年度につきましても、月１回の受理会議または事案が発生した際には、即ケース会議を持ちまして、それぞれの役割の中で対応していることを回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

次に、11番、藤原梅昭議員。

１問目の質問を許します。

（11番　藤原梅昭議員　登壇）

○11番（藤原梅昭議員）　議席番号11番、一心会、藤原梅昭です。

まず昨日は、高橋統官、副統官、消防団長のもと令和元年最初の矢巾町消防演習、大変お疲れさまでした。また、町職員の献身的な対応も非常にすばらしいと感じ入りました。消防学校の講評も極めて優秀とのことで最高評価をいただき、今後の活躍もご期待いたしております。

特にも団長表彰として第１分団第２部の３世代表彰を受けた川村さん一家には、本当に感動いたしました。孫の勇斗さんが今春入団し、何でも５世代続く消防一家ということで改めて敬意を表したいと思います。矢巾町民の生命と財産を守ることを使命として、安全、安心なまちづくりのため、日夜努力されている関係者の皆様方に本当に感謝申し上げて本題に入

りたいと思います。

質問の第１、平成31年度施政方針についてお伺いいたします。

１つ、第７次総合計画の前期評価と課題についてお伺いします。

②､フューチャーデザインの手法を活用した自治体の最上位計画とは何かをお伺いします。

３つ目、フューチャーデザインと都市計画マスタープラン及び各ビジョン、各プラン等との関連性はどうなのかお伺いします。

４つ目、持続可能な開発目標、ＳＤＧｓを取り入れた未来都市づくりとは何かをお伺いしたいと思います。

５つ目、５月開催の第１回町民懇談会の成果と今後の課題をお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　11番、藤原梅昭議員の平成31年度施政方針についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、第７次総合計画につきましては、本年度が前期基本計画の最終年度となっておりますことから、本年度終了後に最終的な達成度等の取りまとめと評価、課題の洗い出し等を行う予定としております。

２点目についてですが、本町における最上位の行政計画は、これまで同様に総合計画であります。本年度策定を行う後期基本計画では、基本構想及び前期基本計画の枠組みを継承しつつ、フューチャーデザインの手法を活用することによって将来世代にも配慮し、持続的な発展が可能なバランスのとれた基本計画を目指したいと考えております。

３点目についてですが、フューチャーデザインは、さまざまな意思決定を行う際に、仮想将来世代の視点も取り入れて検討を行う手法であることから、都市計画マスタープランや各種ビジョン、プラン等を策定する際に、この手法を用いることによって将来にわたる持続可能性が十分に配慮された計画となり、本町にとっては大きなメリットがあるものと考えております。

現在この手法を用いて第７次総合計画の後期基本計画を策定中でありますが、今後策定や改定を行う各種行政計画におきましても可能な限りこの手法を活用してまいりたいと考えております。

４点目についてですが、国連において採択されております持続可能な開発目標であるＳＤ

Ｇｓは、誰一人取り残さないというＳＤＧｓの理念のもと、17の目標であるゴールと169の目的であるターゲットからなる社会的な目標を掲げております。本町におきましてもその理念を取り入れたまちづくりに取り組んでまいりたいと考えており、現在進めております第７次総合計画後期基本計画の策定過程においてフューチャーデザインの手法を活用しながら将来の視点の要素を取り入れ、住民ワークショップ等の話し合いの中で将来に向けたまちづくりのイメージを具現化してまいりたいと考えております。

立場の異なるさまざまな方にご参画いただき、本町の社会課題を共有しながらＳＤＧｓに掲げられております目標を達成すべく経済的価値だけでなく、社会的価値を生み出す活動を重視した未来都市やはばを意識したまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

５点目についてですが、５月14日に５名の町民の方々に参加いただき、「矢巾町の未来」というテーマで第１回町民懇談会を開催したところであります。性別や年齢、職種の違う方々から町民の目線や親の目線等といったさまざまな角度で自由に意見を述べていただき、双方向での意見交換ができましたことは、町民参加型のまちづくりを進めている本町にとって大きな成果であり、今後の町政運営を考える上でも有意義な意見が得られたものと考えております。

今後町民懇談会は毎月１回開催してまいりますが、より多くの方に参加していただける開催日時の設定等が課題として考えられますので、回を重ねていく中で徐々に確立してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　本年度が前期基本計画の最終年度であり、本年度終了後に最終的な達成度等の取りまとめと評価、課題の洗い出し等を行う予定としているとの回答ですが、今年度作成の後期基本計画にそれでは反映できないのではないかと、タイミング的に。そこのところはどう考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず計画を策定する段階で今議員ご指摘のところというのは、全て反映させることができない。なぜなら、策定をする年度と始まる年度が常に連続しているということになります。しかしながら、この点につきましては、今年度、今月中をめどに各課の現状を集約すること

でおおむね現在起きているというようなところが把握できるのではないのかなと思っております。７次総の前期基本計画の指標リスト何かも活用しながら、現段階でどのような問題があるのかというものを推測し、計画に反映させつつ、そして今年度末をもって取りまとめるという考え方で進めたいと思っております。

なお、こういう考え方につきましては、指標の設定等を含めまして後期計画につなげられるように努力してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　フューチャーデザインとは40年後の仮想将来世代を想定しながらの第７次計画であると、後期計画であると、そのような話なわけですけれども、さらに４年後に、その先の第８次総合計画につなげていかれるわけですけれども、これを先ほどのビジョンとか、プランとか、いろいろぶら下がっているわけです。そことのつながりがどうなのかというのが話だけでしかまだ見えないのです。そこのところは体系化して、町民にここのプランについては、このビジョンにつながって、それが第８次あるいは第７次総合計画に反映されていくのだという、そういうような見える化というか、図式化をぜひ必要ではないかと。それでもって町民に、やっぱり最終的に町民によく理解していただいて、その上で懇談会等々でも意見をいただくと。ただ言葉だけでフューチャーデザインで将来の40年後の矢巾町をどういうふうに考えますかというだけでは、なかなか話がまとまらないのではないかというふうに考えますので、ぜひ関連図というか、機構図としてつくって説明をしていただきたいなと。我々議員にもそうなのですけれども、非常に不親切な進め方だなと思っておりますので、ぜひその辺のところの進め方の考えをお伺いしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まずもって不親切な進め方と受けとめられるような形になっていることをおわび申し上げたいと思います。

こちらにつきましては、総合計画、以前は10年スパンでつくっていて、７次総につきましては８年スパン。10年、８年というのが果たして長い目線なのかと言われたときには、多くの議論の中で決してそうではないだろうということがあります。結局８年、10年というのは、意外と近視眼的な取り組みの連続になってしまいがちということで、そういう意味でフュー

チャーデザインというものが必要で、今まで基本構想ということで掲げておりますが、そういったものにつきましても具体的なものがないと、そういうようなご指摘も受けているのも事実でございます。長い足の中でこういう形のまちづくりがしたいねというグランドデザイン、住民の意見を取りまとめるという形、それが仮想将来世代の想い描いたあるべき姿というようなものを見える化して、総合計画にもきちんと位置づけ、その関連図というもの、あとぶらさがりがどのような計画がぶら下がってくるのかというものは、皆さんにご提示して、今どういう形の計画で物事が動いているのかというのはお示ししたいなと思います。ご提言ありがとうございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　いずれにしても当議会というのは、総合計画が第６次総合計画までは議決事項ではございませんでした。第７次から議決事項となって、我々も責任を負うという形で、そういう責任があります。責任を持って進めるためには、まず我々がよく理解して、それに対していろんな意見なり、アドバイスができるかどうかわかりませんけれども、そういうような進め方をしていかないと、勝手に進めろという話で進められても非常に困るわけです。そういう意味であえて今回テーマとして掲げているわけなのですけれども、ぜひその辺のところは、我々にも大きな責任があるということを共有していただいて、そのためにいろんなところでやっぱり理解し、そしてお互い意見を出し合いながら、決して矢巾町を悪いほうにしようと思っている議員なり、職員なりはいないわけですから。ひとついい方向に持っていくために、あとは手法の問題ですから、手法とか、アイデアとか、そういうものがどこにそれがつながっていくのかと、そういうところが非常に重要になってくると、そういうふうに私は感じておりますので、ひとつその辺のところを踏まえながら。特にことしの予算を見ても、春、夏、秋の祭り予算には予算はつけないとか、そんなことを急に言い出す形になるわけですから、それも我々もよく内容を聞いてみると、いや実はふるさと納税で何とか足りない分はカバーしようとか、そういう話がその裏にはあるようなのですけれども、決して町民はそう思っていないわけです。私も何回かいろんな人から聞きましたけれども、ことしの予算はないというけれども、どうなっているのだという話を聞きながら、先日ようやく補正予算をつけたりしたわけですけれども、これは近い話で恐縮なのですけれども、そんなことがないようにぜひ進めてほしいなと。

もちろん30年、40年の先のことを考えながら、今何をするかと。これは、非常に重要な視点だと思います。昔は30年一昔と、今はもう５年、10年一昔ぐらいの、そういうスピードで世の中動いていますので、そういう意味では、この40年先がいいのかどうか別として、やはり将来こうしたいと。それは非常にいい取り組みだなと私は評価しておりますので、ぜひそれを一体となって進められるようにお願いしたいなというふうに思っています。

そういう中で先ほどＳＤＧｓの話も出てきたわけですけれども、またこれもフューチャーデザインがあって、ＳＤＧｓがあって、総合計画があって、いろんなプランがあって、ビジョンがあってと。だから、どれがどれにつながるのかと、あるいは考え方として何をベースに物事を考えていけばいいのかと、非常に混乱のもとなのです。いろんなことをいろんな進め方をするというのは、それはそれで非常に結構だと思うのですけれども、今までやっていないことをやっていくということで結構なことだと思うのですけれども、中身を見ると、いわゆるフューチャーデザインに絡めるような、そういうようなＳＤＧｓの考え方、いわゆる17項目のゴール、それから169のターゲット、これを持ちながら進めていきたいという話で出てきているわけですけれども、ほとんどが網羅されている内容になっているわけですけれども、これは2016年から2030年までの間にこの目標をどのように進めるかというような取り組みなわけです。そうすると、2030年ということは、今は2019年ですから、あと10年後です。ということは、さっきのフューチャーデザインというのは40年後、2060年です。2060年でこれが2010年の一つの通過点と、そんなようなところがどっちがどうではないですけれども、そういうようなやっぱりぶら下がりをどうやって進めるのかなというのがよくわからないところですので、そこのフューチャーデザインとＳＤＧｓの関係のところもう一回教えてください。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　議員のご指摘のことをお話を聞いていると、全くそのとおりだなと、受けている側は本当によくわかっていないのだなというのを、お知らせしきれていない、周知しきれていないところに大変今反省しているところでございます。まずもってこの３つの関係性の中で、やはりベースとなるのは、議会と一緒になってつくっていく総合計画になります。

その中で７つの方針を示しておりますけれども、基本このベースの中で考えているところなのですが、まずＳＤＧｓの17の目標を総合計画の方針１から方針７に当てはめていくことができるのだろうかというようなところから考えてみますと、すべて17の目標というのは、

総合計画に何らかの形でかかわってきます。例えばゴール14に海の豊かさを守ろうというものがございますけれども、内陸の矢巾町は関係ないのではないかということも考えられますけれども、海洋プラスチック汚染問題なんかを考えますと、私たちが日常どのような生活をしていくことが本当に正しいのだろうか。例えば方針６の中で総合計画の中では豊かな生活環境を守るまちづくりということを位置づけておりますが、その中で循環型社会の形成というものを方向性として持っています。このプラスチック問題もそういうことに対して内陸の矢巾町であっても取り組むことができる。そういった意味でＳＤＧｓにつきましては、社会の一員として、持続可能な社会を構成する一員として矢巾町として取り組むべきこととして、総合計画と関連性を持たせていきたいというところでございます。

また、時間軸につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。このＳＤＧｓ自体は2030年のアジェンダということになっておりまして、私たちが言っている40年後という中で、この時間軸が合っていません。この2030年の目標なのですけれども、実はこれは国連の目標であって、途上国の部分も含まれていることから、実はこの達成目標というのが非常に低いものとして設定されている項目もございます。矢巾町は、さらに発展していきたいという思いも込めておりますので、そのＳＤＧｓで求めている策定されている目標をそのフューチャーデザインという形でさらにもっと矢巾町らしく、矢巾町ならこんなものがいいのではないかという形で位置づけていきたいというのがこの３つの関係性でございます。

ちょっと今の私の説明でわかりにくかったかもしれないのですけれども、今後これらを精査しまして、さらにわかりやすくご提示できるように努力してまいりたいと思います。ご提言ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　いろいろ聞いている方は、何を言っているかお互い何を議論しているかわからないと思って聞いているかもしれませんけれども、いずれそういうことが一つ一つ理解できた上で、今町長初め役場の中で考えていることが矢巾町をよくするものだということを大前提に進めてくれているわけです。今言ったように、海の豊かさとか、陸の豊かさとか、あと貧困、飢餓、健康、福祉、教育、水とトイレとか、クリーンエネルギーとか、気候変動、いろんなテーマがこの17項目の中にあるわけです。全くそのとおり全て必要なことなのです。ただ169のターゲットの中には、さっき言ったように、ほとんど矢巾町はクリアしている内容が多いのです。ただその中でさっき言った廃プラ規制の問題だとか、あるいは

温暖化防止の問題だとか、太陽の問題だとか、あるいはこの中には、後でまた話が出てきますけれども、いわゆるたばこの煙の問題だとか、いろんなことが細かく中にあります。私も一通り読ませてもらいましたけれども、そういうことをいろんな勉強の機会をつくりながら、あるいはまずそれこそ議員たちがそこのところを勉強して理解できるような、そういう機会を設けてぜひ次のステップにいってほしいなというふうに考えています。

それで先ほどの質問の中で第７次総合計画の前期計画のいわゆる評価、課題、これをなぜ挙げたかというと、先ほどの議員の中でもＰＤＣＡの話が出てきたわけですけれども、これはいちいち説明しなくてわかるわけですけれども、その評価を、Ｐというのはプランですから、Ｄというのは実行ですから、それでＣはチェック、Ａはアクションなわけです。この４つが常に回っていると。３年あるいは４年たったらやるのではなく、毎年あるいは半期ごとにやって軌道修正していかなければいけないわけです、常に。世の中変わっているわけですから。そのためのＰＤＣＡなわけです。だから、次の後期のことを考えるには、３年間のＰＤＣＡが必要なのだろうと。それをぱっと出てくれば、ああさすがだなと思ったのですけれども、４年間終わってから評価する。それで５年目のスタートにそれを反映する。これでは遅いわけです。だから、そこのところのやっぱり考え方をＰＤＣＡというのは、毎年評価して、それで軌道修正していくと。100％そのままいいということはありませんから、それがＰＤＣＡのベースなので、ぜひそこのところに対しては、きちっと取り組んで後手にならないように取り組んでいただきたいなと。そのためには人材を育成していかなければいけないというのはあるのでしょうけれども、そこのところを踏まえながらひとつ考え方ありましたら教えてください。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

ありがとうございます。午前中の山﨑議員の質問でもございました。重点施策評価シートなるものを使ったらどうかというご意見をいただいております。拝見させていただいて、まさに議会のほうでどのようなものを求めているのかというのを見て、改めて再認識したところでした。私どもの思っている評価ということと一覧で見て把握できて、物事を次に考える、そして次はどうなるのだと予測できるようなシートというものは確かに私どもで準備しておりませんでしたし、まさにこれからアウトプットではなくて、成果をどう求めていくのかといった中では、議員がご指摘のとおり、もう１年ごとにそういう見直し、そしてどのように取り組んでいくのかという改善をしていくというのがもう当たり前でありますし、必要な

ことだと思っております。なかなかできていなかったところにつきましては、本当に反省点として真摯に受けとめ、そしてきちんとできるように努めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導お願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　ひとつそういうことを踏まえながら常にチェック、アクションを起こしながら次のプランを立てていくというようなスピード感を持った、決して皆さんが遅いとか、怠けているとか、そういうことではなく、そういうものだということを頭に置けばできますから、優秀な職員の方々ですので。ただそうでないと思っていれば、それはできませんので、ひとつそういう対応をお願いしたいなと。

そのためには、昔からありますけれども、５Ｗ１Ｈといって、そこのところをきちっと表で、これは誰がいつまでにどうやってやるのだという、そこのところがきちっとない限り、絶対それは前に進めませんから、そこのところを踏まえながらぜひチャレンジしていただきたいなと思います。

今チャレンジの話が出ましたので、町長さんの施政方針の中には３Ｃという言葉、それから３Ｓありますけれども、最近というか、先ほど温暖化の問題だとか、あるいは廃プラの問題だとか、いろいろ言われているその話の中で本当に令和の時代に必要なのは、令和のＲをとった３Ｒではないかということが非常に最近クローズアップされております。３Ｒというのは、ご存じのとおり、これは町長の専売特許ですので、余り多くは語りたくありませんけれども、リデュース、リユース、リサイクルと、いわゆるごみ問題です。そこのところをきちっとクリアして、循環型社会というものをもう一度見直しをかけるということを考えていかないと、さっき言った、いわゆるフューチャーデザインの40年後の世界がどうのこうのという、そういう話以前の問題として、そこのところで最終的にはつまずくのではないかというふうに言われております。これはごみは出さないと、出たものは再利用するとか、あるいは再活用するとか、いろんな形でこのごみ問題というのは、非常に大事な問題になってくるのではないかなというふうに思っております。そこの循環型社会の３Ｒについての考え方がもしあればお伺いしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、先ほどのフューチャーデザイン、ＳＤ

Ｇｓ、今度金曜日には、総務大臣によるソサエティ5.0と、もう今私ら未来戦略室の職員たちの何かひとりよがりで自分たちだけがあれなのかと思っておったら、とにかく今次々と国でもいろんな政策を打ち出してくると。その中で今言ったこと。それで今ごみ問題のお話が出たので、ご存じのとおり、ＲＥと、それからそこにＰをつけると。それでリサイクルというのは循環なのです。プレサイクルというのは、前もって循環をさせるということと、もうＰがついたのとつかないのでは全然違うわけです。だから、もうこれからはリサイクル社会からプレサイクルの社会構造に持っていかなければならないと。リサイクルは必ず人の手を通してあれしなければならないのですが、プレサイクルというのは、もう前もって資源循環をさせると。

だから、今たまたまお話が出たから循環型社会の構築で、今住民課長には厳しく言っているのは、もうごみの分別の時代は終わったのだと。いわゆる例えばこれから民間企業とか、それから例えばごみ出しのあれも家庭系、事業系分けるのではなく、一体となって考えていくことはできないかということ。例えばもう今全国でも燃えるごみを固形燃料にしてやっているところもあるのです。だから、そのときに固形燃料にしたので、それを使うことによって今度は公害の問題とか何かもあるので、もう今実際自治体では、そういうところに取り組んでいる自治体ももう出てきているのです。だから、私は今プレサイクルということの前もってリサイクルする、この社会構造を。

そのためには、先ほどうちの吉岡課長のほうからも答弁させていただいたのですが、いずれＳＤＧｓとか、ソサエティ5.0とか、こういうことにも取り組んでいかなければならないと。ただ私、いつも未来戦略室の職員たちに言っているのは、自分たちがわかっていても、職員がわかっていない。または、議会の皆さんも。だから、この間の広報でも私のあれにＳＤＧｓと、何か注意書をつけていただいて、ＳＤＧｓといったらこういうことをいっているのだと。そういう配慮が足りないのです。だから、今後そういうことにもしっかり配慮させていただいて。いずれこれからどんどん、どんどん、そういうふうなことが出てきますので、職員たちもそういうことをあれして、職員一人一人がしっかり内容を把握して、そして議会なんかにも常任委員会とか何かあったときには、前もってこういうことの取り組みもありますというお話をできるような、それは未来戦略室の職員たちがやっているからおらわからねぇじゃということではなく、一人一人がそういった責任を持って対応できるような、これは行政だけではない、教育にも言えることなのです。だから、もう教育は百年の大計にありということで、特にも私は教育委員会なんかにはそういうことにしっかり取り組んでもらわな

ければならないなと、こう思っておるところでございます。

○議長（藤原由巳議員）　ほかに再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　ソサエティ5.0という話があったわけですけれども、実は次に話ししたかったのは、ゼロ・ウェイストという考え方、これは浪費だとか、無駄だとか、廃棄物、いずれごみを出さないと、そういうような考え方で既に取り組んでいる町があるのです。これは、徳島県の上勝町、ここでは既に取り組んでいまして、自分のごみは自分で収集場所に持っていくと、収集車が走らないそうです。そうすることによってできるだけごみは少なくしたいです。できればゼロにしたいという考えもベースにあるのだと思うのですけれども、非常にそういうことで先進的な取り組みをしている町もあるのです。

先ほど廃プラの話がありましたけれども、今までプラスチックごみというのは、中国とか、あるいは東南アジアに輸出して、そこで処理していただいていたわけなのですけれども、いろんな海洋プラスチック問題等々出たところで、もう自分たちのところでは受け入れないと。もう自分たちのごみは自分たちで処理してくださいというような世の中になっています。なり始めています。そうしたところに今度自治体それぞれで処分しなさいというような考え方になってくると思います。これは国でまとめて処分するとか、あるいは県でまとめて処分するとか、そういうことではなく、自分たちのごみは自分たちで処理しなさいと。

そうしたときに、最終的にはごみを出さないというゼロにするという、こういう徹底した考え方に持っていかない限り、それに対してまたごみの焼却場をつくらなければいけないとか、どこか捨てるところを考えなきゃいけないとか、いろんな負の要因がまとわりついてくるわけです。だから、そのためにも令和のＲではないですけれども、さっきＰもつけろと、そこにゼロもつけろと、いろんなことをぶら下げながら、いずれ早目に手を打っていかないと、よそよりも先に、それこそ手を打っていかないと大変になってくると。そういうような時代になっておりますので、ぜひさっきの徳島県のところ、我々も機会があれば行って、その研修したいなと思っているのですけれども、そういうところ、職員の方々もぜひ研修のチャレンジあるいはそういうフューチャーデザインのベースになりながら研究してきてほしいなと思うのですけれども、その辺の何か考え方がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えします。

さっきちょっと舌足らずなところが、例えば容器のことひとつ、プレサイクルというのは、

昔はもう瓶だったのです。一升瓶でもあれば、ビール瓶でも、何回でも瓶なら20回も30回も使えると。ところが、私がごみの仕事をやったときに、いろんな容器が出されてくると。これが何年後にごみに出てくるかと。もう自治体は、そういうことに戦々恐々。また、それに対するこれからどのような対策を講じなければならないか。後始末行政というのは、どういうものが製造されて出てくるかということです。それで、今製造物の責任の原則があるのですが、いずれ私どもはもう後始末なのです。だから、いわゆるプレサイクルというのは、わかりやすく言うと、瓶を何回も使ってごみを出さないと。その中には、やっぱり利便性を求めると、私らから初め本当に何か紙コップとか何かもプラスチックのコップとか、使い勝手がいい、もう洗うのが面倒だと。だから、その利便性を追求した余り、今日こういう廃プラの問題が出てきているのです。だから、これを今度はすぐ元に戻すというのはあれなのですが、それをやっぱり一番解決できるのは、住民の皆さんの意識なのです。

だから、今言うように、いろんな取り組み、今自治体でやっているのですが、いわゆるそういうふうなものは収集しないと言われると、それはもう考えます。だから、ただ今それをやったら、だから私さっき事業所とか、家庭とか、そういうごみの分けるもうあれがなくなってきているのだと。それで、今紙ごみなんかも、燃えるごみの中に紙切れのごみが結構あるのです。これはもうリサイクルできるわけです。だから、その循環をさせてやることは、燃やすことは、もう焼却炉の燃やすのは、とにかく減らすことを考えていくということで。あとは廃プラも良質のものであれば、これはもうまたリサイクルできるので、今中国なんかに出された、もういわゆるそれこそ晴海埠頭とか何かで山積みになって、これがテレビなんかでも報道されたのですが、いずれあれは皆さんが利便性を追求した結果だと。だから、私らも生活様式、スタイルを変えていかなければならない。ただそれが簡単にはできないので、だからそこをこれからしっかり説明責任。

だから、今未来戦略室では、フューチャーデザインとかの発想もいかにして将来、未来、そういうようなものの容器革命の見直しをしていくとか、そういうことのデザインをしていくことが。だから、これ一つ一つ例示をして説明していくと納得してもらえると思うのです。だから、先ほどもお話があったＰＤＣＡサイクルの、いわゆるＣのチェックの検証、これをやっぱりこれからしっかり考えていかなければならないということで、この検証のところは今まで私らも甘かったところがありますので、その辺のところはしっかり今後取り組んでまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　それでは、２問目の質問に入ります。

教育環境への取り組みについてお伺いします。これは２点だけなのですけれども、今全国で問題となっている給食時間が短いことや無理に全部食べさせるような指導について本町ではないと思うのですけれども、どのように対応しているのかお伺いします。

それから、学校生活の中での熱中症への対応をお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　教育環境への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、小学校では学年にもよりますが、準備や配膳、片づけに時間がかかってしまうこともあり、45分間の給食時間のうち実際の食事時間は20分から30分ほどとなっております。また、配膳の際には、一人一人に平均的に配膳した後に完食できる量に調整したり、日常的に時間を要する児童がいる場合は、食べ始める時間を調整して、自分に合った量をバランスよく食べられるように対応を行っております。給食の指導に当たっては、無理に食べさせることではなく、残さず食べることでバランスよく栄養を摂取し、食事を準備してくれた方々へ感謝するという気持ちをあらわすこと、苦手な食材でも一口は食べるようにすることなどを理解してもらうように心がけております。

中学校においては、食事時間は15分程度となりますが、どうしても食べ終わることができなかった場合は、その後の休憩時間を利用して食べるようにしております。

２点目についてですが、児童・生徒には各自で毎日水筒を準備し、体育や屋外活動、部活動の前後のこまめな水分補給を適宜呼びかけておりますし、担任を含めた複数の教員で児童・生徒の様子を観察しております。また、熱中症指数計や環境省熱中症予防情報サイトを活用して、児童・生徒の活動の目安としており、中学校での部活動においても猛暑日は活動を自粛するよう取り組んでおります。

なお、児童・生徒が熱中症を発症した場合に即応できるよう緊急対応マニュアルに沿った対応ができるような訓練も行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　給食の問題については、基本的には対応はされているようなのですけれども、ただ一つ気になっているのは、完食できなかった場合に、休み時間にとっているというそれがどういう形でとられているのか、そこのところだけちょっと気になった部分があるのですけれども、それをちょっと説明していただきたいことと。

あと最近、いわゆる食品ロスの問題が大きくまたクローズアップされてきて、いろんな飲食店とか、そういうところでは徐々に、コンビニとか、対応してきております。そのような対応の中で給食をつくるところとしては、どのような形で食品ロスを減らすような対応をしているのかお伺いしたいと思います。その２点。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　まず給食の食べるのが遅い子どももいるわけです。あるいは食が細い子がいたりとか、さまざまな子どもがおります。その子どもがその学級の中で不利益、あるいはそのことが原因でいじめにつながることのないような配慮をしながら、そういうふうなことで対応しております。

あとは食品のロスをということは、これは各学校で残滓量が調査されます、共同調理場のほうで。その場合に、学校全体あるいは学年ということで食材の量を調整してもらっています。食べられない学年もあります。食べる学年もあります。これは、その年度、年度で違います。子どもたちの、あるいは男子が多い学年がある、女子が多い学年があるというふうなことでできるだけ食材が余らないようなことを共同調理場と連携をとりながら、それをやっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　状況はよくわかりました。それで、それこそ給食をつくっている調理場、こちらのところでは、どのような状況なのか。ほとんどそれこそ無駄なく使われていると思うのですけれども、その辺の対応の状況を教えてください。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　各給食が終わりますと、トラックで残滓が戻ってまいります。その残滓の量をはかって、そのときの食数で割って、１人１週間当たりの残し

た給食のグラム数がわかります。大体ここら辺の推移だと、ここ数年だとやや増加ぎみですけれども、小学校が25ミリ後半、中学校が10ミリ前後というふうな20ミリ台ですかね、そのぐらいになっております。戻ってきた残滓につきましては、無駄にならないように、兼平養豚場というところと契約しておりまして、そちらのほうで豚の飼料として利用していただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　わかりました。その件については、そこまでにして。

熱中症対応、これについては、先日運動会に参加させていただいたわけですけれども、そこで校長先生がきちっと対応しているということで話をお聞きしたわけですけれども、何か合間合間にクールダウンという、体育館に行ってちょっと日蔭に行って休むとか、東小学校も以前はテントがだめというような状況の中でお聞きしたら、ことしからテントは許可されたということで非常に前向きに対応されているなというふうに感じております。その中で、ことしは特に５月のもう後半になったら30度近いあるいは30度を超すとか、そういうような状況があったわけですけれども、衣がえも何か中学校では対応したのかな、見ると冬服を着ている人、夏服を着ている人、いろいろおりましたけれども、高校生はそれこそ５月の間はどちらでもいいよと、こういうことで併用できるような非常に柔軟な対応をしているなというふうにお聞きしました。当町の状況はどうだったのかお伺いしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　衣がえについての対応については、各中学校でそれぞれの対応をしていただいていると思います。私が矢巾中学校の校長のときには、この５月というのは、いろんな気温の上がり下がりがありますので、柔軟な対応をということで、特に下旬については、そういうふうにいたしました。ですから、それがそのまま慣行として行われていると、私はそう思っております。いずれ確認をさせていただきたいと思います。あとはそういうふうに指導してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、今藤原梅昭議員の質問の最中ではございますが、時間も

経過しましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を４時10分といたします。

午後　３時５８分　休憩

――――――――――――

午後　４時１０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

引き続き、一般質問を行います。

藤原梅昭議員の３問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　それでは、３問目の質問に入ります。

過去いろんな一般質問でお伺いしたことの中から４点ほどお伺いしたいのですが、医大病院がことし９月に移転してくるわけですが、ますます交流人口がふえるということで、このタイミングで気持ちよく流入人口も受け入れるという思いから４点の質問をさせていただきます。

１点目は、矢巾町観光ビジョン、これをようやくつくっていただけるというような１歩も２歩も前進していただいたわけですけれども、今後の作成スケジュール等をお伺いしたいなと。

２点目は、クリーンなまち宣言、たしかやりますという、検討しますかな、検討でごまかされるからあれですけれども、やりますというふうに私はとりましたので、いつやっていただけるのかなということでお伺いしたいと思います。

それから、来年度オリンピックが始まるということで、これを契機に東京都ではかなりたばこの喫煙、特に受動喫煙、これに対して気を遣っているわけですけれども、過去オリンピックの開催都市は、スモークフリータウンということで喫煙に対しては非常に厳しい規制をかけているということで、このタイミングにどう本町が取り組むかということでお伺いしているわけです。

４つ目には、先ほどもあったわけですけれども、クールビズ、過去は６月から10月ということで寒い時期のクールビズということでだんだん温暖化の影響も含めて暖かくなってきているということで、もう５月から極端な話11月ごろまで半年ぐらいやってもいいのではないかということで提案したわけですけれども、その辺の進行状況をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　過去の一般質問の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、矢巾町観光ビジョンは、当町の観光の将来像を見据え、地域の資源や特性を最大限に活用しながら地域の活性化を目的とした観光振興施策の展開を示すものとして今年中に策定を予定しております。

なお、策定に当たっては、第７次矢巾町総合計画の後期計画策定において実施予定の住民ワークショップ内での提言のほか、煙山ひまわりパークを初めとする観光スポットでの実績も反映し、進めてまいります。

２点目についてですが、本町としては、環境に対するモラルの欠如や認識不足などごみのポイ捨てや不法投棄の大きな原因と考えております。クリーンなまちやはば宣言に関しましては、平成31年３月会議の際、ごみのポイ捨てや不法投棄の対策としてご提案があったことから、宣言の実施例など情報収集に取り組んでおりますが、今現在は環境保全、環境美化に対する意識の高揚に重点を置いた周知啓発または見回りなどの取り組みに注力しており、クリーンなまち宣言に関しては、具体的な予定はまだ持っていないところです。今後も引き続き宣言の実施例や、その運用などの情報収集するのとあわせ、広告塔の設置など、それ以外の対策も含めポイ捨てや不法投棄対策を検討してまいります。

３点目についてですが、望まない受動喫煙の防止を図るために健康増進法が一部改正され、段階的に対策が進められており、庁舎やさわやかハウスなどにも関係するポスターを掲示しておりますが、さらに今後広報やホームページを通して受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナーの向上を図るための啓発を行ってまいります。

また、今年度からの新たな事業として喫煙者で禁煙を目指しております町民を対象に禁煙チャレンジと称する禁煙支援事業を計画しており、禁煙研修会や禁煙個別指導等を積極的に進め、町民の健康意識の向上とあわせて望まない受動喫煙の防止を図り、スモークフリータウンの実現に繋げてまいります。

４点目についてですが、クールビズの期間については、昨年度まで６月１日から９月30日までとしておりましたが、今年度から約１カ月拡大し、５月27日から10月31日までの実施としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　観光ビジョンについては、今年度中の策定予定ということですが、産業振興課、昔商工観光課、農林課ということで２つの課が１つになったわけですけれども、多分この観光ビジョンではないですけれども、観光農業を町長は頭に置きながら産業振興課ということで合体させたのかなというふうに私は勝手に思っておりましたけれども、ひとつ西側開発にとどまらず、町全体の農業と観光のコラボというのは、非常に有効な観光施設の手段だと思いますので、ぜひいろんなところでいろんなものをつくっておりますので。西側に行けば、もちろんリンゴをつくっていますし、あるいはシイタケをつくっていますし、ひまわりパークありますし、菜の花は観賞用だから油にならないという話をしましたけれども、そういう意味では、菜の花を油で利用するという将来も考えやすいのかなと。あるいは、東に行けばズッキーニもありますし、いろんな形で取り組みが可能だと思いますので、ぜひその辺のところのコラボした進め方も考慮に入れてほしいなと思うのですが、お考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えします。

ただいまの議員さんのご意見につきましても含めた形の中で検討してまいりたいと思います。

今のところ作業を進めておりまして、素案づくりを現在進めておりますが、この答弁にもありますとおり、ワークショップ等で皆さんのご意見を頂戴しながら、それも参考にして組み入れていきたいということでございますので、今回の議員さんのご質問の部分につきましても加味しながら検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　これからですので、まずぜひそういう分野の意見も取り入れながら進めていただきたいなと思います。

それでクリーンなまち宣言の話なのですけれども、私も毎日朝晩、時間があるときは犬の散歩をしているのですけれども、大体農村部を中心に行くのですけれども、まず毎日いろんなものが落ちています。たばこの吸い殻はもちろんですけれども、何かわからないけ

れども、缶チュウハイとか、あるいはコーヒーの缶とか、あるいはひどいときは、たばこの車の灰皿に入っているたばこをそのままごそっと道路に捨てていることもあるし、先日というか、春先あたり買い物袋にビールの缶をそれこそ五、六個入れたやつを捨てているとか、非常にマナーが悪いです。これ町民かどうか、それはわかりませんけれども、こういうところを見てもそうだし、あるいは西側の山のほうに行けば、聞いたところによるとタイヤを捨てたり、電化製品が捨てられたり、いろんなことで廃棄という、またごみの話になるわけですけれども、そういうような状況ですので、ぜひのろしを上げて、矢巾はそういうことは許さないぞという意味でも、やっぱりひとつどんとやらないと、なかなかよくならないのかなと。底辺のところでちょこちょこ、ちょこちょこやっているだけでは、町民だけでなく、やっぱりいろんなところからいろんな人が来ますので、矢巾は絶対汚しては許さないぞというぐらいのそういうような意気込みを含めて早く、要は何をやるにもタイミングというのがあるのです。特に医大がこっちに移ってくるというのは、すごいこれからの矢巾をつくる上ですごいインパクトなのです。そういうタイミングでやり始めたとなると、本当に来る方あるいは住んでいる方に対してのインパクトが強いと思いますので、検討、検討と言っていないで、ぜひ何かぶち上げてほしいなと思っているのですが、ちょっとそこのところ過速度的に進めてほしいと思っています。考え方をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

　今のこのお話、全くそのとおりで、先ほどの山﨑道夫議員からは、案内看板の設置のこと、今はまさにそのとおりクリーンな町、このことについては、やはり今まさにおっしゃるとおりタイミングだと思うし、例えば不動盛岡線に花壇に花を植えただけでもポイ捨てが少なくなってきているのは事実なのです。やっぱり草を刈らなかったり、それから汚くしていると、どうしてもあれだと。だから、私の住んでいる和味の西部開拓線も、やはりそういった意味では、草刈りとか何かやはりやっておると。あとは紫波町はもう早くからポイ捨ての禁止条例とか、または広告塔の設置をやっております。だから、そういうふうなことは、答弁ではまだ検討していないということなのですが、このことについては、やはり今後花と緑、先ほどの観光農業ではないのですが、そういったコンセプトをひとつ基軸にして考えていかなければならないと思いますので、このことについては、前向きに検討してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　では、今の件については、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

スモークフリータウンについては、以前からお話をしていただいているわけですけれども、いろんな取り組みをして、それぞれ進めていただいているのも事実ですので、余り拍車をかけさせても、ねじを巻いてもあれだと思うのですけれども、実は一関で改正健康増進法というのがことしの７月からスタートするわけなのですけれども、これを契機に、いわゆる市が所有する386の施設があるらしいのですが、それの３分の１に当たる134施設、これを敷地内も含めて、施設だけでなく、そこまでいわゆるスモークフリープレイスということでこの７月から実施するそうです。日本一の健康のまちといっているところが、一関は何番目かわかりませんけれども、そこに負けるということは、私には許せないのです。そういう意味でひとつ７月であれば、では６月30日でもいいけれども、１日でも早く、やっぱりもう少しこれも号令になるわけなのですけれども、そういう意味でいろんな意味でいろんなところにたばこの害というのは、もう実証されていますので、肺だけではなく、血圧にもよくないし、大腸にもよくないし、多分認知症にもよくないのではないかと思って気にしているのですけれども、そういう意味でさっきタイミングの話をしましたけれども、ぜひことしは釜石でラクビーありますし、来年は東京でオリンピックと、オリンピックは各地でありますけれども、これも一つのタイミングですので、この機会にぜひ本格的に取り組んでいただきたいなというふうに思うわけです。間違ってもたばこ税が入るからいいのだよということはおっしゃらないように、これはもうそれ以上に医療費がかかっていますので、そこのところは履き違えないで進めていただきたいなと思うのですけれども、何かご意見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　今お話がありました７月１日から第１種施設につきましては、敷地内も禁煙ということで、それ以外の施設についても民間施設も含めまして2020年の４月からそういった受動喫煙に対する防止というか、そういった対策をしなさいというふうな形で健康増進法が改正されておりますことは、皆さんもご存じかと思いますけれども、町といたしましても、施設に関しましては、先日全員協議会でもご説明申し上げたとおり、町民センター食堂につきましては、施設内は禁煙ということで、敷地内

は、特定施設になりますけれども、喫煙場所を設けてやるように進めてございますし、ほかの町民センター以外の町内の関連施設につきましても、そういった形で受動喫煙を防止するためにそれぞれ施設内、敷地内禁煙の方向で進めてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　６月30日スタートにはならないですね。他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　それこそ余りこれ以上言ってもあれでしょうから言いませんけれども、いずれ小学校、中学校、高校の施設の中はだめというふうに言われて、その施設外で、敷地も含めてやっているわけです。ということは、子どもとか老人が出入りするところは同じような考えで進めなければいけないというふうに私は基本的に思っています。そこまで徹底してやるかやらないかと。矢巾町は、もういろんなことで徹底してやるはずですので、ひとつとりあえず第一段階はいいにしても、早くその辺のところを含めて進めていただきたいということと、あとクールビズについては、ことしは少し早目にスタートしていただいたようですので、我々に伝わるのは１週間おくれましたけれども、そういう意味では、前向きに取り組んでくれているなというふうに思っていますけれども、ひとつこれはそれこそ我々関係だけでなく、役場関係だけではなく、矢巾町としていろんな事業所もあるわけですから、そこのところにも矢巾町としては、こういうふうに取り組んでいるよと、そういう宣言も必要でしょうし、あるいは学校関係についても検討してくれるということですので、その辺のところも徹底して来年というか、ことしまだありますから、秋のところもありますので、ひとつその辺のところをもう一回徹底してお願いしたいなと、これを最後に質問を終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　藤原議員につきましては、いろいろご助言いただきまして大変ありがとうございます。当初６月１日から当町でも職員を対象にクールビズを始める予定でございましたけれども、５月は全国的に異常気象というのがありまして、特に北海道などでは30度を超える記録的な猛暑が続いたということで、これは６月１日からかたことに始めるのではなくて、やはり早目に始めたいという意思がございまして、皆様への周知はおくれましたけれども、何とか早目の実施にこぎつけたところでございますので、ご理解いただきたいと思いますし、来年以降につきましても、やはり広域市町村で

も、また一般企業等でも５月から10月までのクールビズが大分浸透されてきておりますので、本町でもそれに続くように来年度以降５月、10月の範囲でクールビズを始めまして、町民、あとは町内の企業、その辺にも浸透していくようにとり進めたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で11番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

―――

○議長（藤原由巳議員）　これで本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日11日は休会、明後日12日は予算決算常任委員会を行う旨、廣田清実予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午前10時に本議場にご参集されるようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後　４時３０分　散会

令和元年矢巾町議会定例会６月会議議事日程（第５号）

令和元年６月１３日（木）午前１０時開議

議事日程（第５号）

第　１　請願・陳情の審査報告

１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願

第　２　議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第１号）について

第　３　議案第６９号　監査委員の選任に関し同意を求めることについて

第　４　議案第７０号　矢巾ＳＩＣ関連町道宮田線道路改良その１工事請負契約の変更について

第　５　発議案第４号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１７番	髙橋七郎　議員
１８番	藤原由巳　議員		

欠席議員（１名）

１６番　廣田光男　議員

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長兼防災安全室長	佐藤健一君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司君
会計管理者兼税務課長	花立孝美君	住民課長	吉田徹君
福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長（土地）	藤原道明君	特命担当課長（福祉）	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中舘和昭君
社会教育課長兼公民館長	浅沼仁君	学校給食共同調理場所長	村松康志君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	米倉孝一君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、16番、廣田光男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の会議日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　請願・陳情の審査報告

１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願

（総務常任委員長報告）

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

高橋安子総務常任委員長の報告を求めます。

高橋安子総務常任委員長。

（総務常任委員長　高橋安子議員　登壇）

○総務常任委員長（高橋安子議員）　それでは、１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願につきまして皆様のお手元に配付してあります請願審査報告書を読み上げまして報告といたします。

令和元年６月13日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、高橋安子。請願審査報告書。本委員会が令和元年矢巾町議会定例会６月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第１項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。１、付議事件名。１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願。請願者、盛岡市本町通二丁目１番36号、盛岡地域労働組合連合会議長、菖蒲澤実。紹介議員、川村よし子。

２、委員会開催年月日。令和元年６月４日火曜日。

３、出席委員。高橋安子、昆秀一、藤原信悦、小笠原佳子、小川文子。

４、審査経過。令和元年６月４日午後１時から委員５名出席のもと１請願第１号について参考人として盛岡地域労働組合連合会副議長、佐々木敏幸氏ほか１名の出席を求めて、紹介議員立ち合いのもと趣旨説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議した。

５、審査結果。１請願第１号については、採択すべきものと決定した。

６、審査意見。地域別最低賃金は、都市と地方で地域格差は12年間で２倍以上に広がっている状況となっております。2018年にはＡランクである東京都が985円に対し、岩手県はＤランクで762円であり、223円もの差が生じております。このため若者の都市部への流出も多く、結果、地方の過疎化や高齢化が進む状況でもあります。このことから最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することで誰もが安心して暮らすことができる社会を目指すことが重要であります。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものとして採択すべきものと決定した。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、１請願第１号は、採択することに決定しました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２　議案第６７号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第１号）について

○議長（藤原由巳議員）　日程第２、議案第67号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

議案第67号については、予算決算常任委員会への付託に係るもので予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長　廣田清実議員　登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員）　審査報告を行います。

令和元年６月13日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第67号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第１号）について。

本常任委員会は、令和元年６月４日付で付託されました上記の議案を審査した結果、原案を可決するものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第１号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第67号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

１、ふるさと納税について、創意工夫して早期に目標を達成するように努められたい。

２、道路標識及び案内看板について早期に調査し、整備を進められたい。

３、キャンプ場などの観光施設のトイレについて、早期整備に取り組まれたい。

４、夏まつりや秋まつりの予算について、誤解を招くことがないよう、より適切な予算編成及び予算執行に努められたい。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして審査報告といたします。

○議長（藤原由巳議員）　委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第67号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第１号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第３　議案第６９号　監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第３、議案第69号　監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第69号　監査委員の選任に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

現在本町の監査委員は２名で会計監査や事務監査を行っているところでありますが、そのうち識見を有する者として選任しております吉田功さんが６月20日で任期満了となります。今回矢巾町大字又兵ェ新田第８地割138番地､佐々木良隆さんを監査委員に選任いたしたいと存じます。

佐々木良隆さんは、人格が高潔で手腕、識見とも立派な方でありますことから、最も適任者であると存じますので、監査委員に選任いたしたく、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

採決に入ります。

議案第69号　監査委員の選任に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり同意することに決定しました。

――

日程第４　議案第７０号　矢巾ＳＩＣ関連町道宮田線道路改良その１工事請負契約の変更について

○議長（藤原由巳議員）　日程第４、議案第70号　矢巾ＳＩＣ関連町道宮田線道路改良その１工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第70号　矢巾ＳＩＣ関連町道宮田線道路改良その１工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、矢巾スマートインターチェンジ関連周辺道路整備事業として、町道宮田線の道路改良及び歩道設置工事を行っているものであり、平成30年６月29日にくみあい鉄建工業株式会社代表取締役、長沼昇三と請負金額4,514万4,000円、工期を平成30年12月５日として工事請負契約を締結し、施工延長125メートル、側溝工311メートル、アスファルト舗装工1,275平方メートルの工事内容としておりましたが、その後工期を令和元年７月10日に変更し、今回施工延長などの変更を要したところであります。

主な変更内容は、現場精査の結果、工事完成後における現道すりつけ区間を考慮し、施工延長15メートル増としたほか、歩道の一部区間において民地側に太陽光施設に影響を与えないよう当初計画の法面施工からＬ型擁壁工35メートルを設置することに変更したことから、工事費が増額となったものであります。工事費の変更につきましては、変更前の契約金額4,514万4,000円を695万5,200円増額し、変更後の契約金額を総額で5,209万9,200円とするものであり、議会の議決に付さなければならない5,000万円以上の工事契約となることから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第70号　矢巾ＳＩＣ関連町道宮田線道路改良その１工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第５　発議案第４号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

○議長（藤原由巳議員）　日程第５、発議案第４号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明を求めます。

７番、高橋安子議員。

（７番　高橋安子議員　登壇）

○７番（高橋安子議員）　発議案第４号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、１請願第１号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願について総務常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、非正規雇用者の増加に伴い、平均賃金は目減りし、消費の低迷、生産縮小、貧困の拡大を招いており、最低賃金も地域間格差が大きくなり、若い労働者の都市部への流出を招いております。最低賃金を大幅に引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させる施策を進めるとともに、中小企業負担の軽減など、政府の支援拡充

を求めるものであります。

また、意見書の提出先につきましては、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、衆参議員議長、県選出国会議員、中央最低賃金審査会会長であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第４号　最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、発議案第４号は原案のとおり可決されました。

――

○議長（藤原由巳議員）　以上をもちまして６月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもちまして令和元年矢巾町議会定例会６月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前１０時２２分　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員

署名議員